

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-1 計装設備用電器 原子炉格納容器下部注水設備[51条] (1/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;">原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S1</td> <td>中央制御室 原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S2</td> <td>中央制御室 原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S3</td> <td>中央制御室 原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S4</td> <td>ドライバール水槽 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>S5</td> <td>ドライバール水槽 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>S6</td> <td>低余熱リンク水槽 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>S7</td> <td>ドライバール水槽 中央制御室 S7 (ドライバールファン・シリンダ) S7 (ドライバールファン・シリンダ) S7 (ドライバールファン・シリンダ)</td> </tr> <tr> <td>S8</td> <td>ドライバール水槽 中央制御室 S8 (S8) 駆出ローラー(上部回路)</td> </tr> <tr> <td>S9</td> <td>ドライバール水槽 中央制御室 S9 (低負荷用アシスト上部回路)</td> </tr> <tr> <td>S10</td> <td>ドライバール水槽 中央制御室 S10 (低負荷用アシスト上部回路)</td> </tr> <tr> <td>S11</td> <td>ドライバール水槽 中央制御室 S11 (低負荷用アシスト下部回路)</td> </tr> <tr> <td>S12</td> <td>ドライバール水槽 中央制御室 S12 (電気用二重(220V)回路)</td> </tr> </table>	原子炉格納容器下部注水設備		S1	中央制御室 原子炉格納容器下部注水設備	S2	中央制御室 原子炉格納容器下部注水設備	S3	中央制御室 原子炉格納容器下部注水設備	S4	ドライバール水槽 中央制御室	S5	ドライバール水槽 中央制御室	S6	低余熱リンク水槽 中央制御室	S7	ドライバール水槽 中央制御室 S7 (ドライバールファン・シリンダ) S7 (ドライバールファン・シリンダ) S7 (ドライバールファン・シリンダ)	S8	ドライバール水槽 中央制御室 S8 (S8) 駆出ローラー(上部回路)	S9	ドライバール水槽 中央制御室 S9 (低負荷用アシスト上部回路)	S10	ドライバール水槽 中央制御室 S10 (低負荷用アシスト上部回路)	S11	ドライバール水槽 中央制御室 S11 (低負荷用アシスト下部回路)	S12	ドライバール水槽 中央制御室 S12 (電気用二重(220V)回路)		<p style="color: red;">【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
原子炉格納容器下部注水設備																													
S1	中央制御室 原子炉格納容器下部注水設備																												
S2	中央制御室 原子炉格納容器下部注水設備																												
S3	中央制御室 原子炉格納容器下部注水設備																												
S4	ドライバール水槽 中央制御室																												
S5	ドライバール水槽 中央制御室																												
S6	低余熱リンク水槽 中央制御室																												
S7	ドライバール水槽 中央制御室 S7 (ドライバールファン・シリンダ) S7 (ドライバールファン・シリンダ) S7 (ドライバールファン・シリンダ)																												
S8	ドライバール水槽 中央制御室 S8 (S8) 駆出ローラー(上部回路)																												
S9	ドライバール水槽 中央制御室 S9 (低負荷用アシスト上部回路)																												
S10	ドライバール水槽 中央制御室 S10 (低負荷用アシスト上部回路)																												
S11	ドライバール水槽 中央制御室 S11 (低負荷用アシスト下部回路)																												
S12	ドライバール水槽 中央制御室 S12 (電気用二重(220V)回路)																												

第57条 電源設備（補足説明資料）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表57-9-17-1 計画設備用取締 原子炉格納容器下部注水設備[51条(2)(3)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第十七章設置上気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>513 (機器格納部バイオル隔壁) (1)ドライバー部</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内</td></tr> <tr> <td>514 (機器格納部バイオル隔壁) (1)スクリューバルブ下部 (2)スクリューバルブ上部</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内</td></tr> <tr> <td>515 (機器格納部隔壁取出口下部 隔壁必要)</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内</td></tr> <tr> <td>516 (スクリューバルブ隔壁 隔壁必要)</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内</td></tr> <tr> <td>517 (スクリューバルブ隔壁 隔壁必要)</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内</td></tr> <tr> <td>518 (スクリューバルブ) (90°)隔壁必要)</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内</td></tr> <tr> <td>519 主力制御室压力</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内</td></tr> <tr> <td>520 主力制御室水栓</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内</td></tr> <tr> <td>521 (機器格納部隔壁取出口上部 隔壁必要)</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内</td></tr> <tr> <td>522 原子炉格納部隔壁取出口下部 隔壁必要)</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内</td></tr> <tr> <td>523 代替隔壁取出口隔壁</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内</td></tr> </tbody> </table>	第十七章設置上気筒		513 (機器格納部バイオル隔壁) (1)ドライバー部	中央制御室 原子炉格納容器内	514 (機器格納部バイオル隔壁) (1)スクリューバルブ下部 (2)スクリューバルブ上部	中央制御室 原子炉格納容器内	515 (機器格納部隔壁取出口下部 隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内	516 (スクリューバルブ隔壁 隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内	517 (スクリューバルブ隔壁 隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内	518 (スクリューバルブ) (90°)隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内	519 主力制御室压力	中央制御室 原子炉格納容器内	520 主力制御室水栓	中央制御室 原子炉格納容器内	521 (機器格納部隔壁取出口上部 隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内	522 原子炉格納部隔壁取出口下部 隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内	523 代替隔壁取出口隔壁	中央制御室 原子炉格納容器内		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事項で規定する対応設備及び重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
第十七章設置上気筒																											
513 (機器格納部バイオル隔壁) (1)ドライバー部	中央制御室 原子炉格納容器内																										
514 (機器格納部バイオル隔壁) (1)スクリューバルブ下部 (2)スクリューバルブ上部	中央制御室 原子炉格納容器内																										
515 (機器格納部隔壁取出口下部 隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内																										
516 (スクリューバルブ隔壁 隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内																										
517 (スクリューバルブ隔壁 隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内																										
518 (スクリューバルブ) (90°)隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内																										
519 主力制御室压力	中央制御室 原子炉格納容器内																										
520 主力制御室水栓	中央制御室 原子炉格納容器内																										
521 (機器格納部隔壁取出口上部 隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内																										
522 原子炉格納部隔壁取出口下部 隔壁必要)	中央制御室 原子炉格納容器内																										
523 代替隔壁取出口隔壁	中央制御室 原子炉格納容器内																										

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	<table border="1"> <caption>表57-9-17-2 關電用海水 煙子回路内容器下部注水設備 51表(17)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">蒸気導出装置</th> <th colspan="2">海水導入装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S1</td><td>大飯3号機新燃</td><td>400V R.B. 30°C 2t-1</td><td>D1 原子炉冷却水供給装置 ESS-1, III 海水用交換器冷却水供給装置(I)</td></tr> <tr> <td>S2</td><td>大飯3号機新燃</td><td>400V R.B. 30°C 2t-2</td><td>D2 海水用交換器冷却水供給装置(I)</td></tr> <tr> <td>S3</td><td>大飯3号機新燃</td><td>400V R.B. 30°C 2t-2</td><td>D3 原子炉冷却水供給装置 ESS-II 海水用交換器冷却水供給装置(I)</td></tr> <tr> <td>S4</td><td>海水用交換器冷却水供給装置(I)</td><td>400V 原子炉冷却水供給装置 2t</td><td>D4 海水用交換器冷却水供給装置(I)</td></tr> <tr> <td>S5</td><td>大飯3号機新燃</td><td>400V R.B. 30°C 2t-2</td><td>D5 原子炉冷却水供給装置 ESS-1, III 海水用交換器冷却水供給装置(I)</td></tr> <tr> <td>S6</td><td>海水用交換器冷却水供給装置(I)</td><td>海水用交換器冷却水供給装置(I) 海水用交換器冷却水供給装置 タインシルク冷却水供給装置</td><td>D6 海水用交換器冷却水供給装置(I)</td></tr> <tr> <td>S7</td><td>大飯3号機新燃</td><td>400V R.B. 30°C 2t-2</td><td>D7 原子炉冷却水供給装置 ESS-1, III 海水用交換器冷却水供給装置(I)</td></tr> <tr> <td>S8</td><td>海水用交換器冷却水供給装置(I)</td><td>CDD 常水入口弁</td><td>D8 海水用交換器冷却水供給装置(I)</td></tr> <tr> <td>S9</td><td>大飯3号機新燃</td><td>400V R.B. 30°C 2t-2</td><td>D9 原子炉冷却水供給装置 ESS-II 海水用交換器冷却水供給装置(I)</td></tr> <tr> <td>S10</td><td>海水用交換器冷却水供給装置(I)</td><td>MCR(マックス) 常水出力弁</td><td>D10 海水用交換器冷却水供給装置(I)</td></tr> <tr> <td>S11</td><td>海水用交換器冷却水供給装置(I)</td><td>400V R.B. 30°C 2t-2</td><td>D11 海水用交換器冷却水供給装置(I)</td></tr> <tr> <td>S12</td><td>海水用交換器冷却水供給装置(I)</td><td>T/B 海水用冷却装置</td><td>D12 海水用交換器冷却水供給装置(I) 海水用冷却装置</td></tr> </tbody> </table>	蒸気導出装置		海水導入装置		S1	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-1	D1 原子炉冷却水供給装置 ESS-1, III 海水用交換器冷却水供給装置(I)	S2	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-2	D2 海水用交換器冷却水供給装置(I)	S3	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-2	D3 原子炉冷却水供給装置 ESS-II 海水用交換器冷却水供給装置(I)	S4	海水用交換器冷却水供給装置(I)	400V 原子炉冷却水供給装置 2t	D4 海水用交換器冷却水供給装置(I)	S5	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-2	D5 原子炉冷却水供給装置 ESS-1, III 海水用交換器冷却水供給装置(I)	S6	海水用交換器冷却水供給装置(I)	海水用交換器冷却水供給装置(I) 海水用交換器冷却水供給装置 タインシルク冷却水供給装置	D6 海水用交換器冷却水供給装置(I)	S7	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-2	D7 原子炉冷却水供給装置 ESS-1, III 海水用交換器冷却水供給装置(I)	S8	海水用交換器冷却水供給装置(I)	CDD 常水入口弁	D8 海水用交換器冷却水供給装置(I)	S9	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-2	D9 原子炉冷却水供給装置 ESS-II 海水用交換器冷却水供給装置(I)	S10	海水用交換器冷却水供給装置(I)	MCR(マックス) 常水出力弁	D10 海水用交換器冷却水供給装置(I)	S11	海水用交換器冷却水供給装置(I)	400V R.B. 30°C 2t-2	D11 海水用交換器冷却水供給装置(I)	S12	海水用交換器冷却水供給装置(I)	T/B 海水用冷却装置	D12 海水用交換器冷却水供給装置(I) 海水用冷却装置		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
蒸気導出装置		海水導入装置																																																					
S1	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-1	D1 原子炉冷却水供給装置 ESS-1, III 海水用交換器冷却水供給装置(I)																																																				
S2	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-2	D2 海水用交換器冷却水供給装置(I)																																																				
S3	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-2	D3 原子炉冷却水供給装置 ESS-II 海水用交換器冷却水供給装置(I)																																																				
S4	海水用交換器冷却水供給装置(I)	400V 原子炉冷却水供給装置 2t	D4 海水用交換器冷却水供給装置(I)																																																				
S5	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-2	D5 原子炉冷却水供給装置 ESS-1, III 海水用交換器冷却水供給装置(I)																																																				
S6	海水用交換器冷却水供給装置(I)	海水用交換器冷却水供給装置(I) 海水用交換器冷却水供給装置 タインシルク冷却水供給装置	D6 海水用交換器冷却水供給装置(I)																																																				
S7	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-2	D7 原子炉冷却水供給装置 ESS-1, III 海水用交換器冷却水供給装置(I)																																																				
S8	海水用交換器冷却水供給装置(I)	CDD 常水入口弁	D8 海水用交換器冷却水供給装置(I)																																																				
S9	大飯3号機新燃	400V R.B. 30°C 2t-2	D9 原子炉冷却水供給装置 ESS-II 海水用交換器冷却水供給装置(I)																																																				
S10	海水用交換器冷却水供給装置(I)	MCR(マックス) 常水出力弁	D10 海水用交換器冷却水供給装置(I)																																																				
S11	海水用交換器冷却水供給装置(I)	400V R.B. 30°C 2t-2	D11 海水用交換器冷却水供給装置(I)																																																				
S12	海水用交換器冷却水供給装置(I)	T/B 海水用冷却装置	D12 海水用交換器冷却水供給装置(I) 海水用冷却装置																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<p style="text-align: center;">表17-9-17-2 撃制用電磁 原子炉格納容器下部注入水設備[51条] (2/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">原子炉格納容器下部注入水設備</th> </tr> <tr> <th>SL3</th><th>代管生水制御盤</th><th>460V R/B MC-2B-2</th><th>B13 AM制御盤</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SL4</td><td>無効用交換器回路冷却装置(2)</td><td>R/B 無効用交換器冷却装置</td><td>460V R/B MC-2B-1 R/B系の冷却装置冷却水ポンプ 冷却用循環装置</td></tr> <tr> <td>SL5</td><td>代管生水制御盤</td><td>460V R/B MC-2B-2</td><td>B19 原子炉冷却用ポンプ ES-1, III</td></tr> <tr> <td>SL6</td><td>無効用交換器回路冷却装置(2)</td><td>L/B IP無効用交換器冷却装置</td><td>無効用交換器(2)冷却出口弁</td></tr> <tr> <td>SL7</td><td>代管生水制御盤</td><td>460V R/B MC-2B-2</td><td>B21 無効用交換器回路冷却装置(1)</td></tr> <tr> <td>SL8</td><td>無効用交換器回路冷却装置(2)</td><td>原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置</td><td>460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置</td></tr> <tr> <td>SL9</td><td>代管生水制御盤</td><td>460V R/B MC-2B-2</td><td>B23 無効用交換器回路冷却装置(2)</td></tr> <tr> <td>SL0</td><td>無効用交換器回路冷却装置(2)</td><td>原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置</td><td>460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置</td></tr> <tr> <td>S21</td><td>無効用交換器回路冷却装置(2)</td><td>代管生水制御盤</td><td>460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置</td></tr> <tr> <td>S22</td><td>無効用交換器回路冷却装置(1)</td><td>L21 優先主ポンプ L25 優先主ポンプ</td><td>460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置</td></tr> <tr> <td>S23</td><td>無効用交換器回路冷却装置(2)</td><td>L25 優先主ポンプ L27 優先主ポンプ</td><td>460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置</td></tr> <tr> <td>S24</td><td>無効用交換器回路</td><td>460V R/B MC-2C-4</td><td>460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置</td></tr> </tbody> </table>	原子炉格納容器下部注入水設備				SL3	代管生水制御盤	460V R/B MC-2B-2	B13 AM制御盤	SL4	無効用交換器回路冷却装置(2)	R/B 無効用交換器冷却装置	460V R/B MC-2B-1 R/B系の冷却装置冷却水ポンプ 冷却用循環装置	SL5	代管生水制御盤	460V R/B MC-2B-2	B19 原子炉冷却用ポンプ ES-1, III	SL6	無効用交換器回路冷却装置(2)	L/B IP無効用交換器冷却装置	無効用交換器(2)冷却出口弁	SL7	代管生水制御盤	460V R/B MC-2B-2	B21 無効用交換器回路冷却装置(1)	SL8	無効用交換器回路冷却装置(2)	原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置	SL9	代管生水制御盤	460V R/B MC-2B-2	B23 無効用交換器回路冷却装置(2)	SL0	無効用交換器回路冷却装置(2)	原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置	S21	無効用交換器回路冷却装置(2)	代管生水制御盤	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置	S22	無効用交換器回路冷却装置(1)	L21 優先主ポンプ L25 優先主ポンプ	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置	S23	無効用交換器回路冷却装置(2)	L25 優先主ポンプ L27 優先主ポンプ	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置	S24	無効用交換器回路	460V R/B MC-2C-4	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置	<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事 故対処設備及び重大事故等対処設備と して必要な設備を設けるという点にお いて同等である。</p>
原子炉格納容器下部注入水設備																																																						
SL3	代管生水制御盤	460V R/B MC-2B-2	B13 AM制御盤																																																			
SL4	無効用交換器回路冷却装置(2)	R/B 無効用交換器冷却装置	460V R/B MC-2B-1 R/B系の冷却装置冷却水ポンプ 冷却用循環装置																																																			
SL5	代管生水制御盤	460V R/B MC-2B-2	B19 原子炉冷却用ポンプ ES-1, III																																																			
SL6	無効用交換器回路冷却装置(2)	L/B IP無効用交換器冷却装置	無効用交換器(2)冷却出口弁																																																			
SL7	代管生水制御盤	460V R/B MC-2B-2	B21 無効用交換器回路冷却装置(1)																																																			
SL8	無効用交換器回路冷却装置(2)	原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置																																																			
SL9	代管生水制御盤	460V R/B MC-2B-2	B23 無効用交換器回路冷却装置(2)																																																			
SL0	無効用交換器回路冷却装置(2)	原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置																																																			
S21	無効用交換器回路冷却装置(2)	代管生水制御盤	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置																																																			
S22	無効用交換器回路冷却装置(1)	L21 優先主ポンプ L25 優先主ポンプ	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置																																																			
S23	無効用交換器回路冷却装置(2)	L25 優先主ポンプ L27 優先主ポンプ	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置																																																			
S24	無効用交換器回路	460V R/B MC-2C-4	460V 原子炉冷却用ポンプ冷却水用 原水冷却装置																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<p style="text-align: center;">表7-9-17-2 制御用電路 原子炉燃料容器下部注水設備 51条1(3)7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">注入水流量計測管</th> <th colspan="2">底弁・底部給水配管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S36</td><td>外部排水水流量</td><td>460V 10.0 MWC 2P-4</td><td>460V R/B MWC 2P-4</td></tr> <tr> <td>S36</td><td>断面抽換水流量</td><td>460V 10.0 MWC 2P-4</td><td>460V R/B MWC 2P-4</td></tr> <tr> <td>S37</td><td>内部生水水流量</td><td>460V 10.0 MWC 2P-4</td><td>460V R/B MWC 2P-4</td></tr> <tr> <td>S38</td><td>小括生水水流量</td><td>460V 10.0 MWC 2P-4</td><td>460V R/B MWC 2P-4</td></tr> <tr> <td>S29</td><td>内部生水水流量</td><td>460V 10.0 MWC 2P-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S30</td><td>内部生水水流量</td><td>460V 10.0 MWC 2P-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S31</td><td>内部生水水流量</td><td>460V 10.0 MWC 2P-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S32</td><td>内部生水水流量</td><td>460V 10.0 MWC 2P-2</td><td></td></tr> <tr> <td>S33</td><td>内部生水水流量</td><td>460V 10.0 MWC 2P-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S34</td><td>内部生水水流量</td><td>460V 10.0 MWC 2P-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S35</td><td>緊急電気化電流計水流量計(1)</td><td>460V R/B MWC 2P-4</td><td>460V R/B MWC 2P-4</td></tr> <tr> <td>S36</td><td>内部生水水流量</td><td>内部精純水流量</td><td></td></tr> </tbody> </table>	注入水流量計測管		底弁・底部給水配管		S36	外部排水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4	460V R/B MWC 2P-4	S36	断面抽換水流量	460V 10.0 MWC 2P-4	460V R/B MWC 2P-4	S37	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4	460V R/B MWC 2P-4	S38	小括生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4	460V R/B MWC 2P-4	S29	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4		S30	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4		S31	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4		S32	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-2		S33	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4		S34	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4		S35	緊急電気化電流計水流量計(1)	460V R/B MWC 2P-4	460V R/B MWC 2P-4	S36	内部生水水流量	内部精純水流量		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
注入水流量計測管		底弁・底部給水配管																																																				
S36	外部排水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4	460V R/B MWC 2P-4																																																			
S36	断面抽換水流量	460V 10.0 MWC 2P-4	460V R/B MWC 2P-4																																																			
S37	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4	460V R/B MWC 2P-4																																																			
S38	小括生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4	460V R/B MWC 2P-4																																																			
S29	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4																																																				
S30	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4																																																				
S31	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4																																																				
S32	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-2																																																				
S33	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4																																																				
S34	内部生水水流量	460V 10.0 MWC 2P-4																																																				
S35	緊急電気化電流計水流量計(1)	460V R/B MWC 2P-4	460V R/B MWC 2P-4																																																			
S36	内部生水水流量	内部精純水流量																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
	<table border="1"> <caption>表57-9-17-2 割削用電路 原子炉冷却系上部注水設備 [51条] (4/7)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">重大事故応行装置</th> <th colspan="2">設計事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S33</td><td>代管炉冷却装置</td><td>120kW 直流水供給装置 25-1</td><td></td></tr> <tr> <td>S38</td><td>125kW 置流水供給装置 25-1</td><td>FFM24 ポンプ2台並</td><td></td></tr> <tr> <td>S39</td><td>代管炉冷却装置</td><td>460kW R/B M3 25-1</td><td></td></tr> <tr> <td>S40</td><td>代管炉冷却装置</td><td>460kW R/B M3 25-2</td><td></td></tr> <tr> <td>S41</td><td>代管炉冷却装置</td><td>460kW R/B M3 25-3</td><td></td></tr> <tr> <td>S42</td><td>代管炉冷却装置</td><td>460kW R/B M3 25-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S43</td><td>代管炉冷却装置</td><td>460kW R/B M3 25-5</td><td></td></tr> <tr> <td>S44</td><td>代管炉冷却装置</td><td>460kW R/B M3 25-6</td><td></td></tr> <tr> <td>S45</td><td>代管炉冷却装置</td><td>460kW R/B M3 25-7</td><td></td></tr> <tr> <td>S46</td><td>代管炉冷却装置</td><td>460kW R/B M3 25-8</td><td></td></tr> <tr> <td>S47</td><td>原子炉冷却装置 KSS-1, III</td><td>460kW R/B M3 25-9</td><td></td></tr> <tr> <td>S48</td><td>原子炉冷却装置 KSS-1, III</td><td>460kW R/B M3 25-10</td><td></td></tr> <tr> <td>S49</td><td>原子炉冷却装置(計画) (1)</td><td>460kW 原子炉冷却装置交換装置(計画) (1)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	重大事故応行装置		設計事項		S33	代管炉冷却装置	120kW 直流水供給装置 25-1		S38	125kW 置流水供給装置 25-1	FFM24 ポンプ2台並		S39	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-1		S40	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-2		S41	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-3		S42	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-4		S43	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-5		S44	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-6		S45	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-7		S46	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-8		S47	原子炉冷却装置 KSS-1, III	460kW R/B M3 25-9		S48	原子炉冷却装置 KSS-1, III	460kW R/B M3 25-10		S49	原子炉冷却装置(計画) (1)	460kW 原子炉冷却装置交換装置(計画) (1)		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
重大事故応行装置		設計事項																																																								
S33	代管炉冷却装置	120kW 直流水供給装置 25-1																																																								
S38	125kW 置流水供給装置 25-1	FFM24 ポンプ2台並																																																								
S39	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-1																																																								
S40	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-2																																																								
S41	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-3																																																								
S42	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-4																																																								
S43	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-5																																																								
S44	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-6																																																								
S45	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-7																																																								
S46	代管炉冷却装置	460kW R/B M3 25-8																																																								
S47	原子炉冷却装置 KSS-1, III	460kW R/B M3 25-9																																																								
S48	原子炉冷却装置 KSS-1, III	460kW R/B M3 25-10																																																								
S49	原子炉冷却装置(計画) (1)	460kW 原子炉冷却装置交換装置(計画) (1)																																																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
	<p>表57-9-17-2 制御用電路 原子炉格納容器上部注水装置[51条] (5/7)</p> <p>最大事故時の設備</p> <table border="1"> <tr> <td>S51</td> <td>緊急用交流遮断用切換装置(1)</td> <td>460V/原子炉遮断用切換装置20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S52</td> <td>緊急用交流遮断用切換装置(2)</td> <td>460V/原子炉遮断用切換装置2C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S53</td> <td>緊急用交流遮断用切換装置(1)</td> <td>460V/原子炉遮断用切換装置2C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S54</td> <td>緊急用交流遮断用切換装置(1)</td> <td>460V/原子炉遮断用切換装置20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S55</td> <td>緊急用交流遮断用切換装置(1)</td> <td>460V/原子炉遮断用切換装置2C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S56</td> <td>緊急用交流遮断用切換装置(1)</td> <td>460V/原子炉遮断用切換装置20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S59</td> <td>緊急用交流遮断用切換装置(2)</td> <td>460V/原子炉遮断用切換装置2C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S60</td> <td>緊急用交流遮断用切換装置(2)</td> <td>460V/原子炉遮断用切換装置2C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S61</td> <td>代替用火水ポンプ</td> <td>消防ポンプ系統 (A)・(B) PGS-1 スプレイ系ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S62</td> <td>代替用火水ポンプ</td> <td>消防ポンプ系統 (B) PGS-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S63</td> <td>代替用火水ポンプ</td> <td>消防ポンプ系統 (A)・(B) PGS-1 スプレイ系ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S64</td> <td>代替用火水ポンプ</td> <td>消防ポンプ系統 (A)・(B) PGS-1 スプレイ系ポンプ</td> <td></td> </tr> </table>	S51	緊急用交流遮断用切換装置(1)	460V/原子炉遮断用切換装置20		S52	緊急用交流遮断用切換装置(2)	460V/原子炉遮断用切換装置2C		S53	緊急用交流遮断用切換装置(1)	460V/原子炉遮断用切換装置2C		S54	緊急用交流遮断用切換装置(1)	460V/原子炉遮断用切換装置20		S55	緊急用交流遮断用切換装置(1)	460V/原子炉遮断用切換装置2C		S56	緊急用交流遮断用切換装置(1)	460V/原子炉遮断用切換装置20		S59	緊急用交流遮断用切換装置(2)	460V/原子炉遮断用切換装置2C		S60	緊急用交流遮断用切換装置(2)	460V/原子炉遮断用切換装置2C		S61	代替用火水ポンプ	消防ポンプ系統 (A)・(B) PGS-1 スプレイ系ポンプ		S62	代替用火水ポンプ	消防ポンプ系統 (B) PGS-1		S63	代替用火水ポンプ	消防ポンプ系統 (A)・(B) PGS-1 スプレイ系ポンプ		S64	代替用火水ポンプ	消防ポンプ系統 (A)・(B) PGS-1 スプレイ系ポンプ		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対応設備及び重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
S51	緊急用交流遮断用切換装置(1)	460V/原子炉遮断用切換装置20																																																
S52	緊急用交流遮断用切換装置(2)	460V/原子炉遮断用切換装置2C																																																
S53	緊急用交流遮断用切換装置(1)	460V/原子炉遮断用切換装置2C																																																
S54	緊急用交流遮断用切換装置(1)	460V/原子炉遮断用切換装置20																																																
S55	緊急用交流遮断用切換装置(1)	460V/原子炉遮断用切換装置2C																																																
S56	緊急用交流遮断用切換装置(1)	460V/原子炉遮断用切換装置20																																																
S59	緊急用交流遮断用切換装置(2)	460V/原子炉遮断用切換装置2C																																																
S60	緊急用交流遮断用切換装置(2)	460V/原子炉遮断用切換装置2C																																																
S61	代替用火水ポンプ	消防ポンプ系統 (A)・(B) PGS-1 スプレイ系ポンプ																																																
S62	代替用火水ポンプ	消防ポンプ系統 (B) PGS-1																																																
S63	代替用火水ポンプ	消防ポンプ系統 (A)・(B) PGS-1 スプレイ系ポンプ																																																
S64	代替用火水ポンプ	消防ポンプ系統 (A)・(B) PGS-1 スプレイ系ポンプ																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<table border="1"> <caption>表57-9-17-2 制御用配管 原子炉燃料容器下部注水設備(51条)(6/7)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">管入事例別一覧面</th> <th colspan="2">管出事例別一覧面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S65</td><td>代管注入用管</td><td>制御配管系統 (1-C) 管 SSS-11</td><td></td></tr> <tr> <td>S66</td><td>代管注入用管</td><td>AM 直通管</td><td></td></tr> <tr> <td>S67</td><td>代管注入用管</td><td>AM 直通管</td><td></td></tr> <tr> <td>S70</td><td>代管注入用管</td><td>460V E.B. MTC 2E-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S71</td><td>代管注入用管</td><td>460V E.B. MTC 2E-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S72</td><td>製造出荷装置用給排水管(1)</td><td>代替管管内止みノブ取込付</td><td></td></tr> <tr> <td>S73</td><td>代管注入用管</td><td>460V E.B. MTC 2E-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S74</td><td>製造出荷装置用給排水管(2)</td><td>代替管管内止みノブ取込付</td><td></td></tr> <tr> <td>S75</td><td>代管注入用管</td><td>460V E.B. MTC 2E-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S76</td><td>製造出荷装置用給排水管(3)</td><td>日本製鉄製管管</td><td></td></tr> <tr> <td>S77</td><td>代管注入用管</td><td>460V E.B. MTC 2E-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S78</td><td>製造出荷装置用給排水管(2)</td><td>日本製鉄製管管</td><td></td></tr> </tbody> </table>	管入事例別一覧面		管出事例別一覧面		S65	代管注入用管	制御配管系統 (1-C) 管 SSS-11		S66	代管注入用管	AM 直通管		S67	代管注入用管	AM 直通管		S70	代管注入用管	460V E.B. MTC 2E-4		S71	代管注入用管	460V E.B. MTC 2E-4		S72	製造出荷装置用給排水管(1)	代替管管内止みノブ取込付		S73	代管注入用管	460V E.B. MTC 2E-4		S74	製造出荷装置用給排水管(2)	代替管管内止みノブ取込付		S75	代管注入用管	460V E.B. MTC 2E-4		S76	製造出荷装置用給排水管(3)	日本製鉄製管管		S77	代管注入用管	460V E.B. MTC 2E-4		S78	製造出荷装置用給排水管(2)	日本製鉄製管管		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
管入事例別一覧面		管出事例別一覧面																																																				
S65	代管注入用管	制御配管系統 (1-C) 管 SSS-11																																																				
S66	代管注入用管	AM 直通管																																																				
S67	代管注入用管	AM 直通管																																																				
S70	代管注入用管	460V E.B. MTC 2E-4																																																				
S71	代管注入用管	460V E.B. MTC 2E-4																																																				
S72	製造出荷装置用給排水管(1)	代替管管内止みノブ取込付																																																				
S73	代管注入用管	460V E.B. MTC 2E-4																																																				
S74	製造出荷装置用給排水管(2)	代替管管内止みノブ取込付																																																				
S75	代管注入用管	460V E.B. MTC 2E-4																																																				
S76	製造出荷装置用給排水管(3)	日本製鉄製管管																																																				
S77	代管注入用管	460V E.B. MTC 2E-4																																																				
S78	製造出荷装置用給排水管(2)	日本製鉄製管管																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

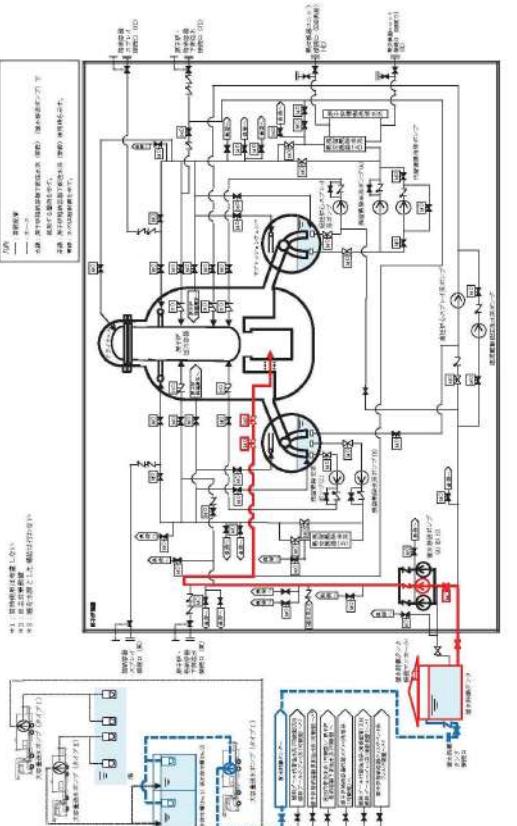
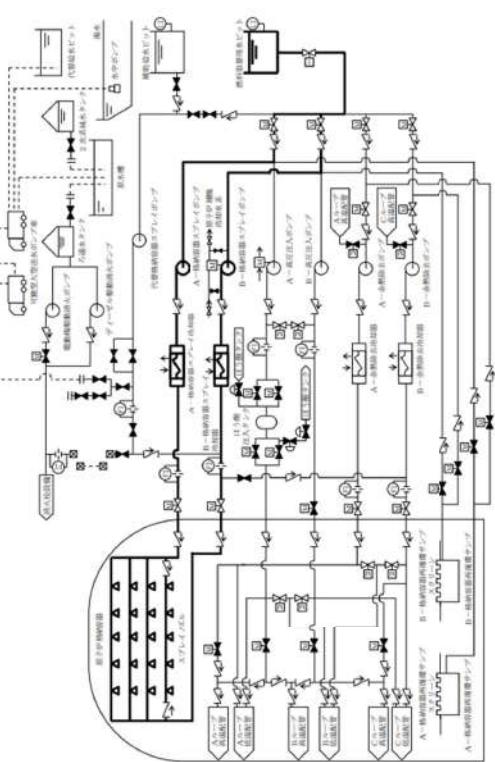
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-2 検査用断路器 原子炉格納容器下部注水設備[51条(7)]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">重大事故防護装置</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">S179</td> <td style="padding: 5px;">代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">S180</td> <td style="padding: 5px;">代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">S181</td> <td style="padding: 5px;">代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">S182</td> <td style="padding: 5px;">代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">S183</td> <td style="padding: 5px;">代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">S188</td> <td style="padding: 5px;">緊急用交信装置切替機(2) 代替遮断器接点(シグナルスイッチ)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">S199</td> <td style="padding: 5px;">代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">S200</td> <td style="padding: 5px;">代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1</td> </tr> </table>	重大事故防護装置		S179	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1	S180	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1	S181	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1	S182	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1	S183	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1	S188	緊急用交信装置切替機(2) 代替遮断器接点(シグナルスイッチ)	S199	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1	S200	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対応設備及び重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
重大事故防護装置																					
S179	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1																				
S180	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1																				
S181	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1																				
S182	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1																				
S183	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1																				
S188	緊急用交信装置切替機(2) 代替遮断器接点(シグナルスイッチ)																				
S199	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1																				
S200	代替止水用遮断器 460W R/B/M/C-2G-1																				

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

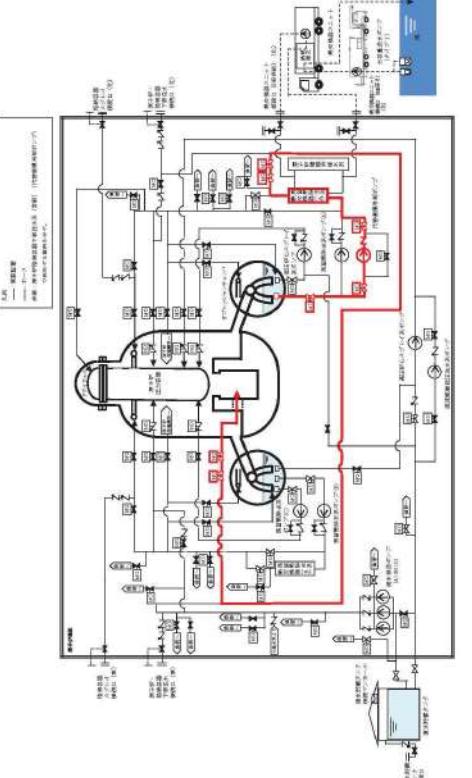
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-45 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)の系統概要図</p>	 <p>図 57-9-34 格納容器ステイレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

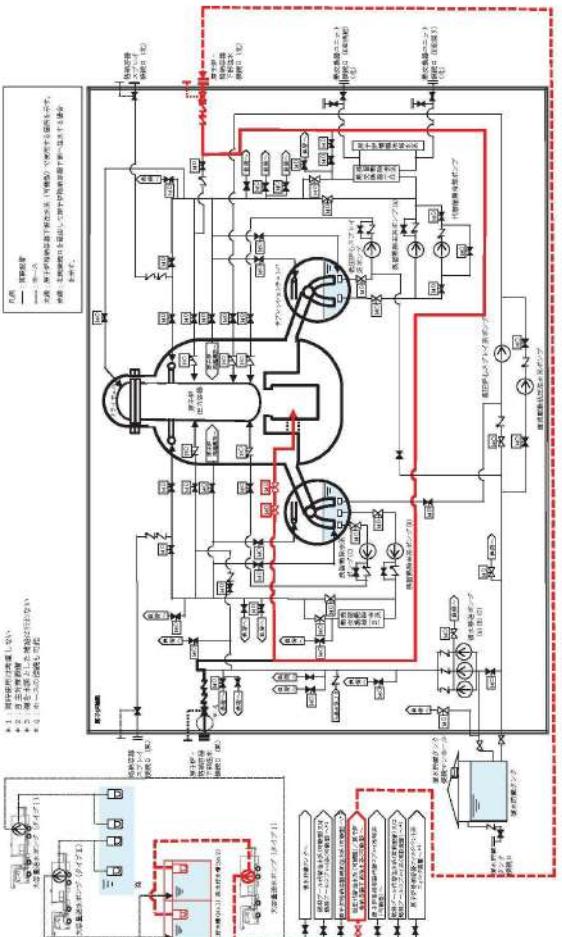
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-46 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

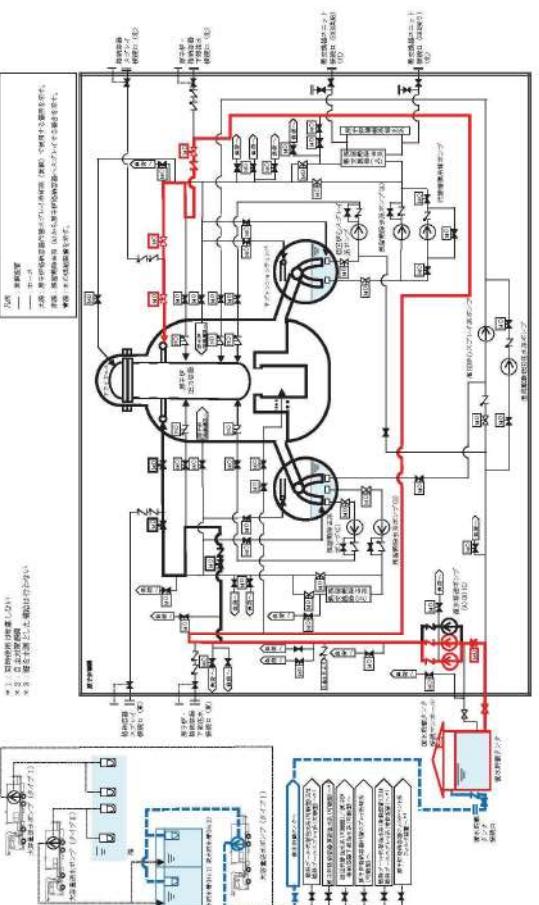
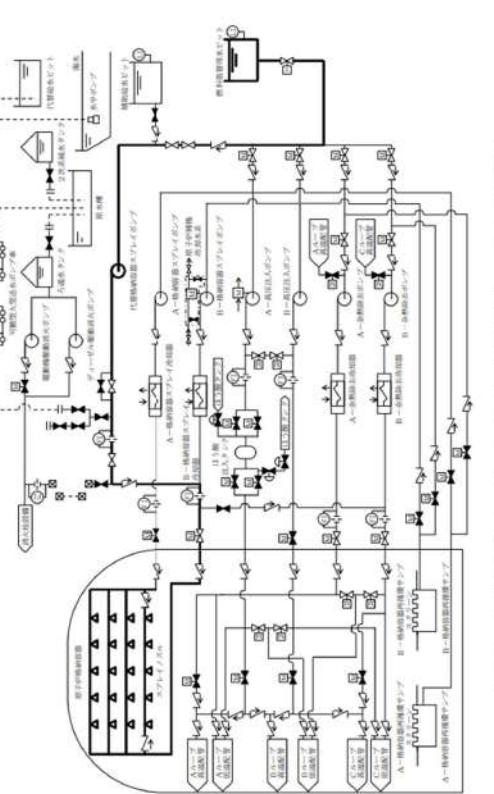
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-47 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

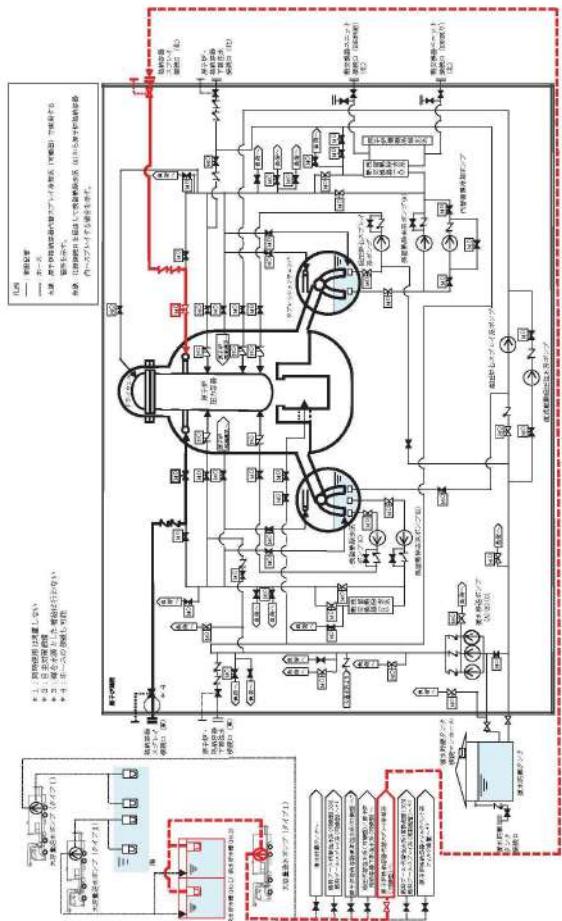
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

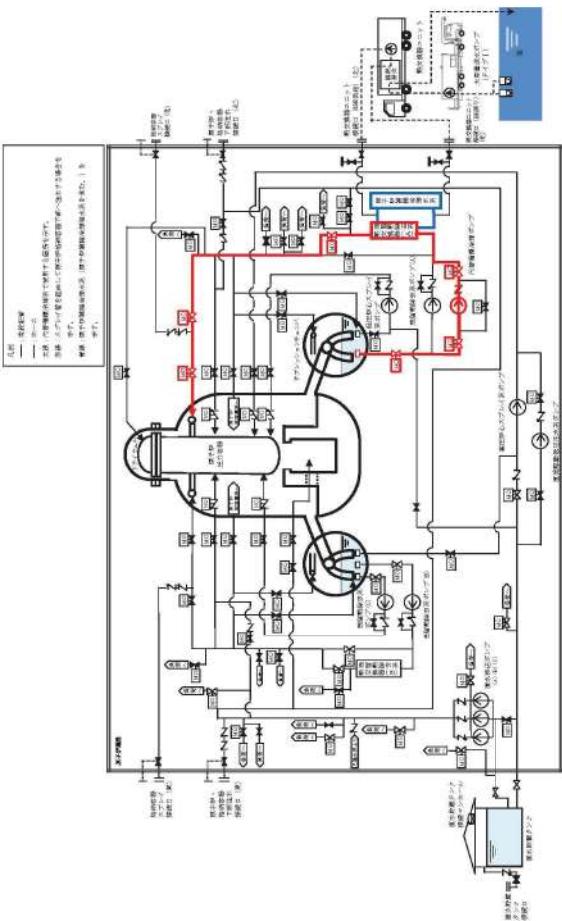
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-48 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の系統概要図</p>	 <p>図 57-9-35 代替格納容器スプレイボンブによる原子炉格納容器下部への注水の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

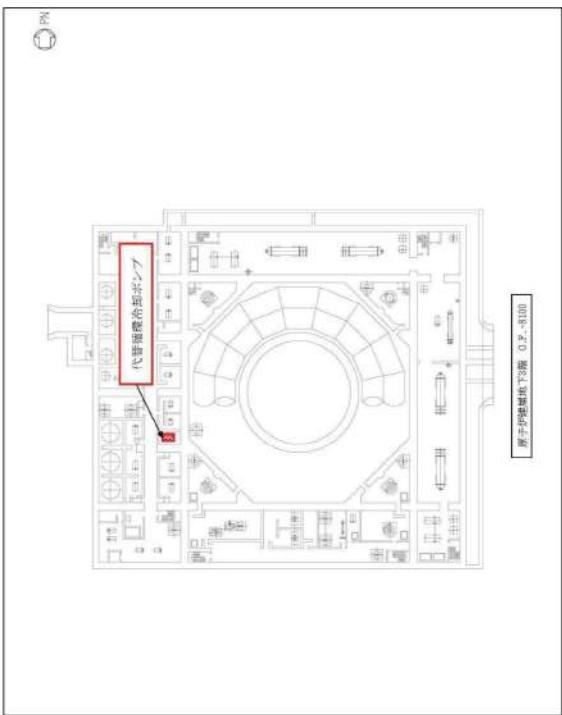
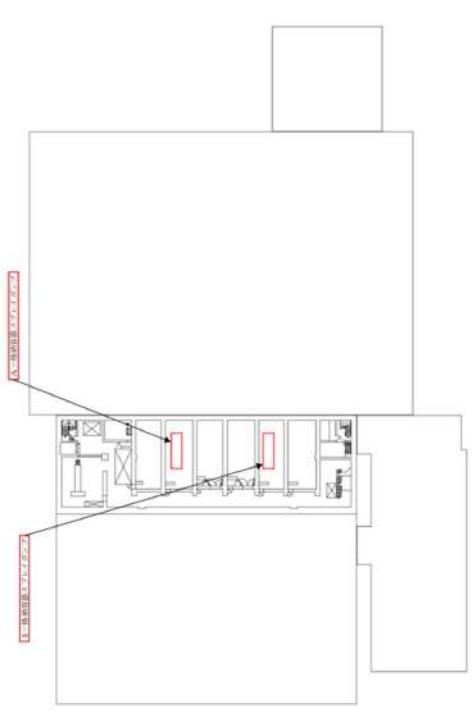
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-49 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-50 代替循環冷却系の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

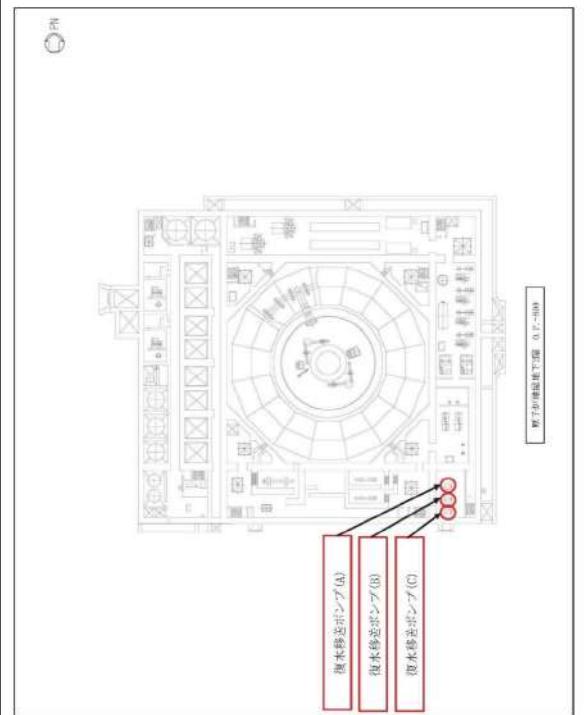
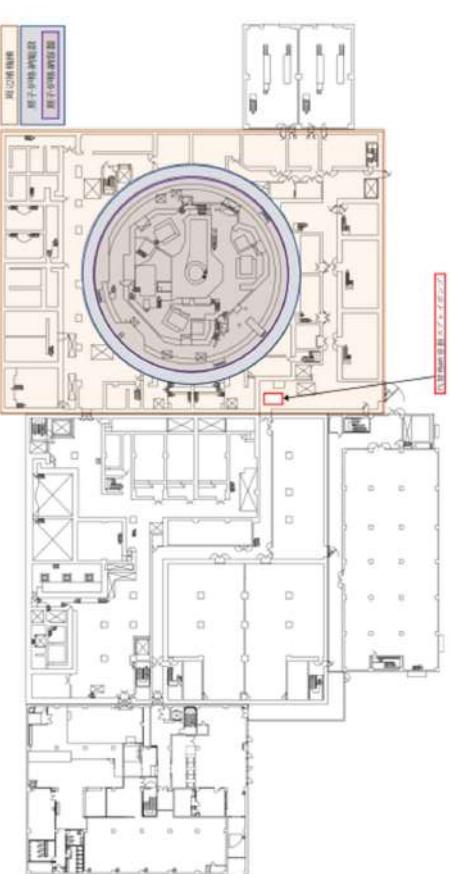
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>図 67-9-51 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替廃熱冷却系の配置図(1/4)</p>	 <p>図 67-9-36 格納容器 2号炉サイドによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイボンブによる原子炉格納容器下部への注水配管図(1/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-52 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配管図(2/4)</p>	 <p>図 57.9.37 格納容器スプレイボンブによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイボンブによる原子炉格納容器下部への注水及び 代替格納容器スプレイボンブによる原子炉格納容器下部への注水及び</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

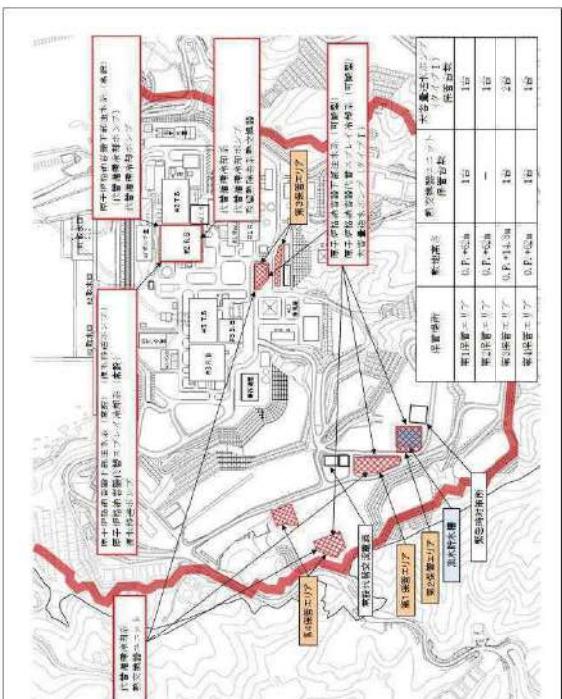
大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-53 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(3/4)</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

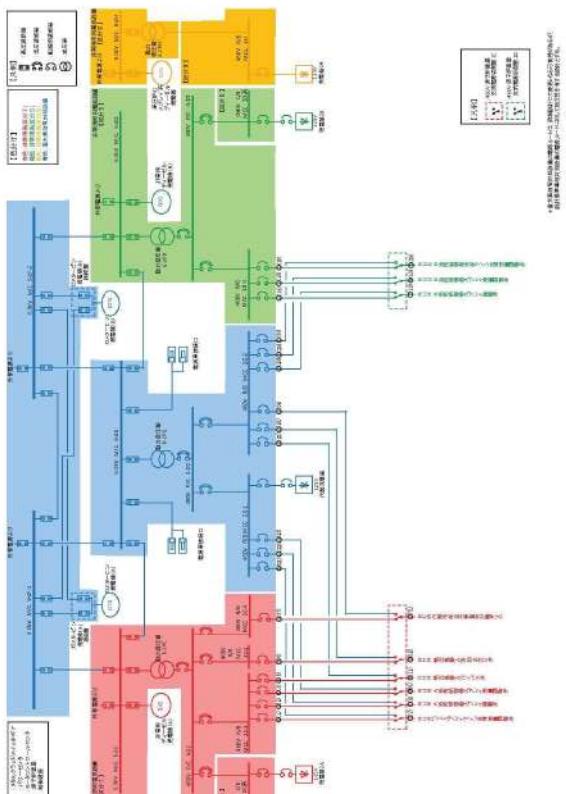
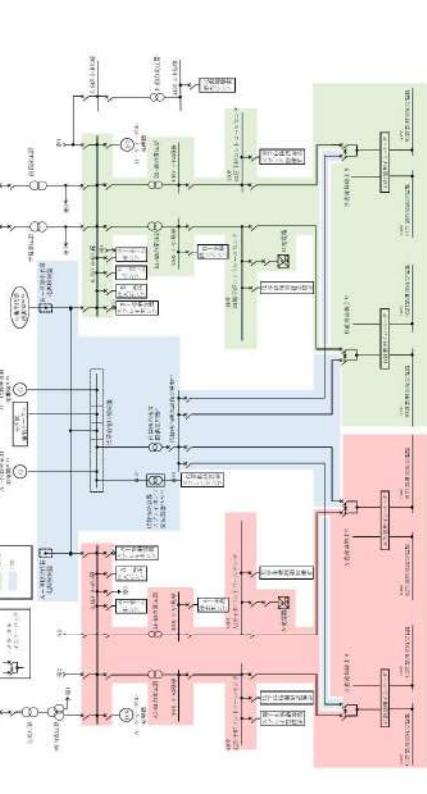
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

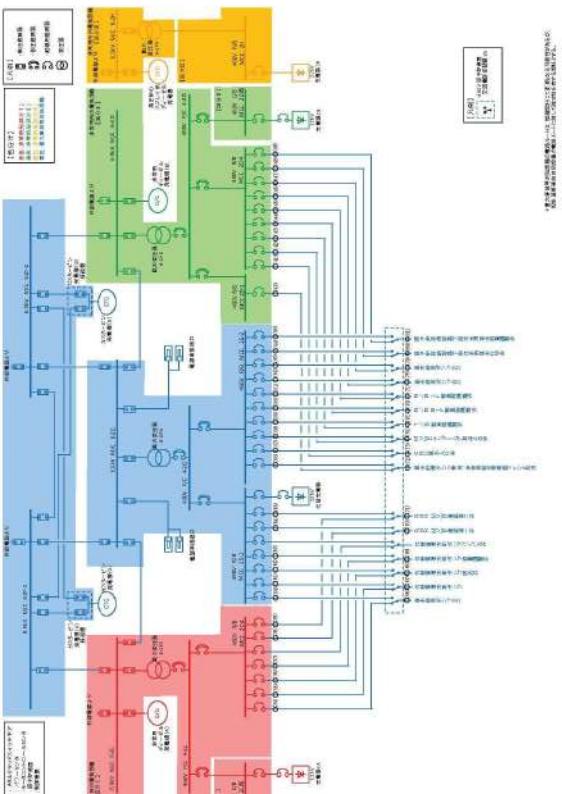
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-54 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配図(4/4)</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-55 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条] (1/2)</p>	 <p>図 57-9-28 単線結線図(交流) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水[51条] 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水[51条]</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

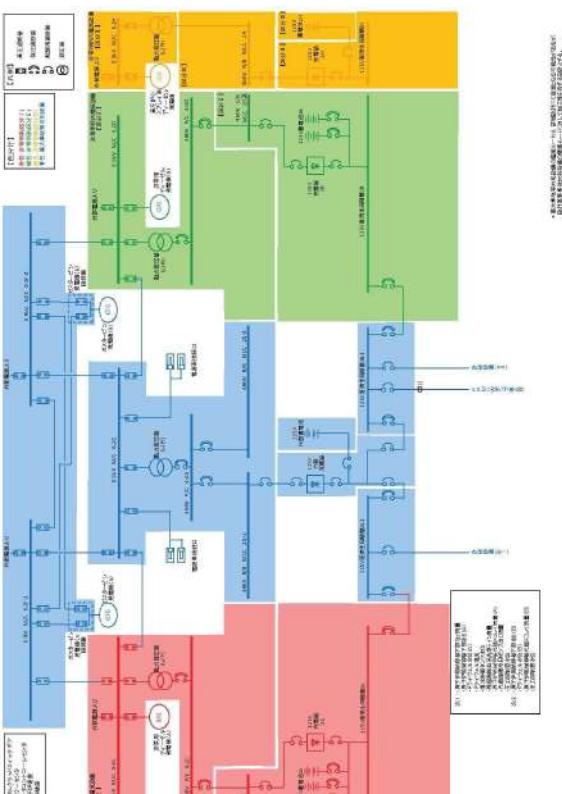
大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-56 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51 条] (2/2)</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

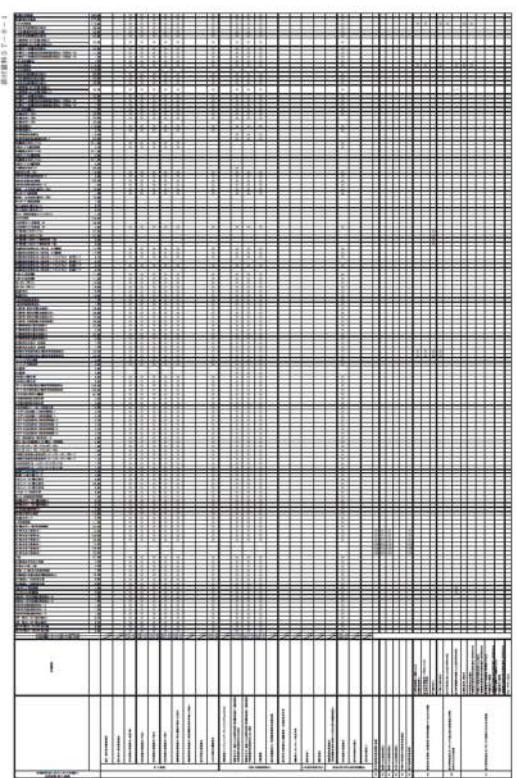
大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-57 単線結線図(直流) 原子炉格納容器下部注水系 [51 条]</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

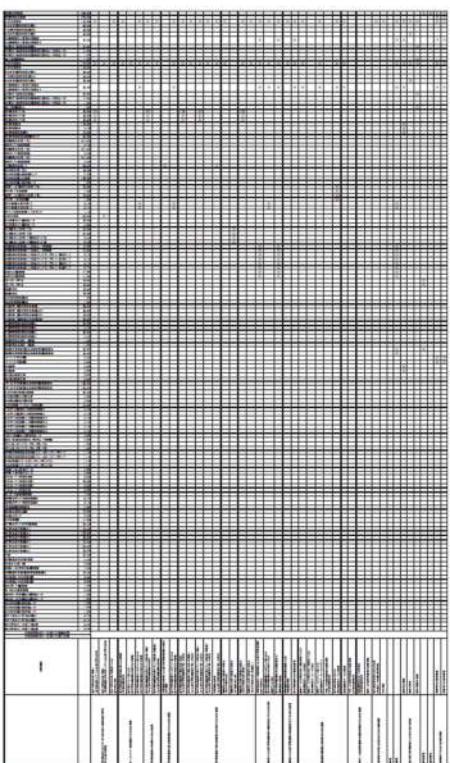
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <p>・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <p>・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

図 47-1 2号原子炉建屋 地下3階

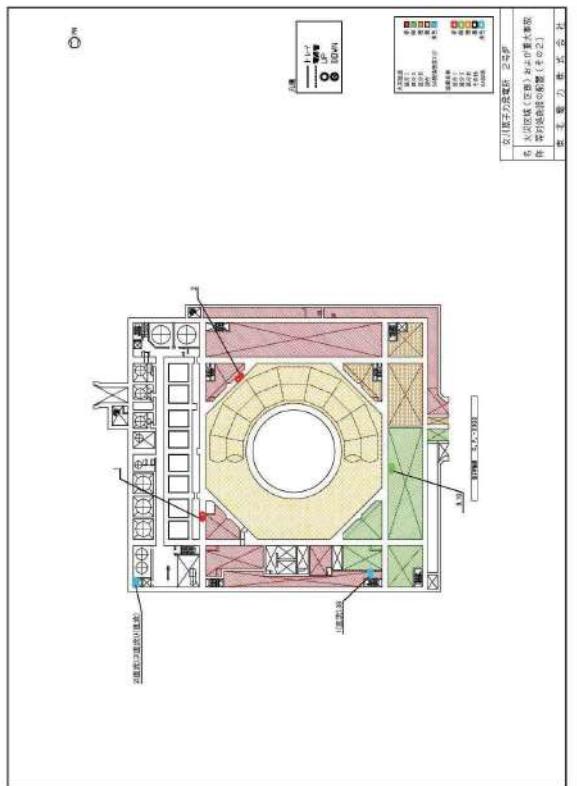
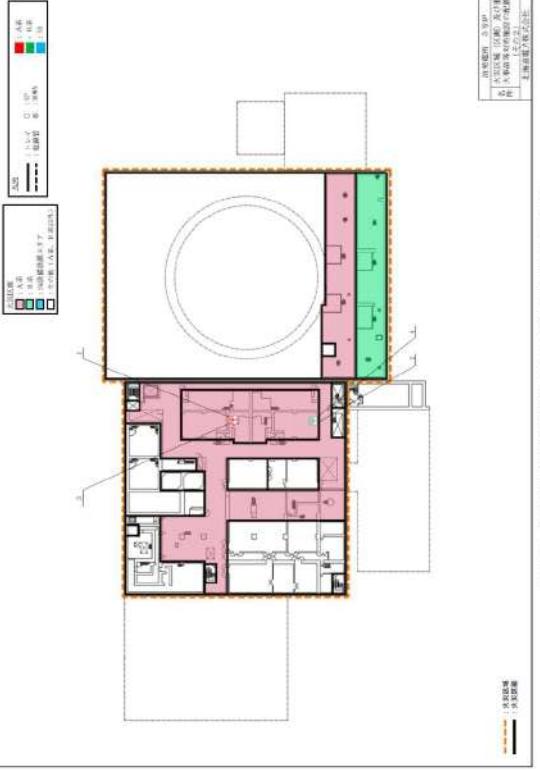
図 47-1 3号原子炉建屋 T.P.-1,7n

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

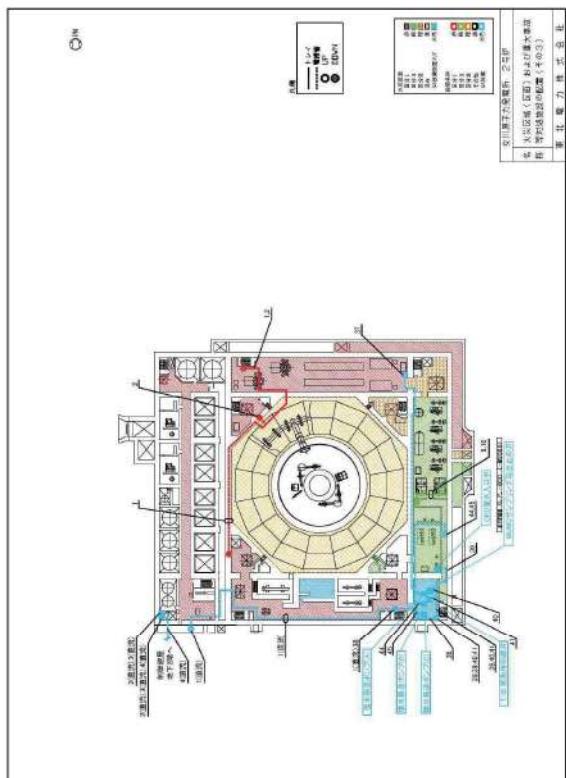
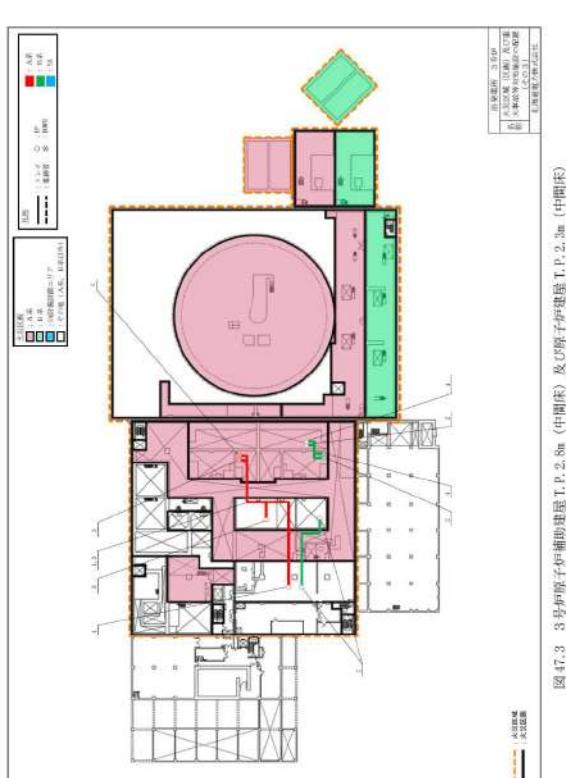
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 47-2 3号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

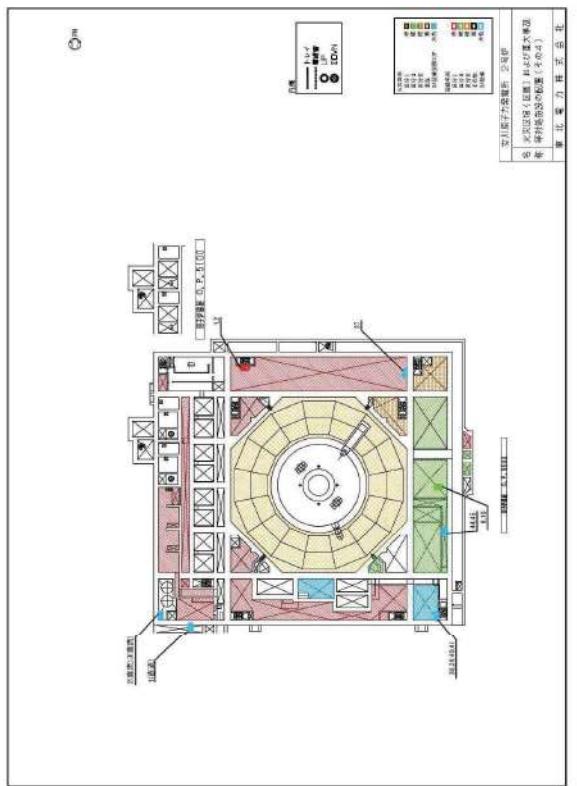
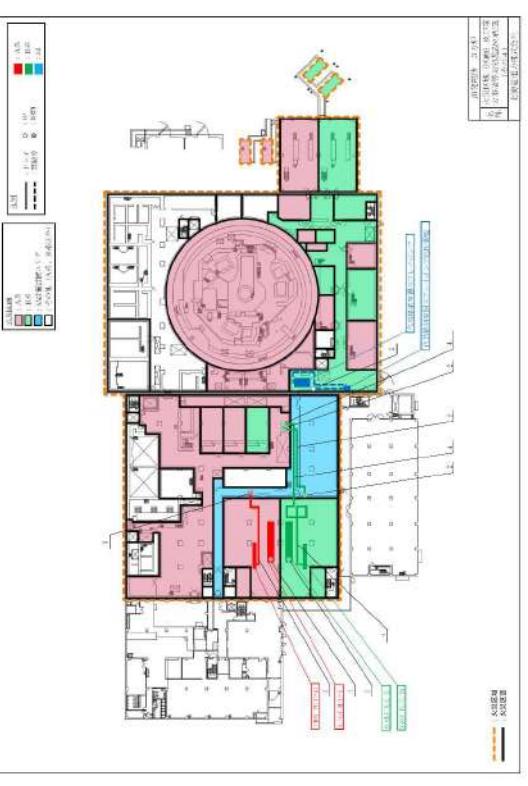
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図47-3 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同様である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 47-4 3号炉原子炉建屋 T.P. 10, 3m 及び高子建屋 T.P. 10, 3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図47-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	<p>図47-6 3号炉原子炉建屋 T.P. 10.3m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P. 10.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

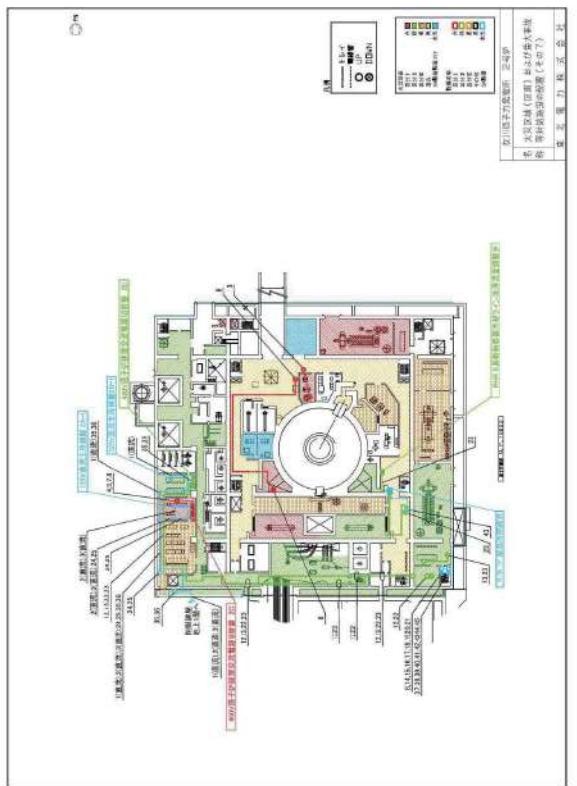
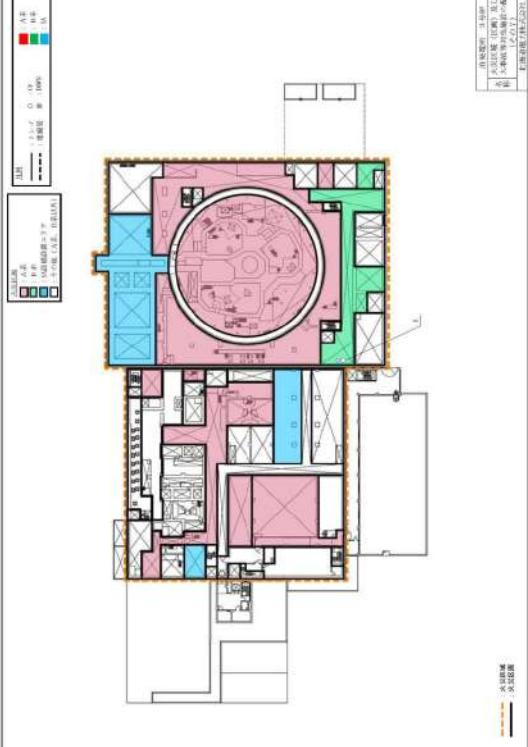
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図47-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	<p>図47-6 3号炉原子炉建屋 T.P.17.8m 及び原子炉建屋 T.P.17.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

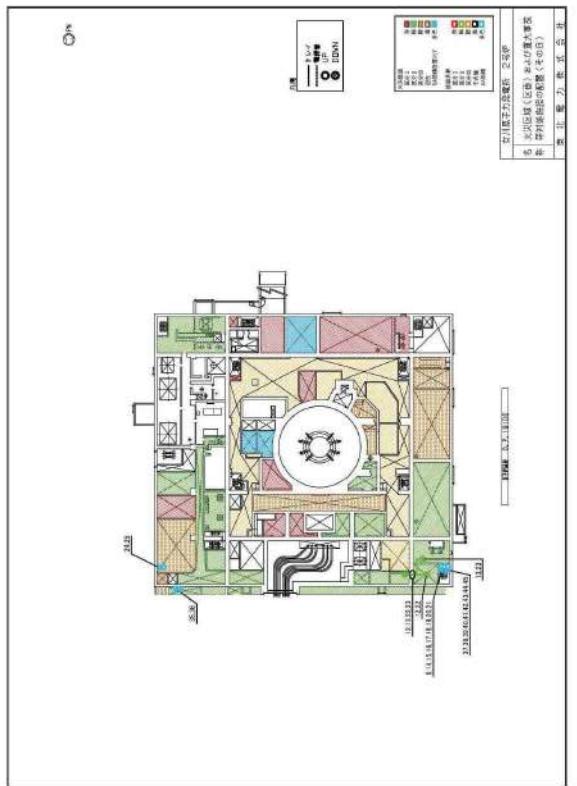
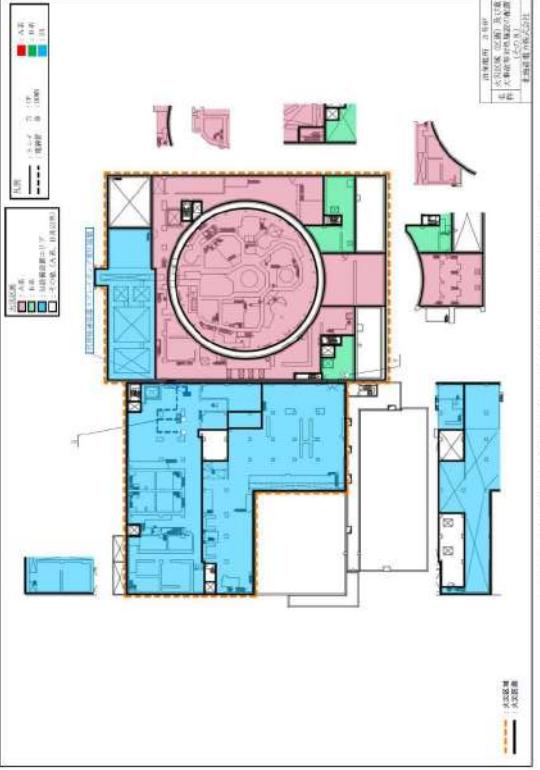
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図47-7 3号炉原子炉建屋 T.P. 17.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P. 17.8m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

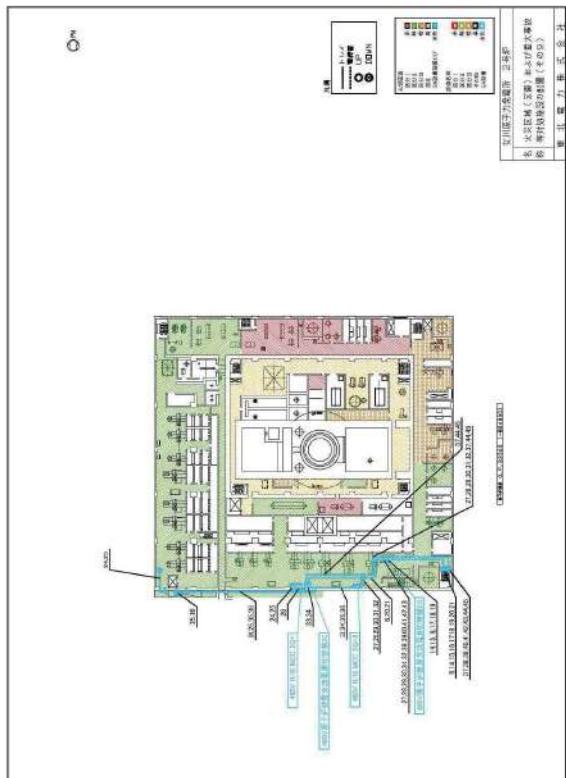
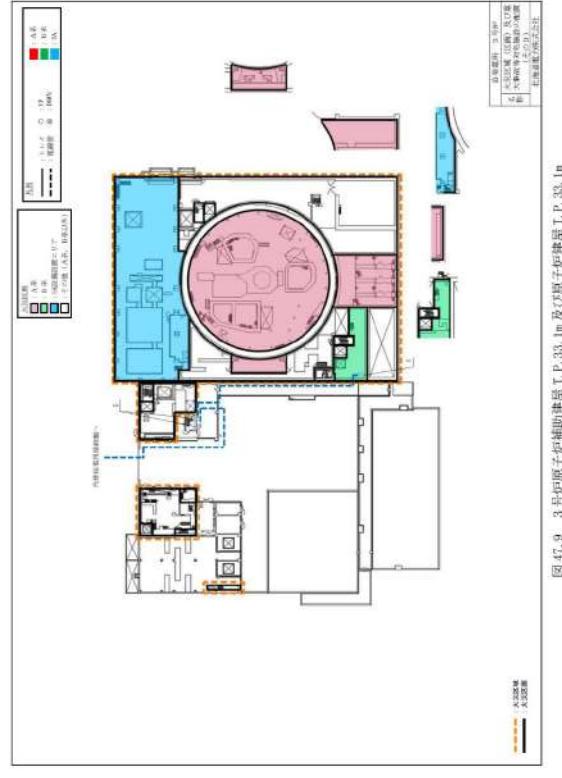
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図47-8 3号炉原子炉建屋 T.P. 24.8m 及び原子炉建屋 T.P. 24.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

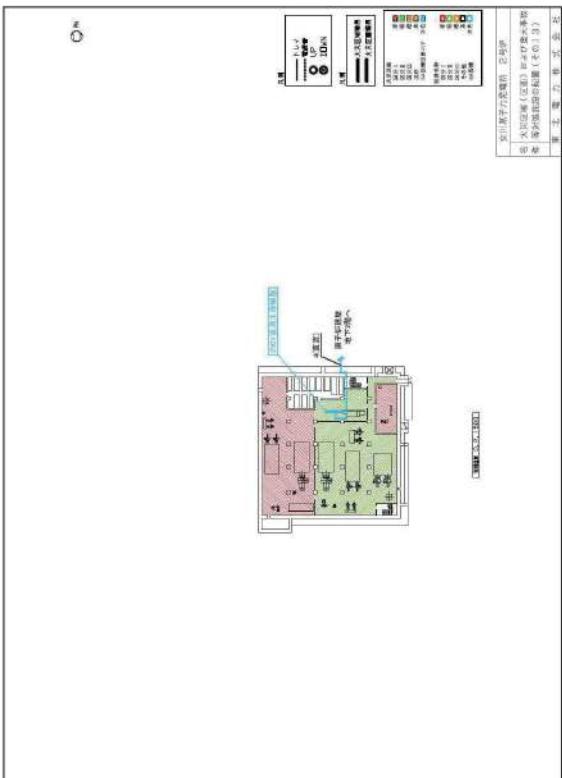
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-9 2号炉原子炉建屋 基本構造</p>	 <p>図47-9 3号炉原子炉建屋 T.P.33.1m 及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-10 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

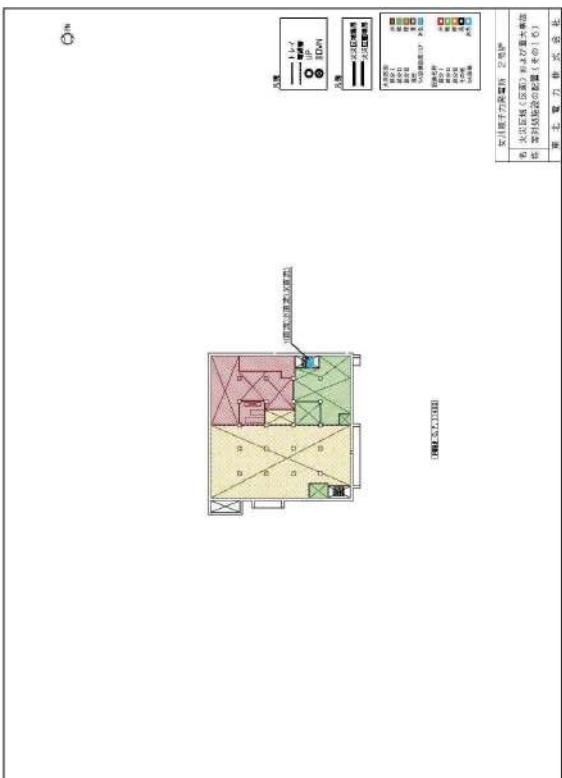
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-11 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-12 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

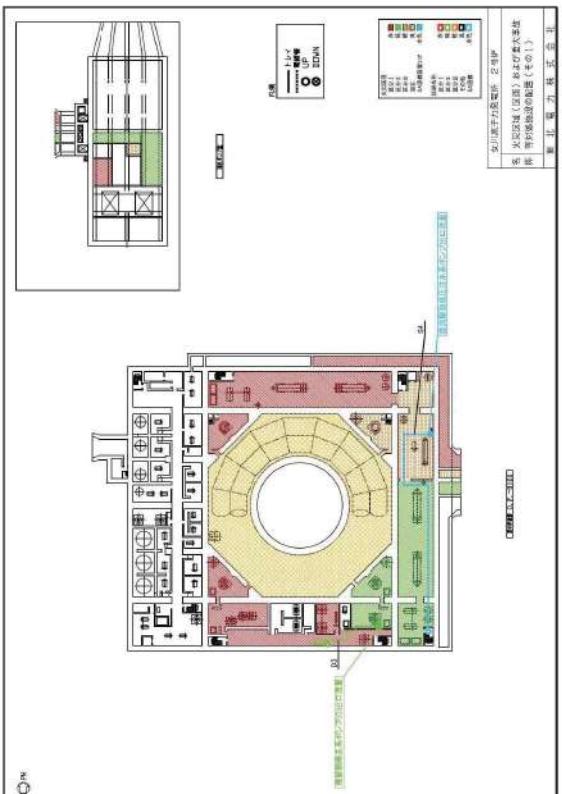
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-13 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

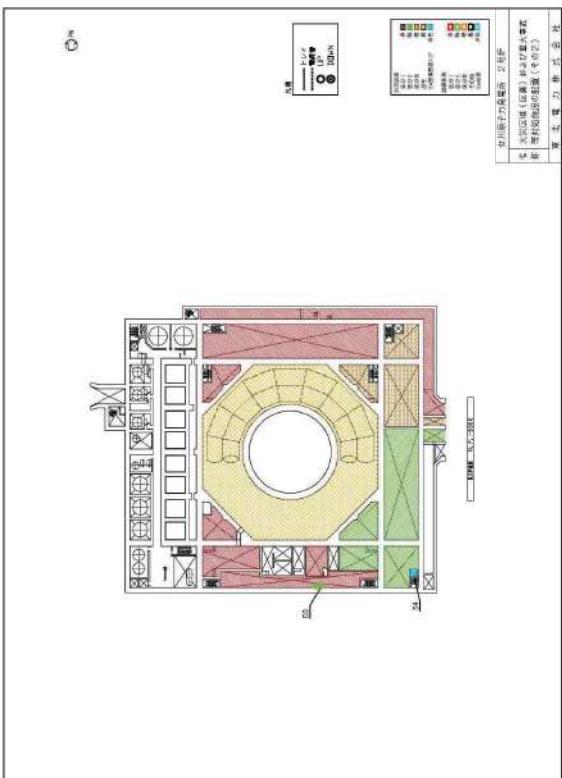
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-14 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

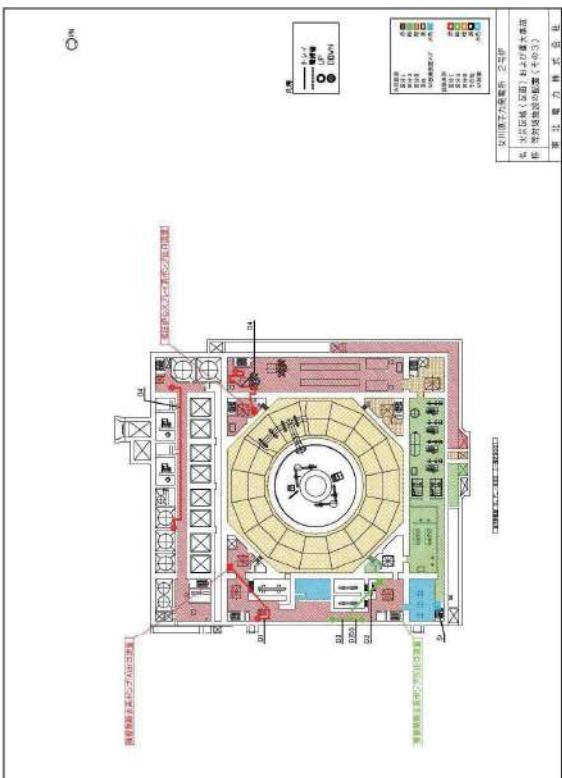
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-15 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

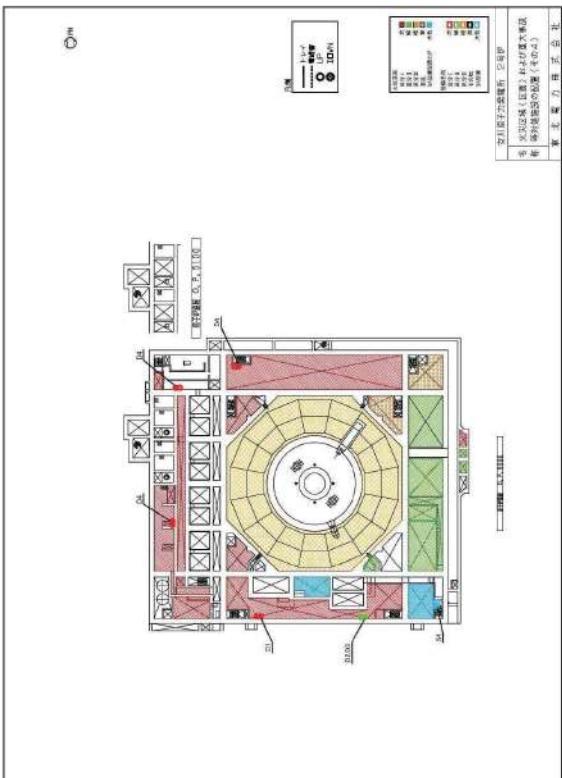
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-16 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

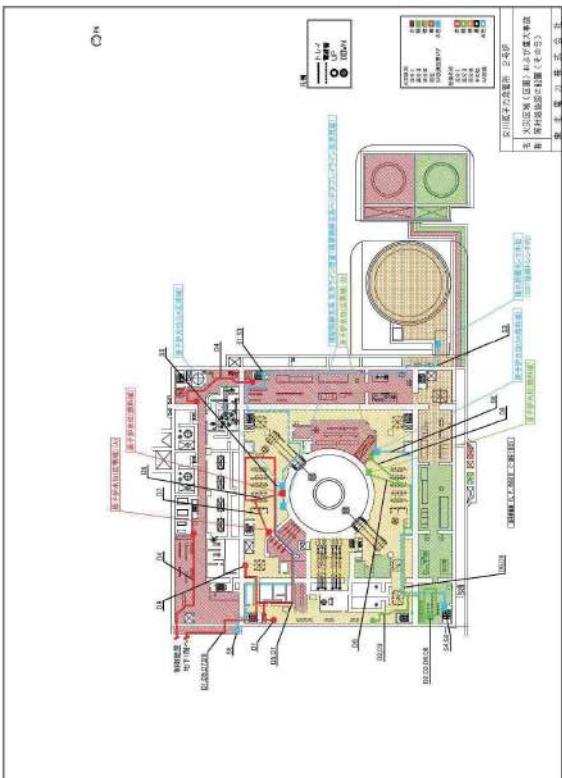
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-17 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

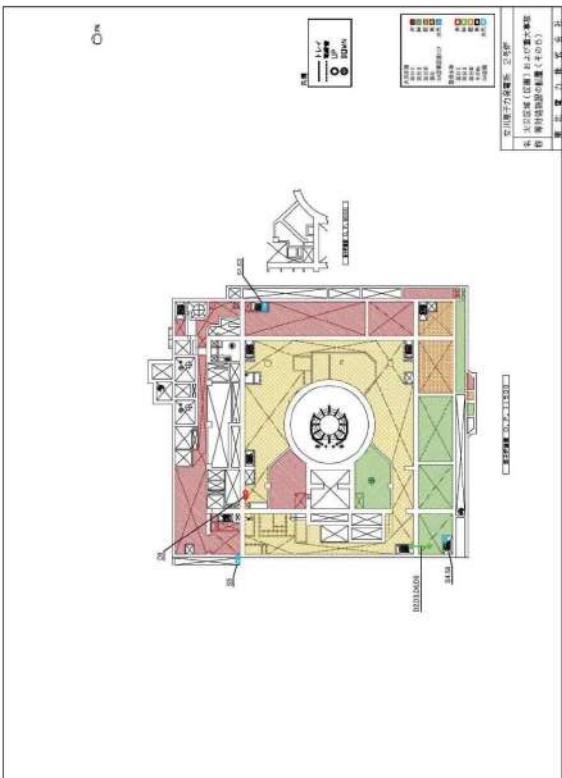
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-18 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

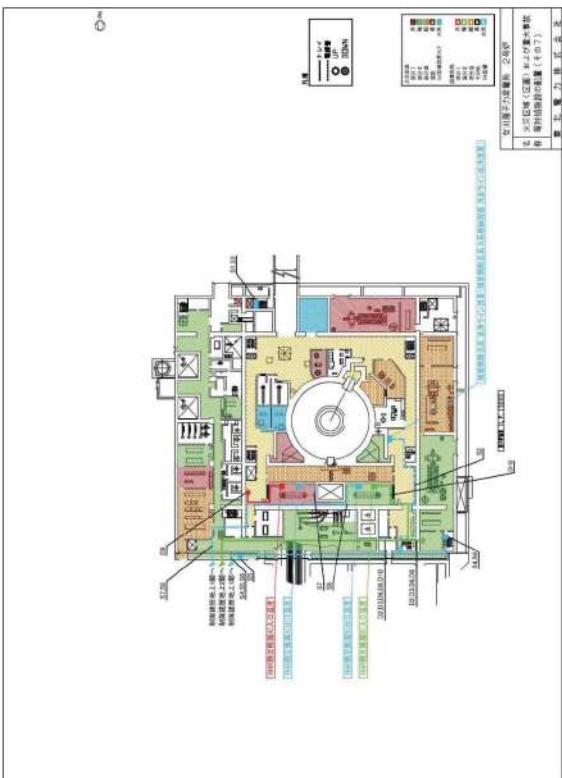
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-19 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

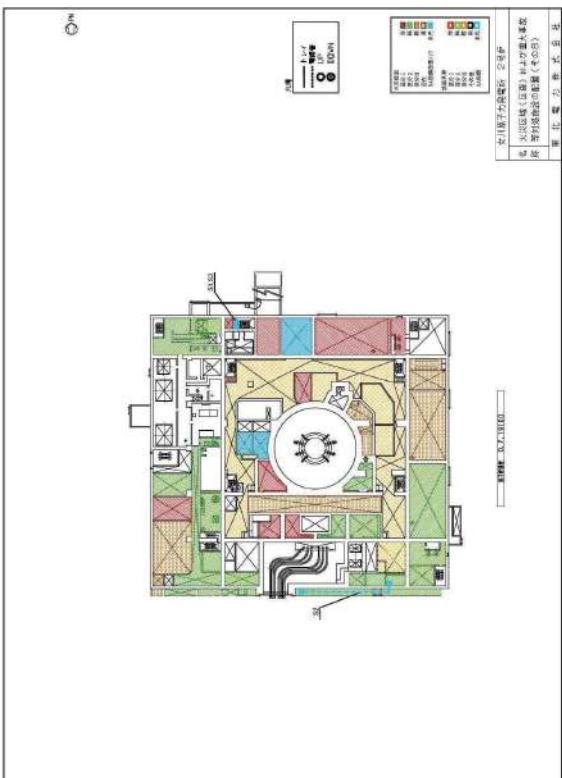
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-20 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

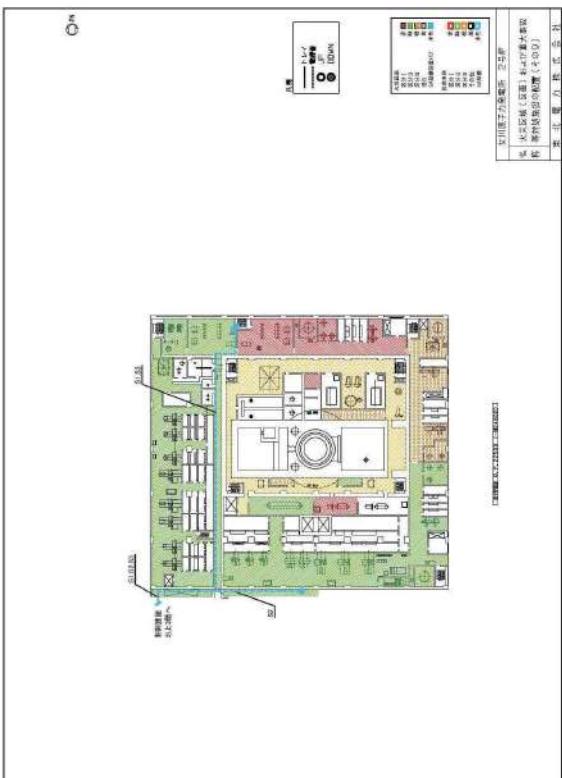
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-21 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

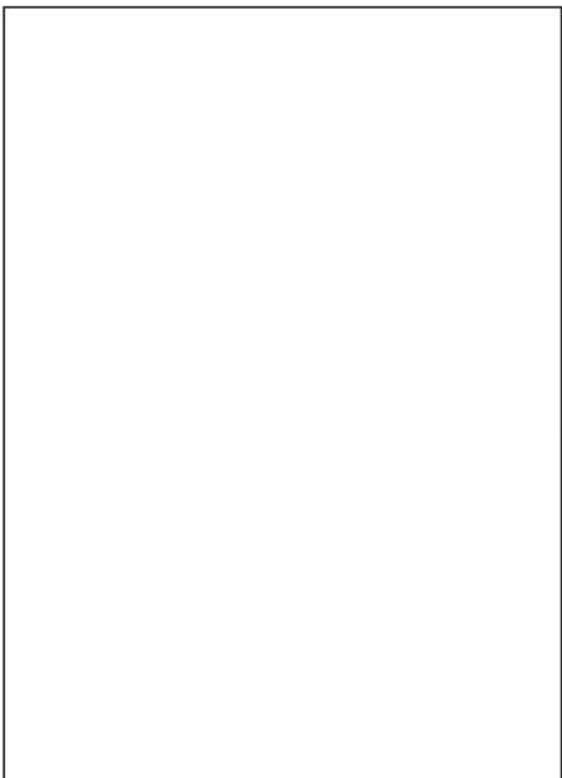
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-22 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-23 2号炉制御建屋 地下1階</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠組みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-24 2号炉建屋 基地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

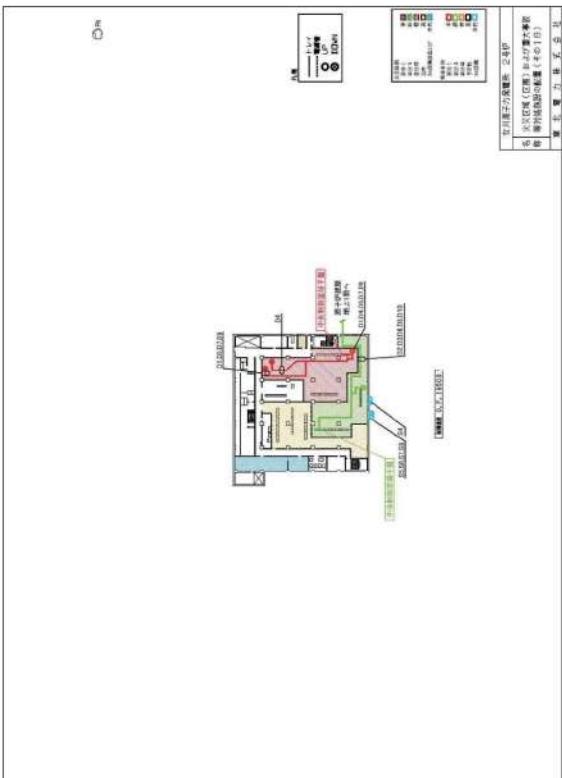
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-25 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

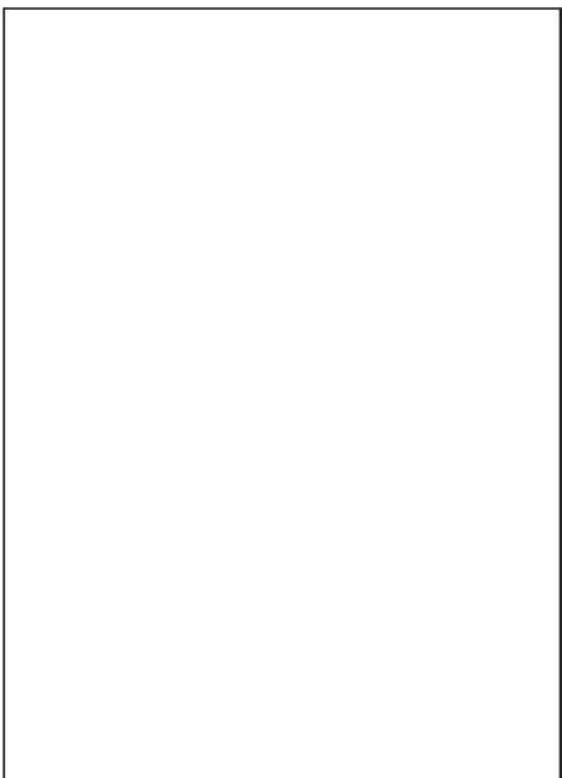
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

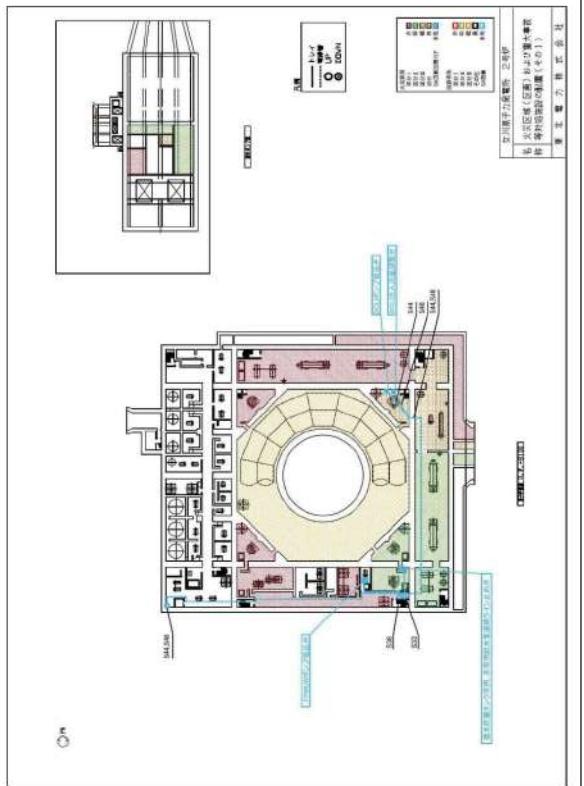
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-26 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

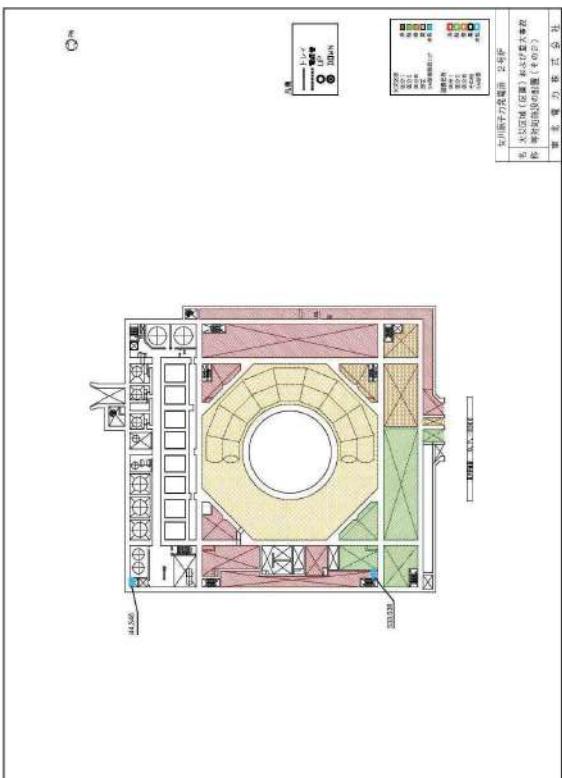
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-27 2号炉制御建屋 地上3階</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠組みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-28 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

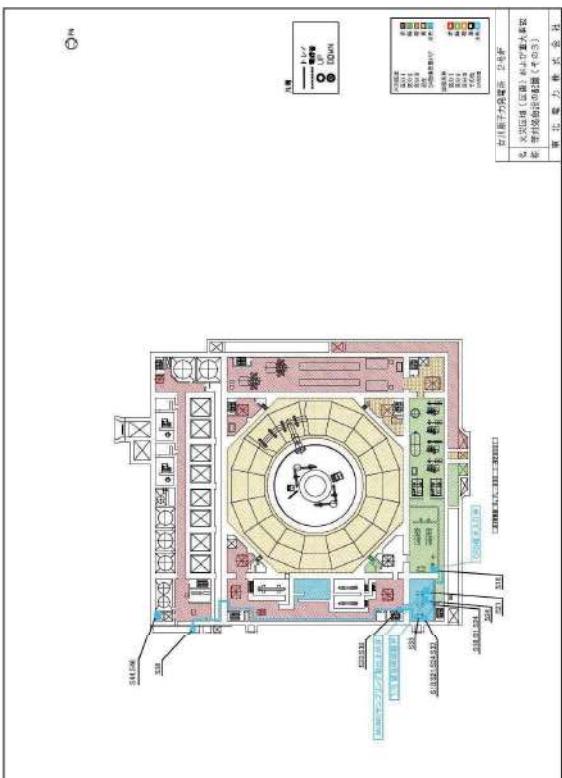
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-29 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

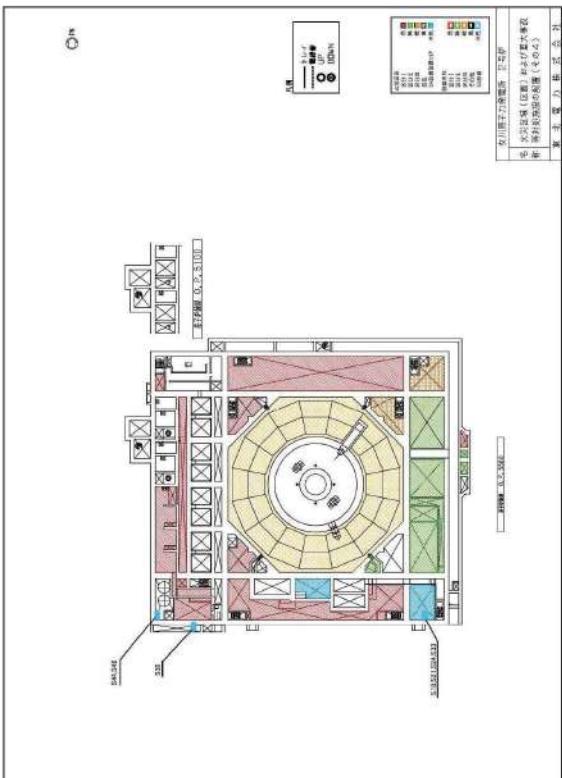
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

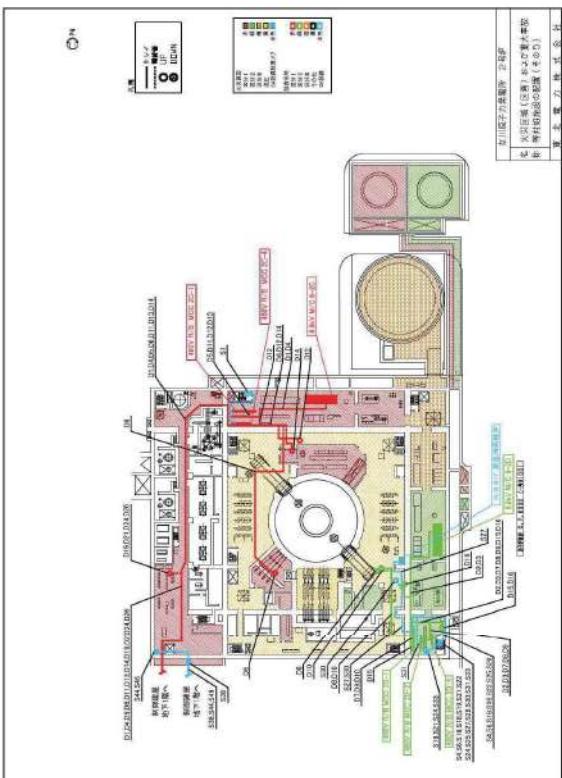
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図47-36 2号炉原子炉建屋 地下2階		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

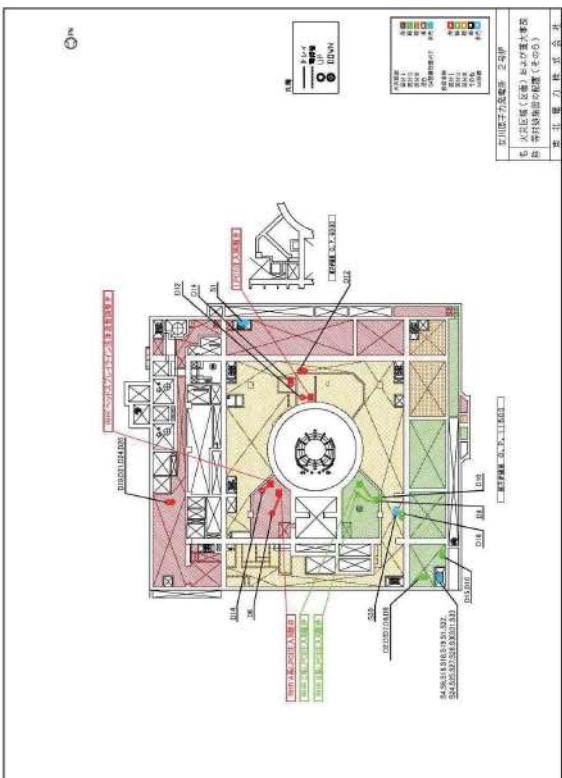
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

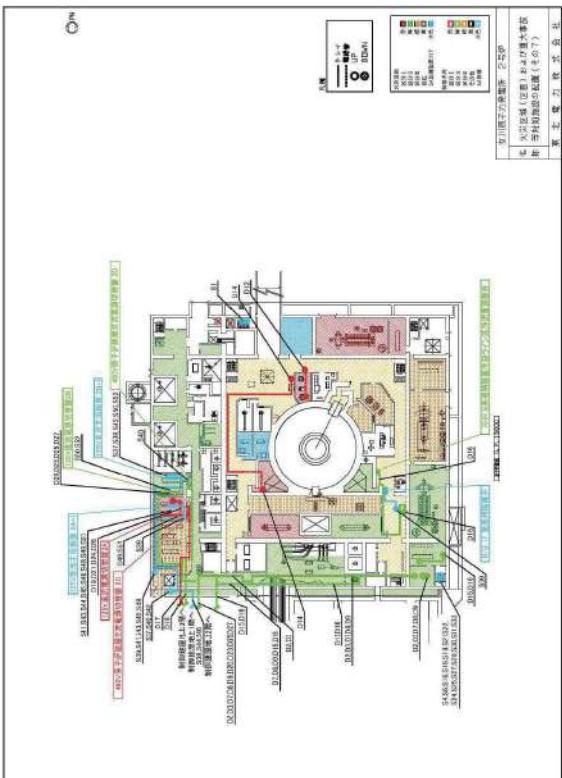
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 47-35 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 47-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

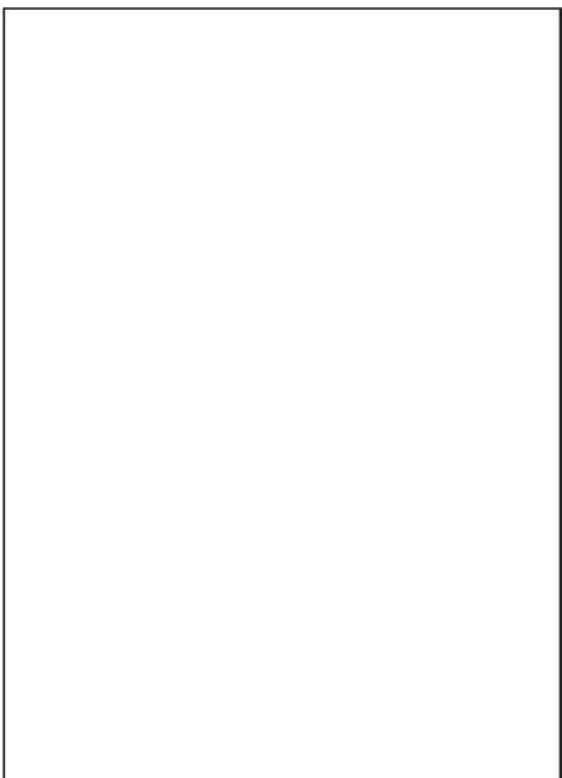
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-37 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

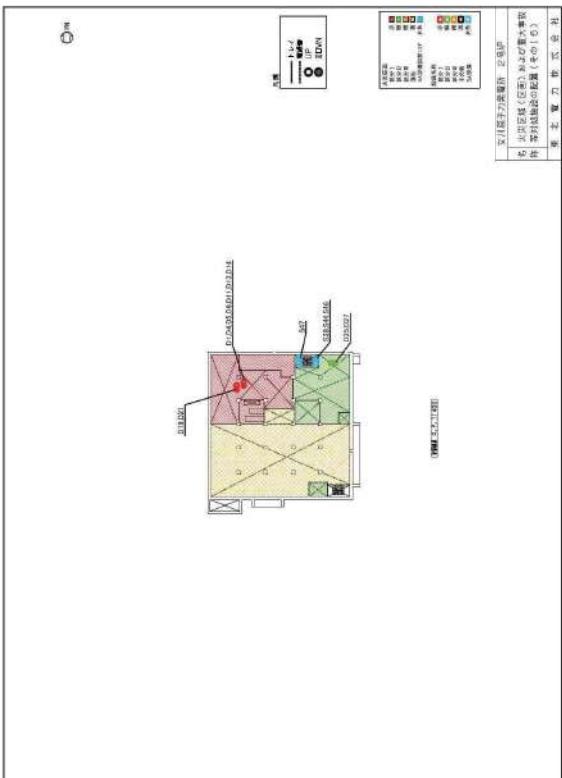
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-38 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-39 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p>枠組みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

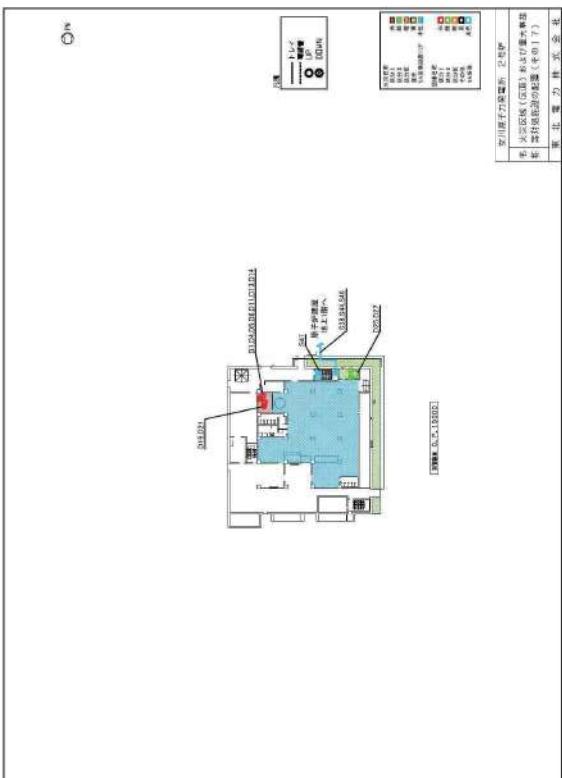
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-40 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

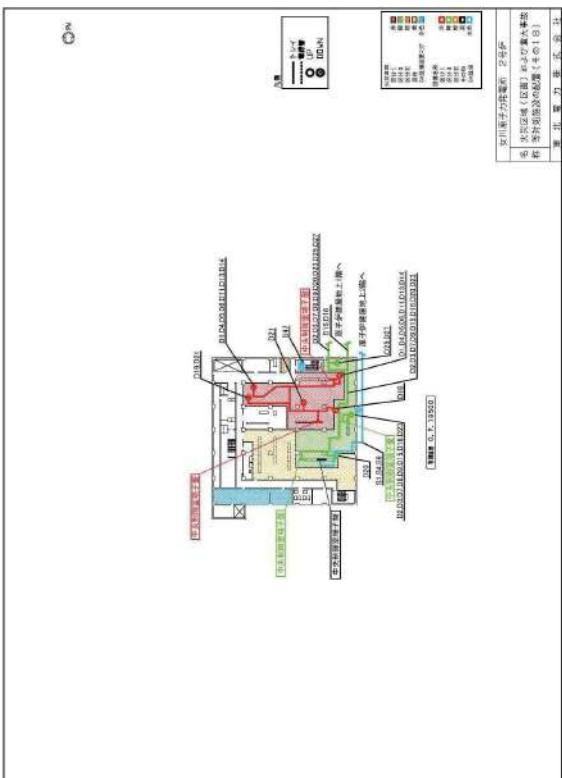
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-41 2号炉制御棟 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

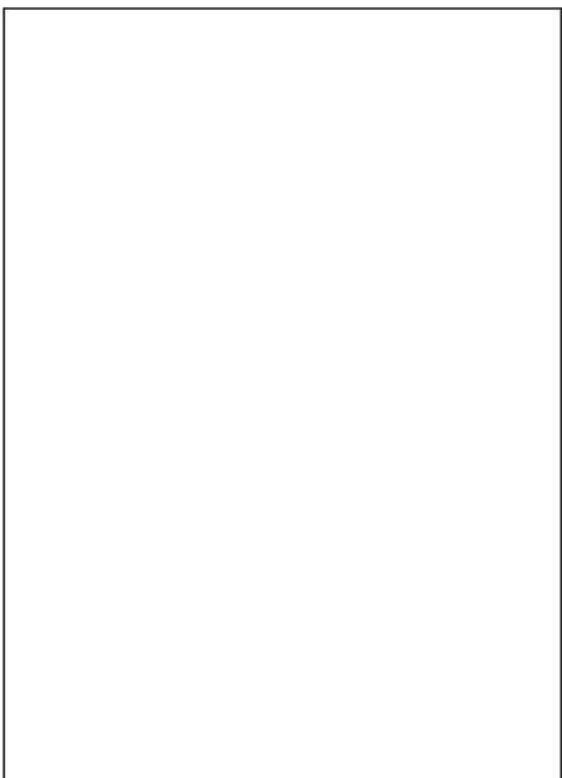
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-42 2号炉側街舎屋上階 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

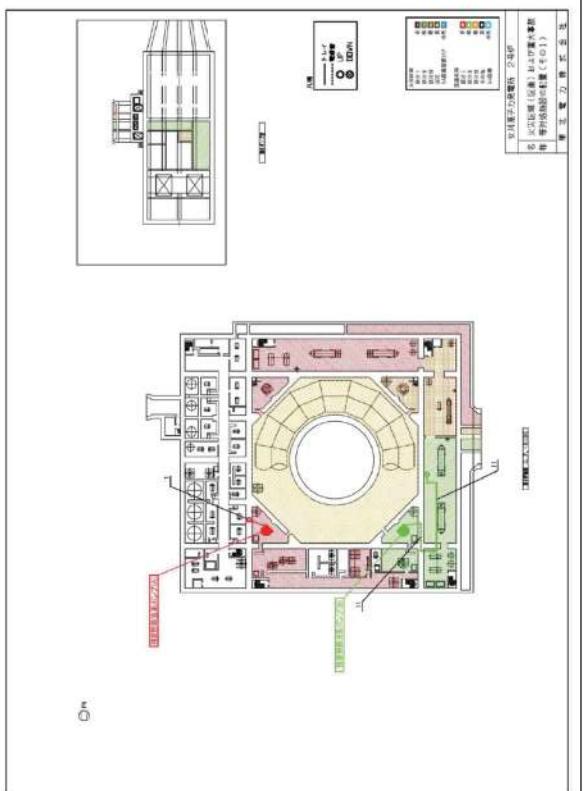
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-43 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p>枠固みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

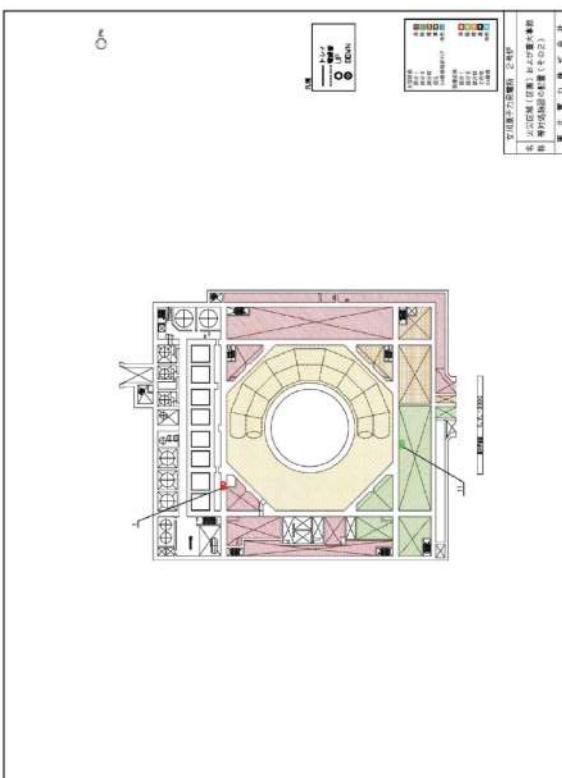
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

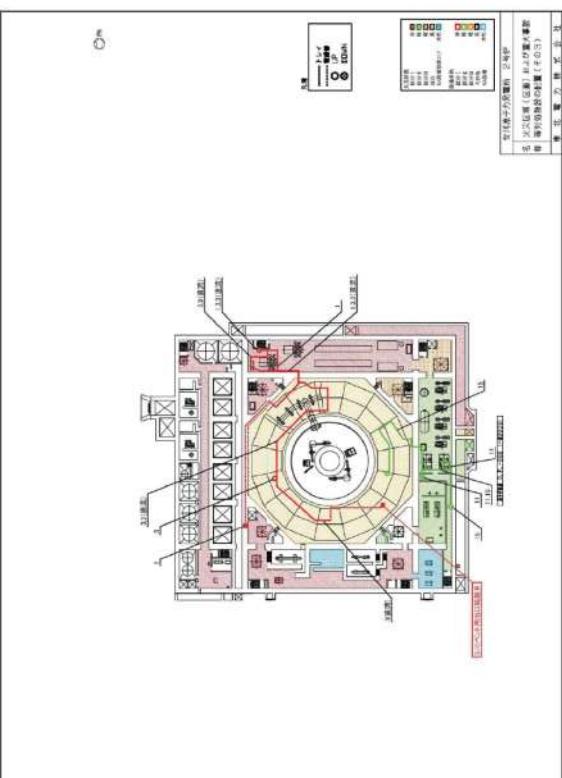
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

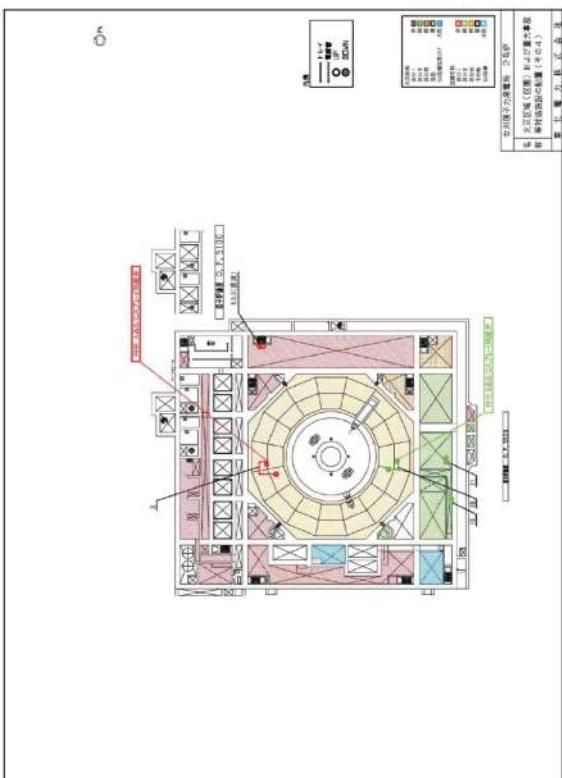
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

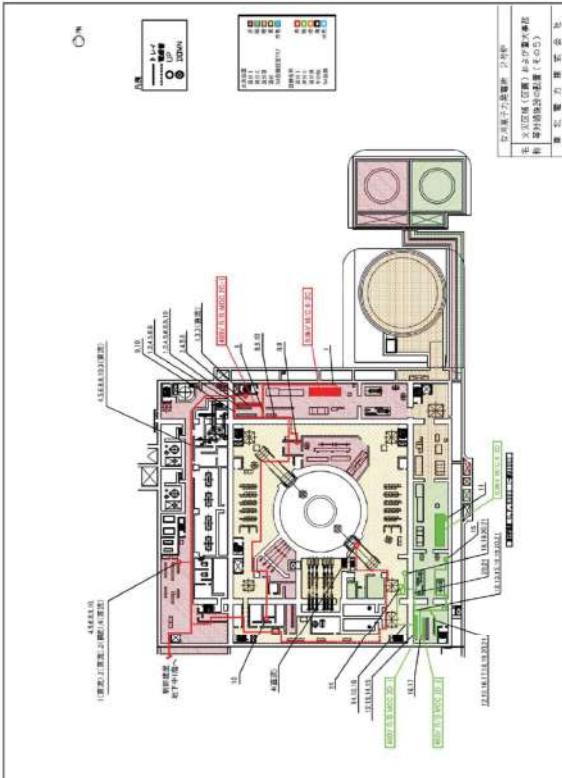
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

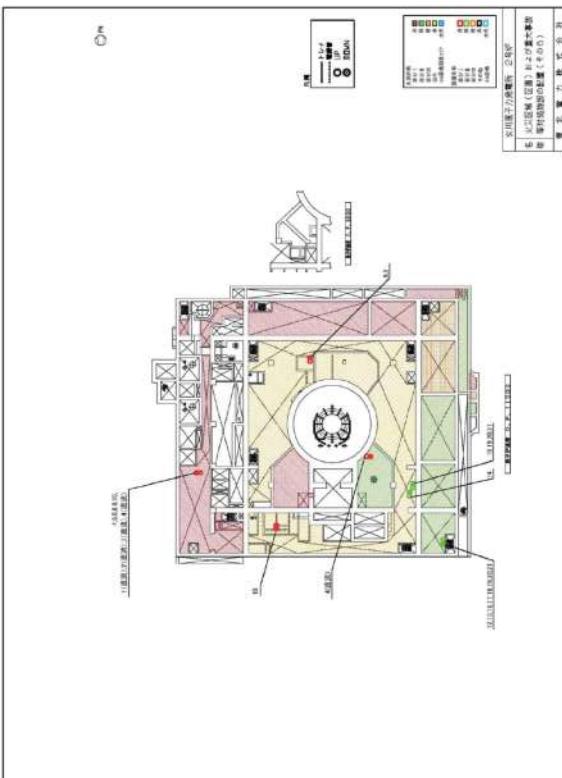
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

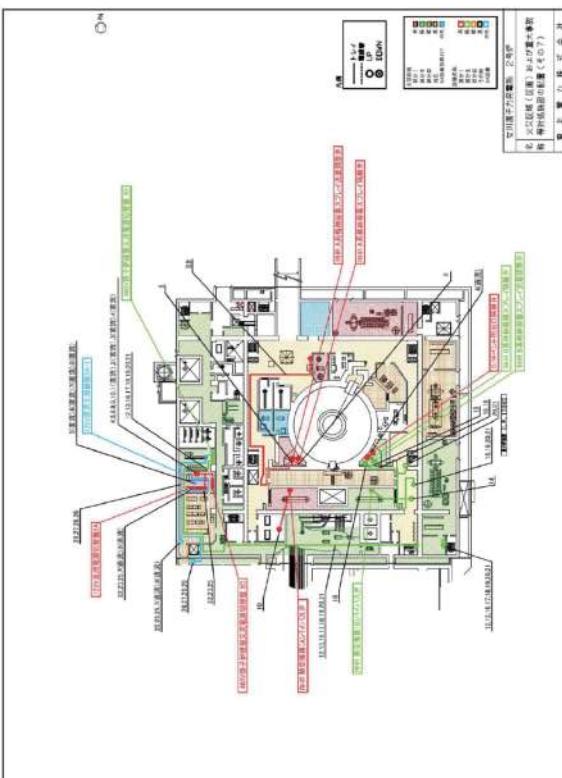
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

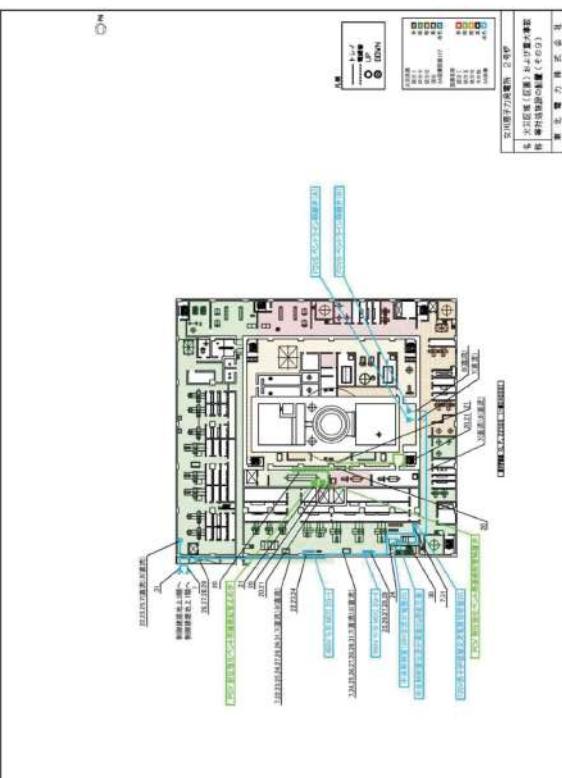
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

第57条 電源設備（補足説明資料）

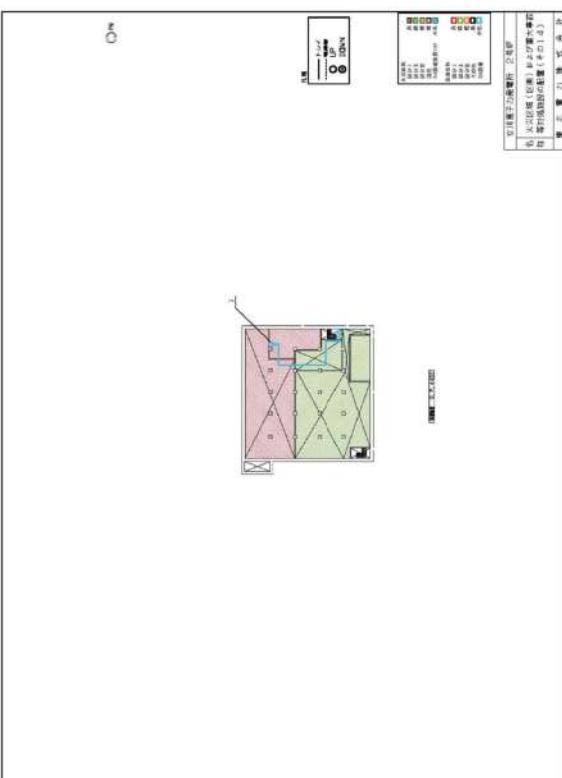
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

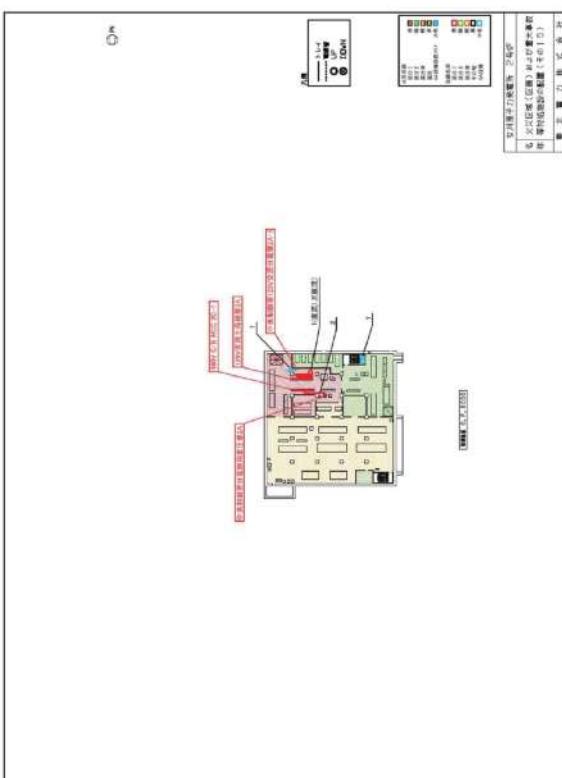
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-10 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

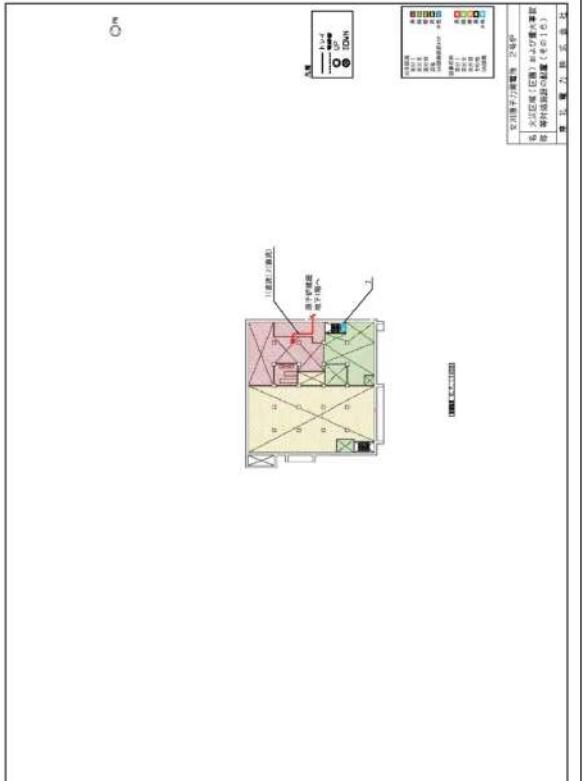
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-11 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

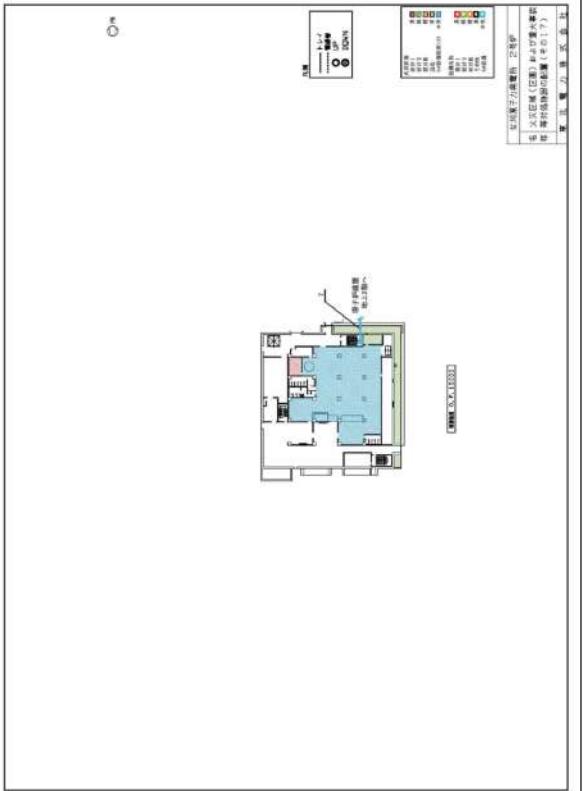
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-12 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-13 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

第57条 電源設備（補足説明資料）

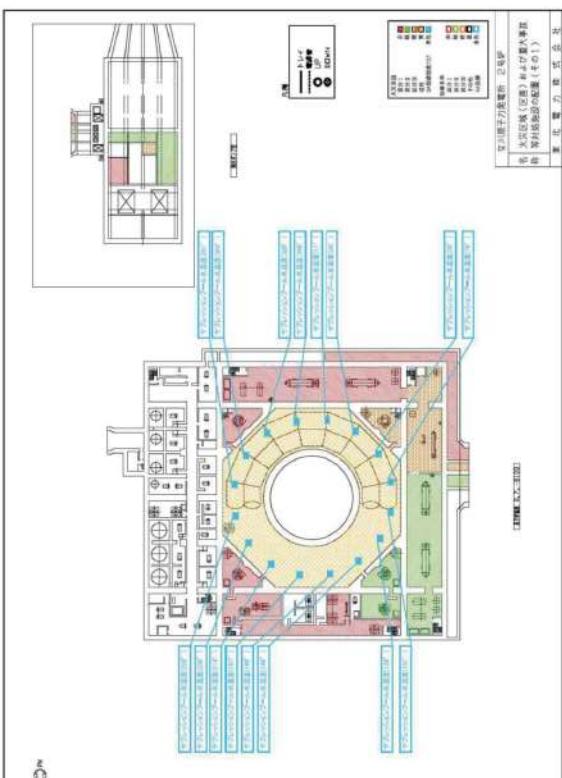
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-14 2号炉制御建屋 地上3階 枠固みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

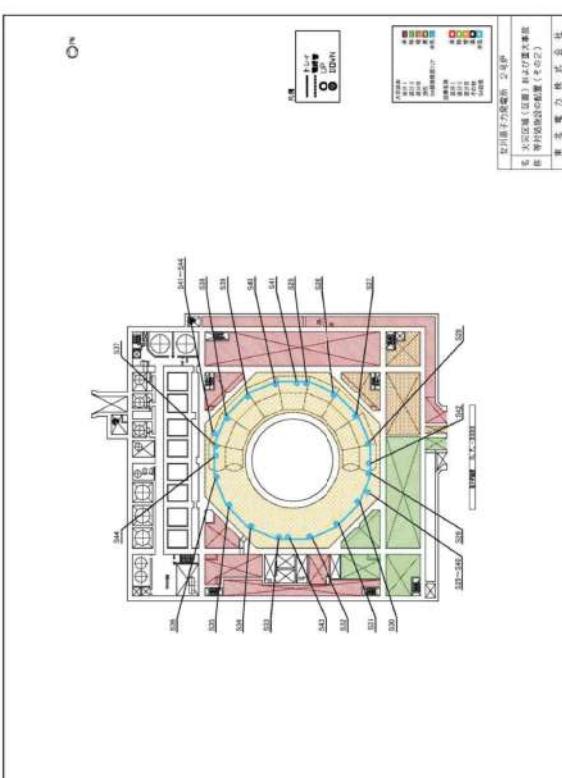
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-15 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

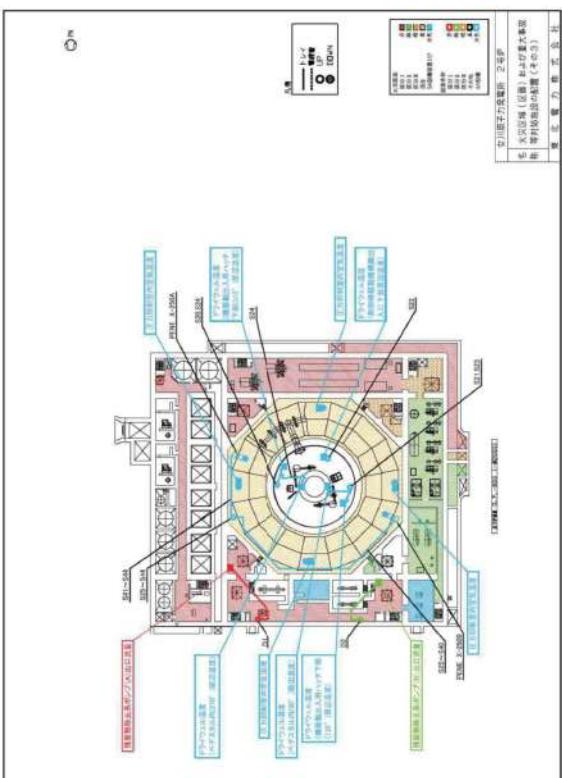
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

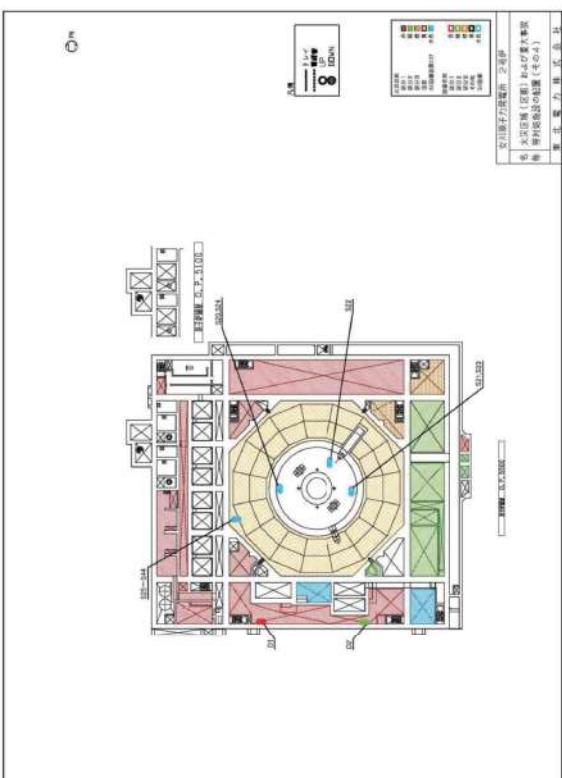
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-17 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

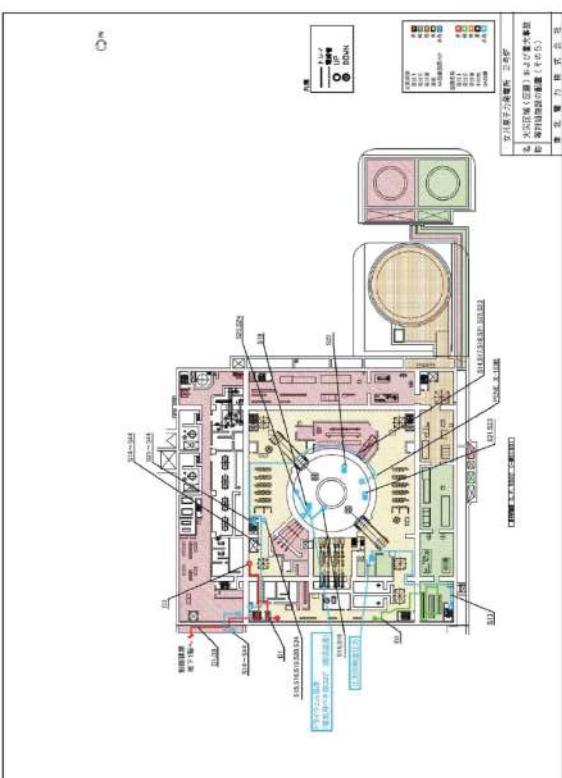
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-18 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

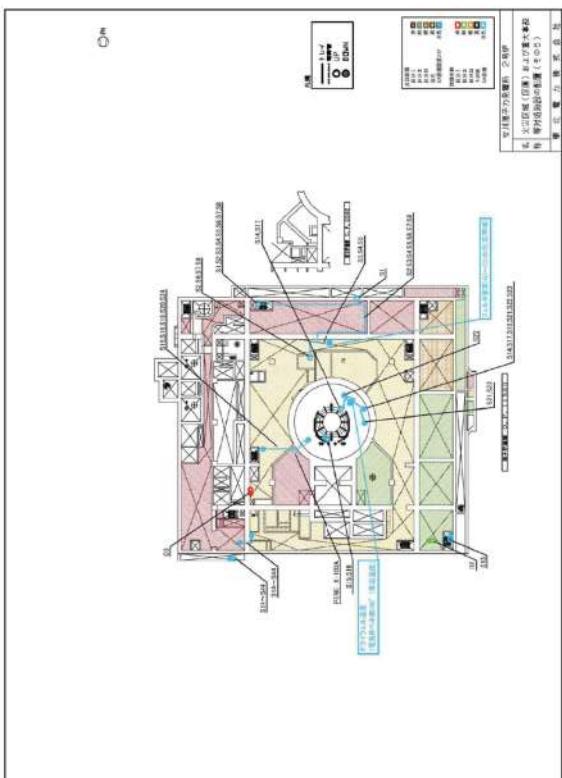
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-19 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

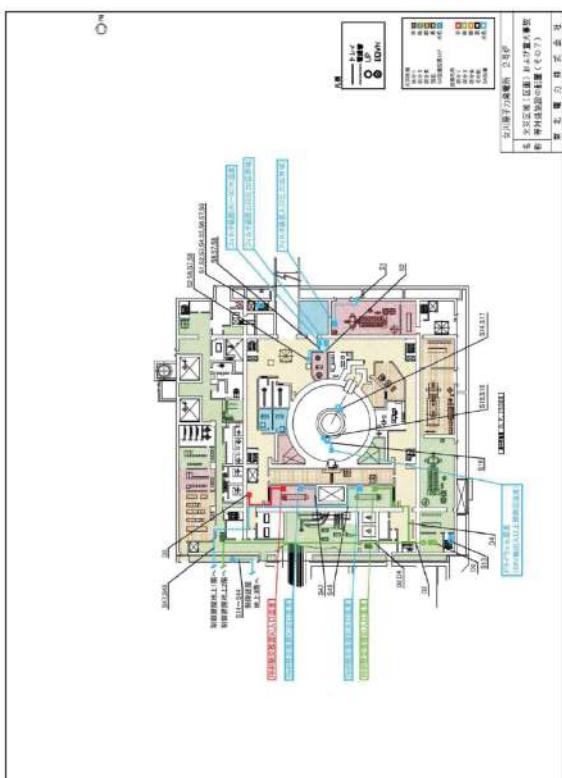
大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>図 48-20 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-21 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

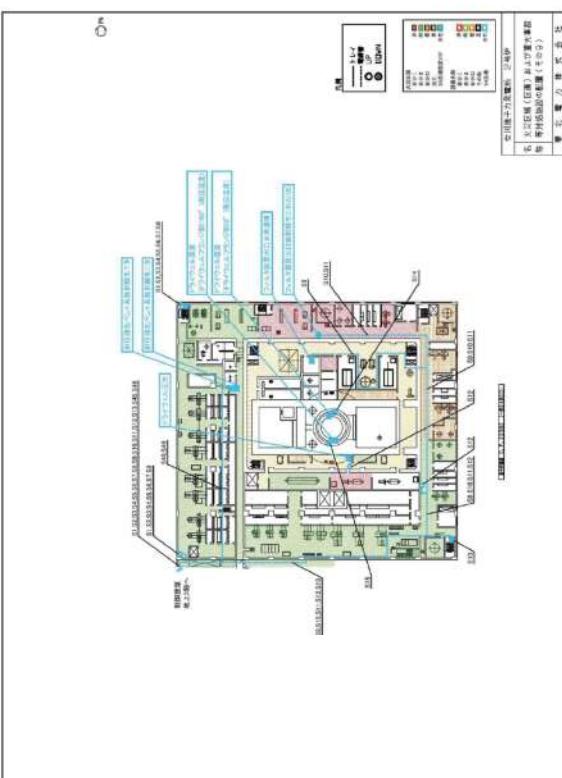
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-22 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図48-23 2号炉原子炉建屋 地上2階		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

第57条 電源設備（補足説明資料）

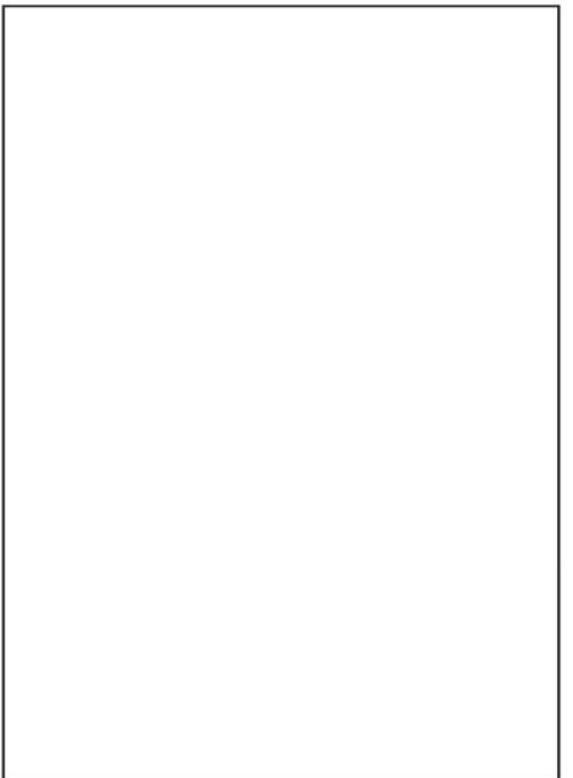
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 48-24 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-25 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p>機密みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

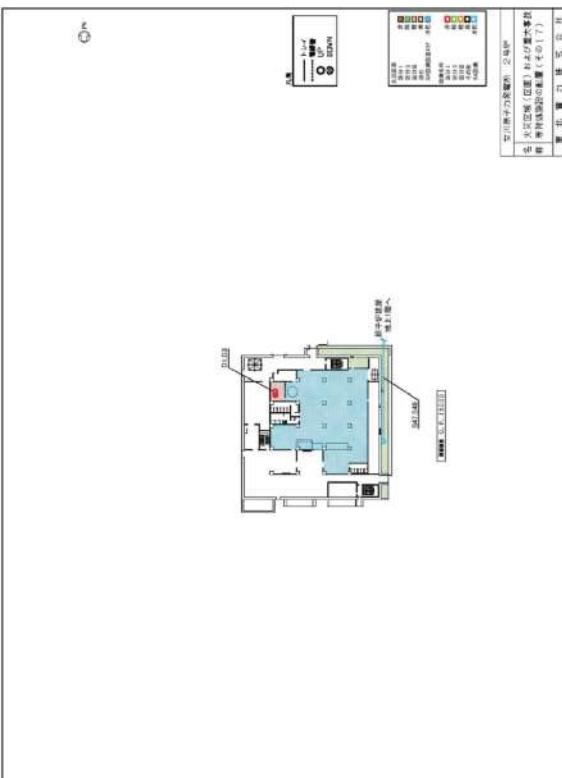
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図48-26 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

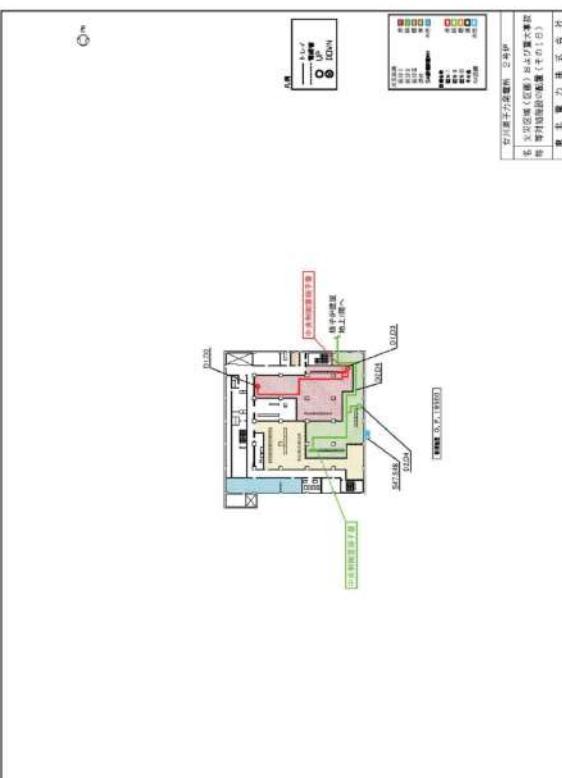
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-27 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

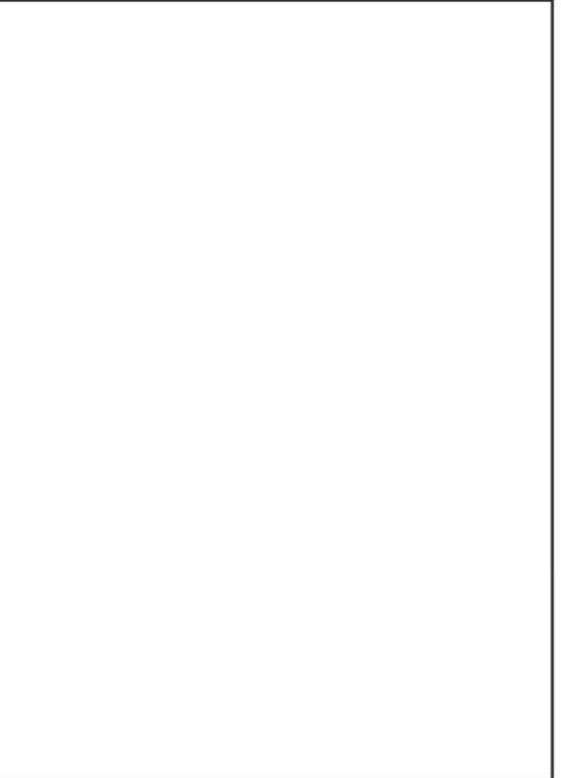
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-28 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

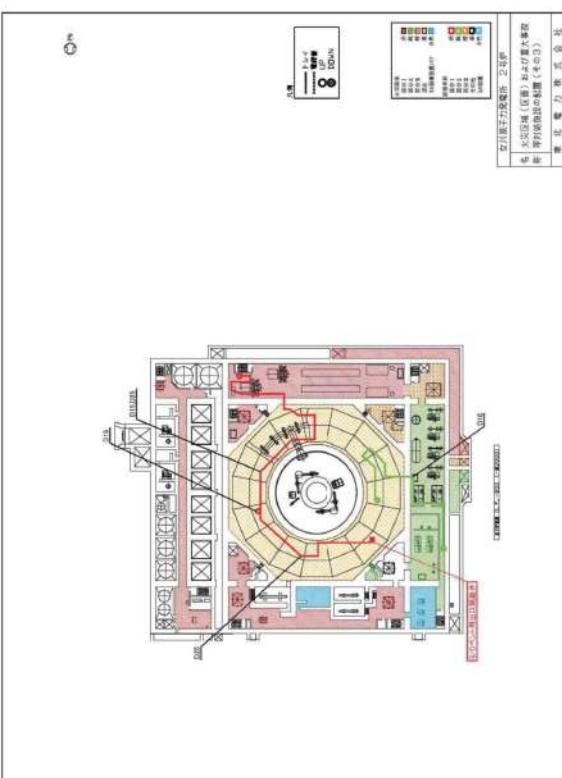
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-29 2号炉制御建屋 地上3階</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠開きの内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

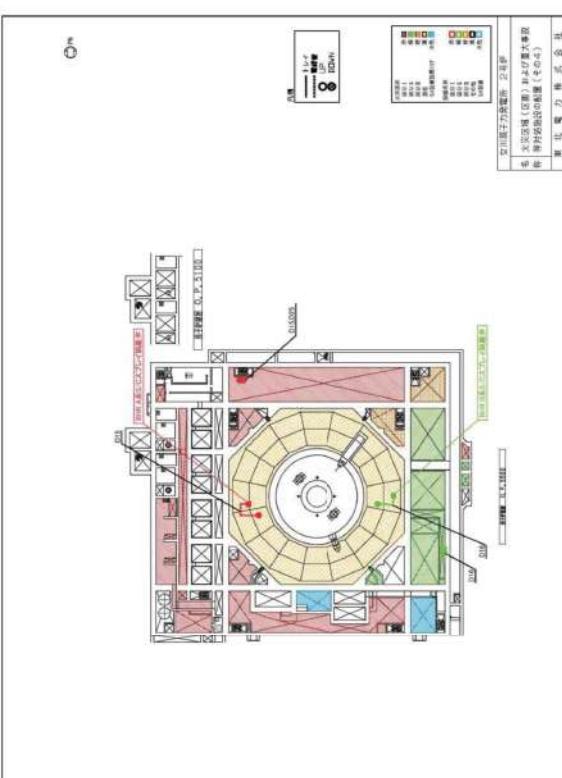
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

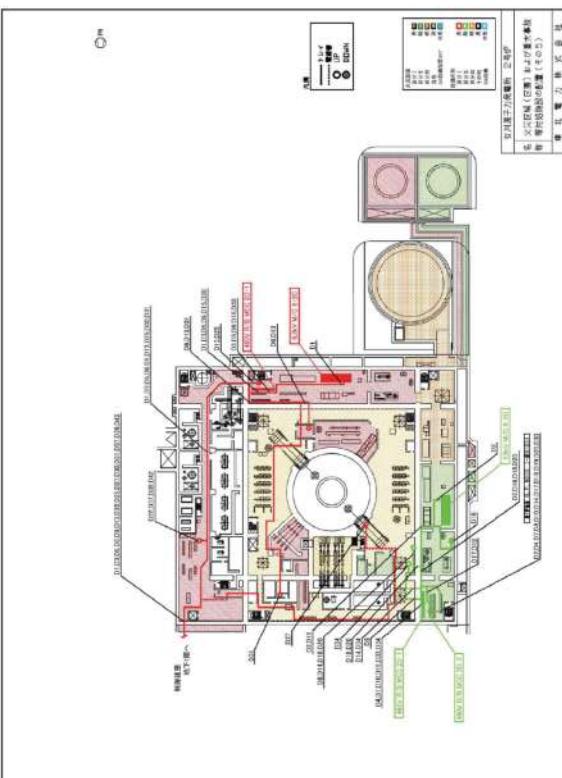
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

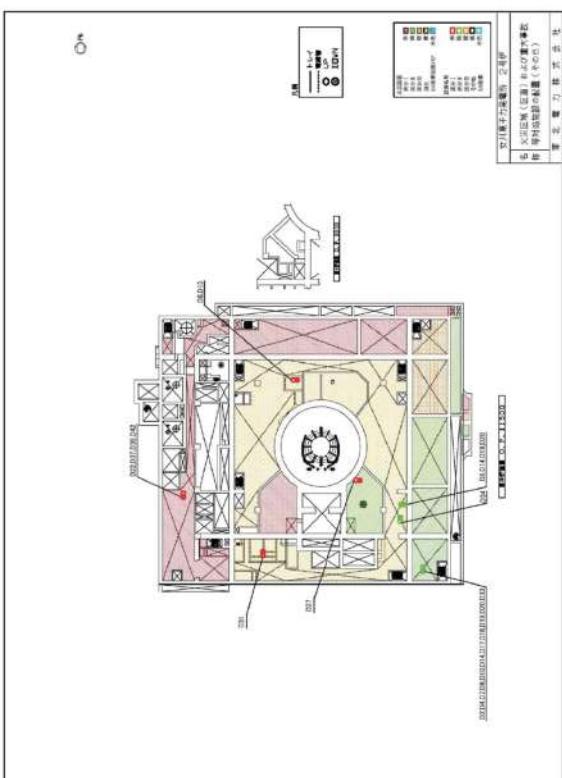
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

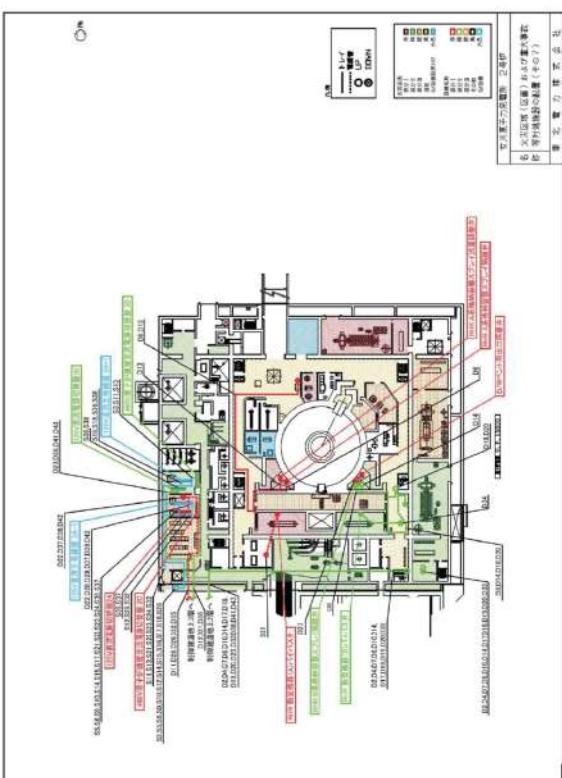
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

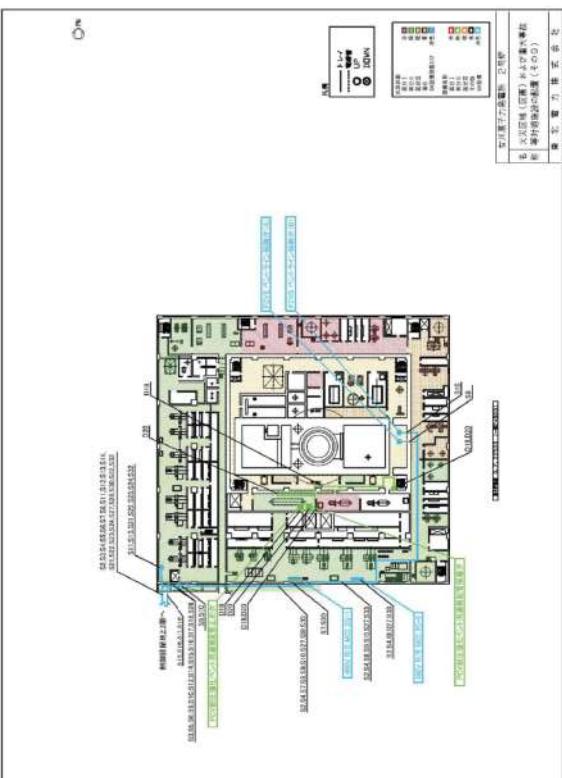
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 48-35 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

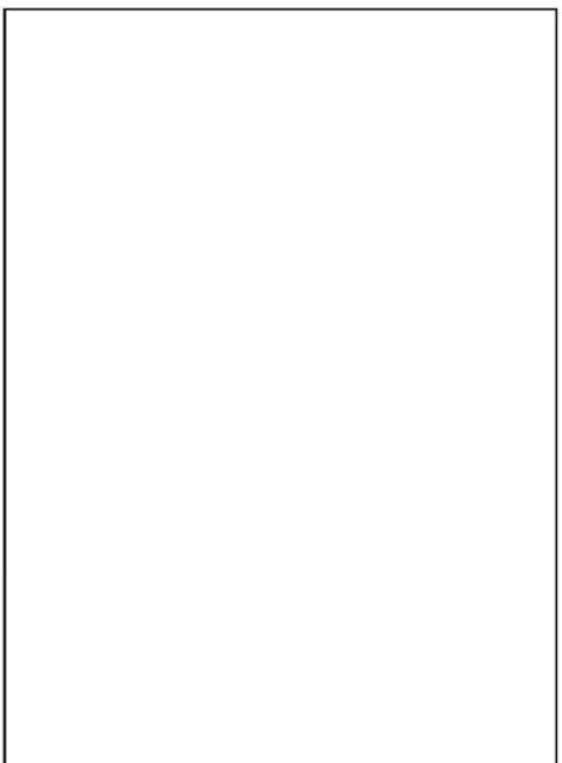
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

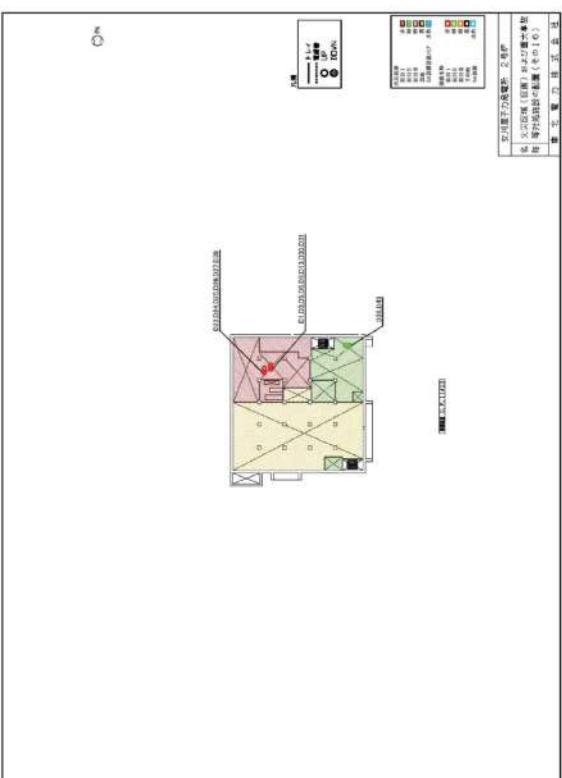
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-37 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-38 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

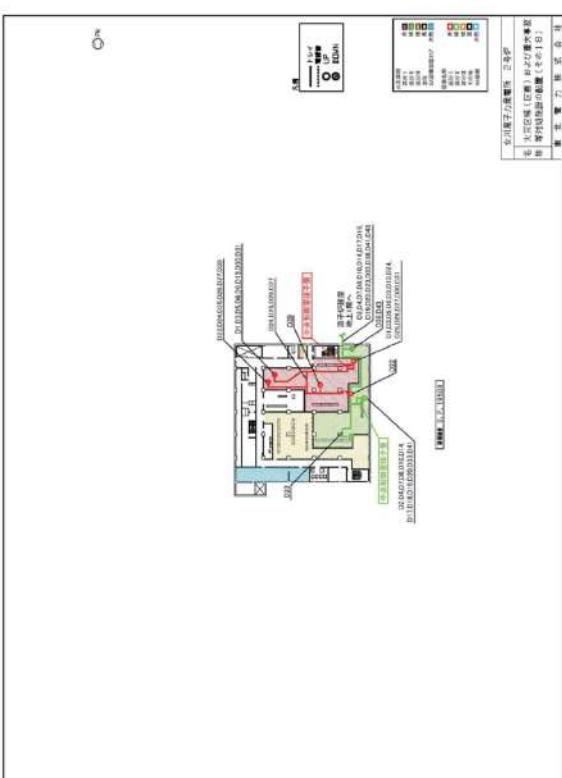
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-39 2号炉建屋 建物1階</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

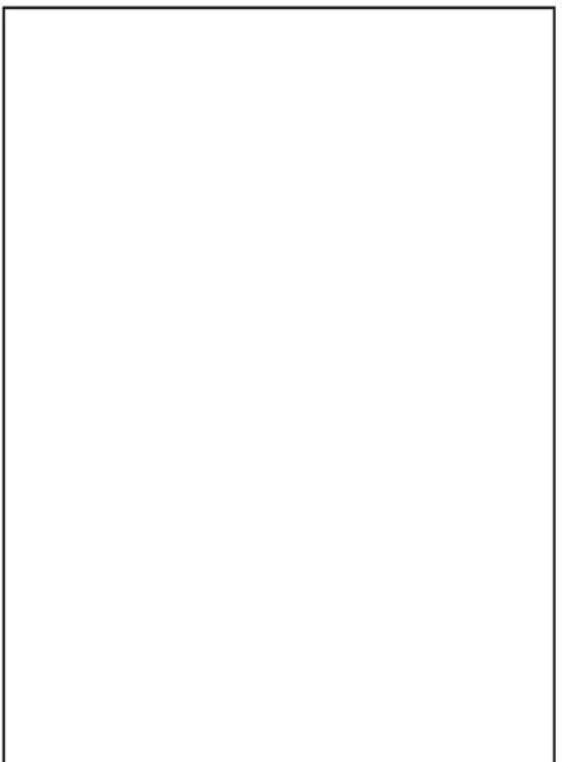
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-40 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

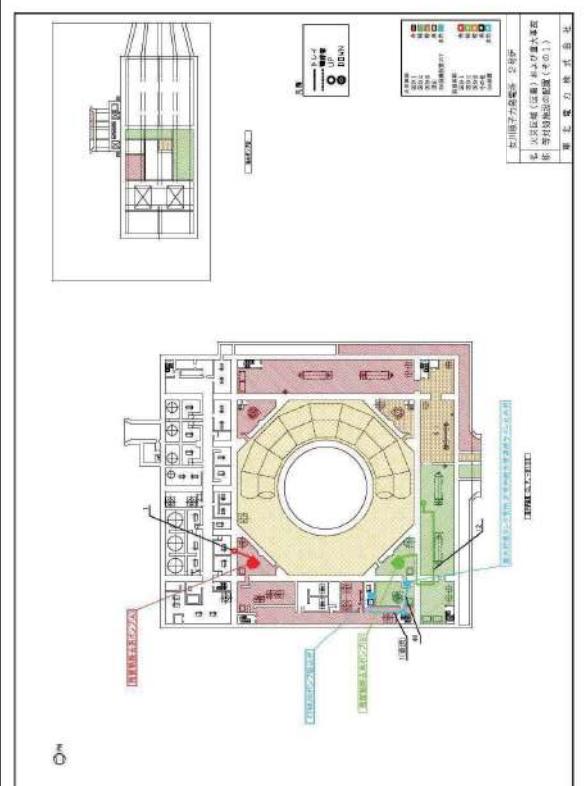
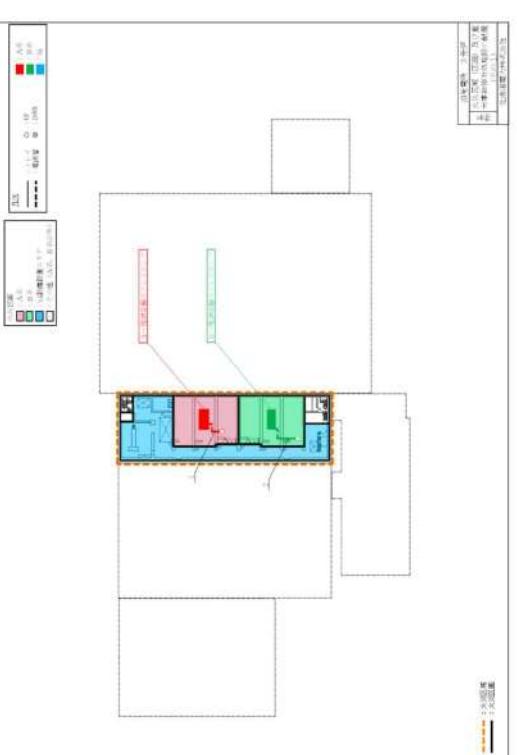
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-41 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

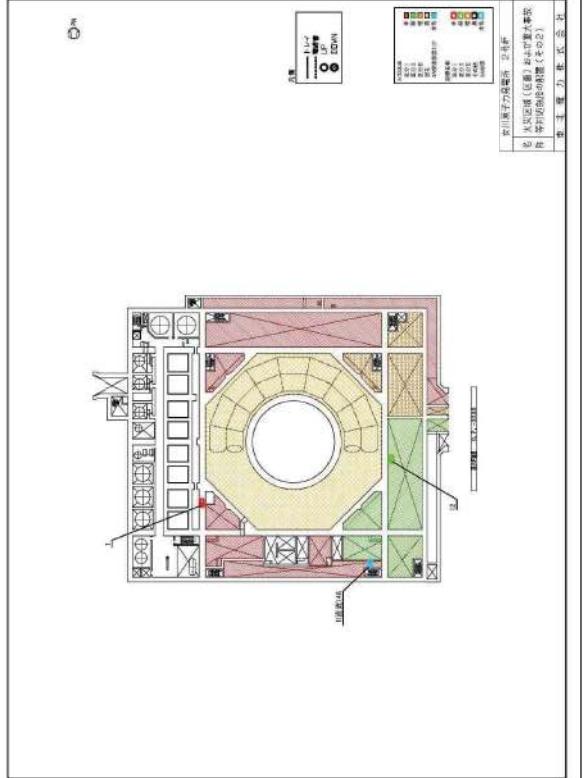
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p> <p>図49-1 3号炉原子炉建屋 T.P. -1.7m</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

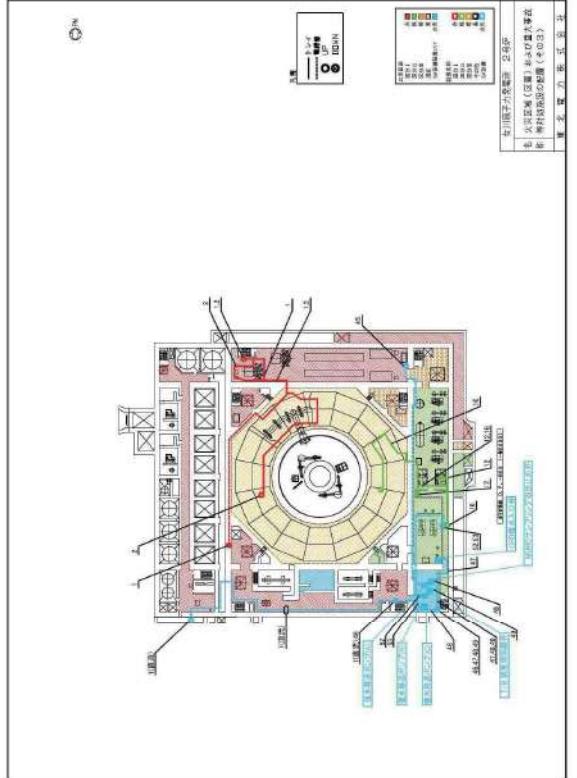
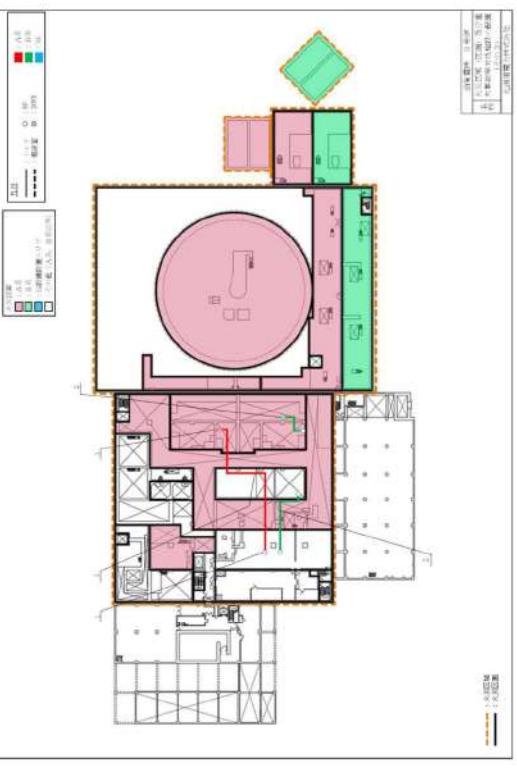
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 49-2 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8m 及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

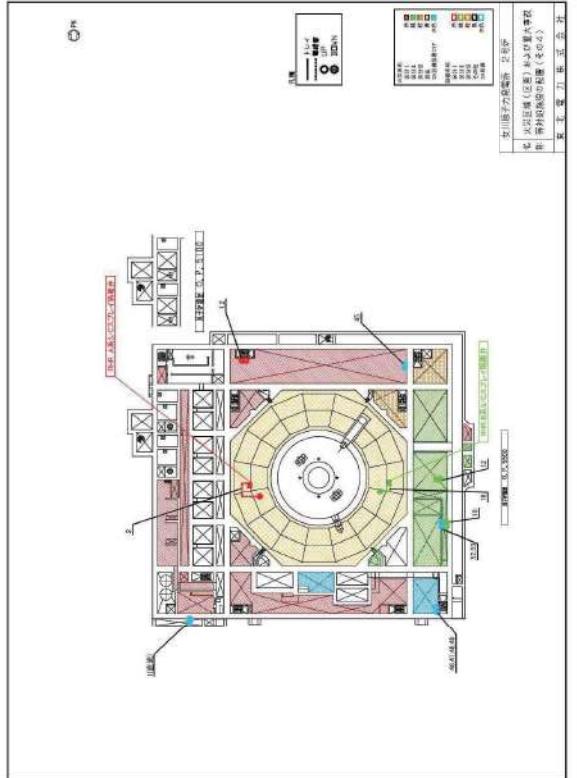
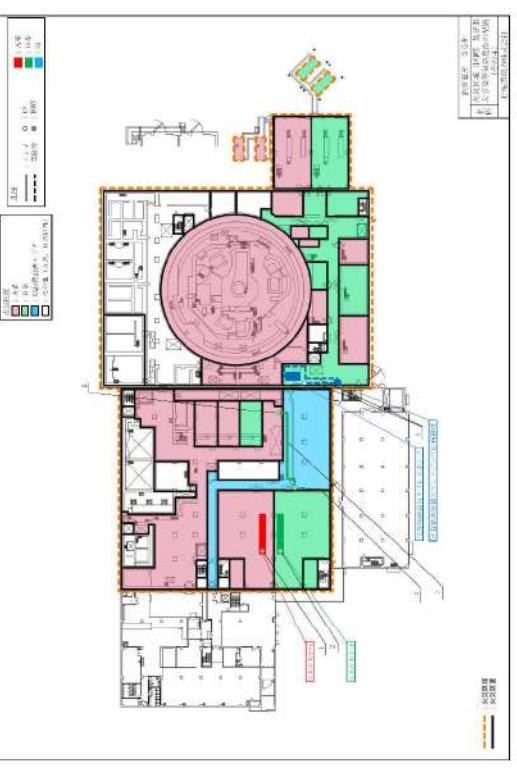
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 49-3 3号炉原子炉建屋 T.P. 2.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P. 2.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 49-4 3号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同様である。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

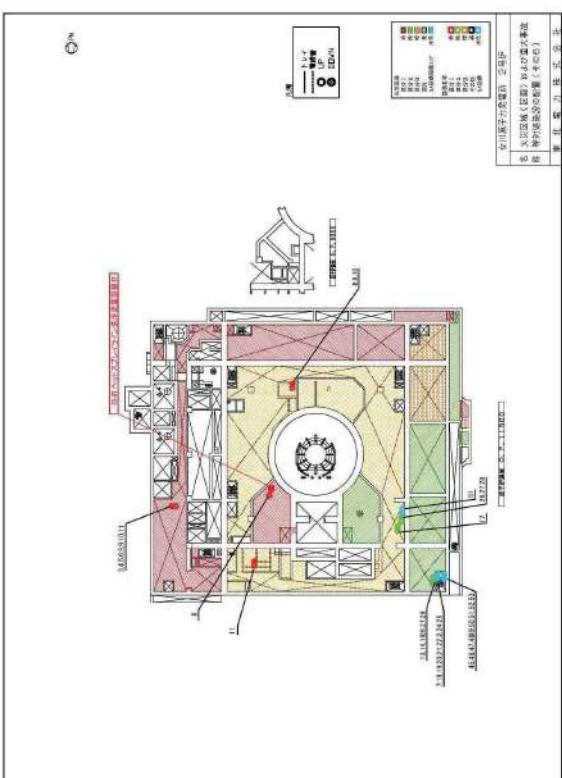
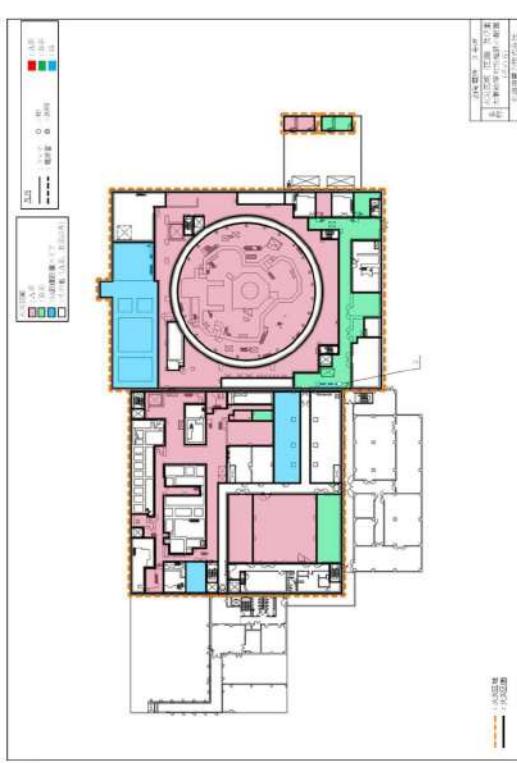
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図49-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	<p>図49-5 3号炉原子炉建屋 T.P. 10.~2m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P. 10.~3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

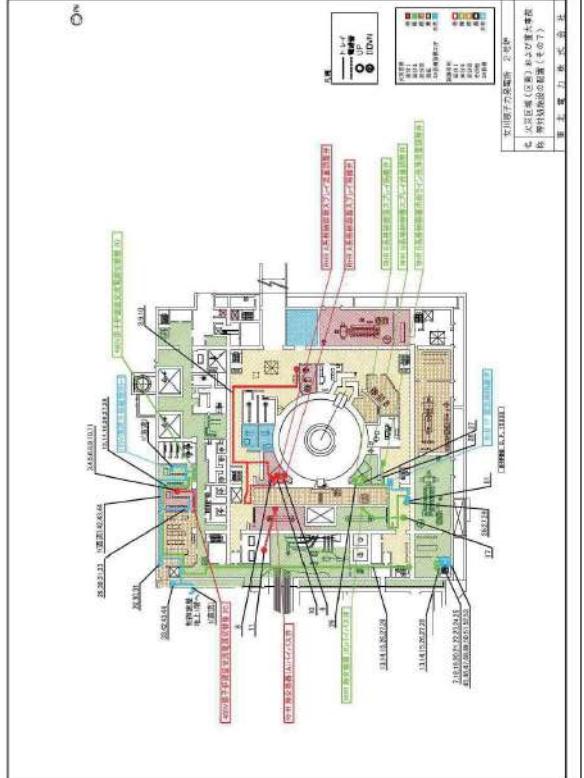
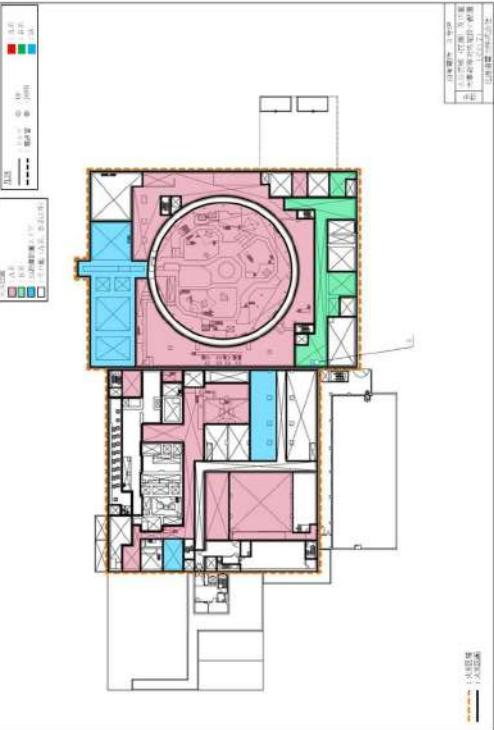
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図49-6 3号炉原子炉建屋 T.P. 17.8m 及び原子炉建屋 T.P. 17.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

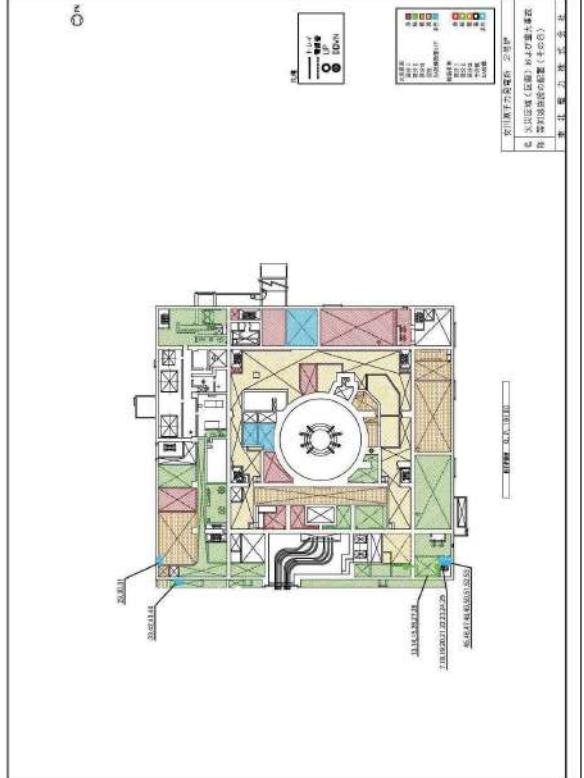
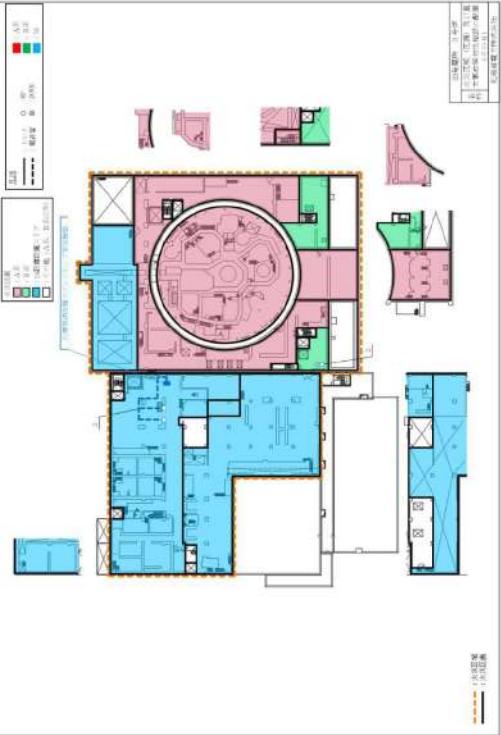
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図49-7 3号炉原子炉建屋 T.P.17.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.17.8m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同様である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

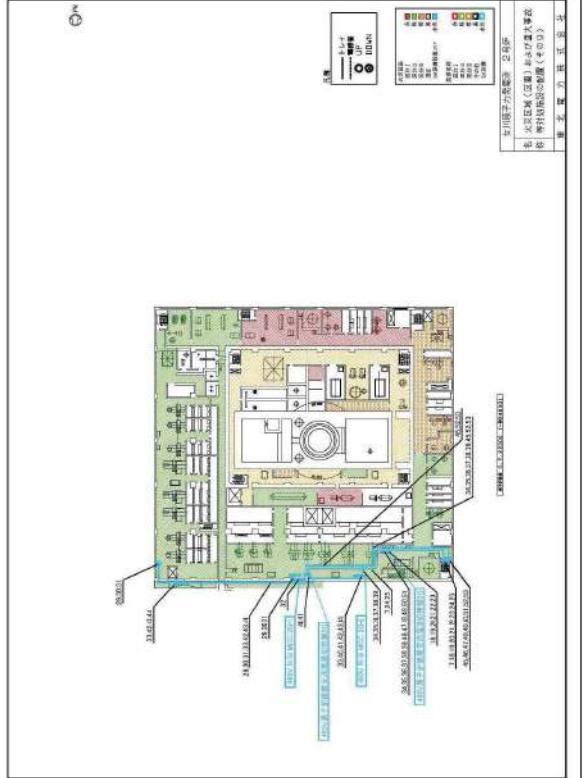
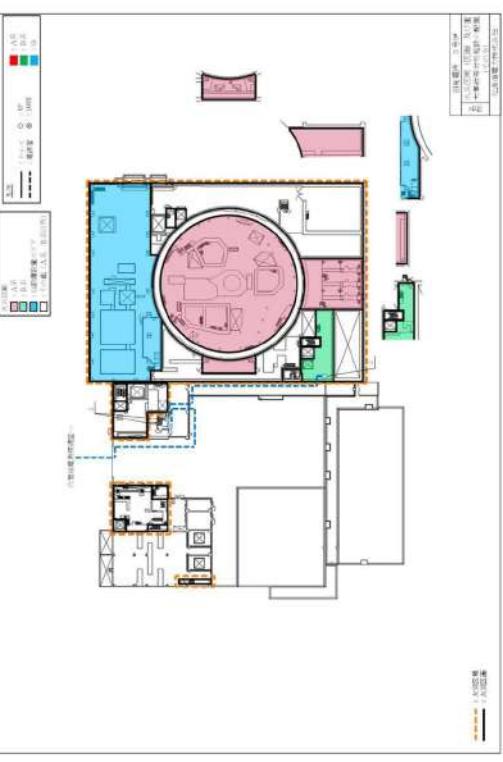
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図49-8 3号炉原子炉建屋 地上2階</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図49-9 3号炉原子炉建屋地盤 T.P.33.1m 及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

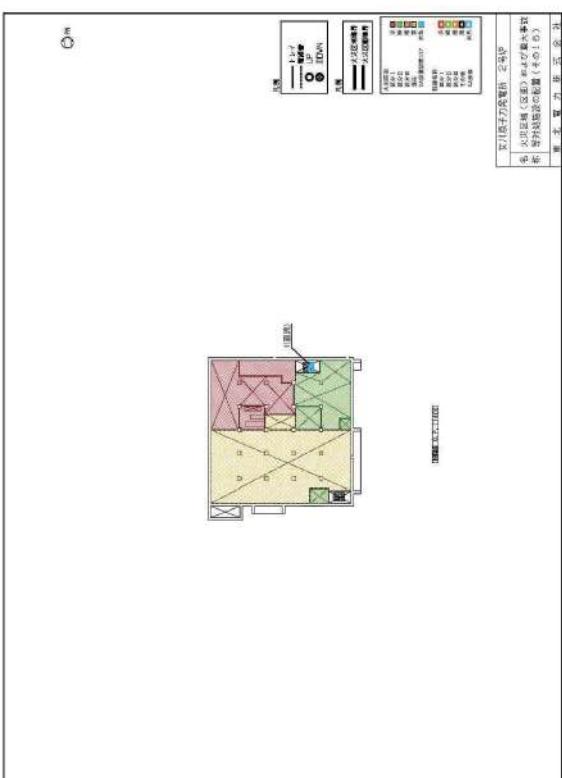
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図49-10 2号炉附属建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

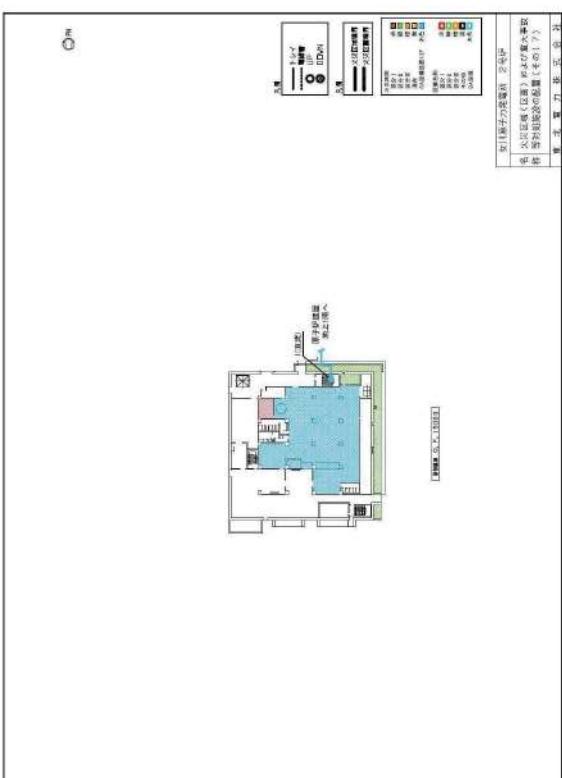
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

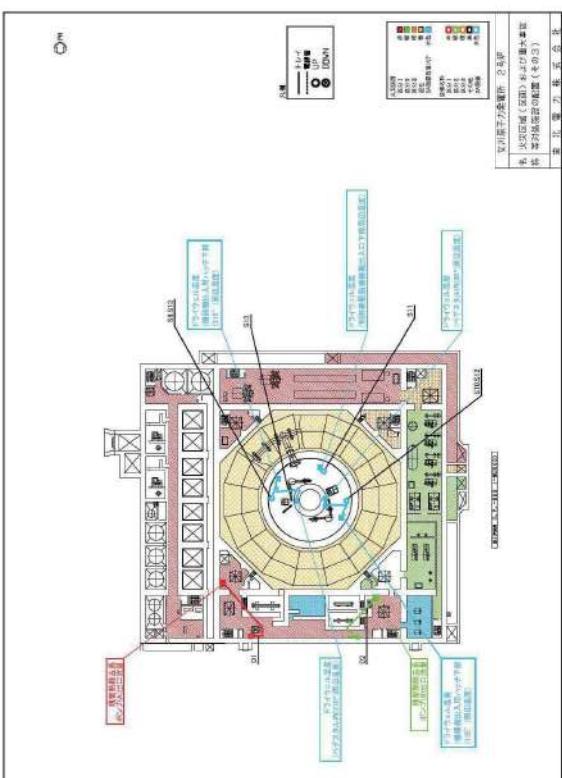
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-12 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

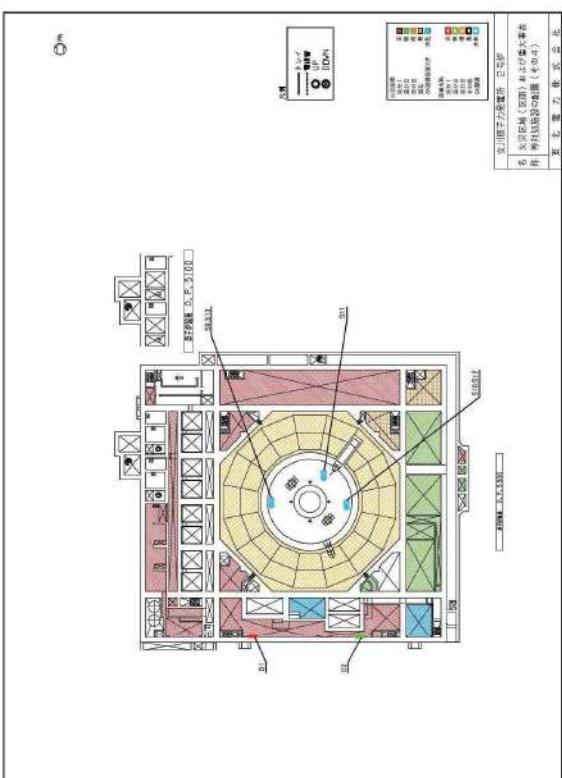
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-13 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

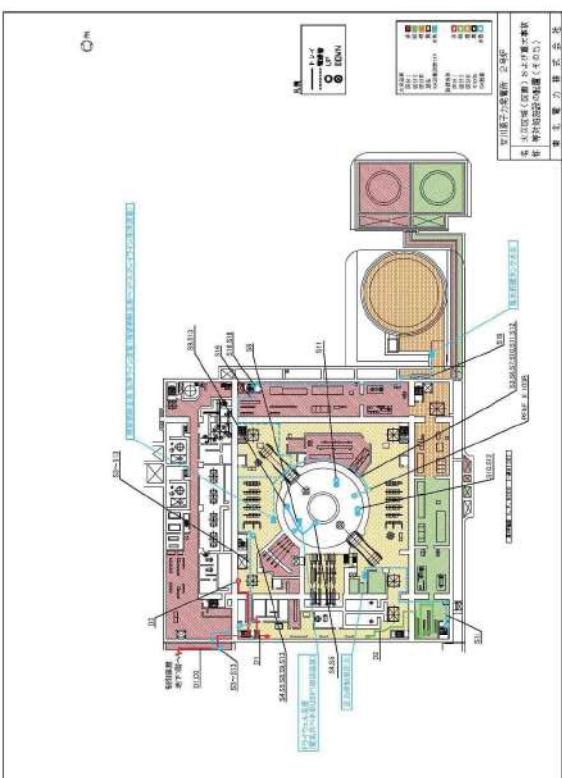
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-14 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

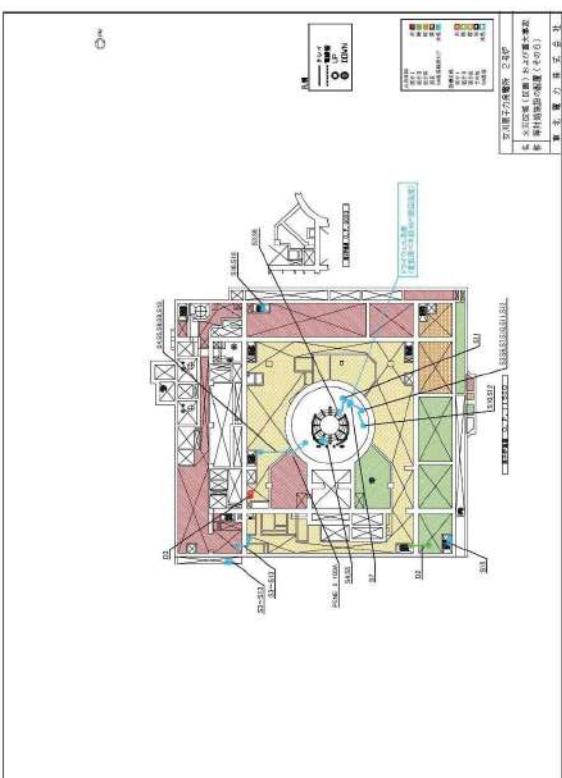
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-15 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

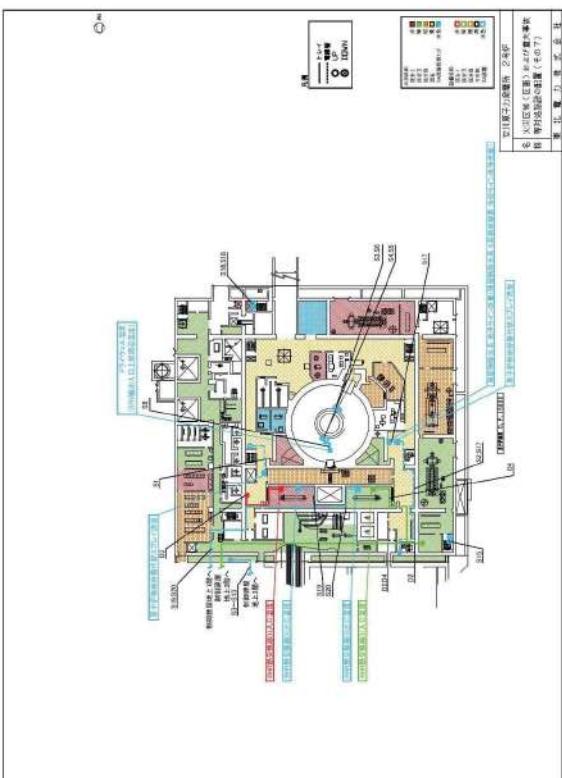
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-16 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

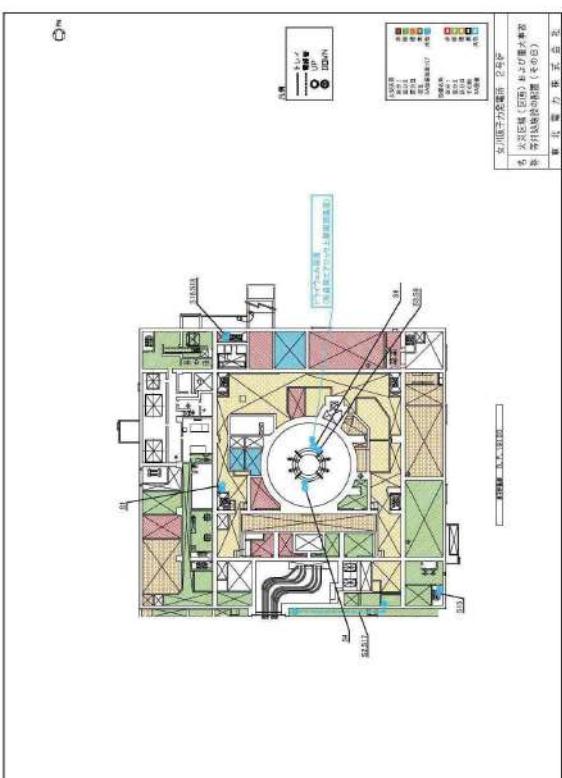
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-17 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

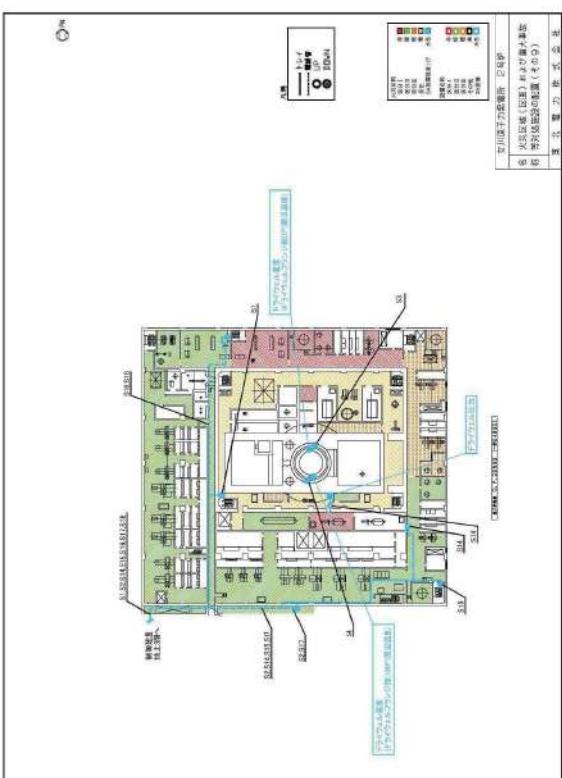
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-18 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

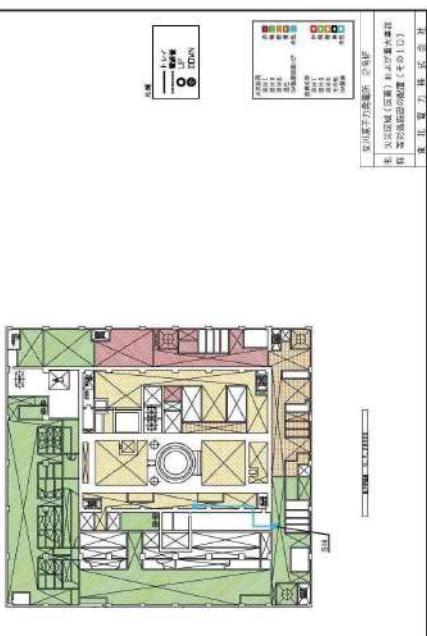
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

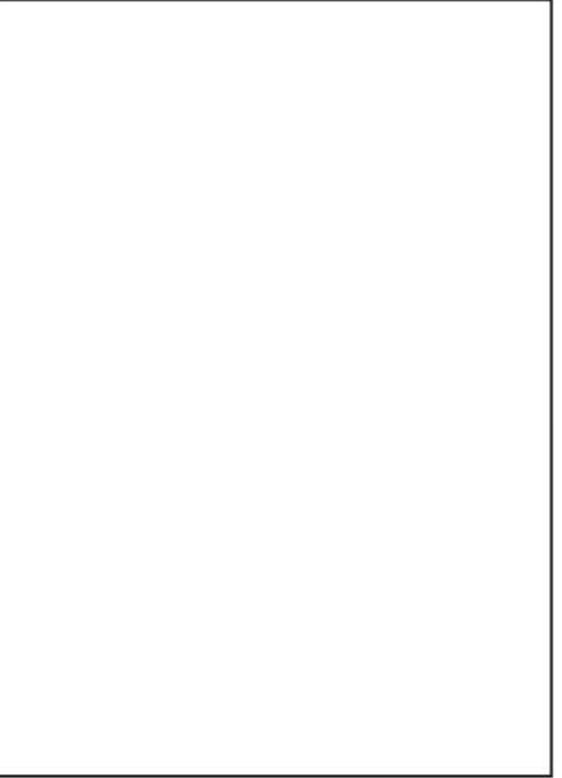
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-19 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-20 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

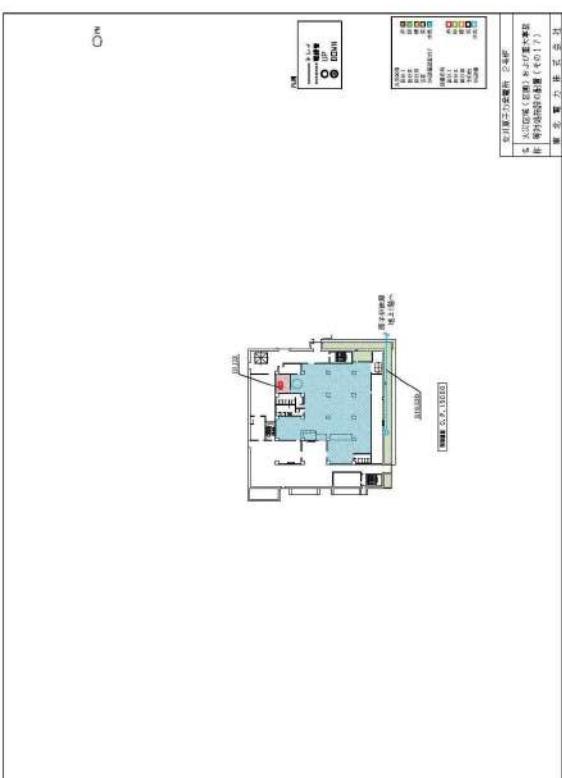
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-21 2号炉制御建屋 地下1階</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠固みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-22 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

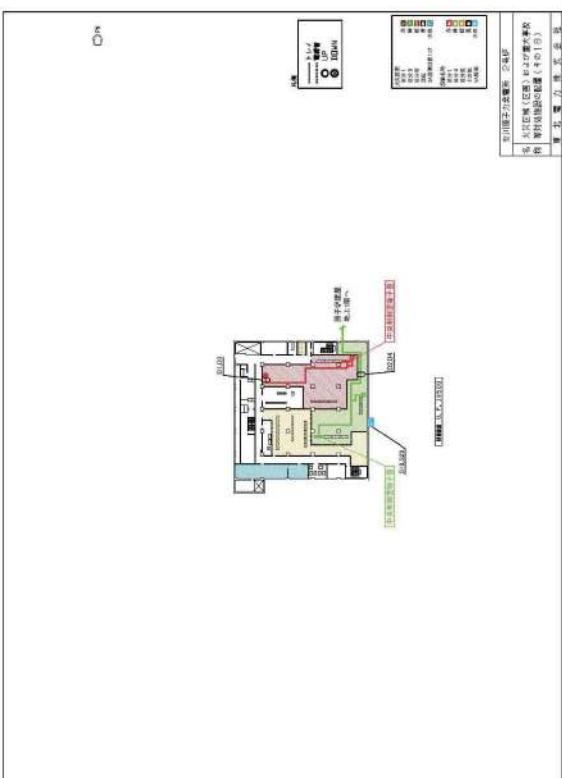
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-23 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

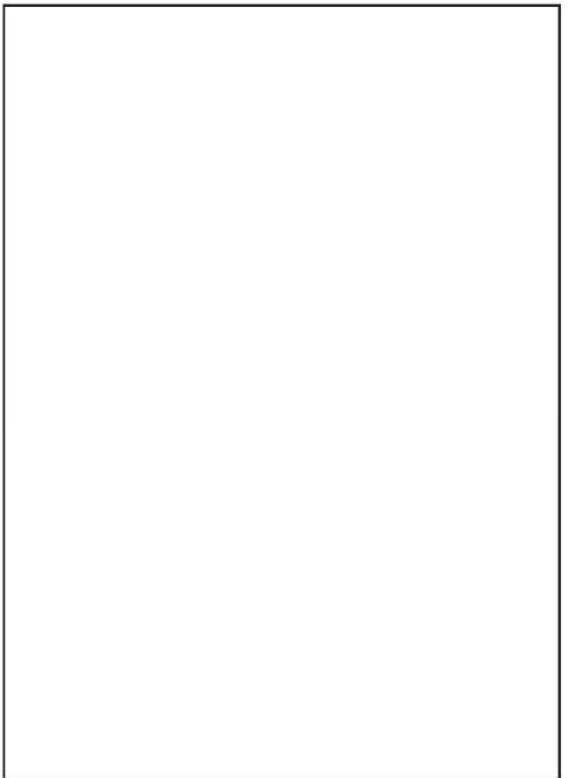
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-24 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

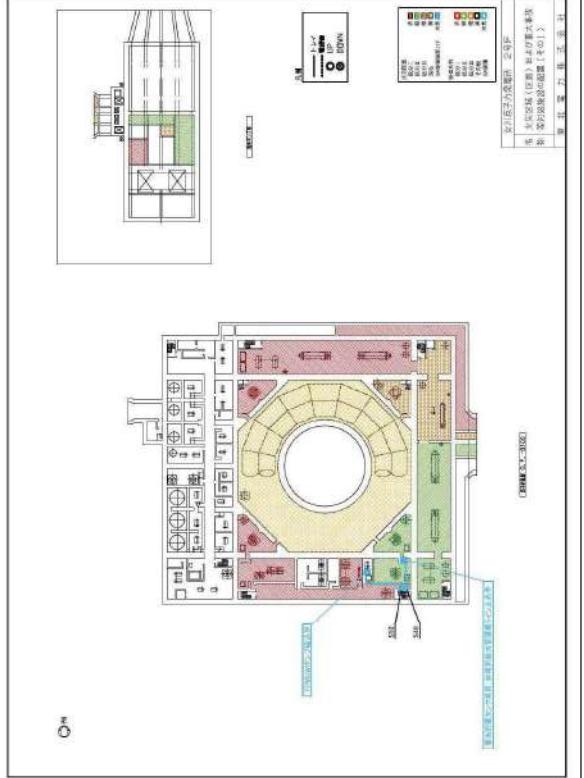
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-25 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

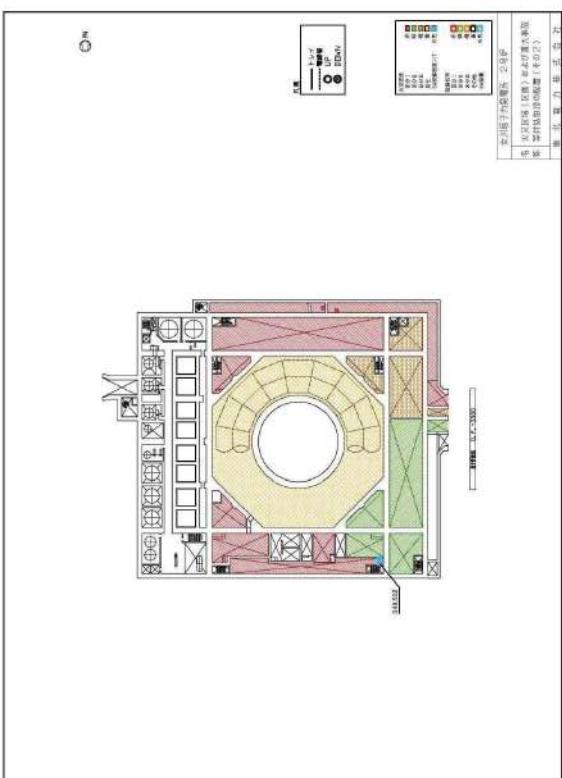
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

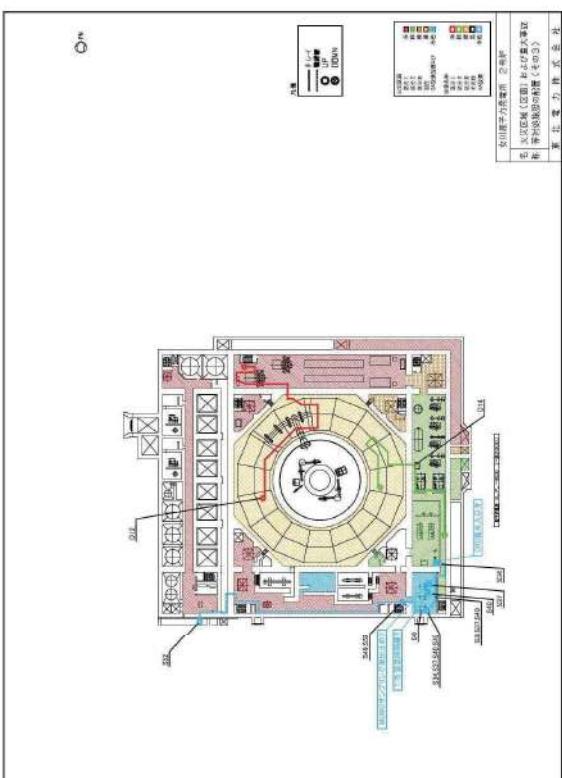
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-26 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-27 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

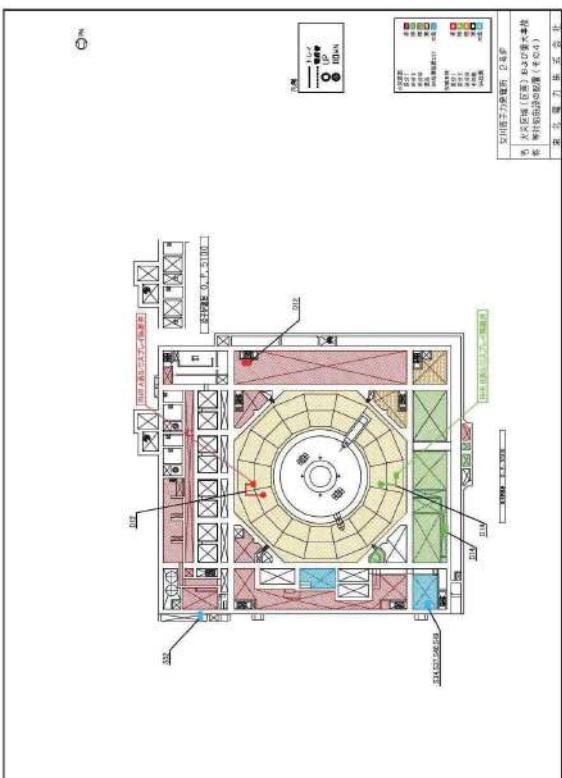
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-28 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

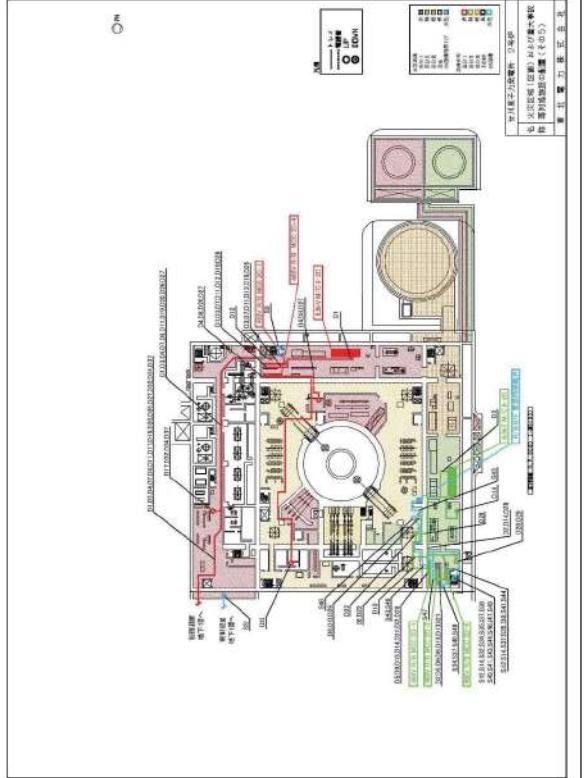
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-29 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

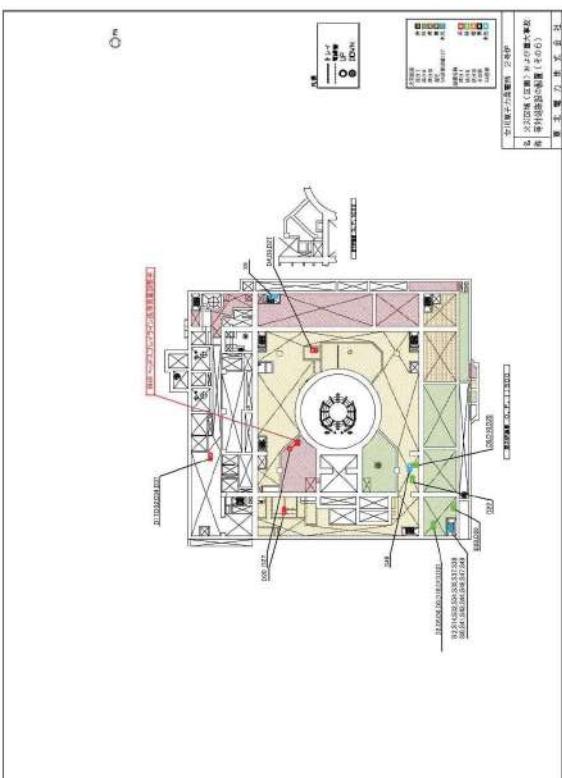
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-30 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

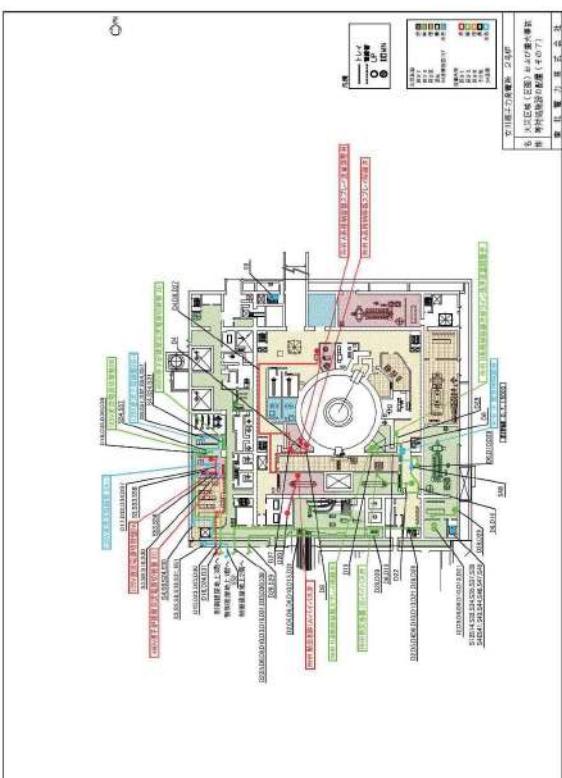
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-34 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

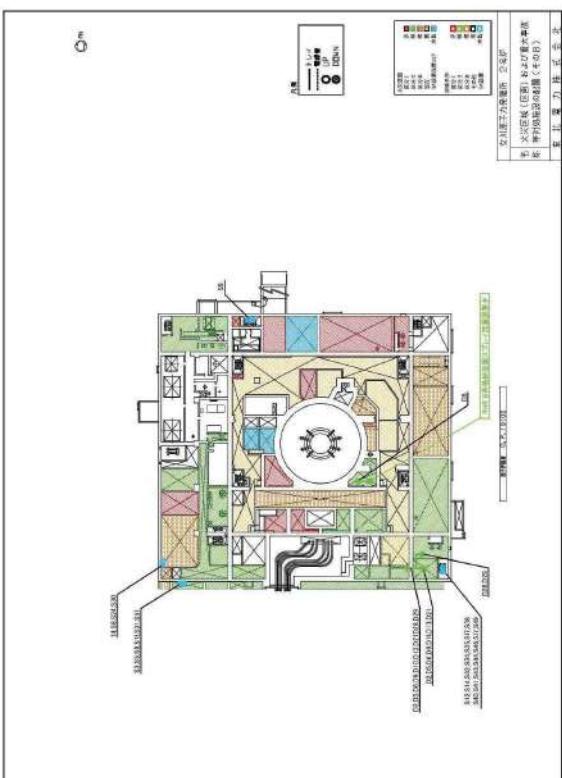
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-32 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

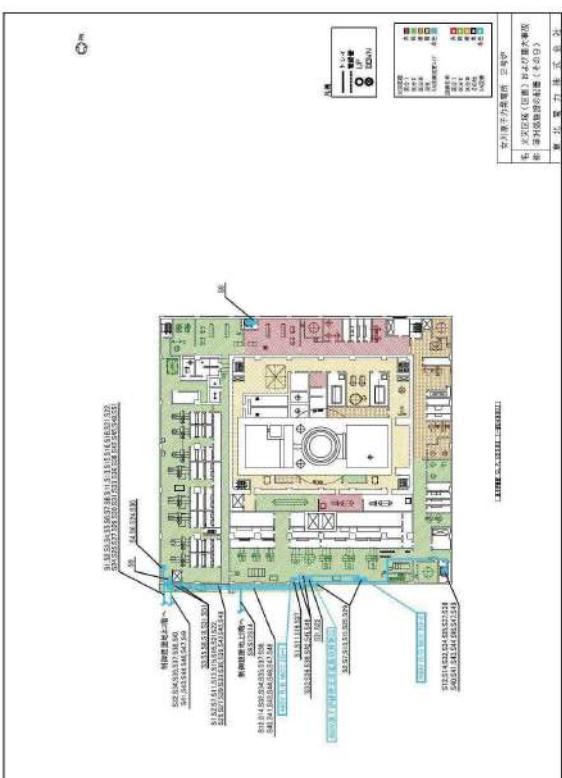
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-33 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-34 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

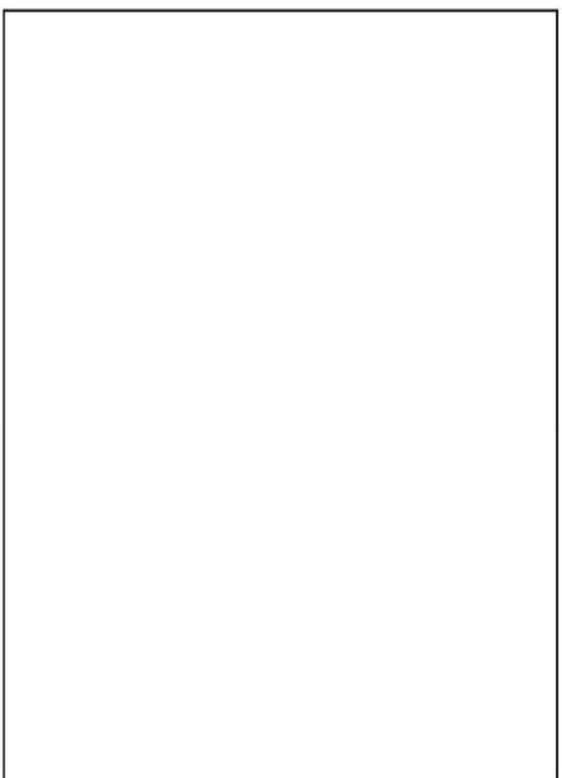
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-35 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-36 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p>仲間みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

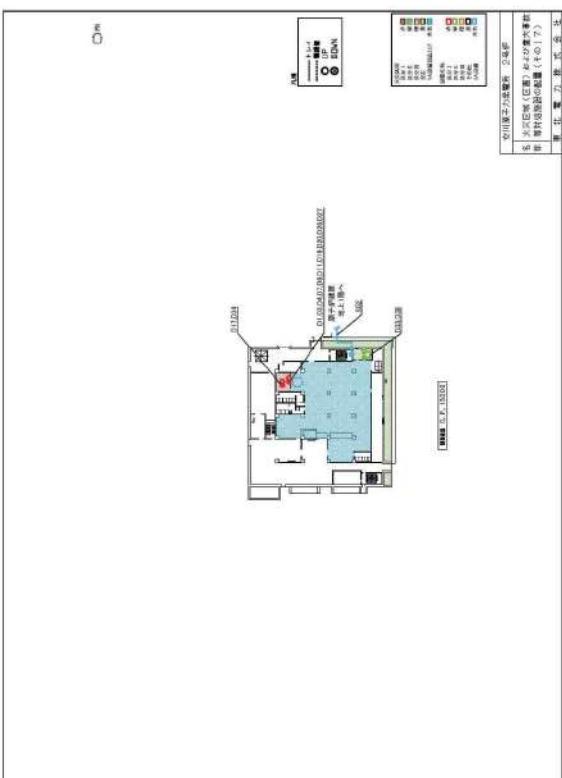
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図49-37 2号機制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

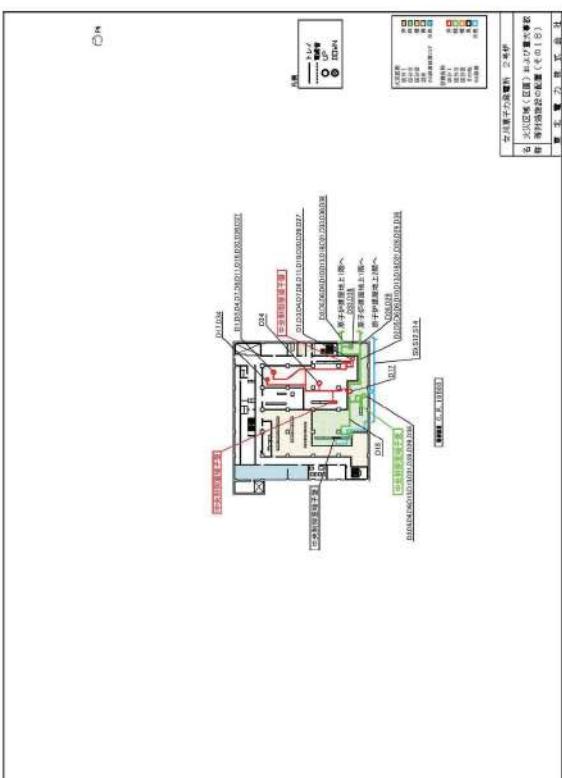
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-38 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 49-39 2号炉制御建屋 地上2階		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

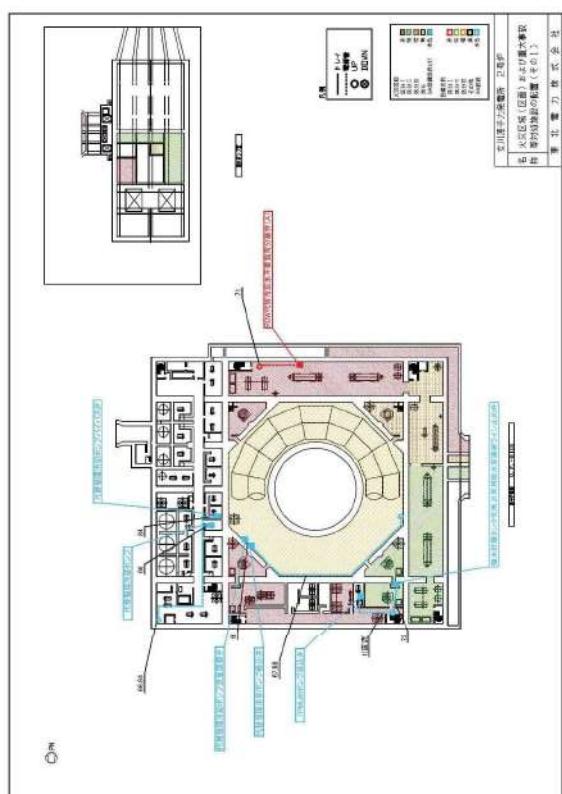
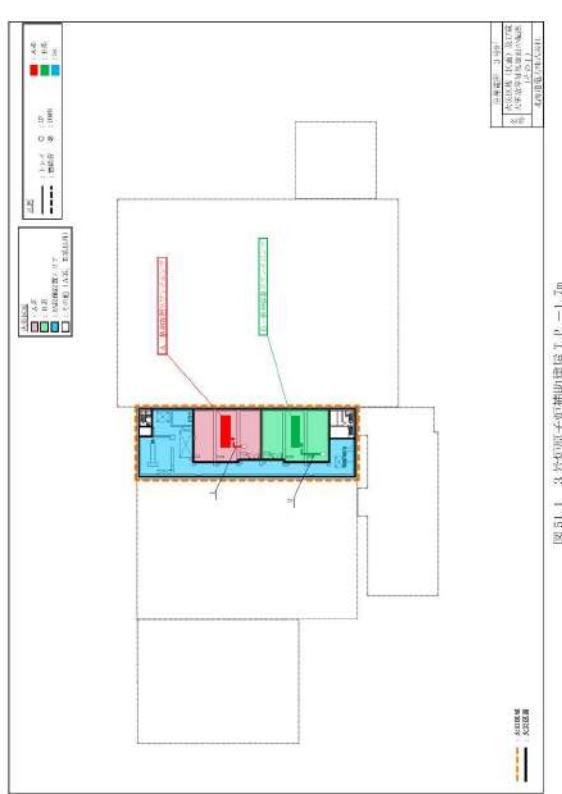
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 49-40 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

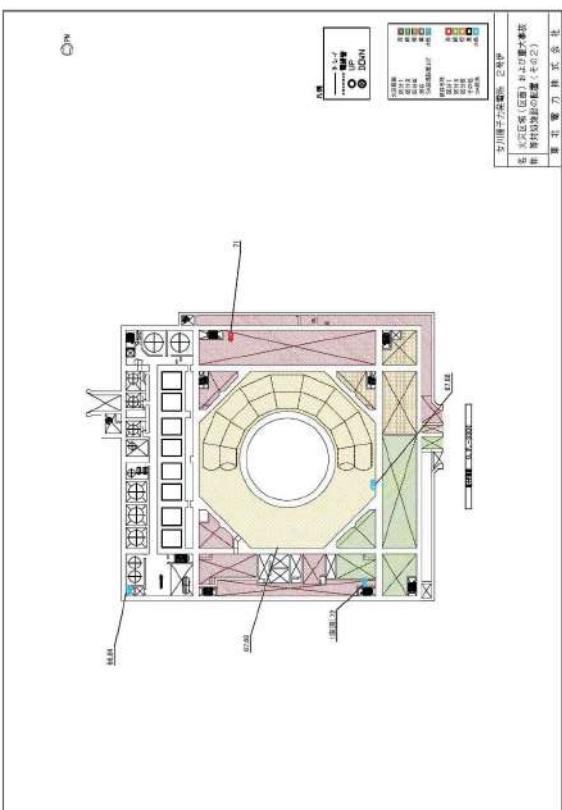
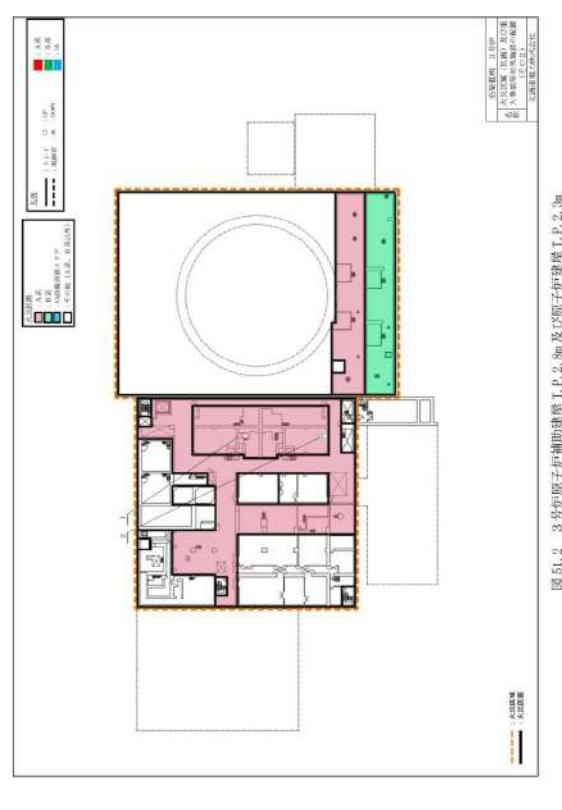
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図51-1 3号炉原子炉建屋 地下3階</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

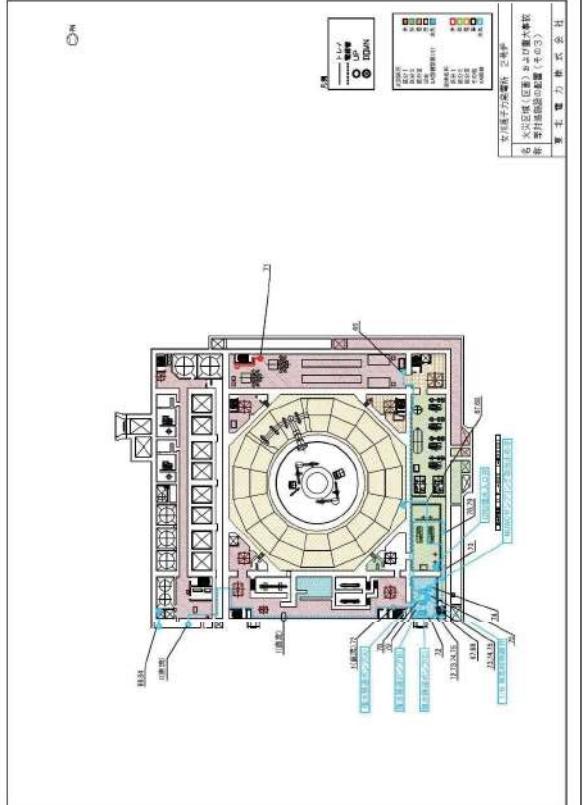
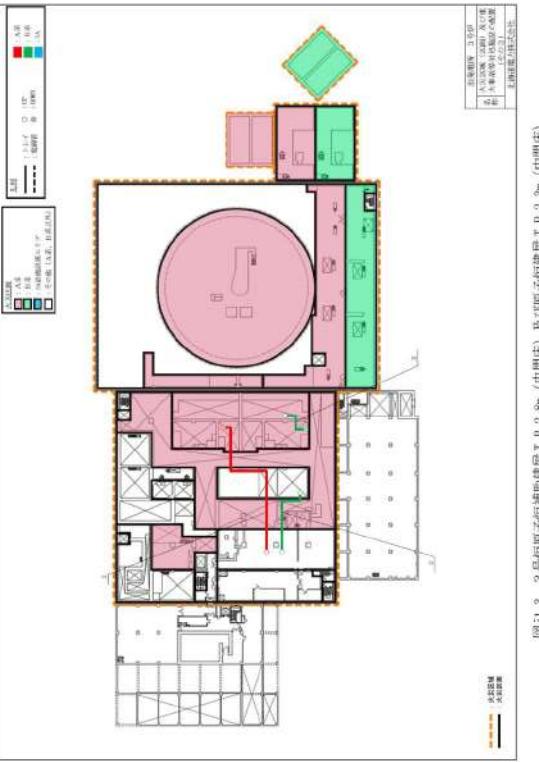
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図51-2 3号炉原子炉建屋 T.P. 2.8m 及び原子炉建屋 T.P. 2.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

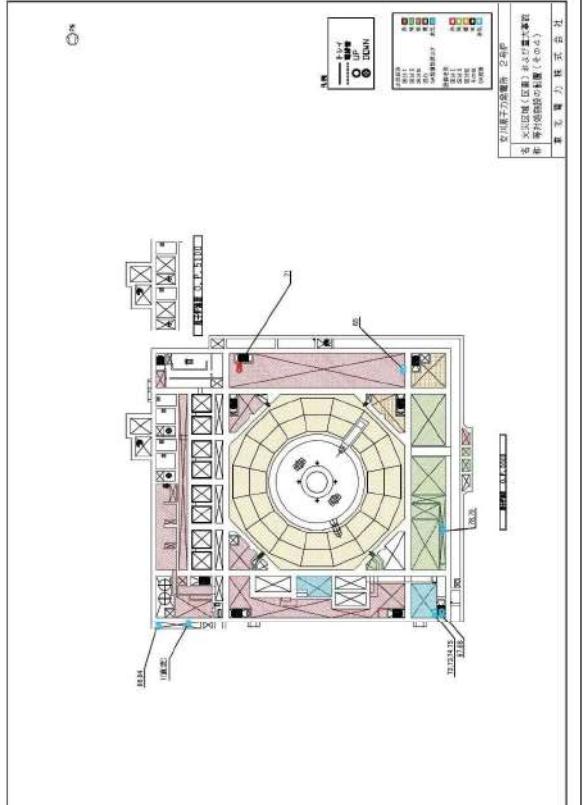
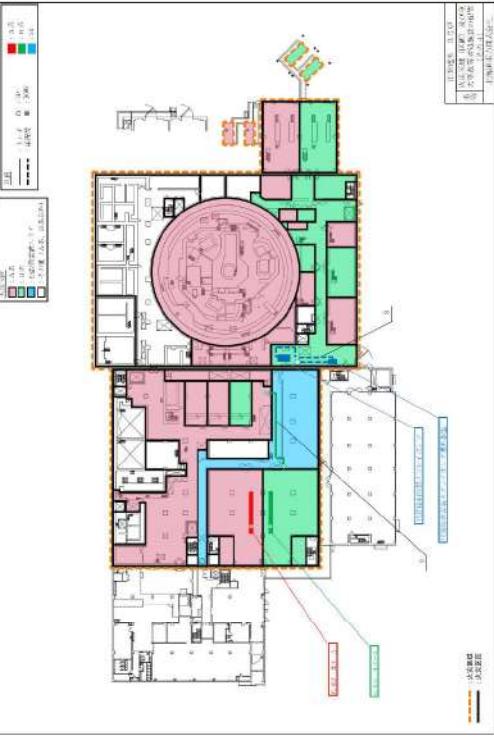
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図51-3 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.8m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同様である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

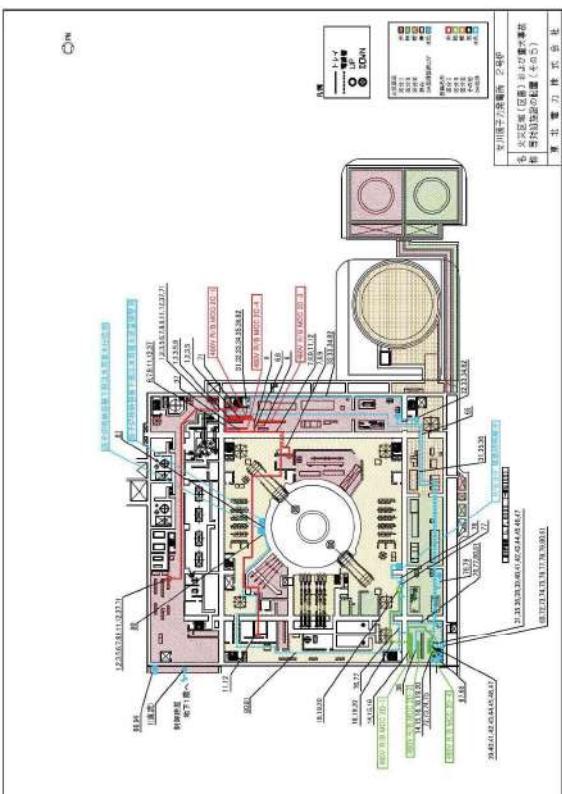
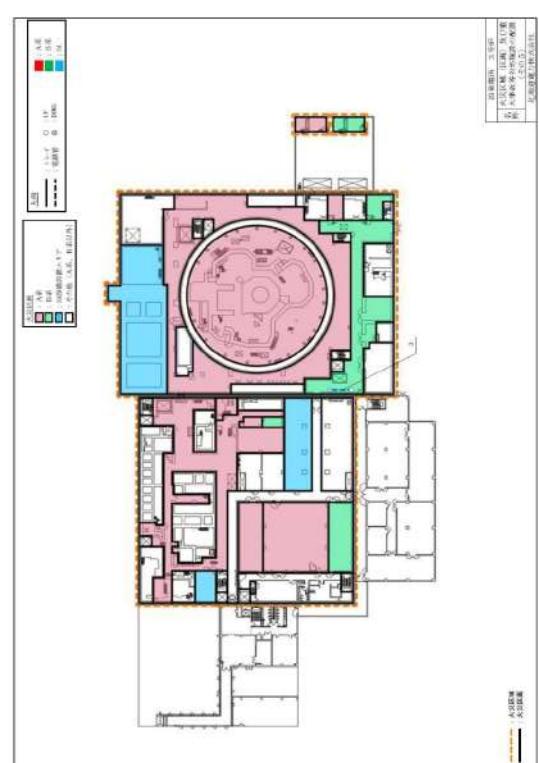
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-4 2号炉原子力発電所 地下中2階</p>	 <p>図 51-4 3号炉原子力発電所 地下中2階</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

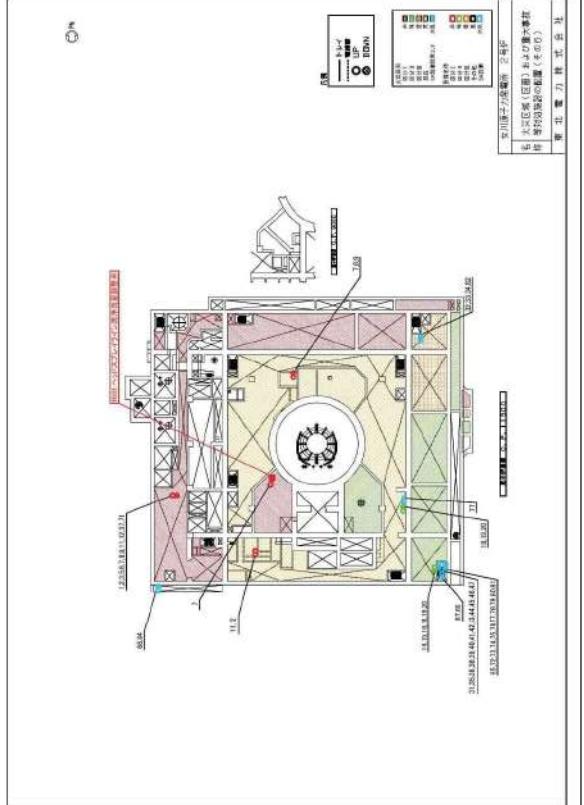
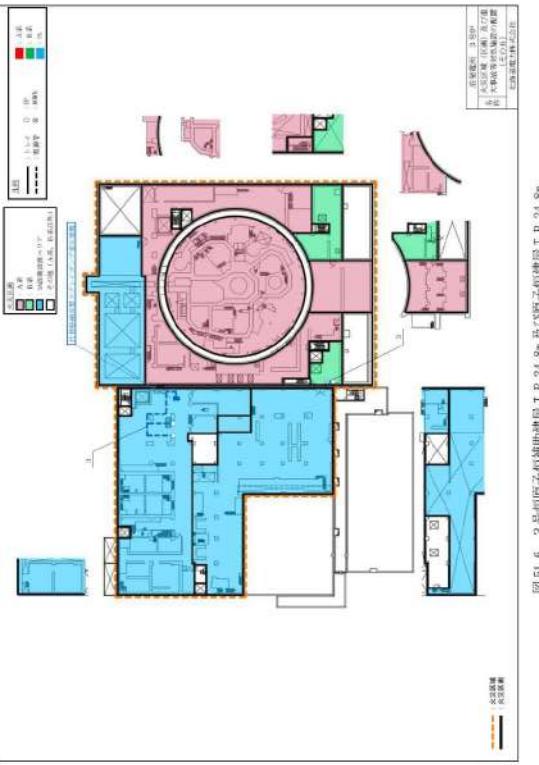
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 51-5 3号炉原子炉建屋 地下1階 P. 17, 8m 及び原子炉建屋 P. 17, 8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

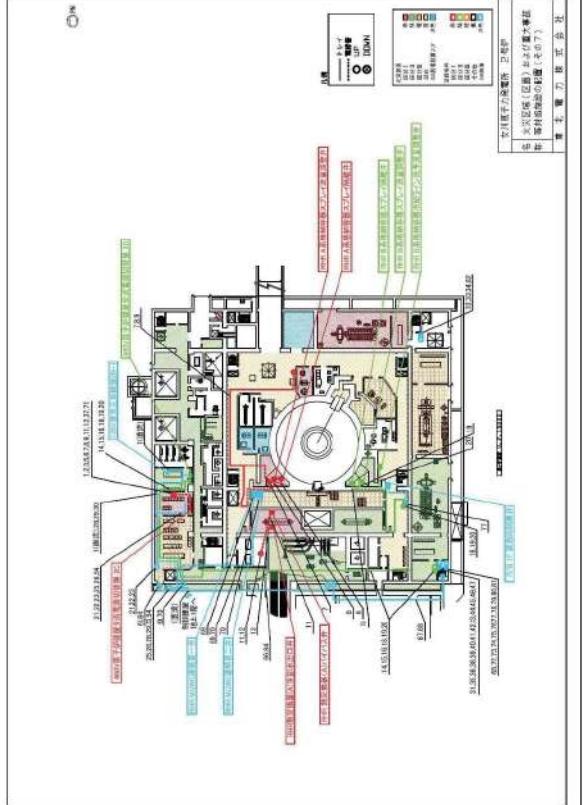
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-6 2号炉原子力建屋 地下中1階</p>	 <p>図51-6 3号炉原子力輔助建屋 T.P.24.8m 及び原子炉建屋 T.P.24.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p> <p>図 51-7 3号炉原子炉建屋 T.P. 33, In 及び原子炉建屋 T.P. 33, In</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 51-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

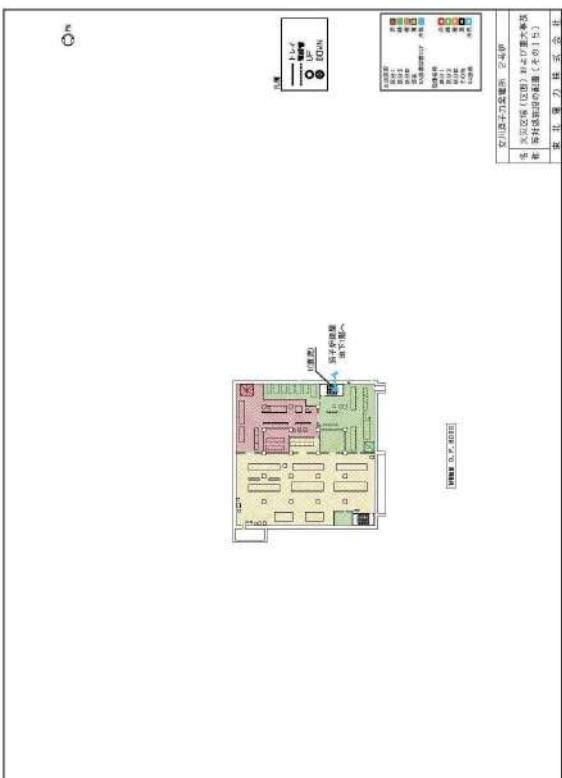
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 51-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-10 2号炉制御棟 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

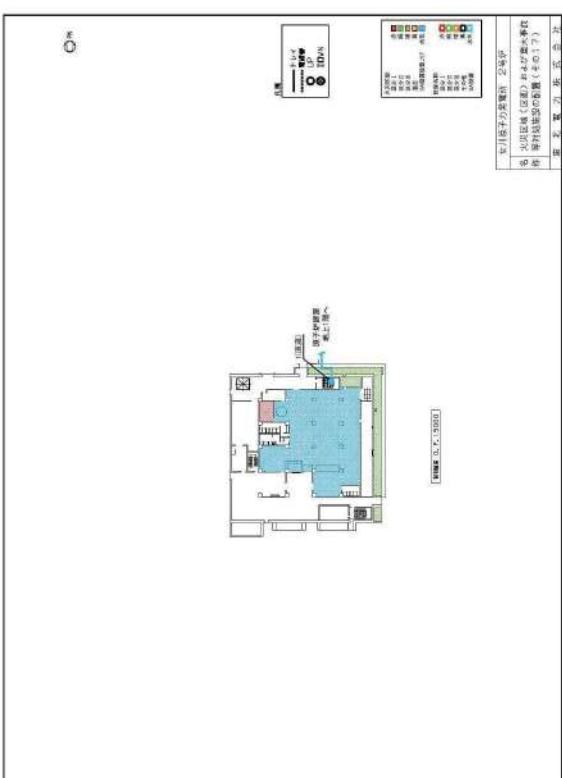
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図51-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

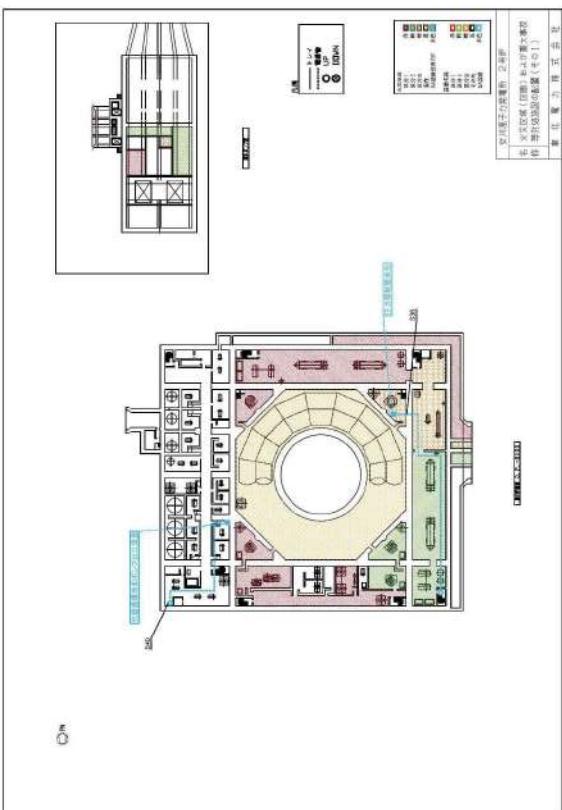
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-12 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

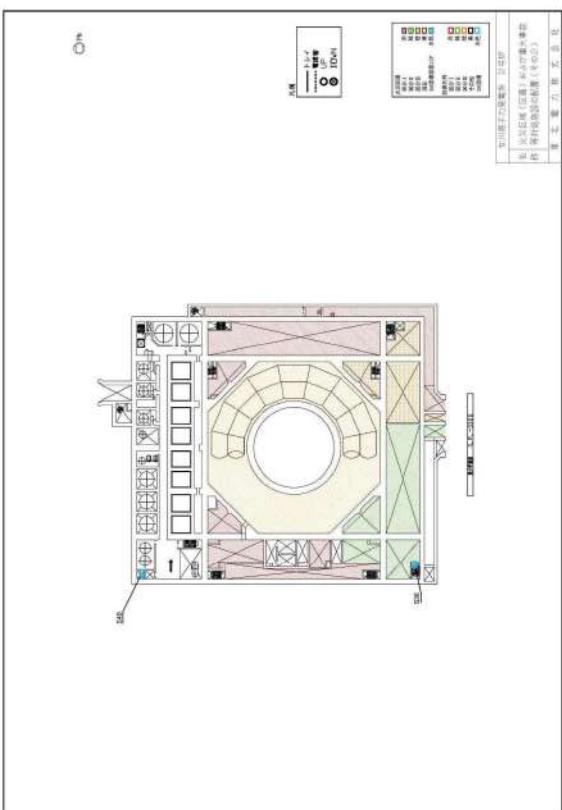
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-13 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

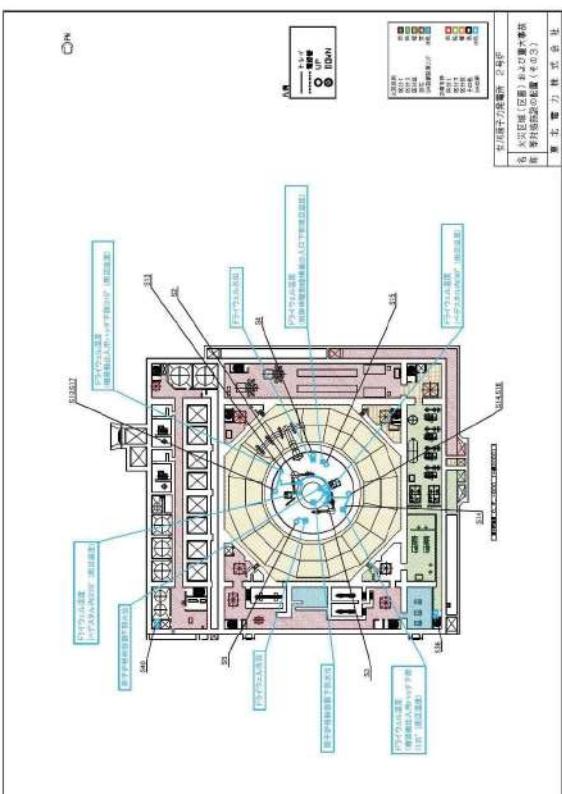
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-14 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

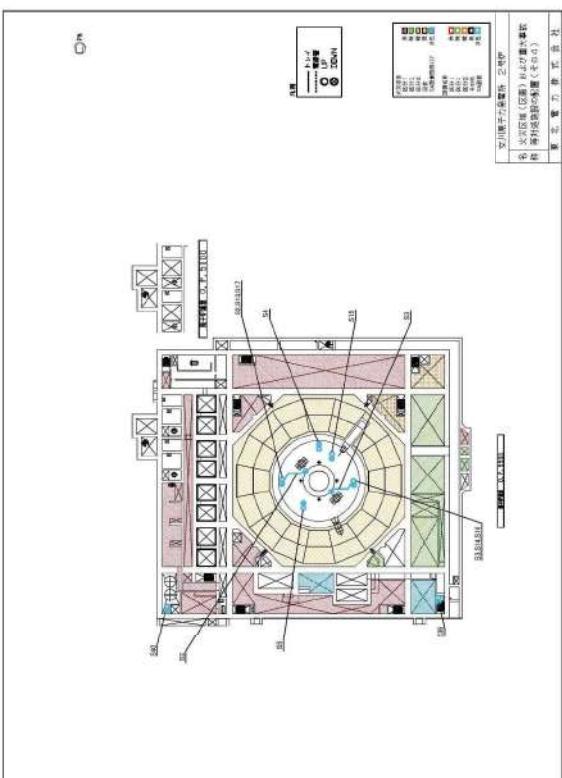
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-15 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

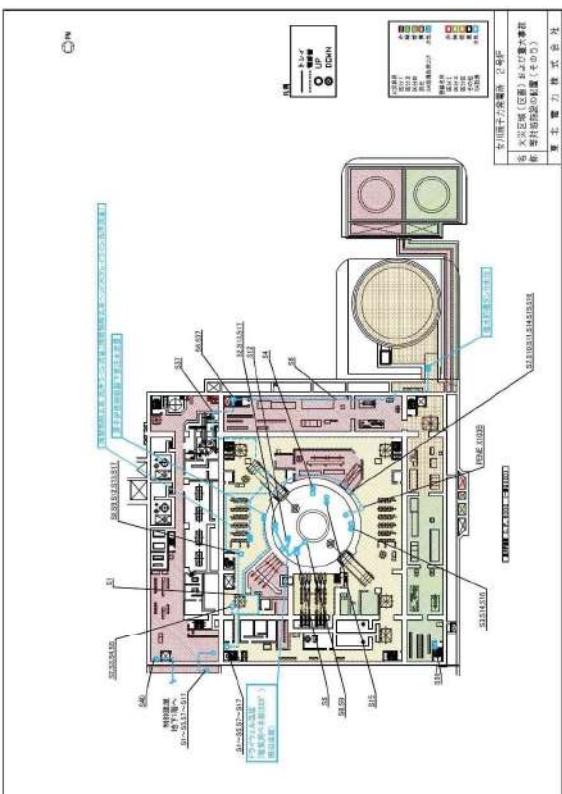
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-16 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

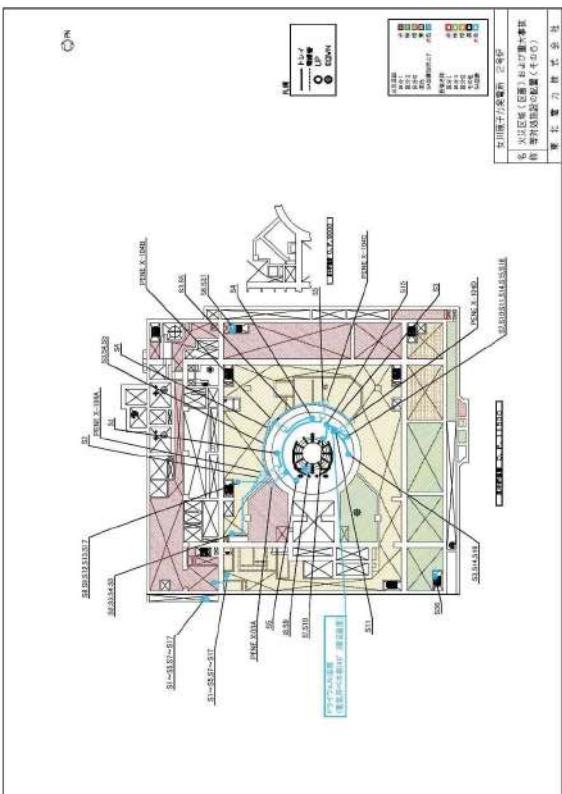
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-17 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

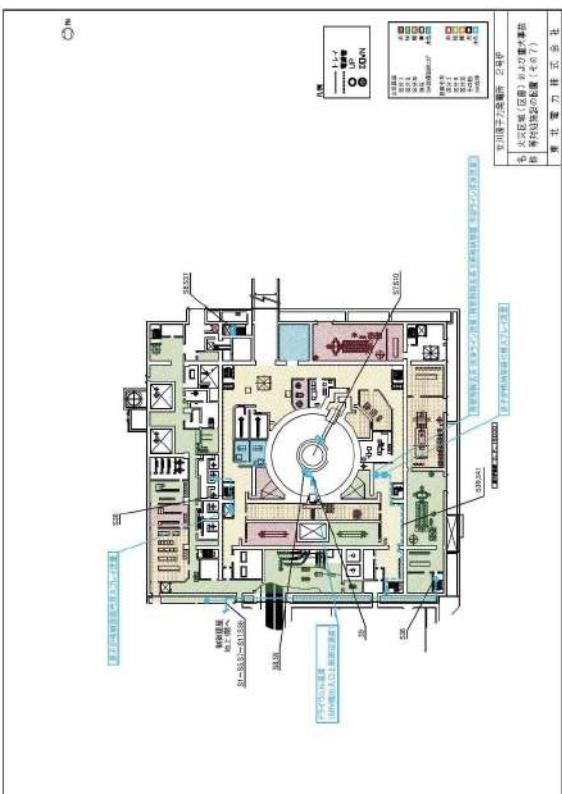
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-18 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

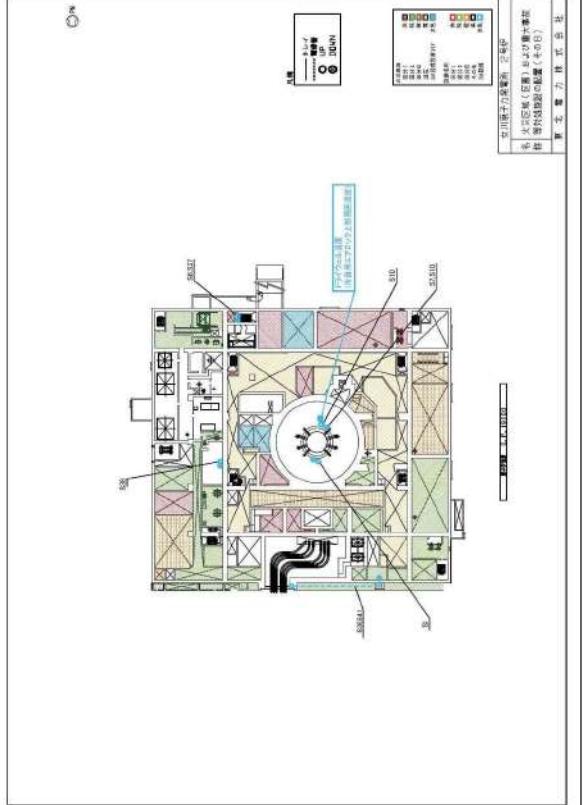
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-19 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

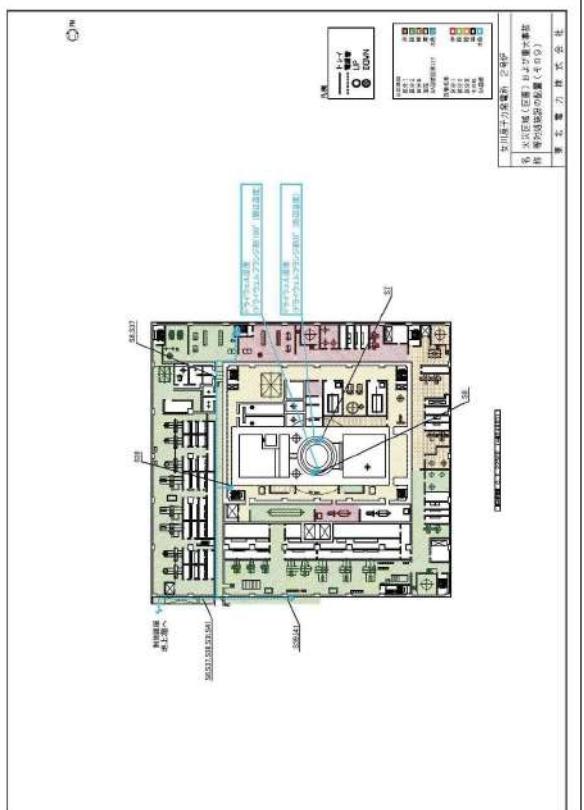
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-20 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図51-21 2号炉原子炉建屋 地上2階		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

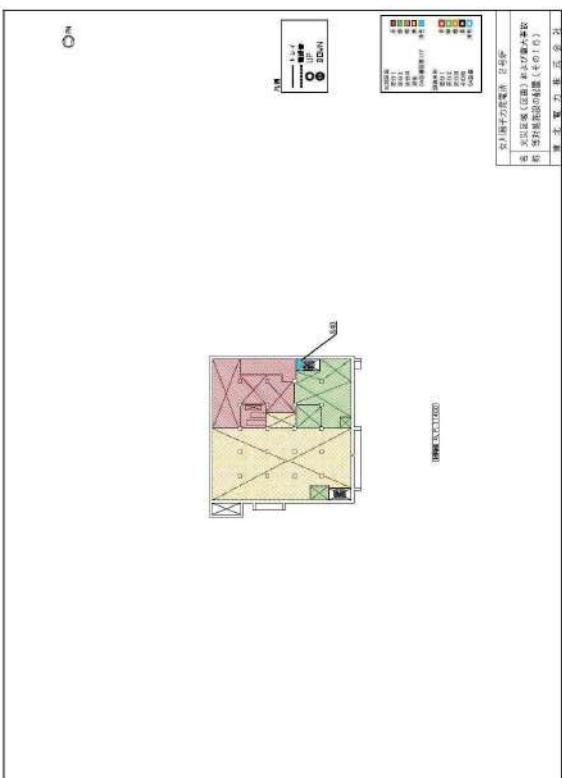
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-22 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

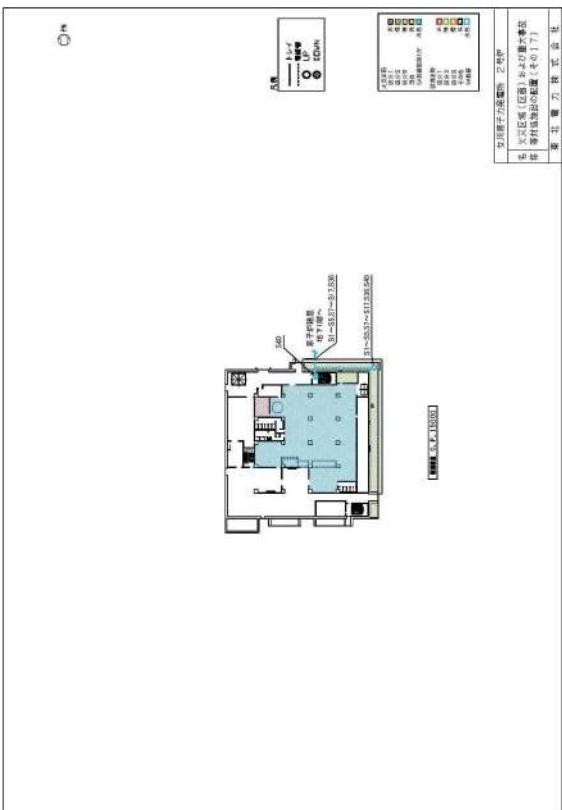
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-23 2号炉前御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

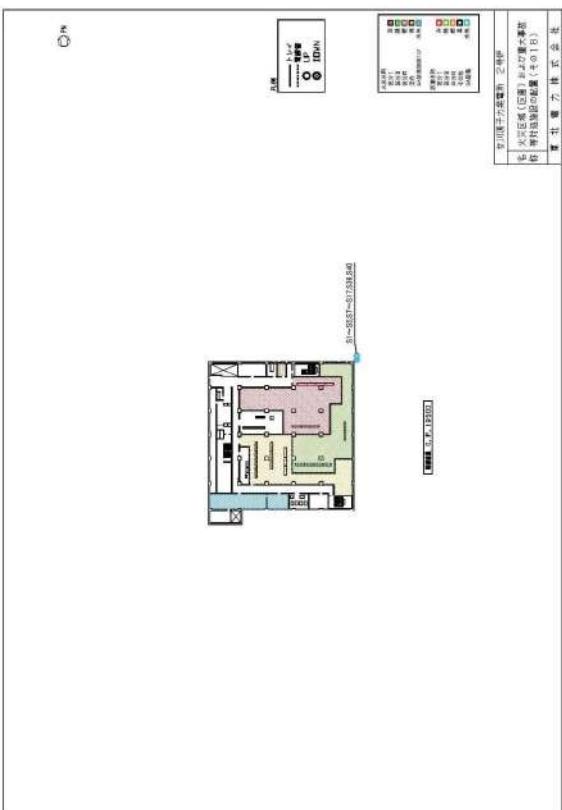
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-24 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

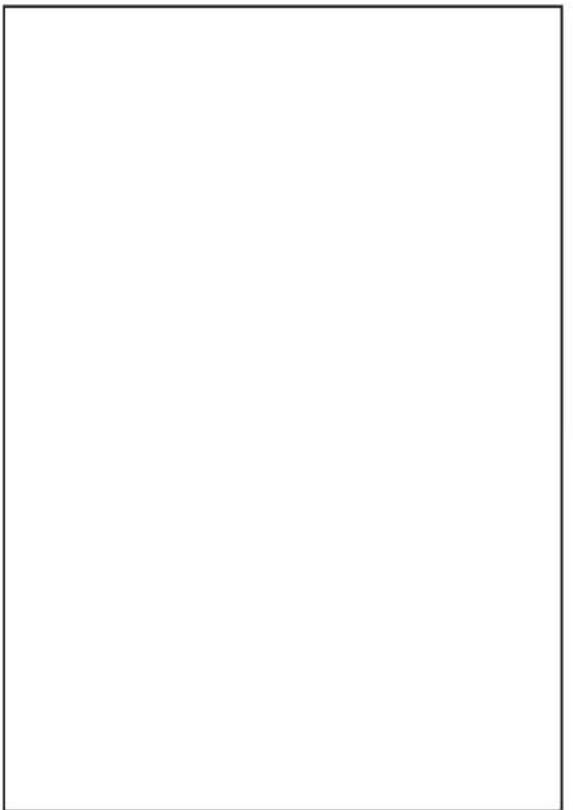
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

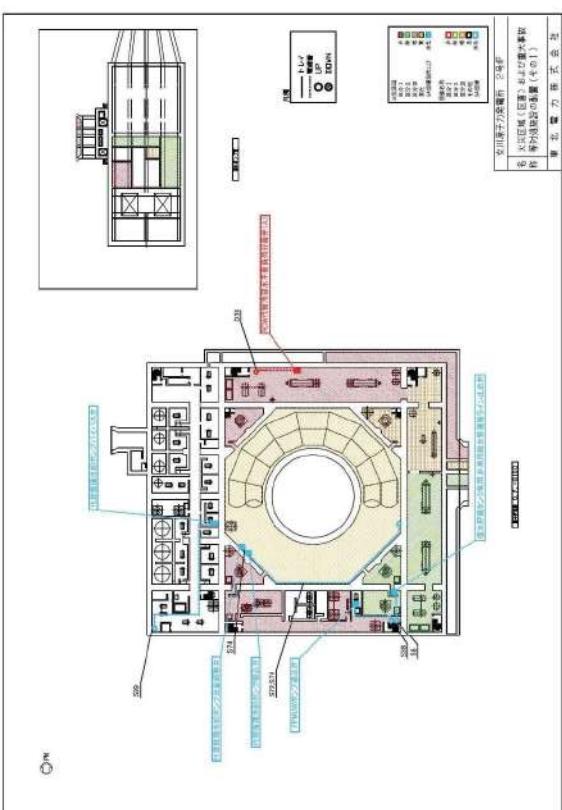
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-25 2号炉制御棟 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-26 2号炉制御建屋 地上3階 枠内のみの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

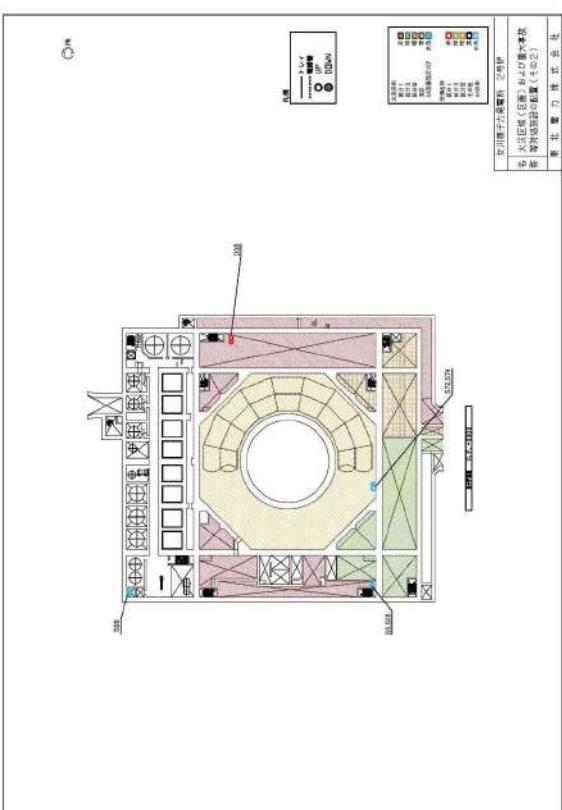
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-27 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

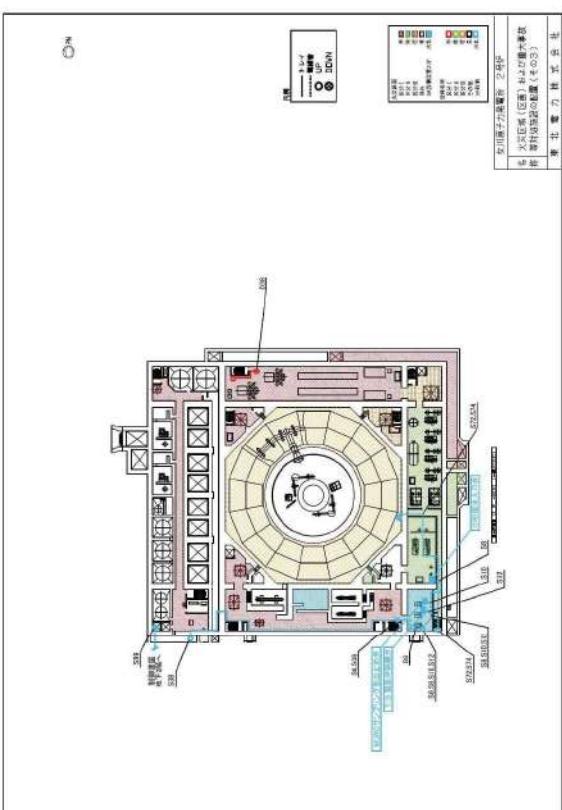
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-28 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

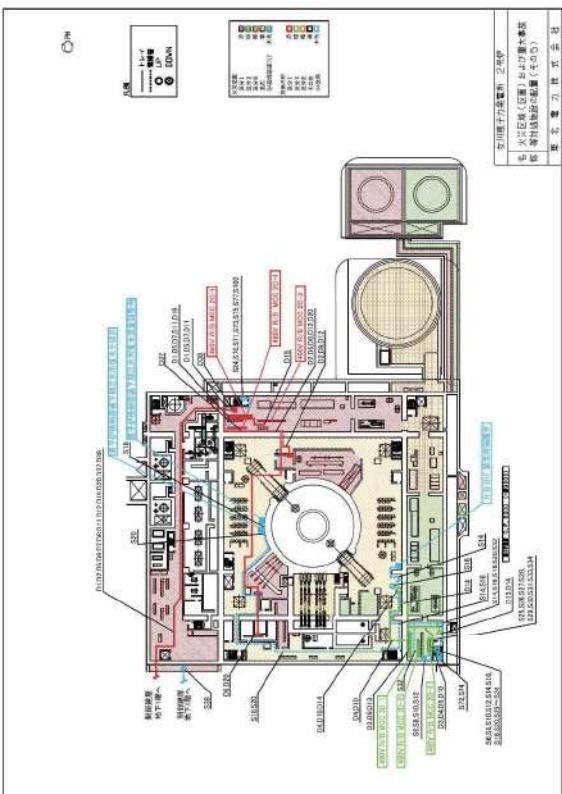
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	57-9-291		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

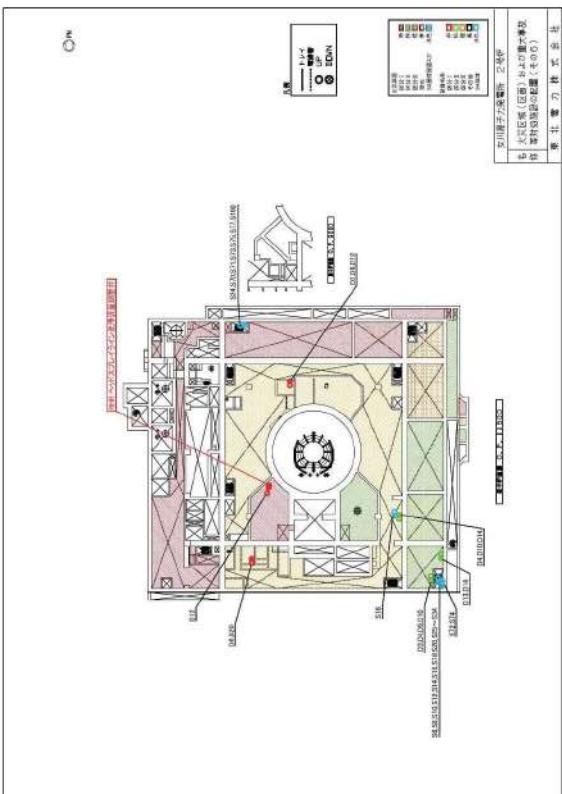
大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>図 51-31 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-32 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

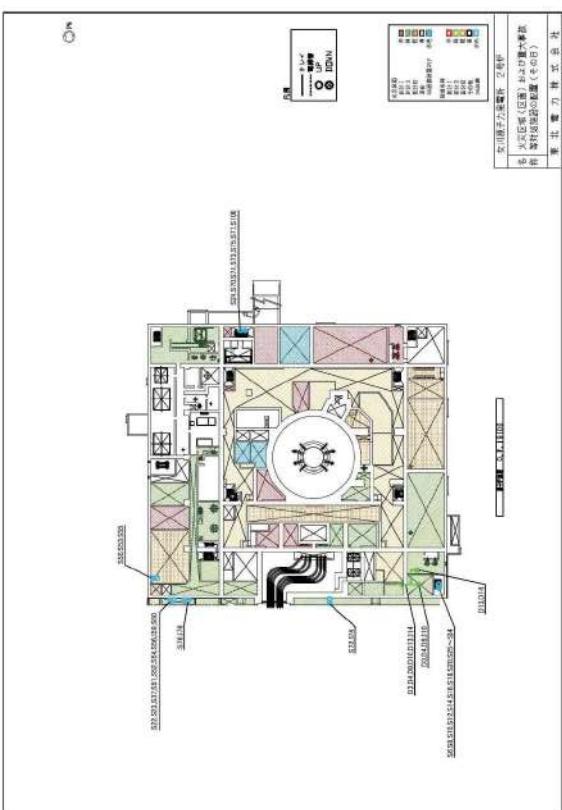
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 51-33 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

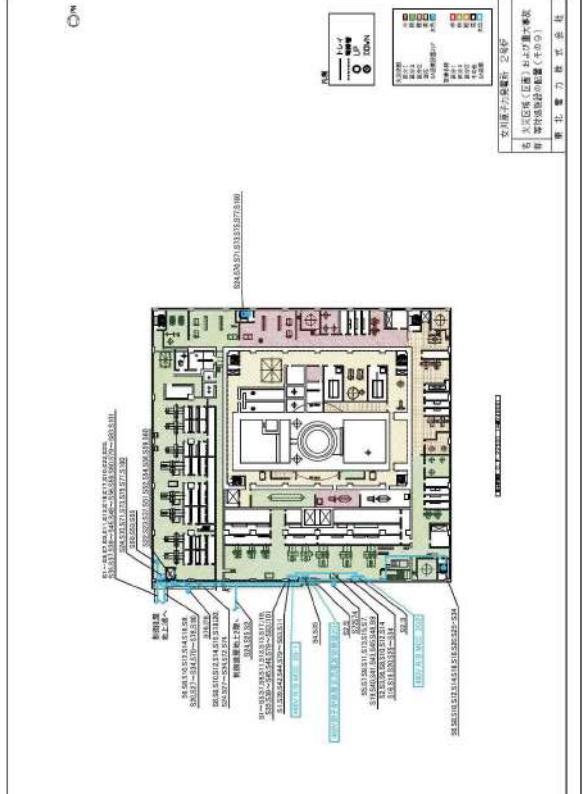
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-34 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

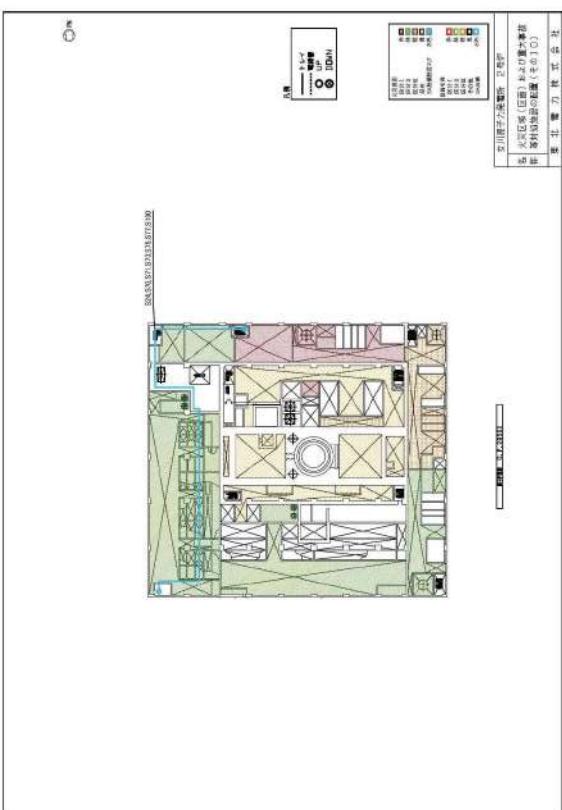
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-35 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

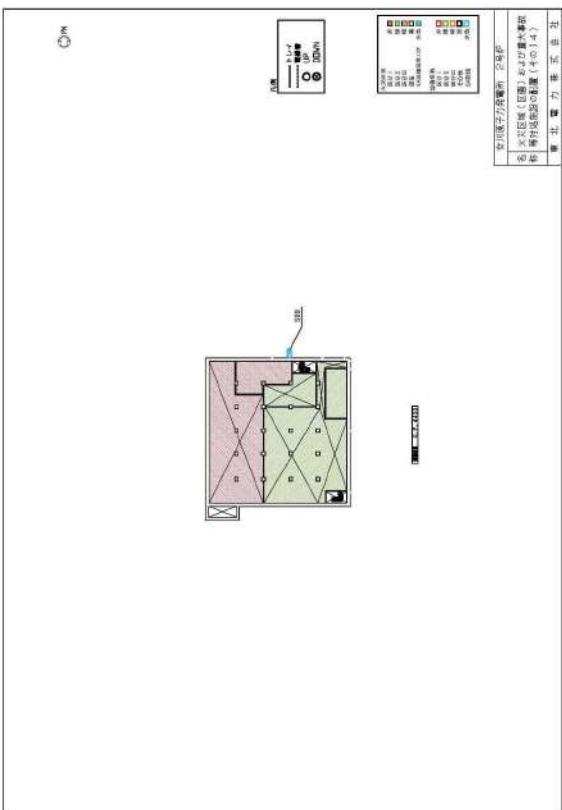
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-36 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図51-37 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

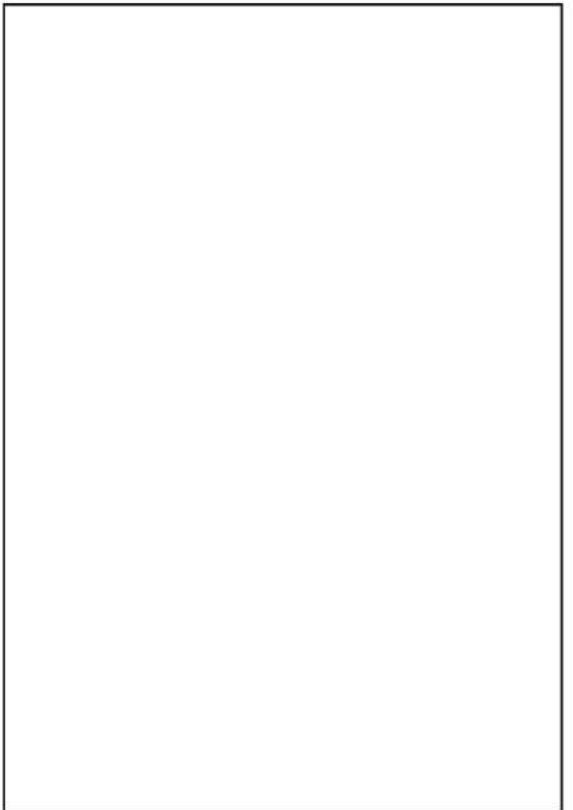
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-38 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-39 2号炉制御建屋 地下1階 閲覧中の内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

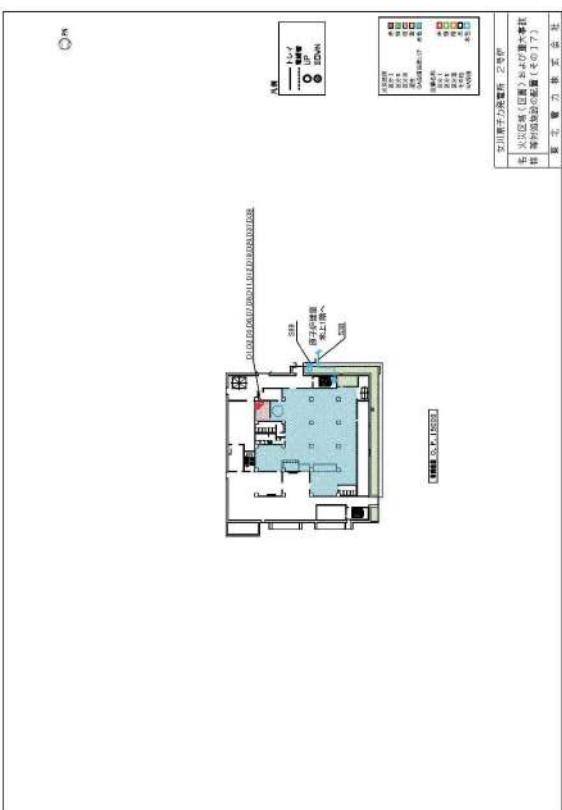
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 51-40 2号炉制御建屋 地下中1階		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

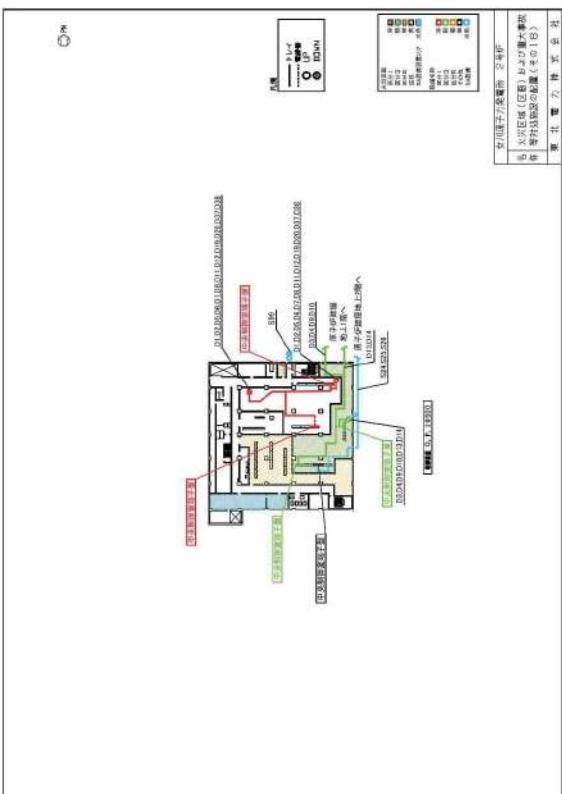
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-41 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

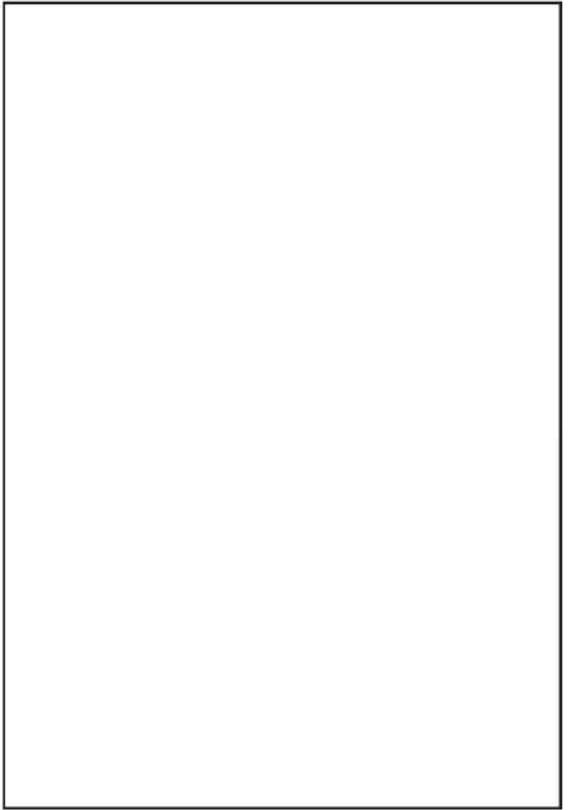
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図51-42 2号炉制御建屋 地上2階		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

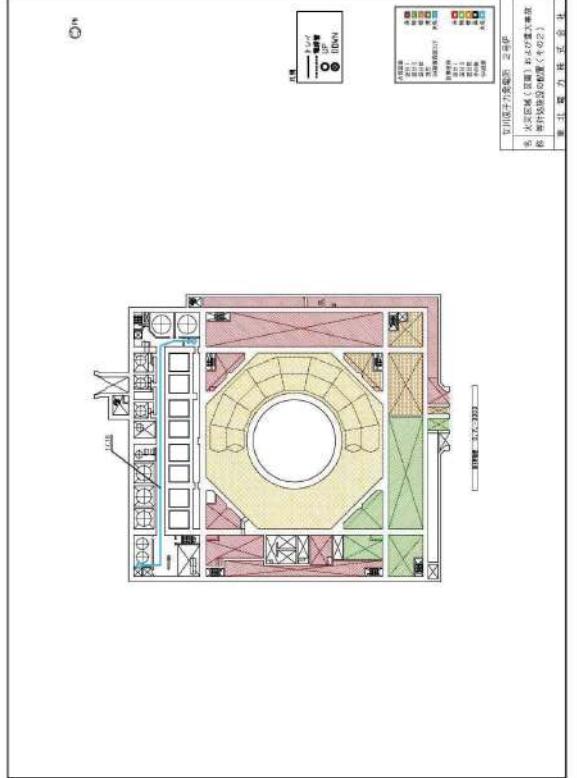
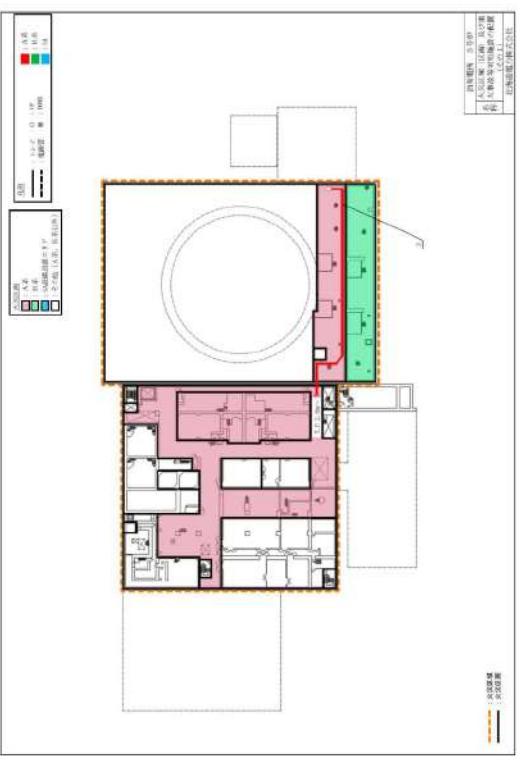
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-43 2号炉制御建屋 地上3階 枠固みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

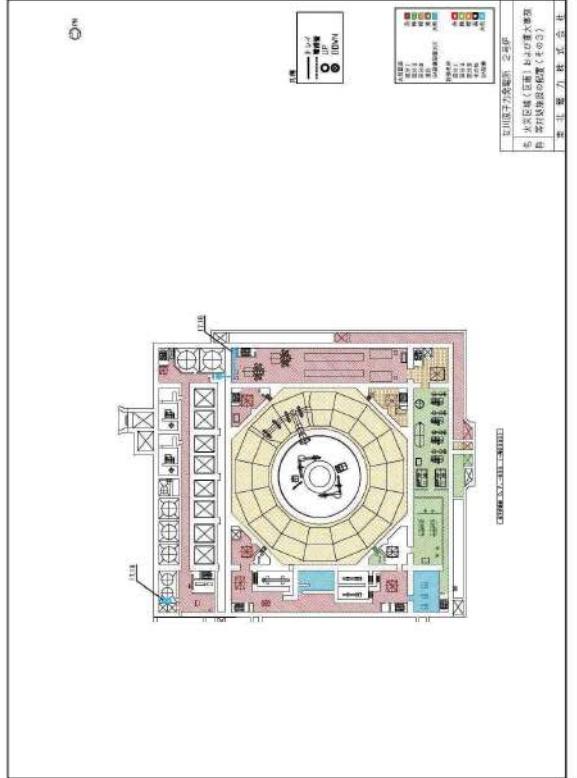
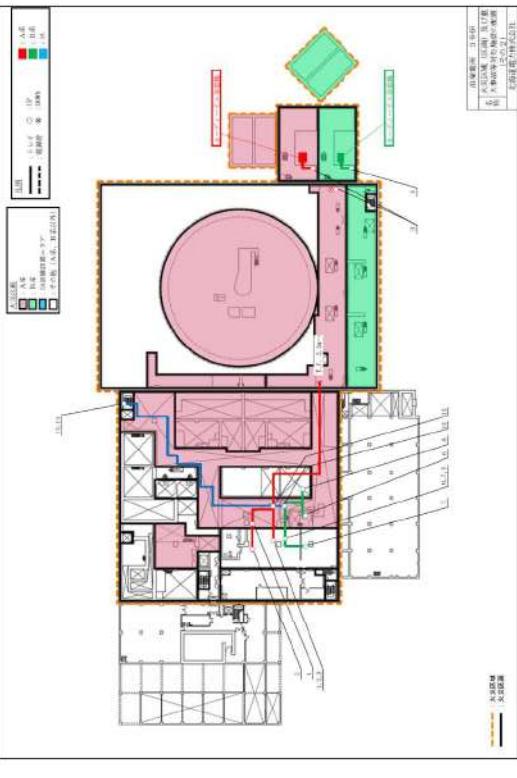
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-1 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図57-1 3号炉原子炉建屋 T. P. 2.8m 及び原子炉建屋 T. 1.2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

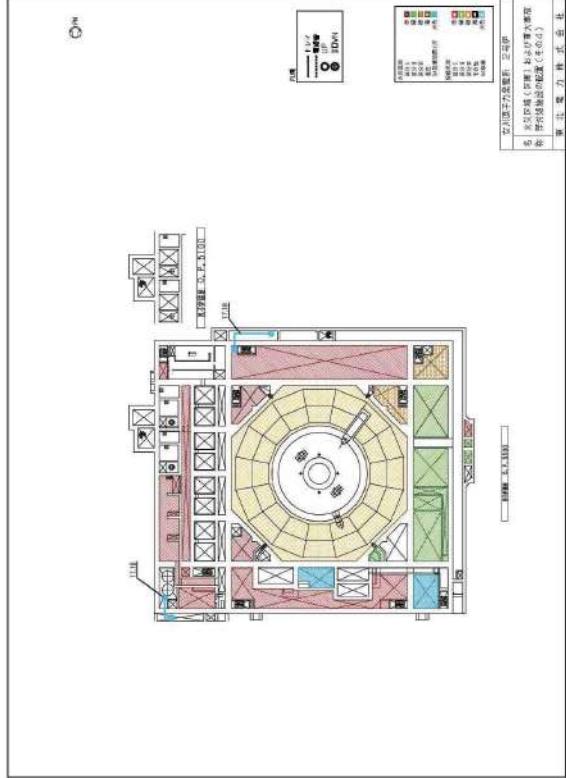
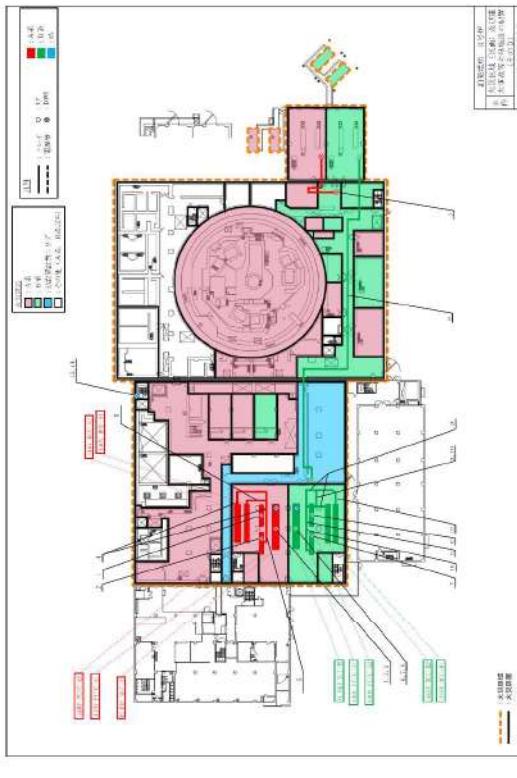
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-2 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図57-2 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8m (中間床), 原子炉地盤 T.P.2.3m (中間床) 及びディーゼル至電機地盤 T.P.6.2m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・ プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同様である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

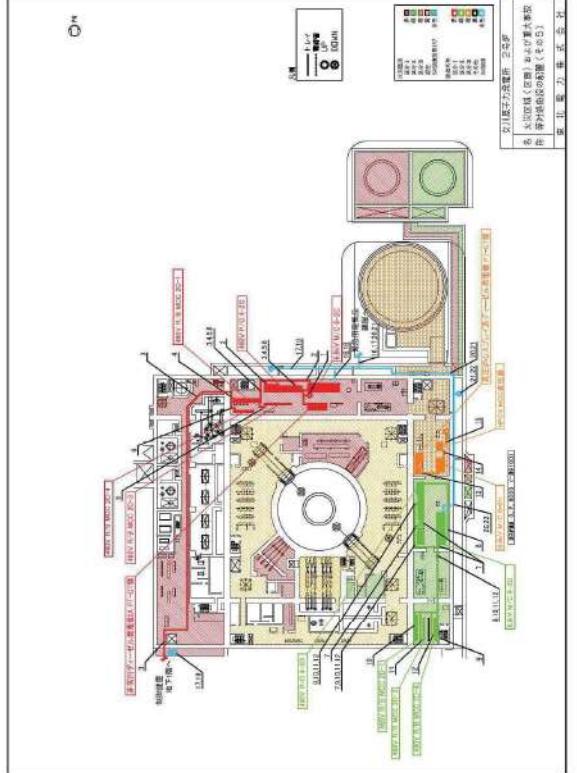
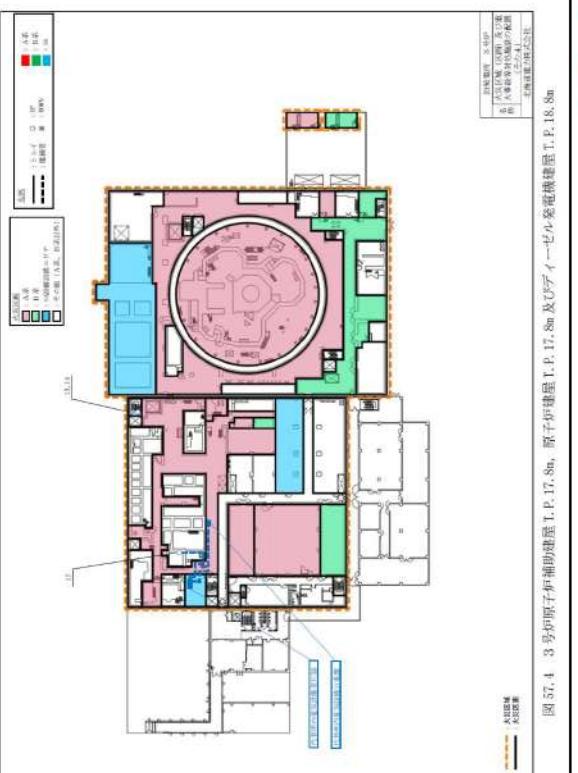
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 57-3 3号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同様である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

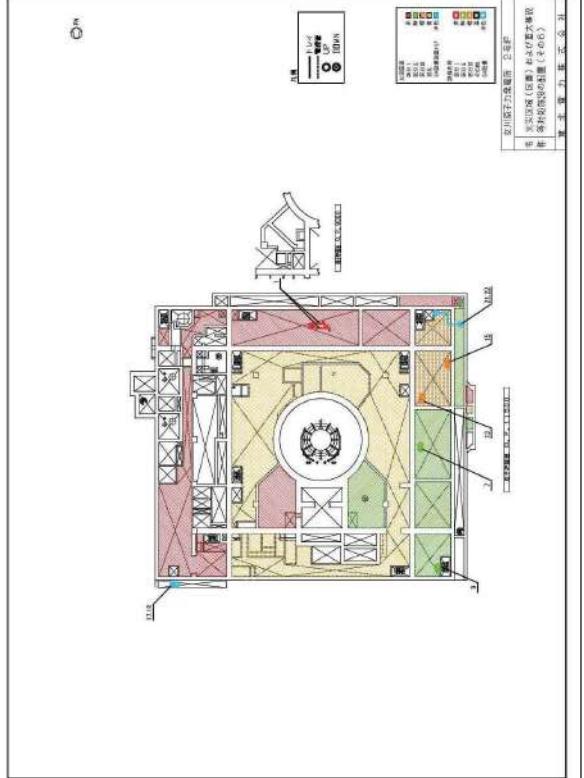
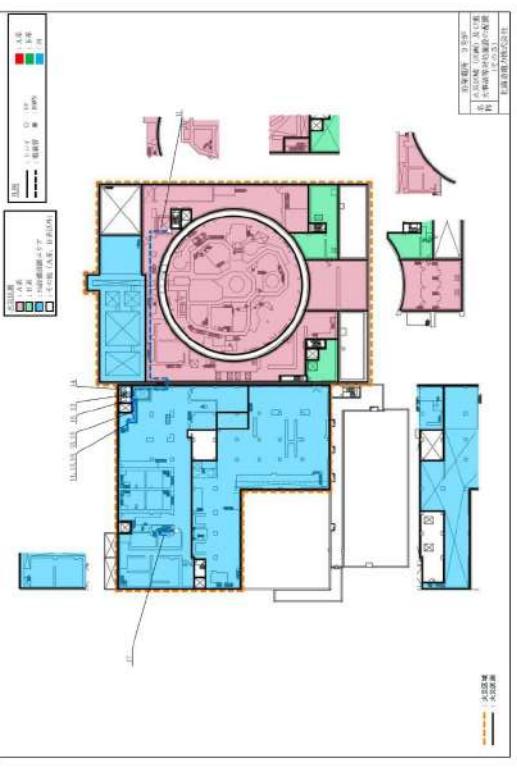
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-4 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57-4 3号炉原子炉建屋 T.P. 17.8m, 原子炉建屋 T.P. 17.8m 及びゼル発電機建屋 T.P. 18.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

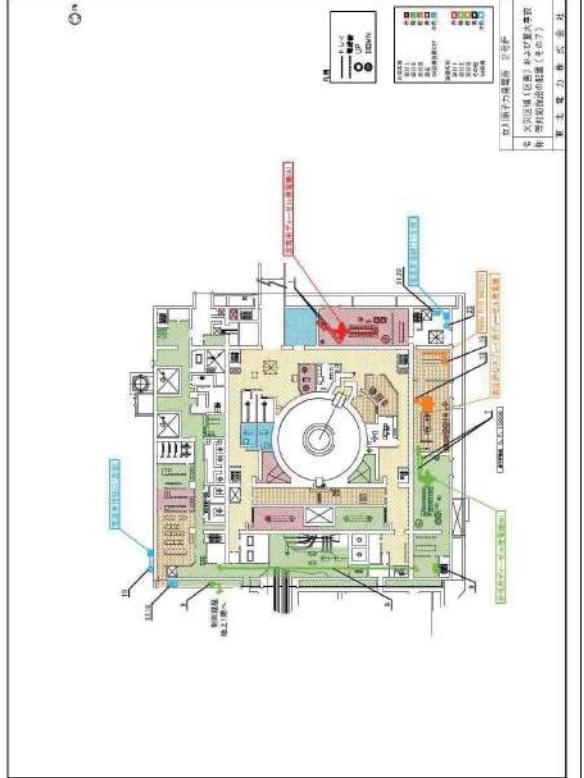
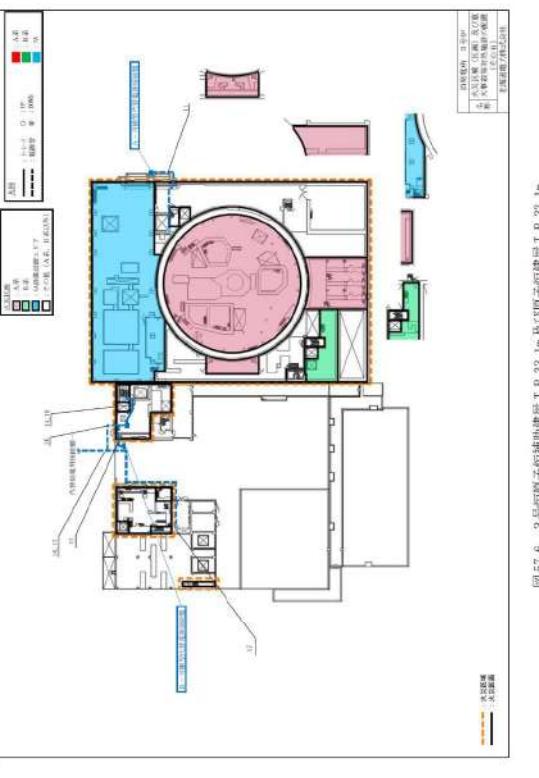
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57-5 3号炉原子炉建屋 T.P. 24.8m 及び原子炉建屋 T.P. 24.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

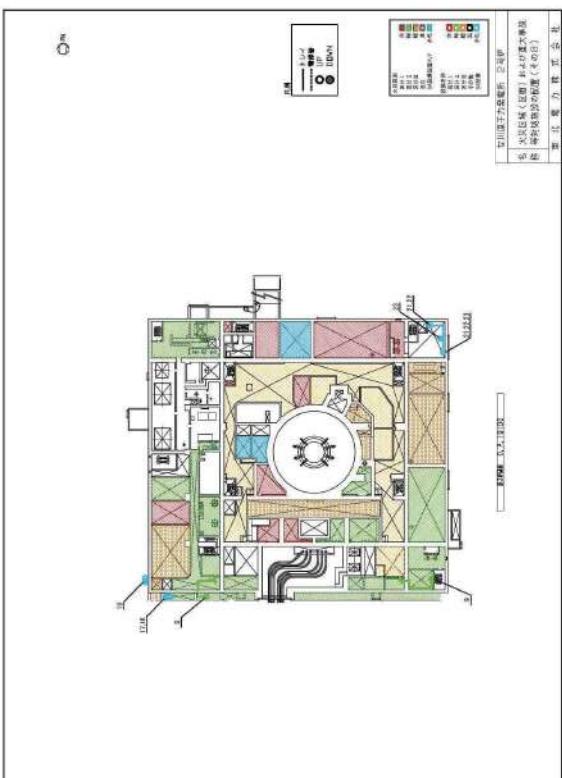
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-6 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図57-6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m 及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

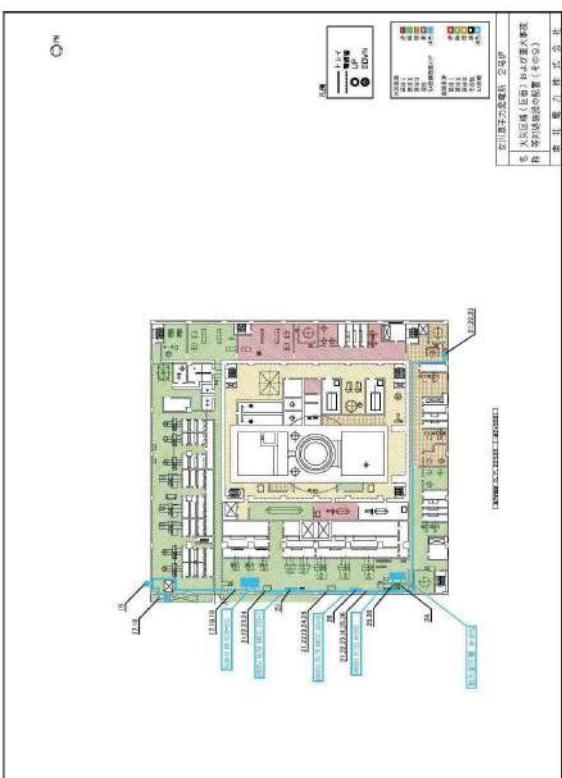
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-7 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

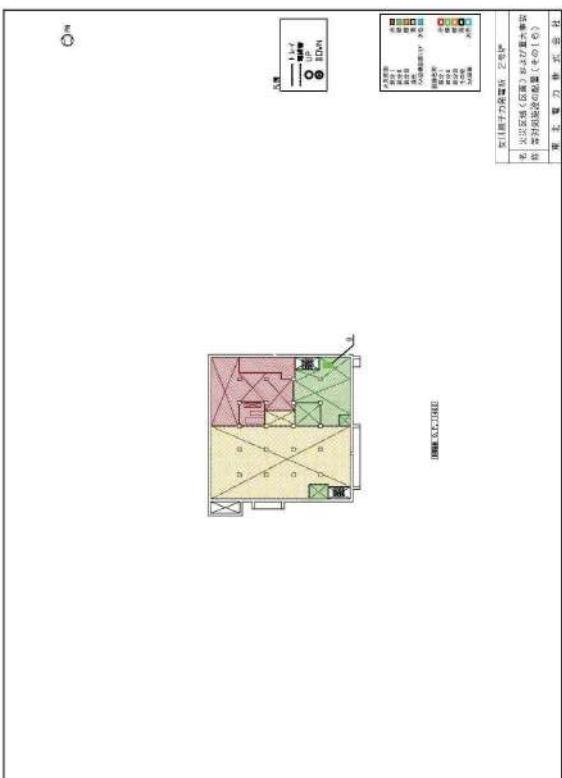
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

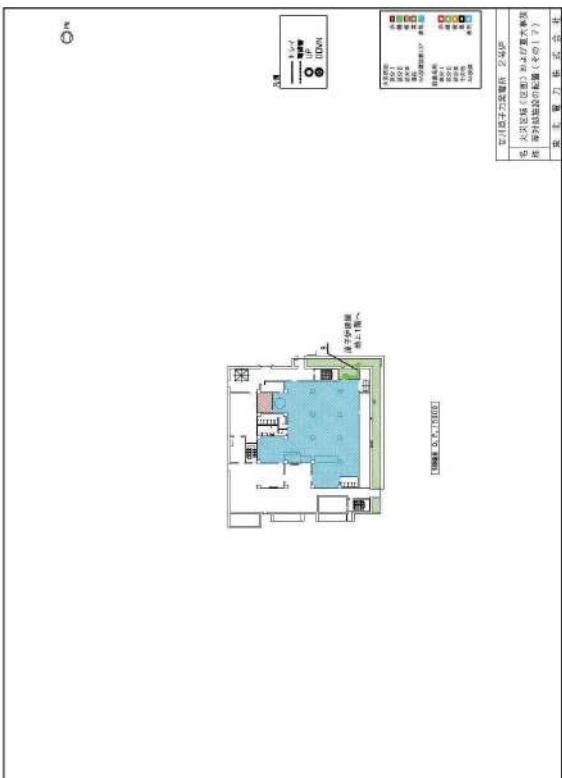
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-10 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11 2号炉側御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 系統概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源は2系統（A、B）を有し、系統構成は下図のとおりである。</p> <p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、分電盤等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計測制御系統施設、無停電電源装置等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの2系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、原子炉隔離時冷却系により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常に直流電源設備の主要機器仕様を表57-10-1に、単線結線図を図57-10-1に示す。蓄電池（非常用）は鉛蓄電池で、独立したものを3系統3組（125V蓄電池2A、2B及び2H）設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、125V蓄電池2A及び2Bを所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池（非常用）と別に、直流駆動低圧注水系ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ、タービン発電機初期励磁等へ給電する蓄電池（常用）を設けている。蓄電池（常用）は、250V 1系統（約6,000Ah）を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から約15分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池（非常用）は、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計測用インバータ（無停電電源装置）等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常に直流電源設備の主要仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池（非常用）は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組（A蓄電池及びB蓄電池）設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池（非常用）と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池（常用）を設けている。蓄電池（常用）は、約130V 2系統2組（1組当たり約2,000Ah）を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池（非常用）は、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>【大飯】 項目名称の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称・記載表現の相違 ・女川：分電盤⇒泊：直流コントロールセンター 【女川】 設備の相違 ・泊の計測制御系統施設は計装用インバータ（無停電電源装置）の負荷である 【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 設備名称の相違（蓄電池） ・女川：125V蓄電池2A⇒泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇒泊：B蓄電池 【女川】 設備の相違 ・蓄電池（常用）の仕様及び負荷の相違 【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇒泊：代替非常用発電機 【女川】 供給開始時間の相違 【女川】 設備名称の相違 ・女川：電源車⇒泊：可搬型代替電源車</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
		<p>参考：重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th><th>設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th><th>設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備</th><th>(参考) 重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池</td><td>125V 蓄電池 2A (区分I)</td><td>125V 蓄電池 2B (区分II)</td><td>125V 蓄電池 2H (区分III)</td><td>125V 代替蓄電池 250V 蓄電池</td></tr> <tr> <td>電圧</td><td>125V</td><td>125V</td><td>125V</td><td>250V</td></tr> <tr> <td>容量</td><td>約8,000Ah</td><td>約6,000Ah</td><td>約4000Ah</td><td>約6,000Ah</td></tr> <tr> <td>充電器</td><td>1 (125V 蓄電池 2A用) 1 (125V 蓄電池 2B用)</td><td></td><td>1 (125V 蓄電池 2H用)</td><td>1 (125V 代替蓄電池用) 1 (250V 蓄電池用)</td></tr> <tr> <td>台数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>充電方式</td><td>浮動(常時)</td><td></td><td>浮動(常時)</td><td>浮動(常時)</td></tr> </tbody> </table>	用途	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備	(参考) 重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備	蓄電池	125V 蓄電池 2A (区分I)	125V 蓄電池 2B (区分II)	125V 蓄電池 2H (区分III)	125V 代替蓄電池 250V 蓄電池	電圧	125V	125V	125V	250V	容量	約8,000Ah	約6,000Ah	約4000Ah	約6,000Ah	充電器	1 (125V 蓄電池 2A用) 1 (125V 蓄電池 2B用)		1 (125V 蓄電池 2H用)	1 (125V 代替蓄電池用) 1 (250V 蓄電池用)	台数					充電方式	浮動(常時)		浮動(常時)	浮動(常時)	<p>【女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：使用済燃料プール ⇌ 泊：使用済燃料ピット <p>【大飯】</p> <p>記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉型による非常用電源設備構成の相違 負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。
用途	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備	(参考) 重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備																																		
蓄電池	125V 蓄電池 2A (区分I)	125V 蓄電池 2B (区分II)	125V 蓄電池 2H (区分III)	125V 代替蓄電池 250V 蓄電池																																	
電圧	125V	125V	125V	250V																																	
容量	約8,000Ah	約6,000Ah	約4000Ah	約6,000Ah																																	
充電器	1 (125V 蓄電池 2A用) 1 (125V 蓄電池 2B用)		1 (125V 蓄電池 2H用)	1 (125V 代替蓄電池用) 1 (250V 蓄電池用)																																	
台数																																					
充電方式	浮動(常時)		浮動(常時)	浮動(常時)																																	

表 57-10-1 非常用直流電源設備の主要機器仕様

項目	用途 (参考) 重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用	(参考) 重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備
蓄電池	A蓄電池	B蓄電池	後備蓄電池
電圧	約130V	約130V	約130V
容量	約2,400Ah	約2,400Ah	約2,400Ah × 2組

表 57.10.1 非常用直流電源設備の主要仕様

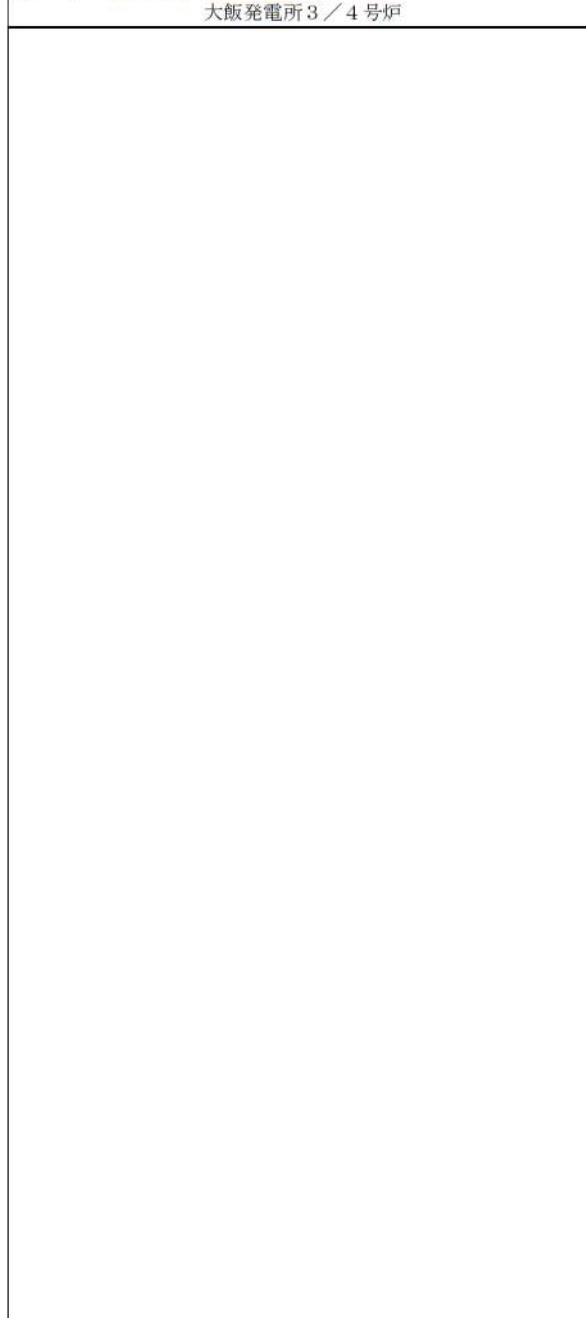
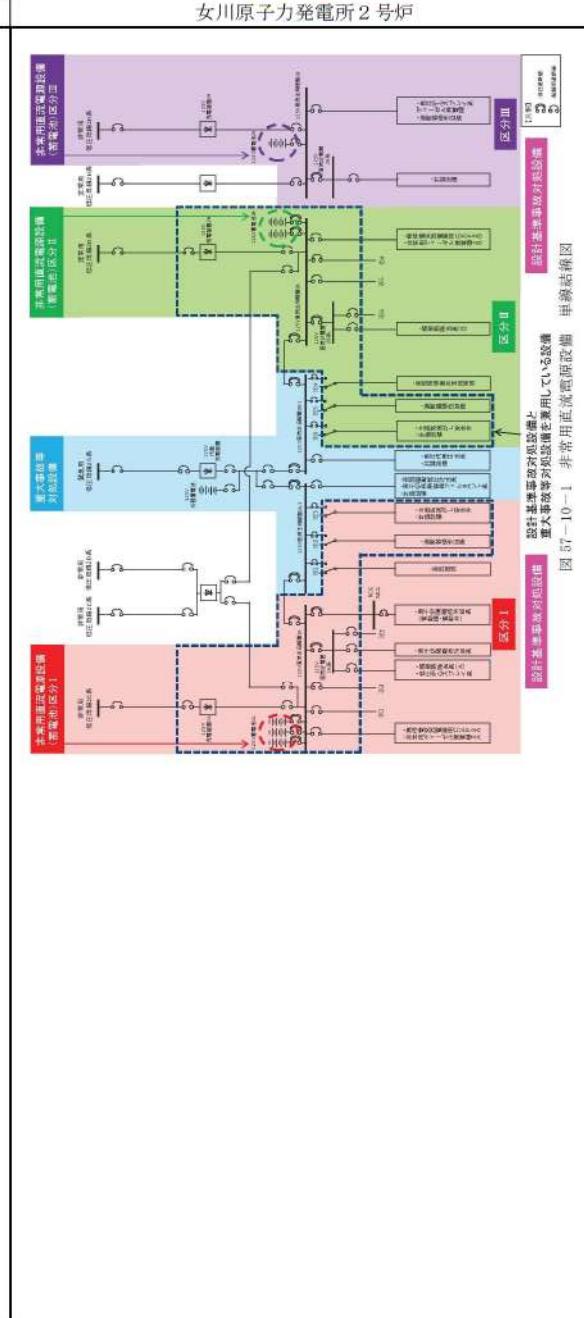
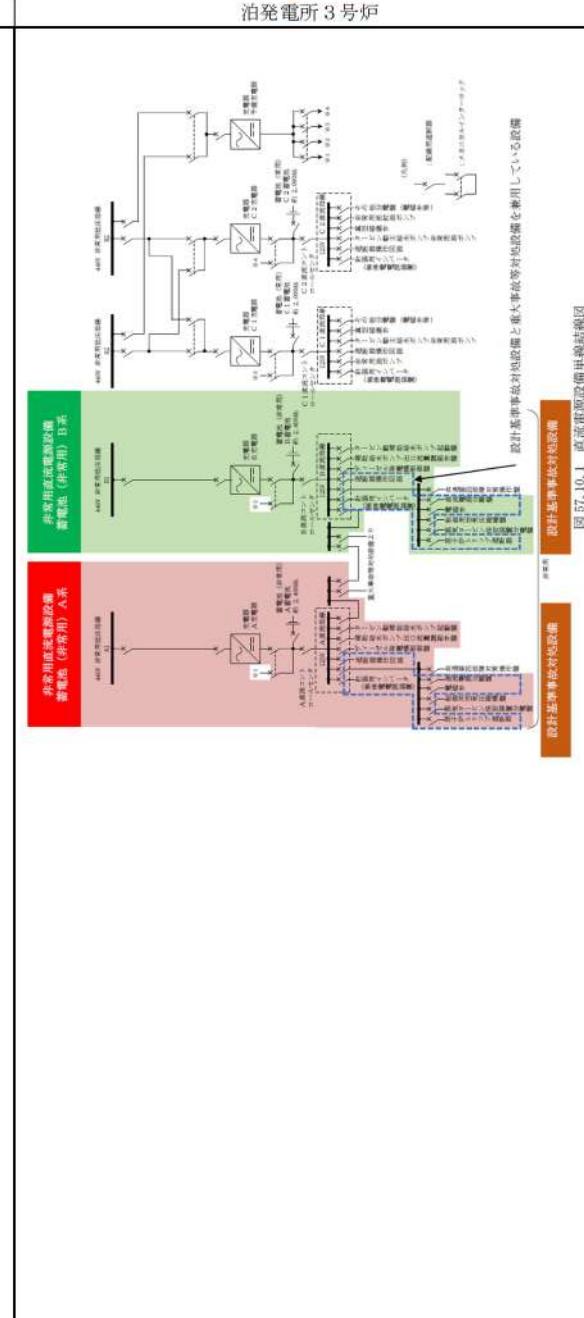
項目	用途 (参考) 重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用	(参考) 重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備
蓄電池	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah × 2組
充電器	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用)	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用)	2 (後備蓄電池用)
台数			
充電方式	浮動(常時)	浮動(常時)	浮動(常時)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. SA時要求に対する設計方針（容量根拠概要）</p> <p>SA時（長期全交流動力電源喪失時）は、全交流動力電源喪失開始から8時間以内は中央制御室から、8時間以降は現地で操作にてSA時に給電不要な負荷を切り落とし、給電確保する設計としている。</p> <p>参考：容量根拠詳細例（大飯3号炉A系統（例））</p> <p>（参考）容量根拠詳細例（大飯3号炉A系統（例））</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用する125V蓄電池2Aは原子炉隔離時冷却系による原子炉注水が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、原子炉隔離時冷却系は、蓄電池容量以外にもサブレーションチャンバの圧力及び水温の上昇や中央制御室、原子炉隔離時冷却系ポンプ設置場所であるR C I C タービンポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉へ注水することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備 設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。 (a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備 (b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備 【参考】重大事故等対処設備 設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。 (a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。） 2. 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 2.3 全交流動力電源喪失 	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、原子炉隔離時冷却系による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要なものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用するA蓄電池及びB蓄電池並びに重大事故等対処設備である後備蓄電池は、タービン動補助給水ポンプによる発電用原子炉の冷却時に操作する補助給水ポンプ出口流量調節弁が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、タービン動補助給水ポンプは、蓄電池容量以外にも中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉を冷却することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備 設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。 (a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備 (b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備 【参考】重大事故等対処設備 設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。 (a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。） 7.1 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 7.1.2 全交流動力電源喪失 	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要なものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用するA蓄電池及びB蓄電池並びに重大事故等対処設備である後備蓄電池は、は、タービン動補助給水ポンプによる発電用原子炉の冷却時に操作する補助給水ポンプ出口流量調節弁が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、タービン動補助給水ポンプは、蓄電池容量以外にも中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉を冷却することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備 設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。 (a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備 (b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備 【参考】重大事故等対処設備 設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。 (a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。） 7.1 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 7.1.2 全交流動力電源喪失 	<p>【大飯】 項目名称の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（蓄電池） ・女川：125V蓄電池2A⇒泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇒泊：B蓄電池</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊はB蓄電池及び後備蓄電池からも給電する ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.3.1 全交流動力電源喪失（長期T B） 2.3.2 全交流動力電源喪失（T B U） 2.3.3 全交流動力電源喪失（T B D） 2.3.4 全交流動力電源喪失（T B P）</p> <p>2.4 崩壊熱除去機能喪失 2.4.1 取水機能が喪失した場合 2.6 LOCA時注水機能喪失</p> <p>3. 運転中の原子炉における重大事故 3.1 霧囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 3.1.2 代替循環冷却系を使用する場合 3.1.3 代替循環冷却系を使用できない場合 3.4 水素燃焼</p> <p>5. 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 5.2 全交流動力電源喪失 (b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定 a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対応設備 (a) 外部電源喪失から1分まで 外部電源喪失時に各ディーゼル発電機の自動起動に必要な設備として、区分I～IIIの各蓄電池（非常用）から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：非常用ディーゼル発電機初期励磁、高圧炉心スプリードイーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路（表57-10-2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>7.2 重大事故 7.2.1 霧囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 7.2.1.1 格納容器過圧破損 7.2.1.2 格納容器過温破損</p> <p>7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 7.4.2 全交流動力電源喪失 (b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定 a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対応設備 (a) 外部電源喪失から1分まで 外部電源喪失時に各ディーゼル発電機及びタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池（非常用）から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまで及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁） （表57-10-2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失を想定する有効性評価シナリオの相違</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇒泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる外部電源喪失後1分までに自動起動が完了する設備の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：非常用ディーゼル発電機⇒泊：ディーゼル発電機</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 外部電源喪失から5分まで 外部電源喪失時にタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池（非常用）からタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプに電源供給を行う。電源供給時間はタービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの約5分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：<u>補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ）</u>（表57.10.2） (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から15分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続される<u>全て</u>の負荷に15分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される<u>全て</u>の負荷 (火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。)</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失15分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から15分後には、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、ガスタービン発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される<u>全て</u>の負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される<u>全て</u>の負荷 (火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。)</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊は外部電源喪失から5分後までに自動的に停止する負荷がある</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p>
		<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続される<u>すべて</u>の負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される<u>すべて</u>の負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。)</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失55分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から55分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される<u>すべて</u>の負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される<u>すべて</u>の負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタ</p>	<p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 供給時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>・女川：ガスタービン発電機⇒泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違</p> <p>・給電対象設備名称の相違</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c) 全交流動力電源喪失 1時間後から8時間まで</p> <p>区分I 及び区分IIの蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要時間電源を供給するため1時間以内に i, ii 項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備（電源車）から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。区分IIIの蓄電池については、負荷の切離しを実施せず、接続される全ての負荷に8時間電源供給を行う。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷 (2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 無停電電源装置の負荷^{*2}（原子炉保護系、平均出力額モニタ、起動領域モニタ、制御棒位置等） (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: 直流照明^{*3}、直流照明兼非常用照明^{*3}、主蒸気逃がし安全弁、原子炉隔離時冷却系、原子炉水位（広域）（燃料域）、原子炉圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）、格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、取水ピット水位計^{*3}、無線連絡設備（固定）/（携帯）^{*3}、衛星電話設備（固定）/（携帯）^{*3}、安全パラメータ表示システム（SPDS）^{*4}（表57-10-2） (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. 区分I 及び区分IIの蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準</p>	<p>リングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。)</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失 1時間後から8時間まで</p> <p>A系 及びB系の蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要時間電源を供給するため、1時間後に i, ii 項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷 (2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 計算用インバータ（無停電電源装置）の負荷^{*2}（原子炉保護設備等） (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: 地下水排水設備^{*3}、津波監視カメラ^{*3}、取水ピット水位計^{*3}、水素検知器^{*3}、循環水泵の自動停止インターロック^{*3}、格納容器サンプル水位上昇率測定装置^{*3}、補助給水泵出口流量調節弁、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、加圧器圧力^{*3}、加圧器水位、1次冷却材圧力（広域）、1次冷却材温度（広域-高温側）、1次冷却材温度（広域-低温側）、1次冷却材流量^{*3}、主蒸気ライン圧力、蒸気発生器水位（狭域）、蒸気発生器水位（広域）、格納容器内温度、原子炉格納容器圧力、補助給水流量、補助給水ピット水位、ほう酸タンク水位、格納容器再循環サンプル水位（広域）、格納容器再循環サンプル水位（狭域）、原子炉補機冷却水サーボタンク水位、燃料取替用水ピット水位、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）（表 57.10.2） (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. A系 及びB系の蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準規</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 区分I、区分II⇒泊: A系、B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 電源車⇒泊: 可搬型代替電源車</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 無停電電源装置⇒泊: 計算用インバータ（無停電電源装置）</p> <p>・女川: 原子炉保護系⇒泊: 原子炉保護設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 区分I、区分II⇒泊: A系、B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 使用済燃料プール⇒泊: 使用済燃料ピット</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>規則第57条電源設備 解析第1項 b) を考慮し、中央制御室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護系による原子炉停止 及び平均出力領域モニタ、起動領域モニタ、制御棒位置の状態による原子炉スクラム確認は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。なお、同様に無停電電源装置の負荷である燃料交換フロア放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、ドライウェル圧力、サブレッショングール水温度及び圧力抑制室水位は、1時間で負荷切離し後、重大事故等対処設備にて監視可能である。</p> <p>*3. 直流照明、直流照明兼非常用照明、取水ピット水位計、無線連絡設備（固定）/（携帯）、衛星電話設備（固定）/（携帯）及び安全パラメータ表示システム（S P D S）はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>則第57条電源設備 解析第1項 b) を考慮し、中央制御室 及び 中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて 簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護設備による発電用原子炉停止は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。また、同様に無停電電源装置の負荷である主蒸気逃がし弁は全交流動力電源喪失時に現場操作を行なうため、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。加圧器逃がし弁は直流電源が喪失している場合は弁操作用バッテリを準備しており、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。原子炉トリップ遮断器、共通要因故障対策盤及び主蒸気隔離弁は ATWS 事象発生直後に動作を期待する設備であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。凝縮液量測定装置、格納容器内温度、格納容器再循環サンプル水位（広域）、格納容器再循環サンプル水位（狭域）、原子炉補機冷却水サーバンク水位、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）は他系統又は他設備により監視可能であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。</p> <p>*3. 地下水排水設備、津波監視カメラ、取水ピット水位計、水素検知器、循環水ポンプの自動停止インターロック、格納容器サンプル水位上昇率測定装置、加圧器圧力、1次冷却材流量はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・負荷切り離し場所の相違 【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違 ・女川：原子炉保護系⇒泊：原子炉保護設備 【女川】 記載表現の相違 【女川】 設備の相違 ・負荷切り離し対象設備の相違 【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで</p> <p>各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、(1)b項で選定した設備（表57-10-3、表57-10-4）については、区分I及び区分IIの蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：代替制御棒挿入機能、高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系、主蒸気逃がし安全弁、低圧代替注水系（直流駆動低圧注水系ポンプ）、耐圧強化ペント系、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉建屋内水素濃度、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）、原子炉圧力容器温度、原子炉圧力、原子炉圧力（SA）、原子炉水位（広帯域）（燃料域）、原子炉水位（SA広帯域）（SA燃料域）、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、原子炉格納容器下部注水流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量、ドライウェル温度、圧力抑制室内空気温度、サブレッシュンプール水温度、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、圧力抑制室水位、原子炉格納容器下部水位、ドライウェル水位、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）、格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）、フィルタ装置出口放射線モニタ、復水貯蔵タンク水位、高圧代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉格納容器下部温度、耐圧強化ペント系放射線モニタ、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度（表57-10-2）</p>	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで</p> <p>各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、(1)b項で選定した設備（表57.10.3、表57.10.4）については、A系及びB系の蓄電池並びに後備蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：補助給水ポンプ出口流量調節弁、格納容器水素イグナイタ温度監視装置、原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット監視カメラ、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、補助給水流量、蒸気発生器水位（狭域）、蒸気発生器水位（広域）、補助給水ピット水位、1次冷却材温度（広域－高温側）、1次冷却材温度（広域－低温側）、1次冷却材圧力（広域）、加圧器水位、燃料取替用水ピット水位、格納容器再循環サンプル水位（広域）、格納容器再循環サンプル水位（狭域）、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力、格納容器内温度、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器内低レンジエリアモニタ（低レンジ）、原子炉容器水位、格納容器圧力（AM用）、原子炉補機冷却水サーダンク水位、ほう酸タンク水位、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位（表57.10.2）</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇒泊：代替非常用発電機 ・女川：区分I、区分II⇒泊：A系、B系</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備 タービン系制御等の一部制御系についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離しても問題ない。 直流設備： <u>タービン系制御</u> （表57-10-2） (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)	d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備 蒸気タービン保安装置等の一部設備についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離しても問題ない。 直流設備： <u>蒸気タービン保安装置等</u> （表57.10.2） (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)	【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違 【女川】 記載表現の相違 ・泊は制御系だけでなく非常用設備への給電も行うため、「設備」と記載	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 57-10-2 非常用直流水原設備から電源供給する設備

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 格納 49	燃料 410	要素 時間	区分I 区分II	係続可能時間 区分III
3条 設計基準が象徴設の地震	無	-	(電源が必要な設備が必要さ れない)	-	-	-	-	-	-	-
4条 地震による機器の防止	有	-	(電源が必要な設備が必要さ れない)	-	-	-	-	-	-	-
5条 潟水による機器の防止	有	5-1 急速監視カメラ 5-2 (海水ヒット水位計)	0.8 外の状況監視する設備*	DB	-	-	日 時間	24時間	24時間	-
6条 外部からの衝撃による機器の防止	有	-	第28条(原子炉制御室等)で抽出した設備により衝撃を行 う	-	-	-	-	-	-	-
7条 安全用原子炉施設への人の不法な侵入 等の防止	有	-	(電源が必要な設備が必要さ れない)	-	-	-	-	-	-	-
8条 火災による機器の防止	有	8-1 火災检测警報 8-2 (4-1と同じ) (4-2と同じ)	DB DB	DB DB	DB	DB	DB	DB	DB	DB
9条 潟水による機器の防止	有	-	(電源が必要な設備が必要さ れない)	-	-	-	-	-	-	-
10条 爆破等の防止	有	-	(電源が必要な設備が必要さ れない)	-	-	-	-	-	-	-
11条 安全起動道路等	有	11-1 監視装置	DB	-	-	-	8 時間	8 時間	24時間	-
12条 安全施設	有	11-2 直流水原水蓄用装置	DB	-	-	-	6 時間	6 時間	24時間	-
13条 設計時の異常な流量変化及び設計基準 水頭の低下の防止	無	-	(電源が必要な設備が必要さ れない)	-	-	-	-	-	-	-
14条 全交換割り電源要支別設備	有	-	(電源が必要な設備については各設備の条文にて設備の抽出を行 う)	-	-	-	-	-	-	-

表 57-10-2 非常用直流水原設備から電源供給する設備

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 格納 49	燃料 410	要素 時間	区分I 区分II	係続可能時間 区分III
3条 設計基準に対する地震	無	-	(電源が必要な設備が必要さ れない)	-	-	-	-	-	-	-
4条 地震による機器の防止	有	4-1 地下井排水設備	0.0	-	-	-	-	8 時間	24時間	-
5条 油圧による機器の防止	有	5-1 (油圧エネルギーを儲する設備*) 5-2 (油圧エネルギーを儲する設備*)	0.0 0.0	外の油圧エネルギーを儲する設備*	DB DB	DB DB	DB DB	8 時間	24時間	24時間
6条 外部からの衝撃による機器の防止	有	-	(電源が必要な設備が必要さ れない)	-	-	-	-	8 時間	24時間	-
7条 安全用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	有	-	(電源が必要な設備が必要さ れない)	-	-	-	-	-	-	-
8条 火災による機器の防止	有	8-1 (1-1と同じ) 8-2 (1-2と同じ)	DB DB	DB DB	DB DB	DB DB	DB DB	8 時間	24時間	-
9条 波浪による機器の防止	有	9-1 ロボット	DB	DB	DB	DB	DB	8 時間	24時間	-
10条 設置作業の防止	有	-	(電源が必要な設備が必要さ れない)	-	-	-	-	-	-	-
11条 安全運転装置等	有	11-1 無効化遮断装置	DB	-	-	-	8 時間	8 時間	24時間	-
12条 安全施設	有	11-2 放電灯及び警報灯	DB	-	-	-	8 時間	8 時間	24時間	-
13条 放射基準遵守の防止	無	-	(電源が必要な設備が必要さ れない)	-	-	-	-	-	-	-

【大飯】
記載の充実（女川審査実績の反映）

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由																
条文	内容	適用要件項目 の有無	番号	電源供給する設備	機能	細分	燃料	燃料 *9	要求 *10	所間	区分I	区分II	区分III	供給可能時間	【大飯】																															
15条 核心等	-	（電源が必要な設備が要求されない）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）										
16条 燃料体等の取扱方法及び評価指標	有	-	16-1 (電源が必要な設備が要求される) 16-2 燃料杆ホルダーハウジング 16-3 燃料芯管モニタリング装置 16-4 燃料棒リラナドン海水 16-5 IPORT-2入口遮断	DB/ SA	DB	DB	DB	DB	DB	DB	DB	DB	DB	DB	交流電源復旧後に使用	灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										【大飯】 設備の相違 ・給電対象設備の相違									
17条 原子炉冷却剂压力計（ワランゲリ）	有	-	（電源が必要な設備が要求されない）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1時間	灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										【大飯】 設備の相違 ・給電対象設備の相違									
18条 無氣タービン	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1時間	灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										【大飯】 設備の相違 ・給電対象設備の相違									
19条 普常用炉心冷却設備	無	-	19-1 炉心炉心冷却水系 19-2 炉心炉心冷却水系 19-3 炉心炉心冷却水系 19-4 炉心炉心冷却水系	DB/ SA	DB	DB	DB	DB	DB	DB	O	O	-	24時間	24時間	灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）									
20条 一次冷却材の漏れを補給する設備	無	-	20-1 一次冷却材の漏れを補給する設備	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	交流電源復旧後に使用	灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										【大飯】 設備の相違 ・給電対象設備の相違									
21条 緊急用炉心冷却設備	無	-	21-1 緊急用炉心冷却設備	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	交流電源復旧後に使用	灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）										【大飯】 設備の相違 ・給電対象設備の相違									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉									
条文		内容		追加基準等の有無		機器番号		機能		炉心 *8 *9		燃料 *10		要求 時間		区分I 区分II		供給可能時間											
20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	無	20-1 (45-2-2と同じ)	原子炉遮断弁付遮断水	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
21条	汚物熱を除去することができる設備	無	20-2 (47-2-6-4-9-2と同じ)	制御換熱器水圧系	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用									
22条	底熱ヒートシングルヘッドを輸送することができる設備	無	21-1 (46-5-2と同じ)	原子炉遮断弁付冷却水系	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用									
23条	計測制御系統装置	無	22-1 (46-6-2と同じ)	原子炉遮断弁付冷却水系	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用									
24条	底熱ヒートシングルヘッドを輸送することができる設備	無	22-2 (48-1-1と同じ)	原子炉遮断弁付冷却水系	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用									
25条	底熱ヒートシングルヘッドを輸送することができる設備	無	22-3 (48-1-2と同じ)	原子炉遮断弁付冷却水系	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用									
26条	計測制御系統装置	無	23-1 (48-4-2と同じ)	原子炉遮断弁付冷却水系	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用									
27条	底熱ヒートシングルヘッドを輸送することができる設備	無	23-2 (48-4-3と同じ)	原子炉遮断弁付冷却水系	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用									
28条	計測制御系統装置	無	23-3 (48-5-3と同じ)	原子炉遮断弁付冷却水系	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用									
29条	底熱ヒートシングルヘッドを輸送することができる設備	無	23-4 (48-6-3と同じ)	原子炉遮断弁付冷却水系	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用									
30条	底熱ヒートシングルヘッドを輸送することができる設備	無	23-5 (48-7-3と同じ)	原子炉遮断弁付冷却水系	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用									
31条	底熱ヒートシングルヘッドを輸送することができる設備	無	23-6 (48-11と同じ)	原子炉遮断弁付冷却水系	DB 乾燥	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉										相違理由				
条文	内容	適用要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	基準 *5	基準 *6	燃料	要求	供給可能時間								
			23-7 <small>(58-10と同一)</small>	1次冷却材ポンプ（圧縮機）	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								
			23-8 <small>(58-9と同一)</small>	1次冷却材ポンプ（圧縮機-高流量 側）	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								
			23-9 <small>(58-9と同一)</small>	1次冷却材ポンプ（圧縮機-低流量 側）	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								
			23-10 <small>(58-6と同一)</small>	1次冷却材流量	DB/ SA	○	○	-	8 時限	24時間								
			23-11 <small>(58-6と同一)</small>	主蒸気ライン圧力	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								
			23-12 <small>(58-5と同一)</small>	蒸気発生器水位（圧縮機）	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								
			23-13 <small>(58-6と同一)</small>	蒸気発生器水位（圧縮機）	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								
23条 計画制御系統概要			23-14 <small>(58-19と同一)</small>	制御空気室内湿度	DB/ SA	○	○	-	24 時限	1時間								
			23-15 <small>(58-18と同一)</small>	原子炉格納容器圧力	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								
			23-16 <small>(58-12と同一)</small>	貯圧注入流量	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								
			23-17 <small>(58-17と同一)</small>	貯圧注入流量	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								
			23-18 <small>(58-4と同一)</small>	補助給水流量	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								
			23-19 <small>(58-7と同一)</small>	補助給水ピッヂ水位	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								
			23-20 <small>(58-28と同一)</small>	ほう離タシング水位	DB/ SA	○	○	-	24 時限	24時間								

【大飯】
記載の充実（女川審査実績の反映）

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

第57条 電源設備（補足説明資料）

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉									
条文	内容	追加要件 求事项 の有無	番号	電源供給する設備	機能	戸心 *8	格付 *9	燃料 *10	要緊 時間	半燃可能時間	区分I	区分II	区分III	区分I	区分II	区分III	区分I	区分II	区分III	区分I	区分II	区分III	区分I	区分II	区分III	【大飯】	記載の充実（女川審査実績の反映）		
27条 放射性廃棄物の処理施設	無	-	[電源が必要な設備が要求されない]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
28条 放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	[電源が必要な設備が要求されない]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
29条 工場周辺における直接操縦等からの防護	無	-	[電源が必要な設備が要求されない]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
30条 放射線からの放射線被ばく者の防護	無	-	[電源が必要な設備が要求されない]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
31条 緊急計制御装置	有	31-1	王二シングルポート	DB	専用電源から供給										交流電源復旧後使用														
32条 予備燃料施設	無	-	32-1 非常用ガス処理系	DB	交流電源復旧後使用										交流電源復旧後使用														
33条 保安警報設備	有	33-1 M.G.P/G監視盤	DB/S SA	-	-	-	-	-	1分	1分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
34条 保安警報設備	有	33-2 M.G.P/G監視盤	DB/S SA	-	-	-	-	-	1分	1分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
35条 保安警報設備	有	33-3 D.G.H監視盤	DB/S SA	-	-	-	-	-	1分	1分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
36条 保安警報設備	有	34-1 安全モード表示システム (SPDS)2・3回路	DB/S SA	-	-	-	-	-	8 時間	8 時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
37条 保安警報設備	有	35-1 無効化装置(固定)/ (操作) (02-1-どじ)	DB/S SA	-	-	-	-	-	8 時間	8 時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
38条 通信機器設備	有	35-2 重量警報機 固定/ノン標準 (02-2-どじ)	DB/S SA	-	-	-	-	-	8 時間	8 時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
39条 通信機器設備	有	35-3 安全モード表示システム (SPDS)2・3回路	DB/S SA	-	-	-	-	-	8 時間	8 時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
40条 機動ガイドー	有	-	[電源が必要な設備が要求されない]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
泊発電所3号炉										泊発電所3号炉										相違理由									
26条 原子炉制御部等の有無	有	26-5 核共鳴率・二極化比率計度計 (59-4-1トロ)	DB/ SA	専用電源から供給										専用電源から供給										A-388	B-388				
27条 放射性廃物の洗浄施設	無	-	[電源が必要な設備が要求されない]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
28条 放射性廃物の貯蔵施設	無	-	[電源が必要な設備が要求されない]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
29条 工場周辺における直接操縦等からの防護	無	-	[電源が必要な設備が要求されない]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
30条 放射線からの放射線被ばく者の防護	無	-	[電源が必要な設備が要求されない]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
31条 緊急計制御装置	有	31-1 モニタリングボックス/モニタリ	DB/ SA	専用電源から供給										交流電源復旧後に使用										交流電源復旧後に使用					
32条 原子炉制御部等	無	-	[電子制御部等の有無]	-	[47-2-49-4-50-1-51-1と同 じ]	DB/ SA	専用電源から供給										専用電源から供給												
33条 保安警報設備	有	33-1 エネルギクラッシュ断開装置	DB/ SA	-	-	-	-	-	1分	1分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
34条 紧急計制御装置	有	34-1 ベラーチントローリングセンタ	DB/ SA	-	-	-	-	-	1分	1分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
35条 通話装置	有	35-1 ディーハーフル免電池切換装置	DB/ SA	-	-	-	-	-	1分	1分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
36条 機動ガイドー	有	-	[電源が必要な設備が要求されない]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
条文	内容	主要な事項 ◎有無	番号	電源供給する設備	機能	炉内 温度 49°C	燃料 47	海水 46	既設引出時間 A系88 B系98
44条 緊急停止状態に先駆けて子 孫を未臨場に止める装置 有	44-1 1次冷却設備(加圧器遮がし) (17-3と同一)	有	44-6	1次冷却設備(加圧器遮がし)	IB/ SA	○	—	—	1時間 1時間
	44-7 主蒸気設備(主蒸気遮がし弁) (21-4と同じ)	有	44-7	主蒸気設備(主蒸気遮がし弁)	IB/ SA	○	—	—	1時間 1時間
	44-8 主蒸気設備(主蒸気隔離弁) (出口流量遮断弁)	有	44-8	主蒸気設備(主蒸気隔離弁)	IB/ SA	○	—	—	1時間 1時間
	44-9 補助給水設備(補助給水ポンプ (21-5と同じ))	有	44-9	補助給水設備(補助給水ポンプ (21-5と同じ))	IB/ SA	○	—	—	24時間 24時間
	45-1 高圧注入系 (19-1と同じ)	有	45-1	高圧注入系	IB/ SA	—	—	—	交流電源復旧後に使用
	45-2 余熱除去設備 (19-2-31-1と同じ)	有	45-2	余熱除去設備	IB/ SA	—	—	—	交流電源復旧後に使用
	45-3 プル(21-2と同じ)	有	45-3	補助給水設備(電動油圧ポンプ (21-2と同じ))	IB/ SA	—	—	—	交流電源復旧後に使用
	45-4 補助給水設備(タービン動輪) (給水ポンプ)※4 (21-3と同じ)	有	45-4	補助給水設備(タービン動輪) (給水ポンプ)※4	IB/ SA	○	—	—	5分 5分
	45-5 1次冷却設備(加圧器遮がし) (17-3と同一)	有	45-5	1次冷却設備(加圧器遮がし) (17-3と同一)	IB/ SA	○	—	—	1時間 1時間
45条 高圧時に先駆けて子孫を未臨 場に止める装置 有	45-6 主蒸気設備(主蒸気遮がし弁) (21-4と同じ)	有	45-6	主蒸気設備(主蒸気遮がし弁)	IB/ SA	○	—	—	1時間 1時間
	45-7 補助給水設備(補助給水ポンプ (21-5と同じ))	有	45-7	補助給水設備(補助給水ポンプ (21-5と同じ))	IB/ SA	○	—	—	24時間 24時間
	45-8 高圧注入系 (19-3と同じ)	有	45-8	高圧注入系 (19-3と同じ)	IB/ SA	—	—	—	交流電源復旧後に使用

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																													
条文	内容	泊の記載	番号	電源供給する設備	機能	核心	燃料	運転	区分I	区分II	区分III	供給可能時間	条文	泊の記載	番号	電源供給する設備	機能	核心	燃料	運転	区分I	区分II	区分III	供給可能時間	条文	泊の記載	番号	電源供給する設備	機能	核心	燃料	運転	区分I	区分II	区分III	供給可能時間	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																						
46条 原子炉冷却材止水バウンダリを漏水するための設備	有	46-1 (19-42回)	低圧給水系ボンプ 主給水系ボンプ 安全弁	DB/ SA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	47-1 シブ	47-1 低圧代管主水系(遮断駆動弁) 低圧給水系ボンプ	SA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	48-1 シブ	48-1 低圧代管主水系(遮断駆動弁) 低圧給水系ボンプ	SA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	48-2 シブ	48-2 高圧淡化ペント系	SA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	48-3 シブ	48-3 原子炉格納容器フィルタヘン (19-321-1と同じ)	SA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	48-4 シブ	48-4 格納熱除去系	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	48-5 シブ	48-5 原子炉格納容器冷却水系 (22-1と同じ)	DA/ DB	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	48-6 シブ	48-6 原子炉格納容器冷却水系 (22-2と同じ)	DA/ DB	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	48-7 シブ	48-7 高圧ポンプスイッチ機能冷却水 系	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	48-8 シブ	48-8 高圧ポンプスイッチ機能冷却水 系	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	49-1 シブ	49-1 原子炉格納容器内冷却器等のための設 備	SA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	49-2 シブ	49-2 (19-321-1と同じ)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	46条 原子炉冷却材止水バウンダリを漏水するための設備	有	46-1 (19-42回)	高圧注入系 (19-1と同じ)	DB/ SA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	46-2 シブ	46-2 余剰除却設備 (19-2-1と同じ)	DB/ SA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	46-3 シブ	46-3 高圧注入系 (19-3と同じ)	DB/ SA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	46-4 シブ	46-4 補助給水設備 (21-2と同じ)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	46-5 シブ	46-5 余剰除却設備 (21-3と同じ)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	46-6 シブ	46-6 1次給水設備 (17-3と同じ)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	46-7 シブ	46-7 主燃焼設備 (主燃焼逃がし)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	46-8 シブ	46-8 補助給水設備 (12-9と同じ)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	47-1 シブ	47-1 化学外槽制御設備(ダーピング装置) (29-1と同じ)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	47-2 シブ	47-2 原子炉格納容器内冷却水設備 (19-2と同じ)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	47-3 シブ	47-3 高圧注入系 (19-1と同じ)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	47-4 シブ	47-4 補助給水設備 (19-2と同じ)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	47-5 シブ	47-5 補助給水設備 (ダーピング装置) (29-1と同じ)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	47-6 シブ	47-6 補助給水設備 (ダーピング装置) (29-1と同じ)	DB/ DA	○ ○	-	24	24時間	24時間	-	-	-	-	【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）	設備の相違 ・給電対象設備の相違

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由									
条文	内容	泊3号炉の記載のうちの該当箇所	備号	電源供給する設備	機能	発心	燃料	要実	時間	区分I	区分II	区分III	失格可能時間					記載の充実（女川審査実績の反映）	【大飯】	設備の相違	・給電対象設備の相違																		
													50年	51年	52年	53年	54年																						
50年	原子炉格納容器下部の冷却水漏れを防止するための設備	有	50-1 ト系-3-4	原子炉格納容器内水系	SA	O	O	-	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
51年	原子炉格納容器下部の冷却水漏れを防止するための設備	有	51-1 ト系-3-4	原子炉格納容器内水系	SA	O	O	-	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
52年	原子炉格納容器下部の冷却水漏れを防止するための設備	有	52-1 ト系-3-4	原子炉格納容器内水系	SA	O	O	-	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
53年	水素爆発による原子炉格納容器の爆発を防止するための設備	有	53-1 静的燃焼式水素再結合装置	原子炉格納容器内水系温度監視	SA	-	O	-	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
53年	水素爆発による原子炉格納容器の爆発を防止するための設備	有	53-2 動作監視装置	原子炉格納容器内水系温度監視	SA	-	O	-	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
54年	他用蒸発冷却装置の冷却海水の取扱いのための設備	有	54-1 水冷塔	冷却海水ポンプ／海水系	SA	-	O	O	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
54年	他用蒸発冷却装置の冷却海水の取扱いのための設備	有	54-2 水冷塔	冷却海水ポンプ／海水系	SA	-	O	O	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
55年	工業等への販売物質の供給を抑制するための設備	有	55-1 販賣設備	販賣料ノースタクション	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
56年	重大事故時の販賣に必要な水の供給設備	有	56-1 販賣設備	販賣料ノースタクション	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
57年	電源設備	有	57-1 電源設備	電源設備	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	（電源が必要な状態については、各設備の本文にて設備の抽出を行う）																										
条文	内容	泊3号炉の記載のうちの該当箇所	備号	電源供給する設備	機能	発心	燃料	要実	時間	区分I	区分II	区分III	失格可能時間					記載の充実（女川審査実績の反映）	【大飯】	設備の相違	・給電対象設備の相違																		
													A系88	B系88	C系88	D系88	E系88																						
49条	原子炉格納容器下部の冷却却のための設備	有	49-3 原子炉格納容器内水系	代用蓄積器／ライボンゾグ	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
50条	原子炉格納容器の過圧放出を防止するための設備	有	50-1 原子炉格納容器内水系	原子炉格納容器内水系	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
51条	心を冷却するための設備	有	51-1 炉格納容器下部の冷却却	代用蓄積器／ライボンゾグ	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										
52条	水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	有	52-1 水素爆発	代用蓄積器／ライボンゾグ	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	交流電源復旧後に使用																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

案文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 格納 *8	燃料 *9	要求 時間	実施可能時間		
									区分I	区分II	区分III
58条 付表設備	58-1 原子炉王力容器温度	有	SA	O	-	-	24時間	-	24時間	24時間	-
	58-2 原子炉王力	有	DB/ SA	O	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-
	58-3 原子炉王力(SA)	有	SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
	58-4 原子炉水位(底槽域)（燃料 水）(23-4と同じ)	有	DB/ SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
	58-5 原子炉水位(SA底槽域)(SA 燃料域)	有	SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
	58-6 流量	有	SA	O	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-
	58-7 残留熱除去装置淨フイン流量 (ラバゴ法)（淨流量）	有	SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
	58-8 残留熱除去装置淨フイン流量 (ラバゴン法)（淨流量）	有	SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
	58-9 出口流量(23-11と同じ)	有	DB 扯張	O	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-
	58-10 口流量(23-11と同じ)	有	DB 扯張	O	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-
	58-11 口流量(23-11と同じ)	有	DB 扯張	O	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-
	58-12 残留熱除去装置出口流量 (23-19と同じ)	有	DB 扯張	O	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-
59条 本部機器	59-1 本部機器による原子炉起動等 の損傷を防ぐための設備	有	53-1 アニコラス空気冷却設備 エアポート(58-32と同じ)	DB/ SA	使用燃料ビックト水位 SA	炉心 格納 *6	燃料 *7	要求 時間	世紀可逆時間 A系88 B系89	交流電源喪失後に使用	交流電源喪失後に使用
	59-2 本部機器による原子炉起動等 の損傷を防ぐための設備	有	53-2 ハードウェア水素濃度計測 エアポート(58-32と同じ)	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	24時間
	59-3 本部機器による原子炉起動等 の損傷を防ぐための設備	有	54-1 使用燃料ビックト水位 (MW用) 電力消耗燃料ビックト水位 (MW用)	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	24時間
	59-4 本部機器による原子炉起動等 の損傷を防ぐための設備	有	54-2 使用燃料ビックト水位 (MW用) 電力消耗燃料ビックト水位 (MW用)	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	24時間
	59-5 本部機器による原子炉起動等 の損傷を防ぐための設備	有	54-3 使用燃料ビックト水温(カムラ モータ)	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	24時間
	59-6 本部機器による原子炉起動等 の損傷を防ぐための設備	有	54-4 使用燃料ビックト水温(カムラ モータ)	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	24時間
	59-7 本部機器による原子炉起動等 の損傷を防ぐための設備	有	54-5 使用燃料ビックト監視カメラ (電源が必要な設備が要求され ない)	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	24時間
	59-8 本部機器による原子炉起動等 の損傷を防ぐための設備	有	58-1 出力制限中子束 (23-1と同じ)	DB/ SA	○	-	-	24 時間	24時間	24時間	24時間
	59-9 本部機器による原子炉起動等 の損傷を防ぐための設備	有	58-2 中子束監視中子束 (23-2と同じ)	DB/ SA	○	-	-	24 時間	24時間	24時間	24時間
	59-10 本部機器による原子炉起動等 の損傷を防ぐための設備	有	58-3 中子束監視中子束 (23-3と同じ)	DB/ SA	○	-	-	24 時間	24時間	24時間	24時間
58条 計装設備	58-4 機油給水装置	有	58-4 機油給水装置 (23-18と同じ)	扯張 扯張	O	-	-	24 時間	24時間	24時間	24時間

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉									
英文		内番		追加要求事項の有無		番号		電源失継する設備		機能		炉心 *8		格納 *9		燃料 *10		要求 持続時間		供給可能時間		区分I		区分II		区分III			
50条 *1装設機	有	5e-3	原子炉格納容器下部水位計	SA	-	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-4	原子炉格納容器下部水流量	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-5	原子炉格納容器下部水流量	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-6	流量	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-7	ドラウエル温度	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-8	土力抑制室内空気温度	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-9	サブシーマンホール水温度	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-10	ドラウエル圧力	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-11	土力抑制室圧力	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-12	土力抑制室水位	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
50条 *2装設機	有	5e-21	原子炉格納容器下部水位	SA	O	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-22	ドラウエル水位	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-23	格納容器内水素濃度(D/W)	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-24	格納容器内水素濃度(S/C)	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-25	格納容器内空気温度(室温)	DB/ 二号(D/W)(23-13と同じ)	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-26	格納容器内空気温度(室温)	DB/ 二号(S/C)(23-14と同じ)	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-27	原子炉格納容器下部水位	(半球)	DB/ 5e-5	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-28	蒸気発生器水位(注水)	(注水)	DB/ 5e-6	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-29	補助給水ポンツ水位	(注水)	DB/ 5e-7	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-30	1次冷却材温度(注水・高圧)	(注水)	DB/ 5e-8	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
50条 *3装設機	有	5e-31	1次冷却材温度(注水・低圧)	(注水)	DB/ 5e-9	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-32	1次冷却材圧力(注水)	(注水)	DB/ 5e-10	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-33	加圧給水圧	(注水)	DB/ 5e-11	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-34	高圧注入装置	(注水)	DB/ 5e-12	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-35	燃料取扱いビット水位	(注水)	DB/ 5e-13	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-36	燃料容積増殖装置水位	(注水)	DB/ 5e-14	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-37	格納容器容積増殖装置水位	(注水)	DB/ 5e-15	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-38	格納容器容積増殖装置水位	(注水)	DB/ 5e-16	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-39	主蒸気タップ圧力	(注水)	DB/ 5e-17	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-40	低圧注水装置	(注水)	DB/ 5e-18	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			
		5e-41	原子炉内冷却水温度	(注水)	DB/ 5e-19	O	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間			

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉											泊発電所3号炉											相違理由				
本事項 の有無			電源供給する設備			機能			格納 *9			燃料 *10			要求 時間			区分I			区分II			区分III		
条文	内容	番号	電源供給する設備	機能	保心 *3	燃料 *9	燃料 *10	要求 時間	区分I	区分II	区分III	機能	燃料 *9	燃料 *10	要求 時間	区分I	区分II	区分III	機能	燃料 *9	燃料 *10	要求 時間	区分I	区分II	区分III	
58条 計量設備	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	保心 *3	燃料 *9	燃料 *10	要求 時間	区分I	区分II	区分III	機能	燃料 *9	燃料 *10	要求 時間	区分I	区分II	区分III	機能	燃料 *9	燃料 *10	要求 時間	区分I	区分II	区分III	
	58-27 配管端末モータ (23-1cと同じ)	DB/SA	○	-	-	-	-	1	1時間	1時間	-	DB/SA	○	-	1	1時間	1時間	-	DB/SA	○	-	1時間	1時間	1時間		
	58-28 送油出口付端末モータ (23-2aと同じ)	DB/SA	○	-	-	-	-	1	1時間	1時間	-	DB/SA	○	-	1	1時間	1時間	-	DB/SA	○	-	1時間	1時間	1時間		
	58-29 フィルタ装置 出口端末モニ タ	SA	-	○	-	-	-	24	24時間	24時間	-	SA	-	○	-	24	24時間	24時間	-	SA	-	○	-	24	24時間	
	58-30 原子炉冷却水系系統洗浄 装置	DB										DB								DB						
	58-31 水入口流量	DB										DB								DB						
	58-32 高圧保安心スライスポンプ出 口圧力	DB										DB								DB						
	58-33 口圧力	DB										DB								DB						
	58-34 残留熱除去系ポンプ出口压 力	DB										DB								DB						
	58-35 混合新設タップ水位	SA	○	○	-	-	-	24	24時間	24時間	-	SA	○	○	-	24	24時間	24時間	-	SA	○	○	-	24	24時間	
	58-36 高圧代轉生水系ポンプ出口	SA	○	-	-	-	-	24	24時間	24時間	-	SA	○	-	-	24	24時間	24時間	-	SA	○	-	-	24	24時間	
	58-37 低子原離脱時冷却水ポンプ 出口圧力 (23-11と同じ)	DB	○	-	-	-	-	24	24時間	24時間	-	DB	○	-	-	24	24時間	24時間	-	DB	○	-	-	24	24時間	
	58-38 格納容器内温度計水系温度 (23-12と同じ)	SA										SA								SA						
	58-39 格納容器内温度計水系温度 (23-13と同じ)	DB/SA										DB/SA								DB/SA						
	58-40 出口流量	SA	○	○	-	-	-	24	24時間	24時間	-	SA	○	○	-	24	24時間	24時間	-	SA	○	○	-	24	24時間	
	58-41 直流抽動低圧水系ポンプ 出口圧力	SA	○	○	-	-	-	24	24時間	24時間	-	SA	○	○	-	24	24時間	24時間	-	SA	○	○	-	24	24時間	
58条 計量設備	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	保心 *3	燃料 *9	燃料 *10	要求 時間	区分I	区分II	区分III	機能	燃料 *9	燃料 *10	要求 時間	区分I	区分II	区分III	機能	燃料 *9	燃料 *10	要求 時間	区分I	区分II	区分III	
	58-20 格納容器高レンジエアモニ タ (23-27と同じ)	DB/SA	○	○	-	-	-	24	1時間	1時間	-	DB/SA	○	○	-	24	1時間	1時間	-	DB/SA	○	○	-	24	1時間	
	58-21 格納容器高レンジエアモニ タ (23-28と同じ)	DB/SA	○	○	-	-	-	24	1時間	1時間	-	DB/SA	○	○	-	24	1時間	1時間	-	DB/SA	○	○	-	24	1時間	
	58-22 原子炉水位	SA	○	-	-	-	-	24	1時間	1時間	-	SA	○	-	-	24	1時間	1時間	-	SA	○	-	-	24	1時間	
	58-23 代替格納器スライドシングル 出口水位定義	SA										SA								SA						
	58-24 格納容器三才 (KAM用)	SA	○	○	-	-	-	24	24時間	24時間	-	SA	○	○	-	24	24時間	24時間	-	SA	○	○	-	24	24時間	
	58-25 内筒簡便シート人口監視/供給 器具	SA										SA								SA						
	58-26 B-1格納容器スライドシングル 出口	SA										SA								SA						
	58-27 水位 (23-23と同じ)	DB/SA	○	○	-	-	-	24	1時間	1時間	-	DB/SA	○	○	-	24	1時間	1時間	-	DB/SA	○	○	-	24	1時間	
	58-28 C2-20 タンク水位	SA	○	-	-	-	-	24	1時間	1時間	-	SA	○	-	-	24	1時間	1時間	-	SA	○	-	-	24	1時間	
	58-29 格納容器水位	SA	-	○	-	-	-	24	1時間	1時間	-	SA	-	○	-	24	1時間	1時間	-	SA	-	○	-	24	1時間	
	58-30 原子炉上部キャビティ水位	SA	-	○	-	-	-	24	1時間	1時間	-	SA	-	○	-	24	1時間	1時間	-	SA	-	○	-	24	1時間	
	58-31 可燃性物質容積内水槽監視計測 器具 (23-23と同じ)	SA										SA								SA						
	58-32 可燃性アユーラス水槽監視計測 器具 (23-23と同じ)	SA										SA								SA						

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(略語) S/P: サプレッションプール D/W: ドライウェル S/C: サプレッションチャンバー</p> <p>*1: 外の状況を監視する設備は、監視カメラ（自然現象監視カメラ、津波監視カメラ）、取水ピット水位計、気象情報システム、気象観測設備等があり、このうち取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信器）及び消火設備（全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から給電されるまでの約15分に余裕を考慮した約70分間に専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: 原子炉格納容器フィルタベント系には、フィルタ装置入口圧力（広帯域）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）、フィルタ装置水位（広帯域）及びフィルタ装置水温度を含む。</p> <p>*4: フィルタ装置出口水素濃度については交流電源復旧後に使用する。</p>	<p>*1: 外の状況を把握する設備は、監視カメラ（構内監視カメラ、津波監視カメラ）、潮位計、取水ピット水位計、気象観測設備、公的機関から気象情報を入手できる設備があり、このうち津波監視カメラ及び取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信機）及び消火設備（全域ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から給電されるまでの約55分に余裕を考慮した約70分間に専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: タービン動補助給水ポンプで電源が必要な設備は、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプであるが、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、外部電源喪失からタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの1分間、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプは、タービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの5分間は給電可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載内容の相違 ・泊は略語を使用していない 【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違 ・女川：自然現象監視カメラ⇒泊：構内監視カメラ ・女川：気象情報システム⇒泊：公的機関から気象情報尾を入手できる設備 ・女川：外の状況を監視する設備⇒泊：外の状況を把握する設備 【女川】 設備の相違 ・泊の外の状態を監視する設備には潮位計を含む ・泊の津波監視カメラは全交流動力電源喪失後24時間監視可能な設計とする 【女川】 設備名称の相違 ・女川：受信器⇒泊：受信機 ・女川：ガスタービン発電機⇒泊：代替非常用発電機 【女川】 設備の相違 ・泊は全ての箇所に全域ガス消火設備を使用している 【女川】 供給開始時間の相違 【女川】 設備の相違 ・女川にはない設備の記載 【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載 【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*5：代替循環冷却系には、代替循環冷却ポンプ出口流量及び代替循環冷却ポンプ出口圧力を含む。</p> <p>*6：一部については交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*7：使用済燃料プール監視カメラは使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料プール水位/温度及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタにて使用済燃料プールの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*8：重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*9：重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*10：重大事故等が発生した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p>	<p>*4：使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにて使用済燃料ピットの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*5：重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*6：重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*7：重大事故等が発生した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*8：後備蓄電池からの給電も含めた供給可能時間を記載している。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊ではない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は水素濃度計測ユニットを「交流電源復旧後に使用」と整理している</p> <p>【女川】 設備の相違 ・使用済燃料ピット関連のパラメータについて、交流電源復旧後に使用する設備が異なるが、他のパラメータにより代替監視可能であるという点で同等</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・使用済燃料プール⇒使用済燃料ピット</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇒泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表 57-10-3 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な計装設備

表 3-16.3 全交流動力電氣裝置時之電能共箱小計要緊計費表
設置許可基準規則

泊発電所 3号炉

相違理由

【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）

【女川】

設備の相違

- ・給電対象設備の相違

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表 57-10-4 有効性評価の各シナリオで直流電源から電源供給が必要な設備

式 27, 19, 4 11月1日付の「新規開拓地の開拓者登録簿」に記載の事項を記入する。
有効性評価

【大飯】記載の充実（女川審査実績の反映）

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

相違理由

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

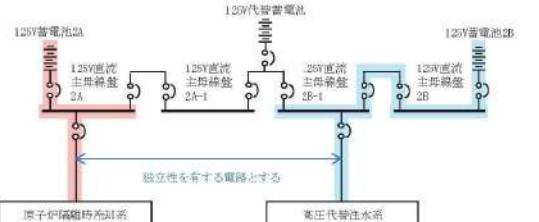
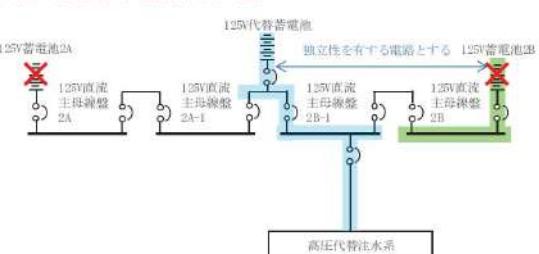
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表 57-10-3 に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表 57. 10. 3 に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料 ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：使用済燃料プール ⇌ 泊：使用済燃料 ピット

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合</p> <p>図57-10-2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の電路は独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的には、以下の設備が該当する。</p> <p>○原子炉隔離時冷却系 ⇄ 高圧代替注水系</p>  <p>図57-10-2 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合)</p> <p>なお、図57-10-3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図57-10-3 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合 (高压代替注水系への電源供給を想定))</p>		<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はない。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合</p> <p>図57-10-4に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の電路は独立性を有する設計とする。</p> <p>代表として、以下の設備が該当する。</p> <p>○主蒸気逃がし安全弁（A系） ⇌ 主蒸気逃がし安全弁（B系）</p> <p>図57-10-4 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合)</p> <p>図57-10-5に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図57-10-5 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合)</p>	<p>図57.10.2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の電路は独立性を有する設計とする。</p> <p>図57.10.2 直流電源供給方法</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の相違 ・泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はないため項目を分けていない。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・設備の構成に差異があるが、重大事故等対処設備の電路が分離された設計であるという点において同等である。</p>
		<p>図57.10.3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図57.10.3 直流電源供給方法 (所内常設蓄電式直流電源設備の機能を考慮した場合)</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

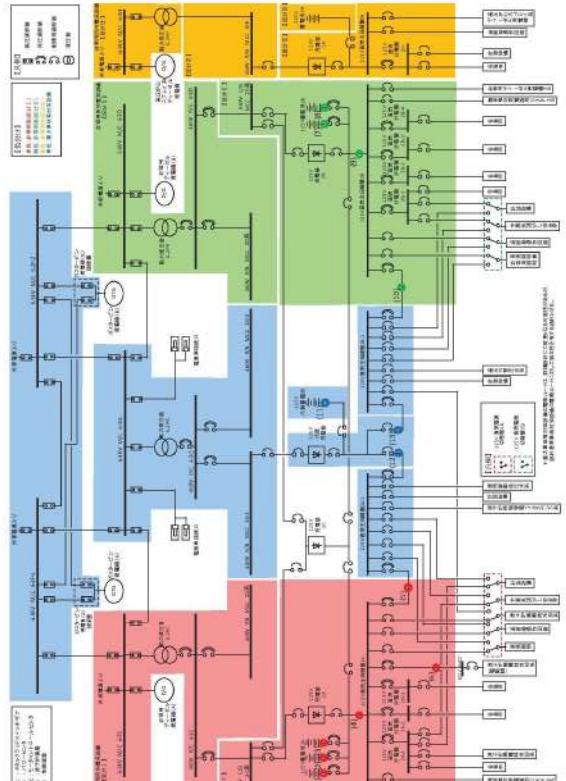
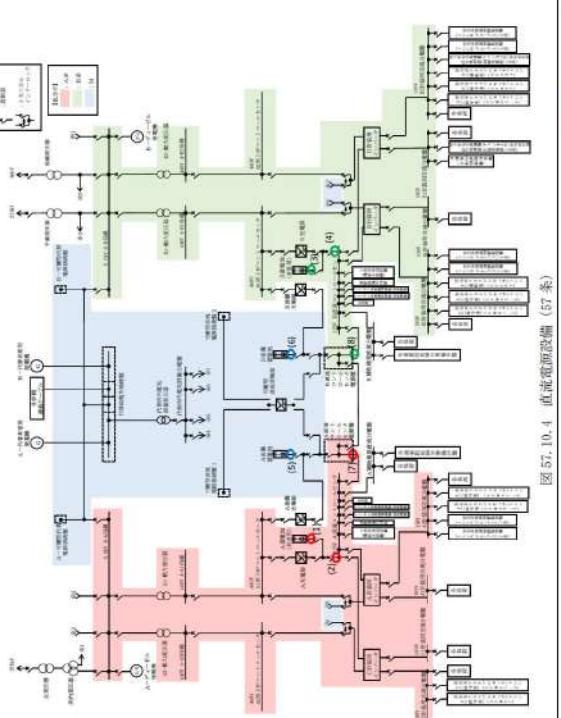
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会（IEEE）規格384（1992年版）の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-10-5に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表57-10-5 電路ルート図 直流電源設備（57条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th>ルート図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図57-10-6</td> <td>図57-10-(57-1~10)</td> </tr> <tr> <td>図57-10-(57-1~10)</td> <td>57-10-(57-1~10)</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図	図57-10-6	図57-10-(57-1~10)	図57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会（IEEE）規格384（1992年版）の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57.10.5に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表57.10.5 電路ルート図 直流電源設備（57条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th>ルート図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図57.10.4</td> <td>図57.10.5~6</td> </tr> <tr> <td>図57.10.5~6</td> <td>57-10-32~33</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図	図57.10.4	図57.10.5~6	図57.10.5~6	57-10-32~33	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p>
単線結線図	ルート図														
図57-10-6	図57-10-(57-1~10)														
図57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)														
単線結線図	ルート図														
図57.10.4	図57.10.5~6														
図57.10.5~6	57-10-32~33														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

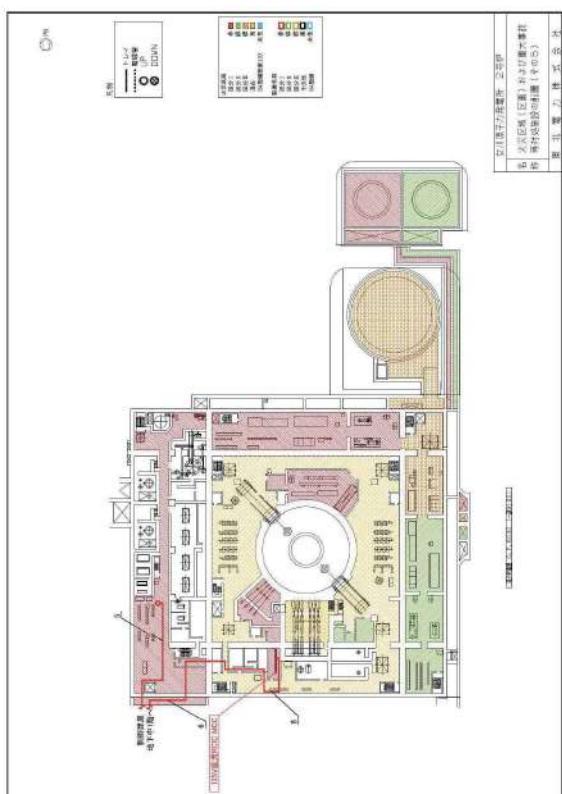
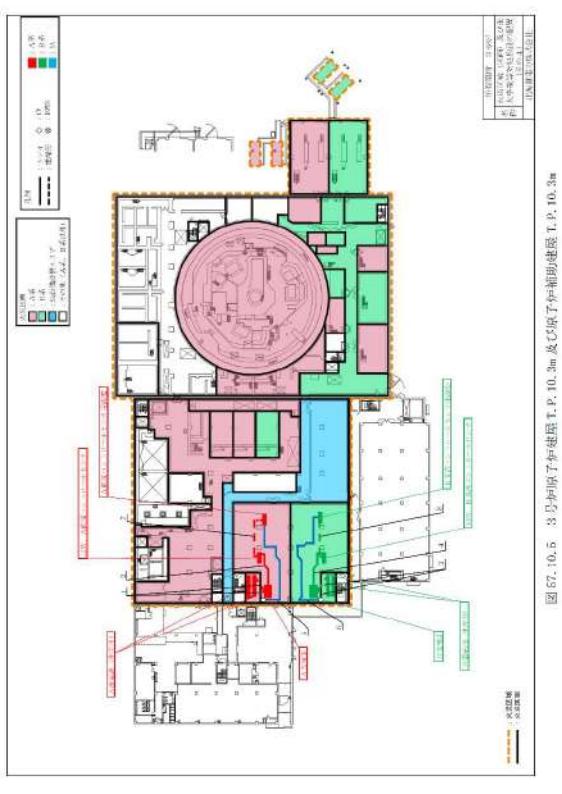
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-6 直流電源設備 (57条)</p>	 <p>図 57-10-4 直流電源設備 (57条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

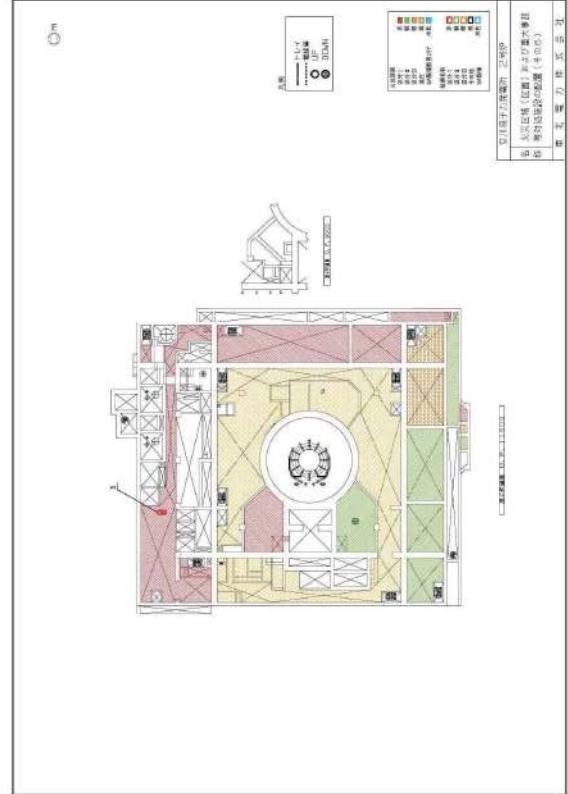
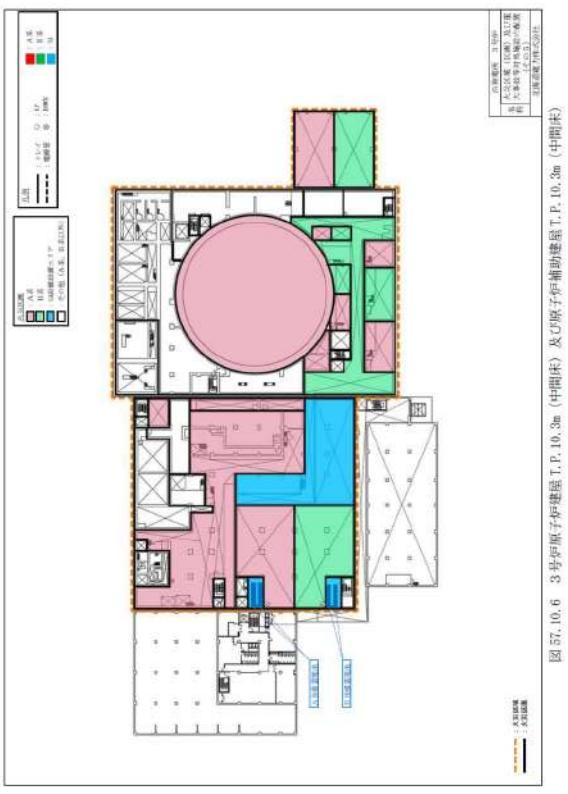
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-1) 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57-10-5 3号炉原子炉建屋 T.P. 10.3m 及び原子炉建屋 T.P. 10.3m</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

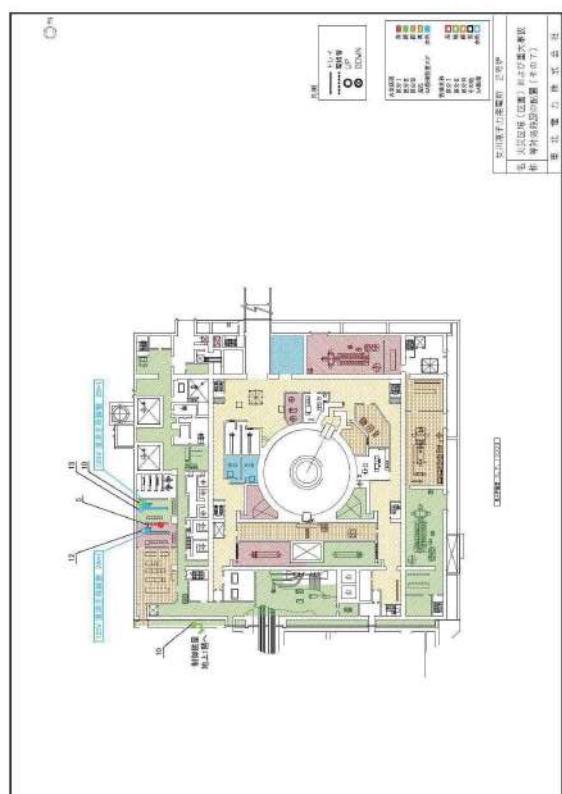
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-《57-2》 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57-10-6 3号炉原子炉建屋 T.P. 10, 3m (中間床) 及び原子炉輔助建屋 T.P. 10, 2m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

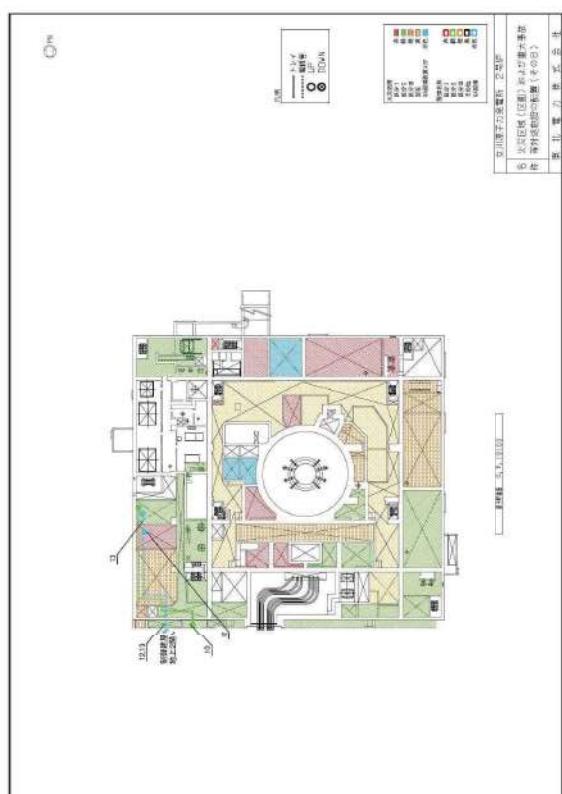
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-3) 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-4) 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

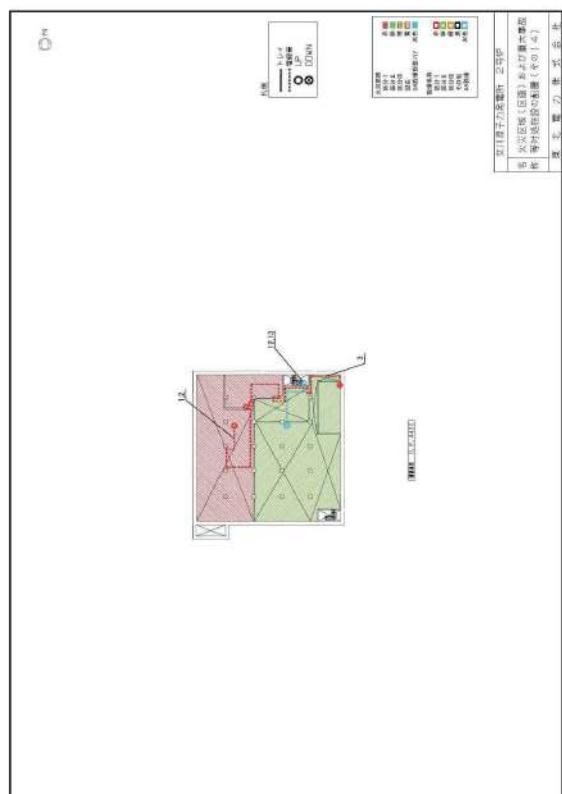
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-10-(57-5) 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

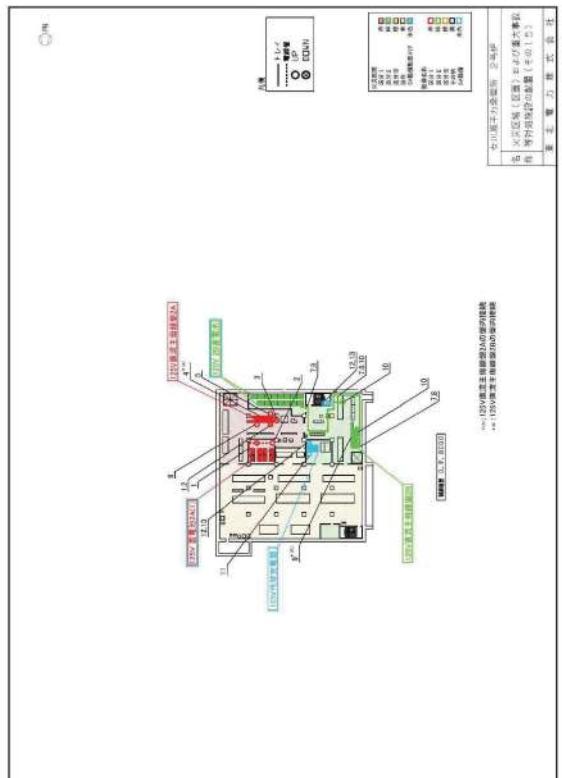
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-6) 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-7) 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

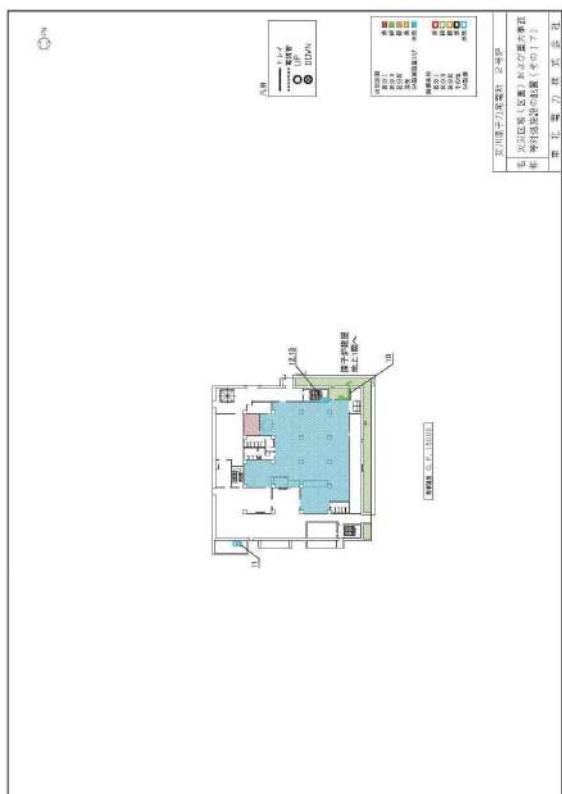
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-10-(57-8) 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

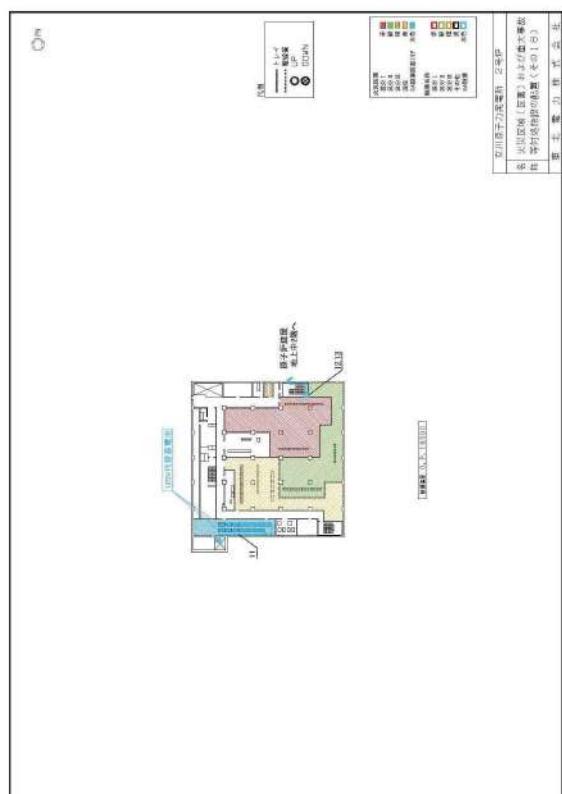
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-9) 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-10) 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-8 タンクローリーによる燃料補給について	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 項目番号の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本資料はタンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>本資料は可搬型タンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 可搬型タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-11-1 タンクローリーA 移動及び補給ルート（1/8） (注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) 及び熱交換器ユニット)</p>	<p>図 57-11-1 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー輸送車により補給する場合) 移動及び補給ルート（1/20）</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足說明資料）

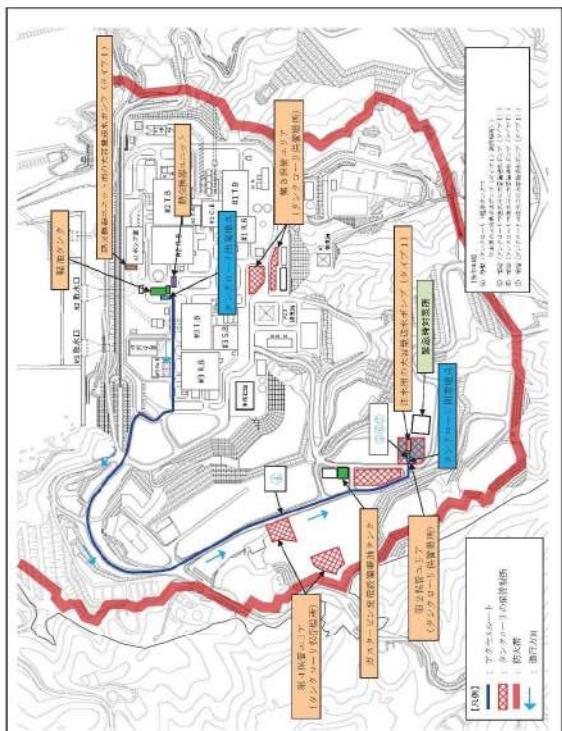
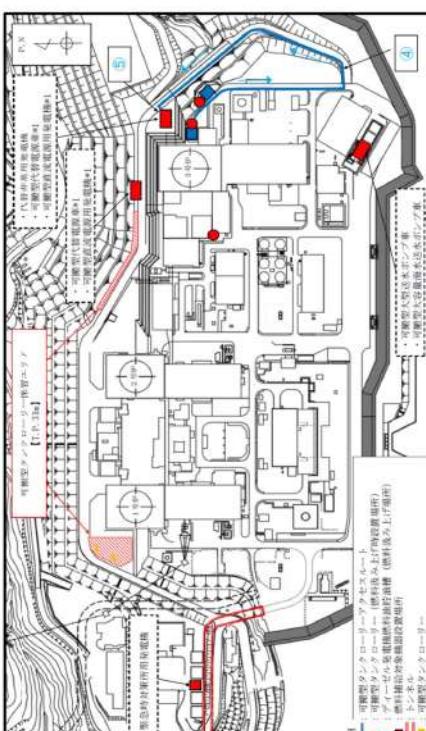
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-11-2 タンクローリーA 移動及び補給ルート (2/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1), 热交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び热交換器ユニット)</p>	<p>図57-11-2 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー-給油ボンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (2/20) *1 可搬型タンクローリーは、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に配置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-3 タンクローリ A 移動及び補給ルート (3/8) (注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57-11-3 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー一台当番により補給する場合) 移動及び補給ルート (3/20)</p> <p>4) 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリーは、2箇所ある設置場所のうち、アセセス可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-11-4 タンクローリーA 移動及び補給ルート (4/8) (注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプ1）及び熱交換器ユニット)</p>	<p>図57-11-4 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ランプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (4/20)</p> <p>*4. *5. 女川2号炉と資源を共有する泊3号炉において、2種類ある設備用語のうち、アセス可能な側に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-11-5 タンクローリーA 移動及び補給ルート (5/8) (注水用の大容量送水ポンプ(タイプI)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプII)及び熱交換器ユニット)</p>	<p>図57-11-5 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油車シップにより補給する場合) 移動及び補給ルート (5/20)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー給油車シップは、この内ある設備構造のうち、アクセス可能な範囲に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

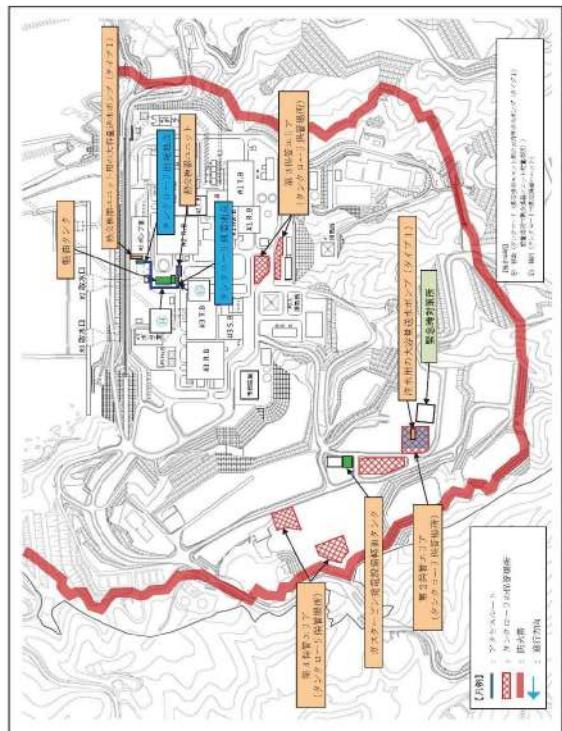
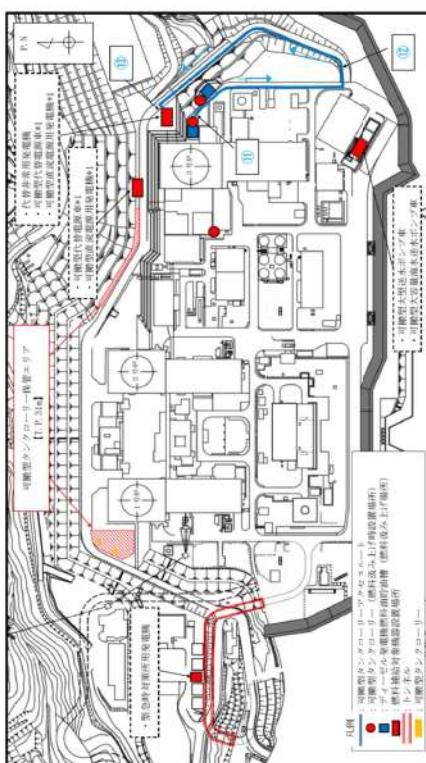
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-11-6 タンクローリーA 移動及び補給ルート (6/8) (注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット用の人容量送水ポンプ（タイプ1）及び熱交換器ユニット)</p>	<p>図57-11-6 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ルートにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-7 タンクローリーA 移動及び補給ルート (7/8) (注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57-11-7 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ボンベにより補給する場合) 移動及び補給ルート (7/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図57.11.8 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー－給油ポンプ）により給油する場合 移動及び輸送ルート (8/20)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー用燃料油ポンプは、2箇所ある貯蔵場所のうち、アシスト可能な場所に配置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

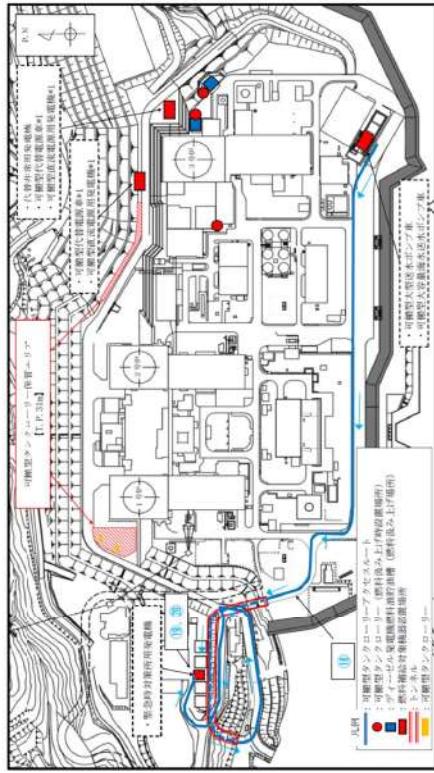
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>図57.11.9 可搬型タンクローリー（浮置型タンクローリー・給油タンク）により補給する場合 移動及び輸送ルート (9/20)</p> <p>*1 可搬型で管路等、可搬型タンクローリー、2施設ある設置場所のうち、アセキヤ港に設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

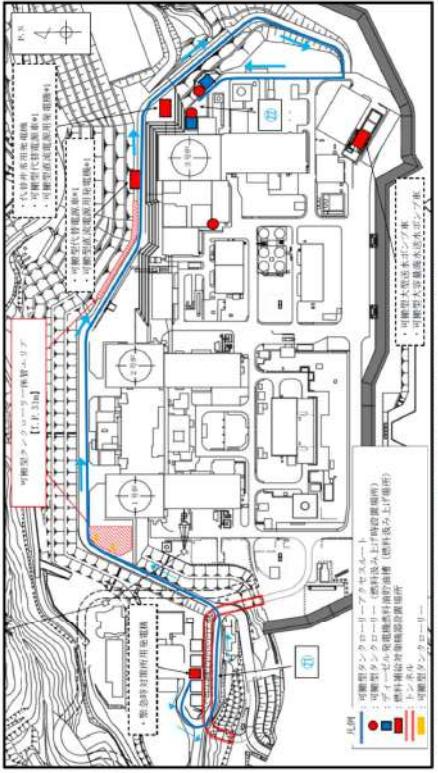
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.10 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー、移動及び給油ルート（10/20）</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬油槽車両は、2箇所ある給油場所のうち、アタッチ可能を廻所に設置する。</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

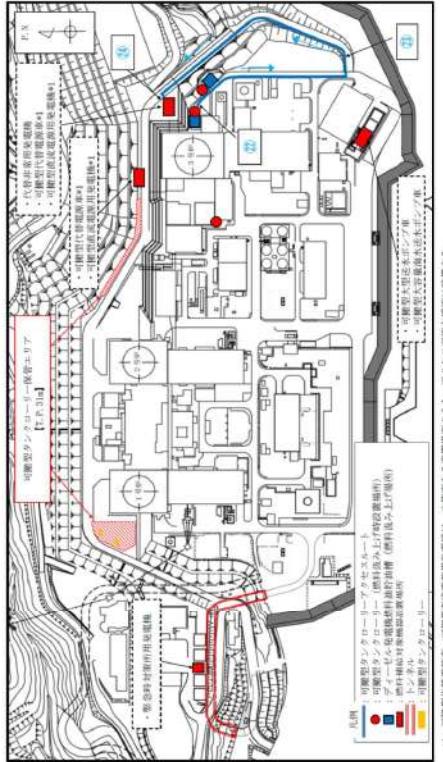
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Power Plant. It shows various buildings, structures, and roads. A network of blue lines represents fuel transport routes, primarily for mobile tank trailers. Several large red rectangular boxes highlight specific areas of interest, likely corresponding to the 'differences' listed in the adjacent column. A legend at the bottom right provides key information about the symbols used in the map.</p> <p>図57.11.11 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー始点）により補給する場合 移動及び補給ルート（11/20）</p> <p>*1 可搬式代替供給車、可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー始点は、2箇所ある設置場所のうち、アセス可能な場所に位置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。 </p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

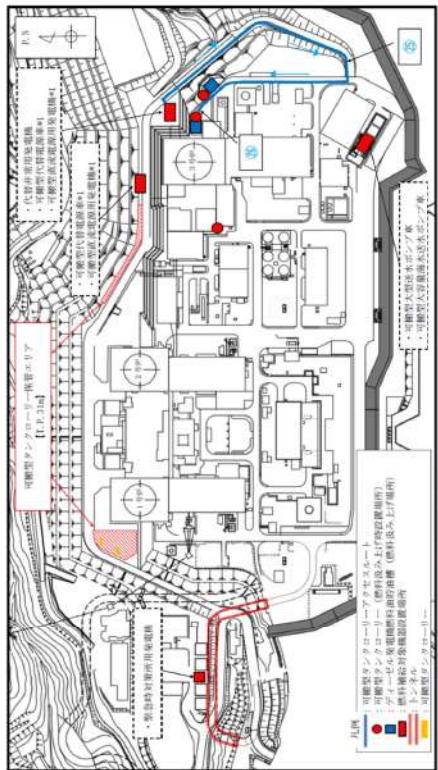
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.12 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー経由ボンブにより輸送する場合）</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリーを燃料供給用車両は、2台ある給油装置のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p> <p>移動及び輸送ルート (12/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。 </p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

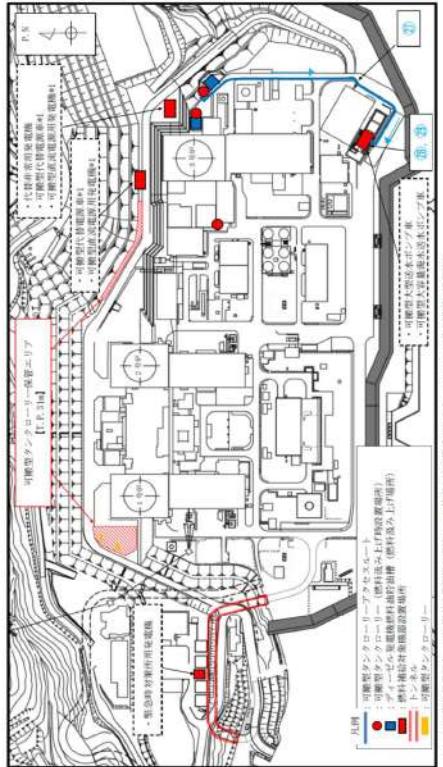
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>図57.11.13 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油ランプにより補給する場合） 移動及び搬送ルート（13.20）</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー給油ランプは、2箇所から設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

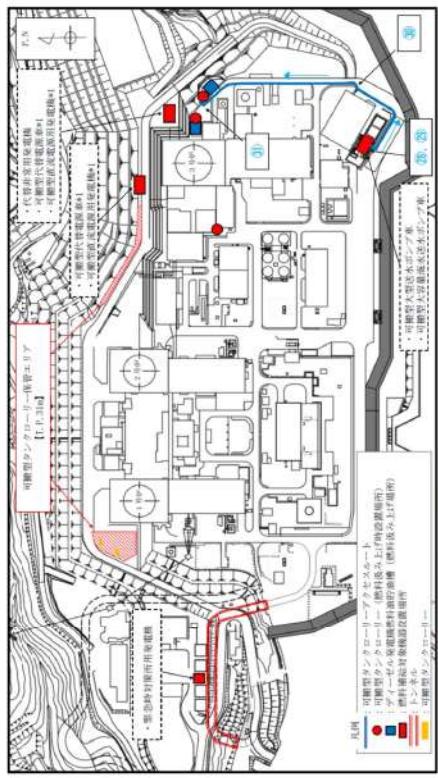
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.14 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー・給油ボンプにより補給する場合）移動及び輸送ルート (14/20)</p> <p>図57.11.14 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー・給油ボンプにより補給する場合）</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型直結式用油槽車は、これまでの記載機器は、アクリル用油槽車に置換する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンククローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。 <p>図57.11.15 可搬型タンククローリー（可搬型タンククローリー給油ポンプにより供給する場合） 移動及び運送ルート（15.20）</p> <p>*1 可搬型タンククローリー、可搬型タンククローリー用荷台は、2箇所から設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

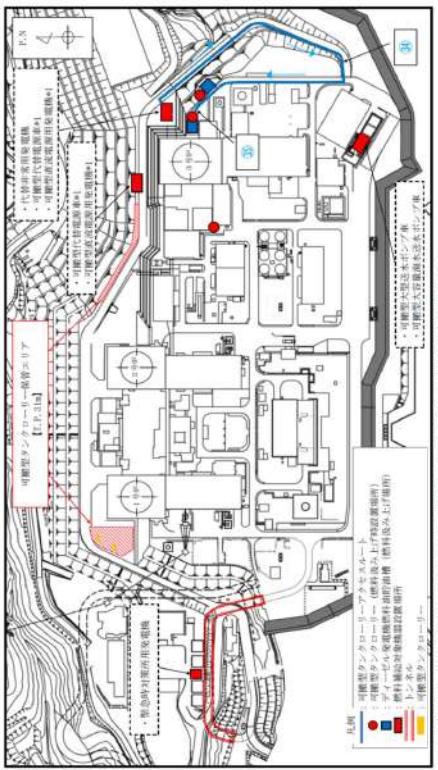
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図57.11.16 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ルートにより補給する場合) 移動式給油ルート (16.20)</p> <p>*1 平成26年3月現在、当該色を除く他の発電所は、2箇所ある設備場所のうち、アクセスが整った場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

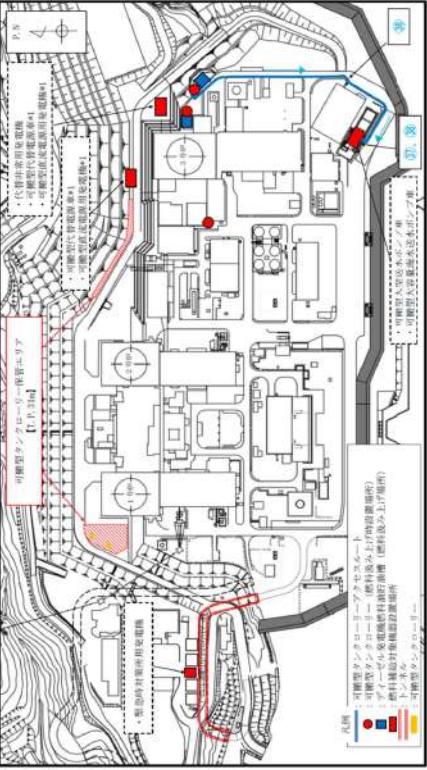
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.17 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油ポンプ）による油給水場所のうち、アセス可能な場所に設置する場合</p> <p>移動及び堆積ルート (17/20)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油ポンプ）による油給水場所のうち、アセス可能な場所に設置する場合</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。 </p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

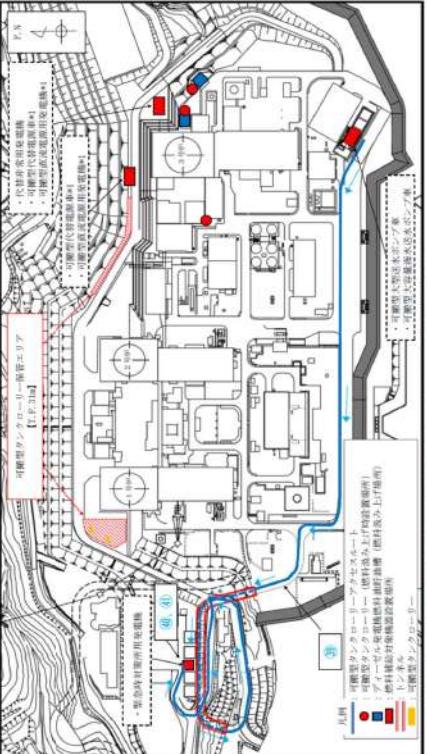
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.18 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油ルートにより補給する場合） 移動式給油ルート (18.20)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、半蔵型タンクローリーは、2箇所から設置場所のうち、テセバ施設内に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。 </p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

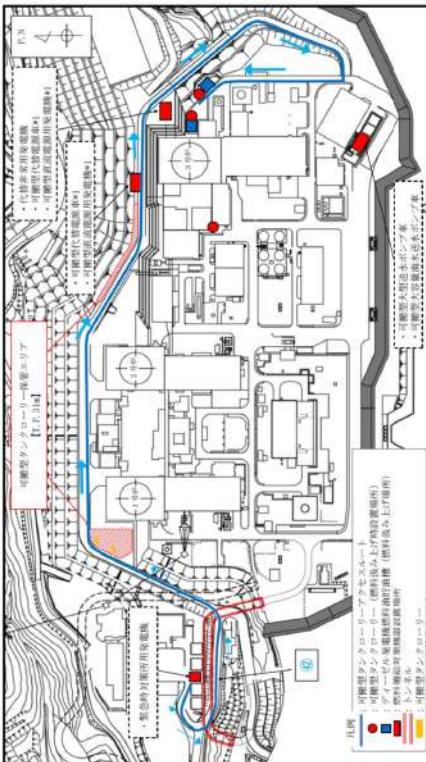
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57-11-19 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油ポンプにより油始する場合） 移動及大型輸送ルート (19/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。 </p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

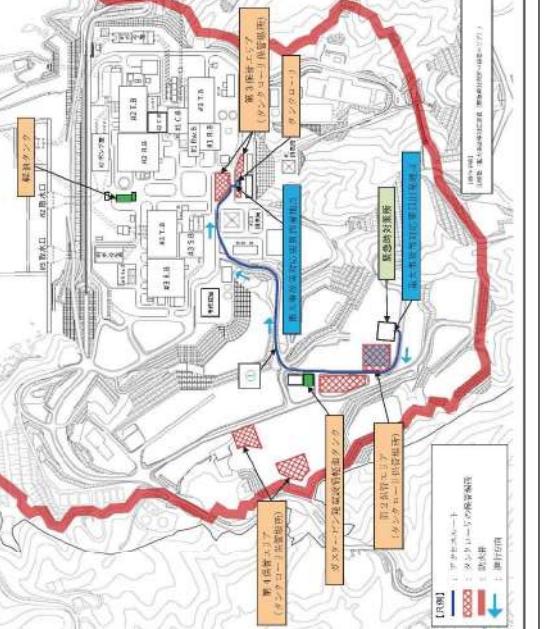
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 17.11.20 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー一括油ボンブ）により油給水から給水する。 ① 可搬型タンクローリー、可搬型直送車用油槽は、2箇所ある油槽場所のうち、アクセル可能な場所に設置する。</p> <p>移動及び油給水ルート (20/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 • 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

第57条 電源設備（補足説明資料）

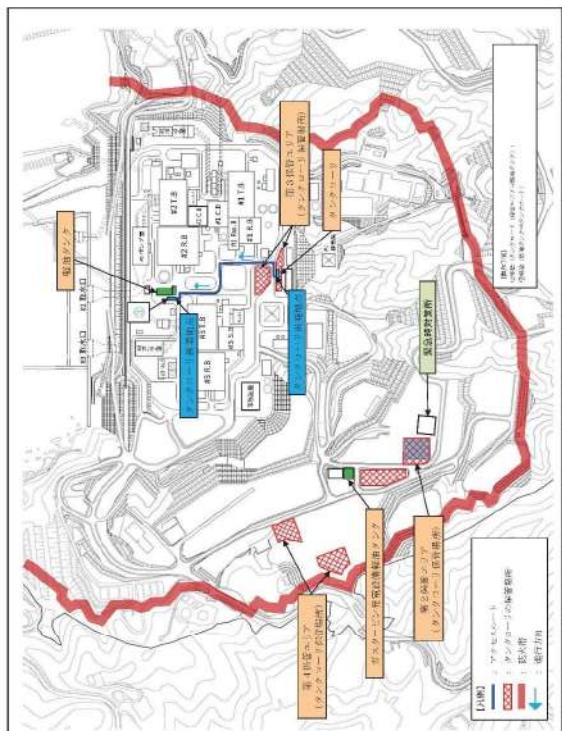
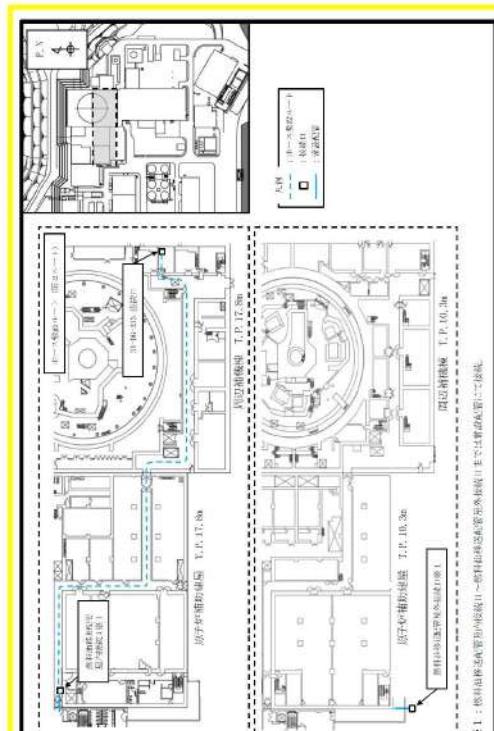
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図57-11-9 タンクローリーB 移動及び補給ルート（1/4） (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図57-11-11 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ボンベ)により補給する場合 移動及び補給ルート (2/4)</p>	 <p>図57-11-12 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ボンベ)により補給する場合 移動及び補給ルート (3/4)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-10 タンクローリーB 移動及び補給ルート (2/4) (ガスバーナー発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図 57-11-23 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)により補給する場合 移動及び補給ルート (3/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-11-11 タンクローリーB 移動及び補給ルート (3/4) (ガスバーナー設備軽油タンク)</p>	<p>図57-11-24 可搬型タンクローリー (ディーゼル缶電機燃料移設ポンプ)により輸送する場合 移動及び輸送ルート (4/21)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー、2箇所ある位置関係のうち、アタミ可搬型タンクローリーに接続する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

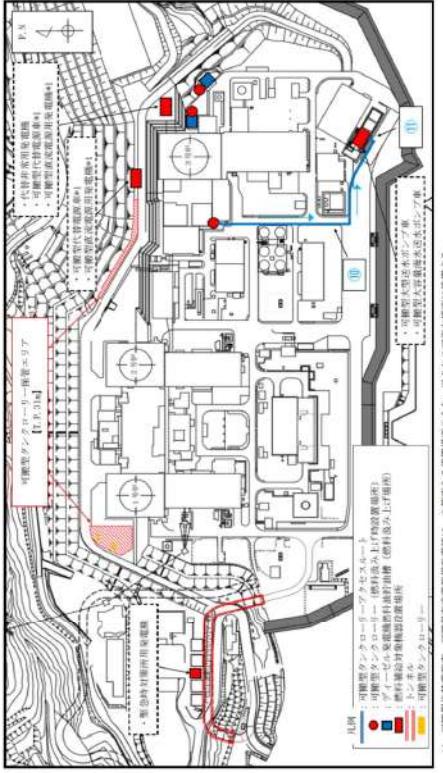
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-11-12 タンクローリー 移動及び補給ルート (4/4) (ガスター・ビン発電設備・給油タンク)</p>	<p>図 57-11-25 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機・燃料供給ポンプ)により補給する場合 移動及び補給ルート (5/21)</p> <p>*1 可搬型に着色表示。押出筋用発電機は、2箇所から設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

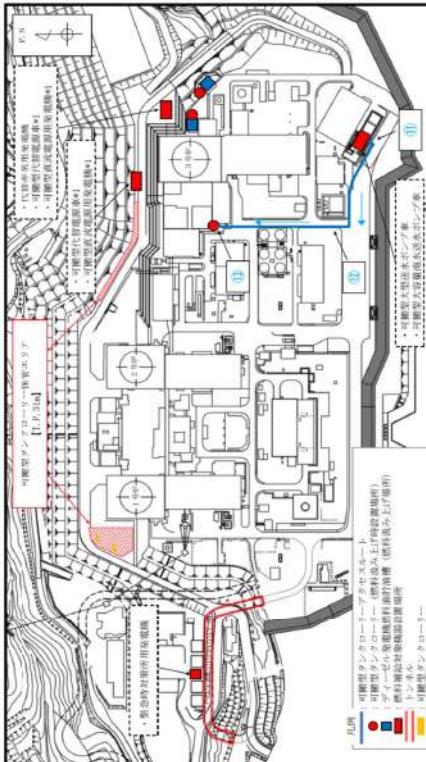
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.26 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移設ボンネット）による補給する場合</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー用燃料油貯蔵槽は、2箇所ある設置場所のうち、アセス可能な場所に設置する。</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

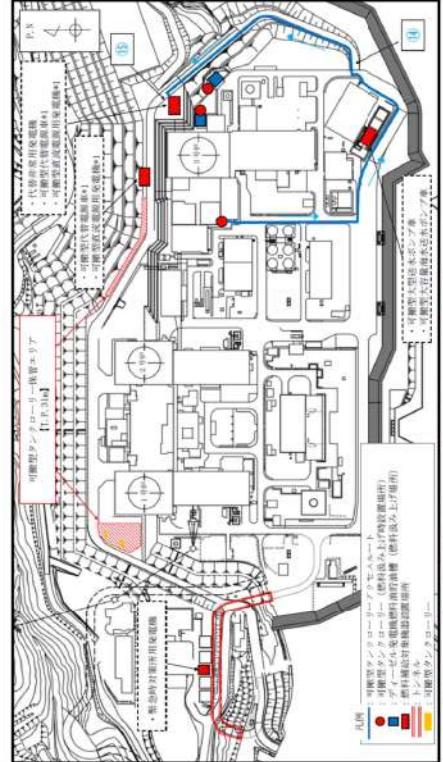
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 67 11.27 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機用燃料油タンク）より給油する場合 移動式給油ルート (7/2)</p> <p>*1 本構造は新規構造。可搬型タンクローリー、2面ある設置場所のうち、アセセント可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

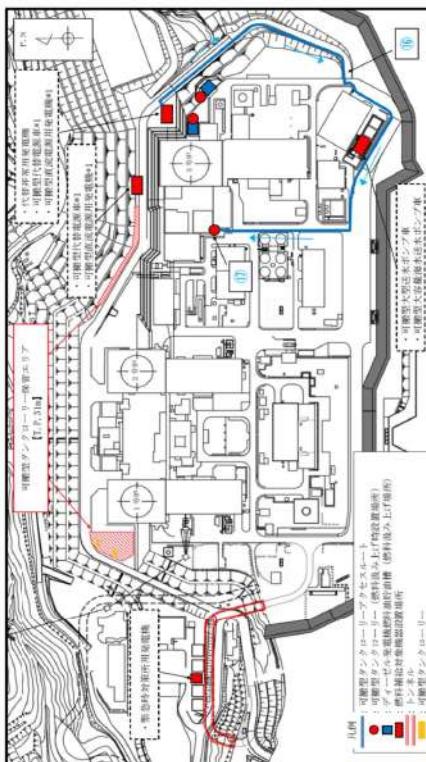
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.28 可搬型タングローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） *4 可搬型ヘリコプター、可搬型タングローリー、2箇所ある貯蔵槽のうち、2箇所ある貯蔵槽のうち、アクセル可能な操作室を設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。 </p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.29 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機用燃料油移送ポンプにより運搬する場合） 移動及び輸送ルート (9/21)</p> <p>■：可搬型タンクローリー（荷役式） △：可搬型タンクローリー（リード車セミトレーラー） ○：可搬型タンクローリー（ガソリン車セミトレーラー） □：ガソリン車セミトレーラー用給油装置用機器 △：ガソリン車セミトレーラー用給油装置用機器 ●：ポンプ車 ■：可搬型タンクローリー</p> <p>*1 可搬型に替電源車、可搬型低圧電動荷役車等は、2箇所ある貯蔵場所のうち、アカモク可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

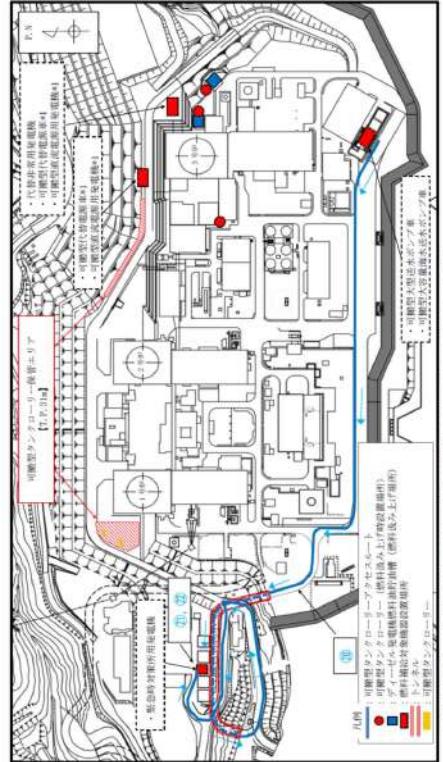
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.11.20 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機用燃料油移送ポンプに取り替える場合) 移動及び輸送ルート (10/21)</p> <p>4) 可搬型タンクローリー、可搬型燃料油貯蔵槽、2箇所ある貯蔵槽から、アリス可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。 </p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

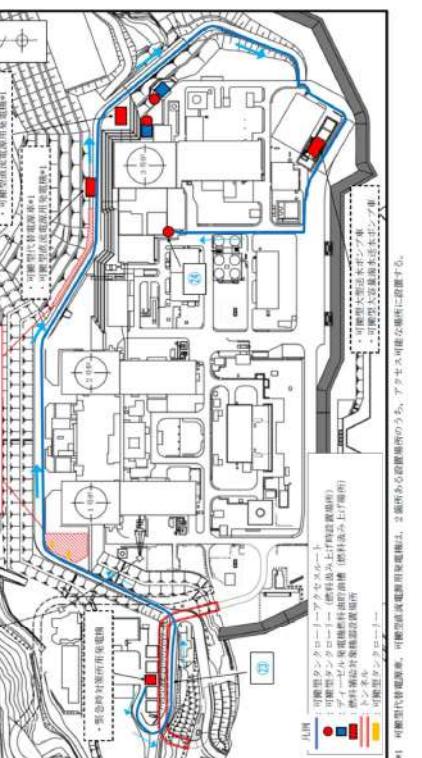
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセルルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>図 57-11-31 可搬型タンクローリー（ディーゼル-安定燃料油経送管ネットにより給油する場合）</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー用荷車は、2箇所ある設置場所のうち、アセハ方面に配置する。</p>	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.32 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油供給ボンプ)により輸送する場合 移動式給油車ルート (12/21)</p> <p>■ 可搬型タンクローリー ■ 可搬型タンクローリー アクセスルート ■ 可搬型タンクローリー (燃料油混入による内燃機関) ■ 可搬型タンクローリー (燃料油混入による内燃機関) ■ 他の荷役用機器 ■ 廃料荷役用機器 ■ トランクルーム ■ 可搬型タンクローリー</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスマートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>図 57.11.33 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料供給ボンプ）により補給する場合 移動式燃料供給ルート (13.21)</p> <p>41 可搬型タンクローリー、可搬型ガス燃料用発送物、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に配置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図57.11.34 可搬型タンクローリー（タイヤセール式液体燃料移送ポンプ）により補給する場合） 移動及び補給ルート (14/21)</p> <p>*1 可搬型式は車両、可搬型直結運搬用専用車は、2面異なる専用槽車のうえ、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.11.36 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機用油槽等）による供給ルート（16/21）</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアセスメントに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>図 57.11.37 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料移設がシップにより搬送する場合） 移動及び輸送ルート (17/21)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図57.11.38 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電用燃料油送油ポンプにより補給する場合） 4) 可搬型タンクローリー、可搬型汎用燃料油送油ポンプによる運搬手段のうち、アセチルセロソルブト等に該当する。 移動及び補給ルート (18/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

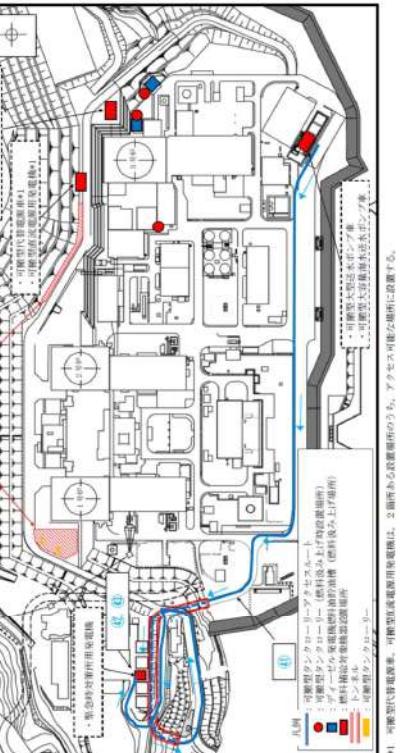
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセルルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。 </p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

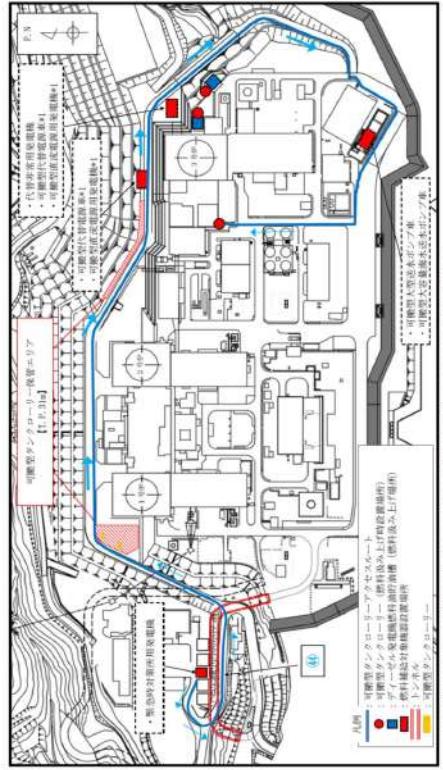
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57. 11. 40 可搬型タンクローリー (ディーゼル至電機燃料移送ボンブにより補給する場合) 移動及び補給ルート (20/21)</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図7.11.41 可搬型タンクローリー (ダイヤモンド型燃料料缶) による燃料供給ルート (21)(21)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型燃料用充電槽は、2箇所ある設置場所のうち、アセチル電池燃料料缶センターにより構成する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。 </p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11.2 原子炉格納容器ベントに伴う補給作業への悪影響有無について</p> <p>原子炉格納容器ベント後数時間においては、プラント周辺の雰囲気線量が上昇するため、各可搬型重大事故等対処設備への補給が困難になる可能性がある。ここでは、原子炉格納容器ベント後の補給作業成立性について述べる。</p> <p>11.2.1 検討条件</p> <p>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）が発生し、原子炉格納容器ベントに至ることを想定する[※]。交流電源はガスタービン発電機によりプラントに供給されていると仮定する。</p> <p>※中央制御室設計における被ばく評価にて想定する基本シナリオと同じ</p> <p>11.2.2 放射性雲通過時の補給の必要性</p> <p>同条件下において、機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備は以下のとおり。</p> <p>ガスタービン発電機 2台 注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）1台 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）1台 熱交換器ユニット 1台</p> <p>事象発生から約45時間以降に原子炉格納容器ベントに至ることを考慮し、ガスタービン発電設備軽油タンク、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）は原子炉格納容器ベントに伴う待避前までに一度補給を行うこととする。</p> <p>11.2.3 タンクローリーを用いた補給作業時の被ばく線量について</p> <p>ガスタービン発電機、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）について実負荷での燃料消費量から、連続運転可能時間の評価を行う。なお、ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給にタンクローリー1台、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）設備への補給にタンクローリー1台で行うことを想定する。熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）は、原子炉格納容器除熱等に必要な流量は約1,200m³/h (1.2MPa)であるが、残留熱除去系及び代替循環冷却系が使用できず、原子炉格納容器ベントを実施する状況において必要な流量は600m³/h (0.7MPa)以下であるため、残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）の流量を絞ることにより、連続運転可能時間を延長することができる。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【ガスタービン発電機】 ガスタービン発電機は、連続運転可能時間は、 $(300\text{kL}+160\text{kL}^{\frac{1}{2}}) \div 2.46\text{kL/h}=186\text{h}$ ※ガスタービン発電機は、軽油タンクからタンクローリにて 160kL（補給回数40回）を燃料補給する。</p> <p>【熱交換器ユニット】 熱交換器ユニットの連続運転可能時間は、 $900\text{L} \div 56\text{L/h}=\text{約 }16\text{h}$</p> <p>【熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）】 残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、以下の とおり流量を600m³/h及び吐出圧を0.7MPaに調整を実施する。 流量：600m³/h 吐出圧：0.7MPa 燃料消費量：60L/h 大容量送水ポンプ（タイプI）の連続運転可能時間は、 $990\text{L} \div 60\text{L/h}=\text{約 }16\text{h}$</p> <p>ガスタービン発電機は、原子炉格納容器ベント開始後から放射 性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移 動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は$(300\text{kL}+160\text{kL}-$ $12\text{kL}^{\frac{1}{2}}) \div 2.46\text{kL/h}=182\text{h}$となるため、原子炉格納容器ベント中に 補給作業の必要なく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要が ある。</p> <p>熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポン プ（タイプI）は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過 するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約 1時間を要するが、連続運転可能時間は$16\text{h}-12\text{h}=4\text{h}$となるため、 原子炉格納容器ベント中に補給作業の必要はなく、放射性雲通 過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>※タンクローリにて4時間に1回（4kL/回）燃料補給するた め、放射性雲通過中は$12\text{h} \div 4\text{h}=3$回分の燃料補給ができなくな る。</p> <p>11.2.4 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量につい て</p> <p>タンクローリを用いた補給作業場所である、ガスタービン発電 設備軽油タンクを設置するガスタービン発電設備地下軽油タン クピット付近、注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）を設置す る淡水貯水槽付近、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タ イプI）を設置する海水ポンプ室付近及び熱交換器ユニットを設 置する原子炉建屋大物搬出入口付近のうち、被ばく線量が一番高 い場所は、原子炉格納容器フィルタベント系の排気口に近い原子 炉建屋大物搬出入口であり、当該場所で補給作業を実施した場 合、補給に伴う現場作業を約45分と見積もると以下のとおりと なる。</p>		<p>【女川】 運用の相違 ・女川は50条第2項に要求により、原子 炉格納容器内の圧力を大気中に逃がす ための設備である原子炉格納容器フィ ルタベント系を設けている。一方、PWR アイスコンデンサ型格納容器を有しな い泊は適用対象外である。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7.1mSv/h × (45 ÷ 60) h = 5.4mSv</p> <p>なお、プラント周辺の雰囲気線量率は時間経過に伴い低下していくことから、これ以降の補給作業時の被ばく線量は上記の値以下となる。</p> <p>11.2.5 検討結果</p> <p>上記のとおり、原子炉格納容器ベント後のプラント周辺の雰囲気線量を考慮し、補給作業の成立性を確認した結果、原子炉格納容器ベント後の補給作業時の被ばく線量は最大で5.4mSvとなり、緊急時の作業基準である100mSvを下回っているため、補給作業は実施可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-8 タンクローリーによる燃料補給について</p> <p>・川内1.2号機の常設代替電源である大容量空冷式発電機（燃料消費率 1,370L/h）の燃料補給については、外付け燃料タンクおよび燃料ポンプが備え付けることで、給油間隔を約8時間としている。</p> <p>・高浜3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付タンク 1.66m³を有し、燃料消費率が約 238.2L/h であることから起動から枯渇までの時間は約 7時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約 2.4 時間後の燃料補給以降、約 3 時間毎の給油間隔としている。</p> <p>・大飯3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付タンク 1.66m³を有し、燃料消費率が約 248.2L/h であることから起動から枯渇までの時間は約 6.4 時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約 2.5 時間後の燃料補給以降、約 4 時間毎の給油間隔としている。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 ・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○空冷式非常用発電装置、電源車等への燃料（重油）補給（イメージ）</p>  <p>The diagram illustrates the fuel supply system. It shows a large rectangular tank at the top labeled '燃料タンク' (Fuel Tank) with a capacity of 549.2L/h. Below it is a smaller tank labeled '運搬用タンク' (Transport Tank). Arrows indicate the flow of fuel from these tanks into various components. Labels include '運搬用車両' (Transport Vehicle), '電源車' (Power Supply Vehicle), and '発電機' (Generator). A legend on the right side provides definitions for symbols like '運搬用車両' (Transport Vehicle), '電源車' (Power Supply Vehicle), and '発電機' (Generator).</p>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 ・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違 (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

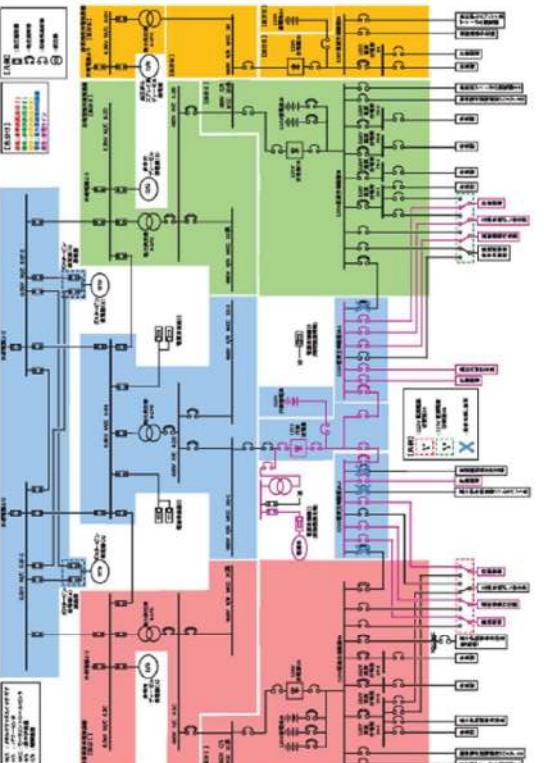
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>1. 125V代替充電器用電源車接続設備 125V代替充電器用電源車接続設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。 125V代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。 本系統の概要図を図57-12-1及び図57-12-2に示す。 なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備・運用の相違 ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

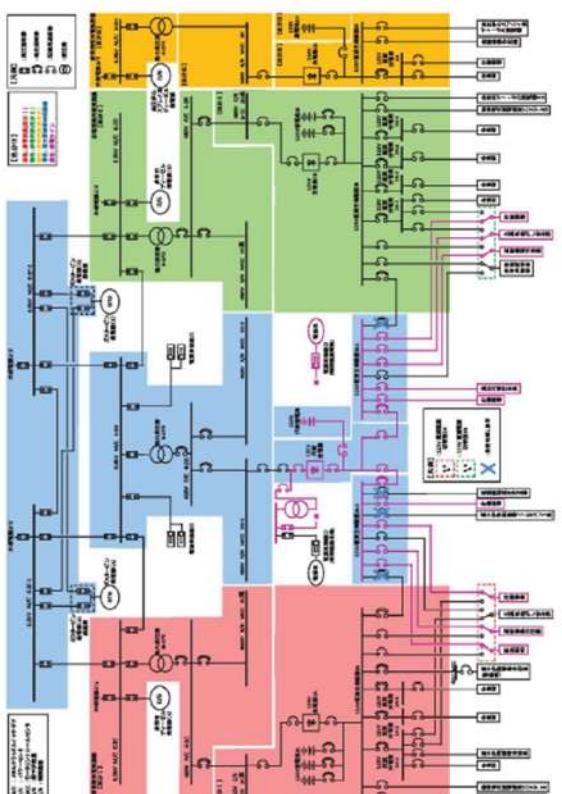
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-12-1 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(側御壁屋北側))</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>図 57-12-2 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(制御建屋南側))</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は電源車から代替所内電気設備を経由して 125V 充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から 125V 代替充電器に給電する手段を整備している。 泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

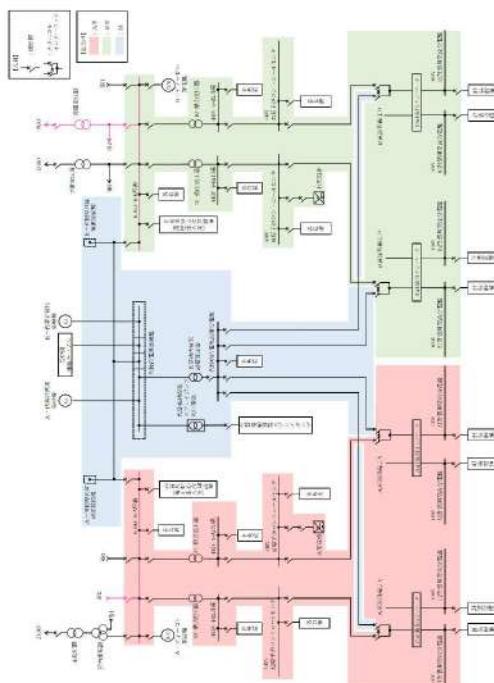
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1. 後備変圧器</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、66kV送電線から非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。</p> <p>後備変圧器は、66kV送電線から受電し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV（大飯は77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.12.1 後備変圧器系統 (後備変圧器～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用低圧母線 (6-B) 電路)</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は大飯と同様に 66kV（大飯は 77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

第57条 電源設備（補足説明資料）

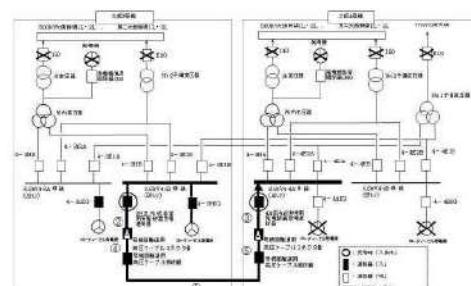
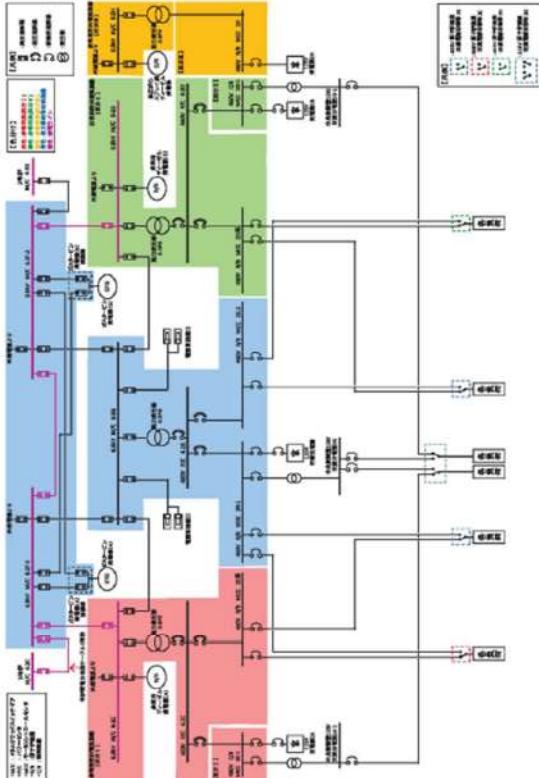
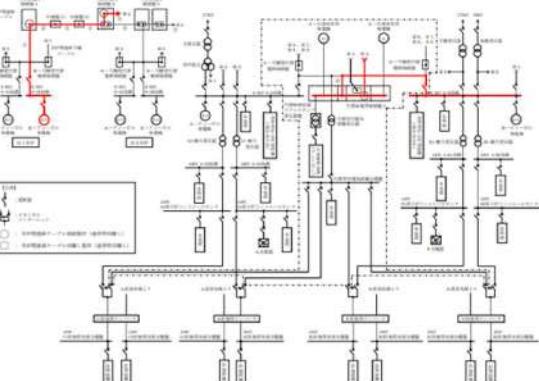
泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

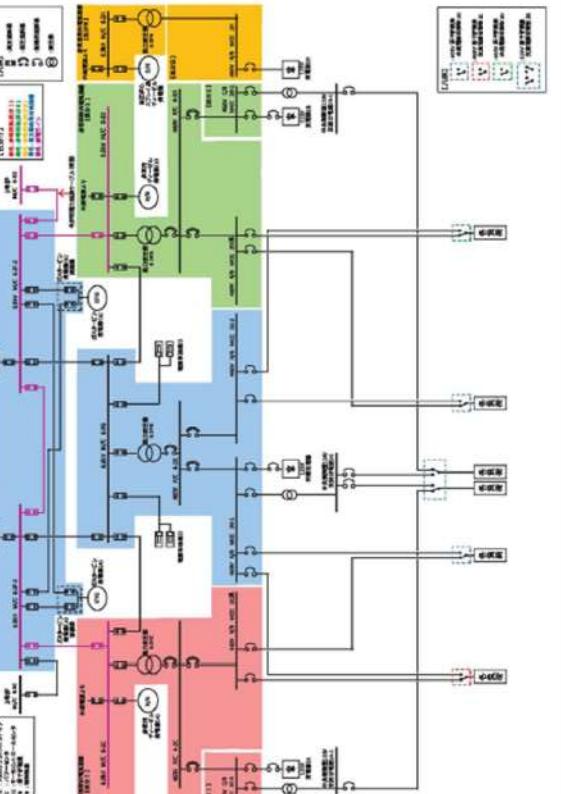
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬型)に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル(常設)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(緊急用電気品建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(原子炉建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-3～6に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、他号炉のディーゼル発電機から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉及び他号炉の非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。なお、号炉間連絡ケーブルが使用できない場合は、配備している号炉間連絡予備ケーブルを用いて3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【大飯】 設計・運用の相違（号炉間電力融通設備） ・大飯は複数号炉同時申請のため、号炉間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。 ・泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。 また、女川は2号炉代替所内電気設備及び3号炉非常用所内電気設備を使用する構成に対して、泊は他号炉の非常用高圧母線及び3号炉非常用高圧母線を使用する構成である。 女川：号炉間電力融通ケーブル（常設） →泊：号炉間連絡ケーブル 女川：号炉間電力融通ケーブル（可搬型）→泊：予備ケーブル （以降、「設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）」と記載する。） 【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール→泊：使用済燃料ビット ・女川：号炉間電力融通ケーブル→泊：号炉間連絡ケーブル 【女川】 記載方針の相違（大飯審査実績の反映） ・女川は号炉間電力融通設備について、概要図を用いて説明しており項目分けしていないが、泊は大飯と同様に項目を分けて説明している。</p>

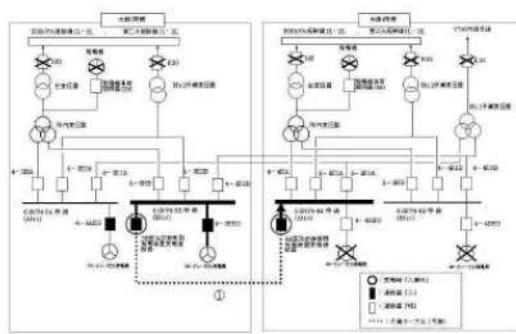
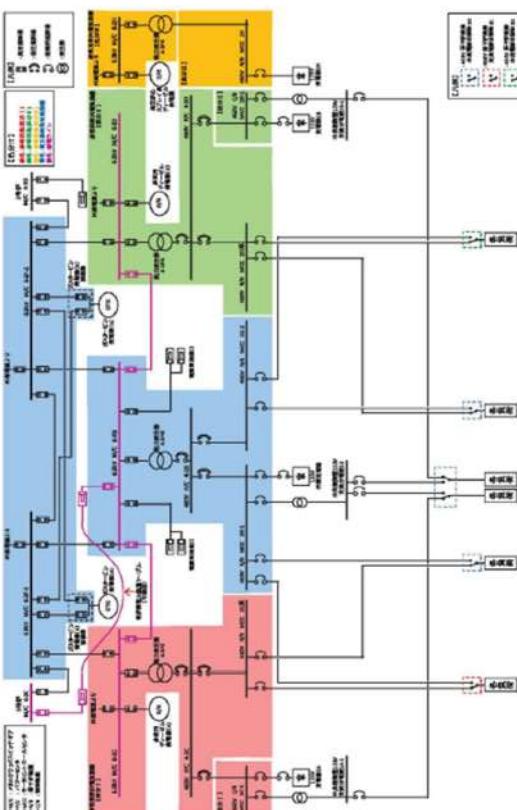
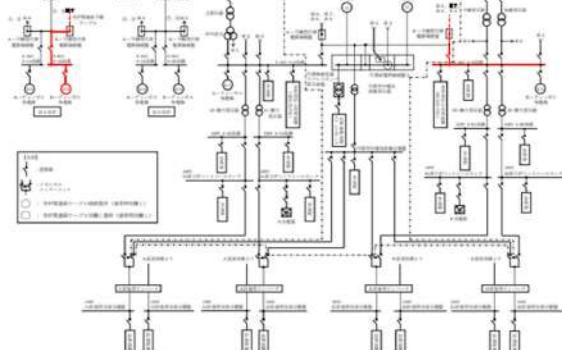
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について</p> <p>1. 号機間電力融通ケーブル（常設）の概略系統、設備概要</p> <p>(1). 号機間電力融通ケーブル（常設）の概略系統は以下である。</p>  <p>設計基準対応設備から追加した箇所</p> <table border="1"> <tr> <th>機種/ケーブル名、コネクタ機器</th> <th>大飯3号炉</th> <th>大飯4号炉</th> </tr> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-150sq 2本</td> <td>約50m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-90sq 2本</td> <td>-</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>③ FR-CSHVT 3c-50sq 2本</td> <td>-</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>④ 号機間電力融通ケーブル（常設）</td> <td>各1本</td> <td>各1本</td> </tr> </table> <p>図 57-12-3 号機間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線 3C 系～号機間電力融通ケーブル（常設）～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p> <p>(2). 連結方法</p> <p>常設の号機間融通用高圧ケーブルは、号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤内でコネクタ接続する。通常時は、コネクタは切り離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。</p> 	機種/ケーブル名、コネクタ機器	大飯3号炉	大飯4号炉	① FR-CSHVT 3c-150sq 2本	約50m	-	② FR-CSHVT 3c-90sq 2本	-	約100m	③ FR-CSHVT 3c-50sq 2本	-	約100m	④ 号機間電力融通ケーブル（常設）	各1本	各1本	 <p>図 57-12-3 号機間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線 3C 系～号機間電力融通ケーブル（常設）～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p>	<p>2.1 号機間連絡ケーブルの概略系統、設備概要</p> <p>2.1.1 号機間連絡ケーブルの概略系統は以下である。</p>  <p>図 52.12.2 号機間連絡ケーブル系統概要図</p> <p>表 52.12.1 号機間連絡ケーブル仕様及び敷設長さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路（ケーブル）</th> <th>敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約180m</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約300m</td> </tr> <tr> <td>③ FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約20m</td> </tr> <tr> <td>④ FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約200m</td> </tr> <tr> <td>⑤ FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約370m</td> </tr> <tr> <td>⑥ FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約150m</td> </tr> <tr> <td>⑦ FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約230m</td> </tr> <tr> <td>⑧ FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約180m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.1.2 連結方法</p> <p>号機間連絡ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、代替給電用接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。通常時は、号機間連絡ケーブルは切離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。</p>	電路（ケーブル）	敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m	② FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約300m	③ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約20m	④ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約200m	⑤ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約370m	⑥ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約150m	⑦ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約230m	⑧ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m	<p>【女川】</p> <p>記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違 設備名称の相違 大飯：号機間電力融通ケーブル（常設）→ 泊：号機間連絡ケーブル</p> <p>【大飯】</p> <p>設計・運用の相違（号機間電力融通設備）</p> <p>【大飯・女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は図表番号及び名称の記載なし ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。 <p>【大飯・女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <p>大飯：号機間電力融通ケーブル（常設）→ 女川：号機間電力融通ケーブル（常設）→ 泊：号機間連絡ケーブル</p> <p>【大飯・女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。 ・女川は遮断器の手動操作による接続としている。 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。
機種/ケーブル名、コネクタ機器	大飯3号炉	大飯4号炉																																		
① FR-CSHVT 3c-150sq 2本	約50m	-																																		
② FR-CSHVT 3c-90sq 2本	-	約100m																																		
③ FR-CSHVT 3c-50sq 2本	-	約100m																																		
④ 号機間電力融通ケーブル（常設）	各1本	各1本																																		
電路（ケーブル）	敷設長さ																																			
① FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m																																			
② FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約300m																																			
③ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約20m																																			
④ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約200m																																			
⑤ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約370m																																			
⑥ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約150m																																			
⑦ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約230m																																			
⑧ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m																																			

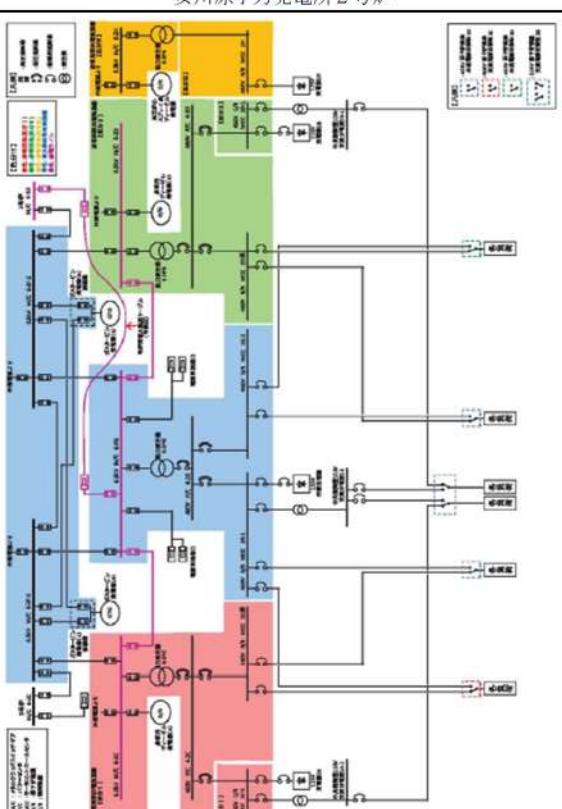
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-12-4 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線3D系～号炉間電力融通ケーブル(常設) ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>2. 号機間電力融通ケーブル（予備ケーブル）の概略系統、設備概要</p> <p>（1）号機間電力融通ケーブル（予備ケーブル）の概略系統は以下である。</p>  <p>予備ケーブルの仕様、配備数</p> <table border="1"> <tr> <th>電線（ケーブル、コネクタ）種類</th> <th>大飯3、4号炉</th> <th>配備数（組）</th> </tr> <tr> <td>FR-CSHV T 3c-38sq 2本</td> <td>約90m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </table> <p>（2）連結方法</p> <p>号機間電力融通ケーブル（予備ケーブル）は、3号及び4号炉の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器間等で羽子板付予備ケーブルを布設し、しゃ断器の負荷側を解線し、両端を手動で接続（ボルト止め）する。</p> <p>予備ケーブルは、恒設ケーブルライン（安全系補機開閉室）と位置的分散を図った耐震建屋内に保管。</p> 	電線（ケーブル、コネクタ）種類	大飯3、4号炉	配備数（組）	FR-CSHV T 3c-38sq 2本	約90m	1 (予備1)	 <p>図 57-12-5 号機間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線 3C 系～号機間電力融通ケーブル(可搬型) ～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p>	<p>2.2 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統、設備概要</p> <p>2.2.1 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統は以下である。</p>  <p>図 52.12.3 号炉間連絡予備ケーブル系統概要図</p> <p>表 52.12.2 号炉間連絡予備ケーブルの仕様、敷設長さ及び配備数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬型代替電源接続盤</th> <th>電路（ケーブル）</th> <th>敷設長さ</th> <th>配備数（組）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 1号炉A</td> <td>3号炉A FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約570m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>② 1号炉B</td> <td>3号炉B FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>③ 1号炉D</td> <td>3号炉A FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約570m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>④ 1号炉E</td> <td>3号炉B FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2号炉A</td> <td>3号炉A FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2号炉B</td> <td>3号炉B FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約340m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>⑦ 2号炉C</td> <td>3号炉A FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>⑧ 2号炉D</td> <td>3号炉B FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約310m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2.2 連結方法</p> <p>号炉間連絡予備ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、可搬型代替電源接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。</p> <p>号炉間連絡予備ケーブルは、号炉間連絡ケーブルと位置的分散を図った屋外（展望台西側エリア）及び51m倉庫・車庫に保管。</p>  <p>図 57.12.4 号炉間連絡予備ケーブル接続箇所</p>	可搬型代替電源接続盤	電路（ケーブル）	敷設長さ	配備数（組）	① 1号炉A	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)	② 1号炉B	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	③ 1号炉D	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)	④ 1号炉E	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	⑤ 2号炉A	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	⑥ 2号炉B	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1 (予備1)	⑦ 2号炉C	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	⑧ 2号炉D	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1 (予備1)	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】 設備名称の相違 大飯：号機間電力融通ケーブル（予備ケーブル）→女川：号炉間電力融通ケーブル（可搬型）→泊：号炉間連絡予備ケーブル</p> <p>【大飯・女川】 記載表現の相違 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。</p> <p>【大飯・女川】 設備構成の相違 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。 ・女川はケーブルと盤を手動接続後、遮断器の手動操作による接続としている。 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。</p>
電線（ケーブル、コネクタ）種類	大飯3、4号炉	配備数（組）																																											
FR-CSHV T 3c-38sq 2本	約90m	1 (予備1)																																											
可搬型代替電源接続盤	電路（ケーブル）	敷設長さ	配備数（組）																																										
① 1号炉A	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)																																										
② 1号炉B	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																										
③ 1号炉D	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)																																										
④ 1号炉E	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																										
⑤ 2号炉A	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																										
⑥ 2号炉B	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1 (予備1)																																										
⑦ 2号炉C	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																										
⑧ 2号炉D	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1 (予備1)																																										

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-12-6 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線3D系～号炉間電力融通ケーブル(可搬型) ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</p>

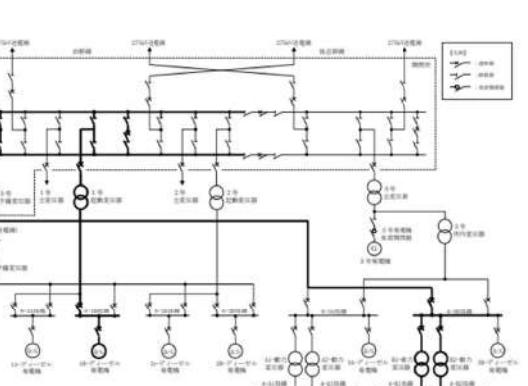
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
<p>3. 電路等の電流容量</p> <p>(1) ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>①号機間電力融通ケーブル(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)種類</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 計設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-150sq 2条</td> <td>640A</td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-60sq 2条</td> <td>350A</td> <td>3号機 約50m 4号機 約100m</td> </tr> <tr> <td>号機間融通用HCVケーブル(常設) (L型コネクタ)</td> <td>455A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)種類</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 計設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-38sq 2条</td> <td>330A</td> <td>約90m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時の必要容量電流193A(負荷容量1,759kW)を上回る電流容量としており問題ない。</p> <p>必要容量(kW)=$\sqrt{3}VI\cos\theta$</p> <p>$I = 1,759,000/\sqrt{3} \cdot 6,600 \cdot 0.8 \approx 193A$</p> <p>なお、最大負荷として、号機間電力融通ケーブル(常設)は約3,200kW、号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)では約3,017kW相当が常時通電可能。</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充電器(A、B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td></td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源(A、B、C、D)</td> <td>充電器(A、B)に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ(海水冷却)</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料1.14.4-(1)より引用</p>	電路(ケーブル、コネクタ)種類	許容電流容量	参考: 計設長さ	FR-CSHVT 3c-150sq 2条	640A	約50m	FR-CSHVT 3c-60sq 2条	350A	3号機 約50m 4号機 約100m	号機間融通用HCVケーブル(常設) (L型コネクタ)	455A		電路(ケーブル、コネクタ)種類	許容電流容量	参考: 計設長さ	FR-CSHVT 3c-38sq 2条	330A	約90m	負荷名称	負荷容量(kW)	充電器(A、B)	77		77	計装用電源(A、B、C、D)	充電器(A、B)に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注入ポンプ(海水冷却)	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計(kW)	1,759	<p>2.3 電路等の電流容量</p> <p>2.3.1 ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>表52.12.3 1号炉間連絡ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 計設長さ(最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約280A</td> <td>約1070m</td> </tr> </tbody> </table> <p>表52.12.4 2号炉間連絡予備ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 計設長さ(最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約325A</td> <td>約570m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時の必要容量電流約234A(負荷容量2,139kW)を上回る電流容量としており問題ない。</p> <p>必要容量(kW)=$\sqrt{3}VI\cos\theta$から、I[A]を求める。</p> <p>$I[A] = 2,139/\sqrt{3} \times 6,600 \times 0.8 \approx 234A$</p> <p>なお、最大負荷として、号炉間連絡ケーブルは約2,560kW、号炉間連絡予備ケーブルでは約2,970kW相当が常時通電可能。</p> <p>表57.12.5 全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>1,098kW</td> </tr> <tr> <td>充電器(A、B)</td> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td></td> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td>計装用電源(安全系) (A、B、C、D)</td> <td>22kW(A充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22kW(B充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22kW(A充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22kW(B充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>200kW</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>39kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td> <td>21kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>5kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室照明等</td> <td>23kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用蓄電池フィルタ用電気ヒータ</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ[†]</td> <td>7kW</td> </tr> <tr> <td>合計(連続負荷)</td> <td>1,645kW</td> </tr> <tr> <td>(最大負荷)</td> <td>2,139kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>*†: 事故シーケンス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	電路(ケーブル)	許容電流容量	参考: 計設長さ(最長)	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m	電路(ケーブル)	許容電流容量	参考: 計設長さ(最長)	FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m	負荷名称	負荷容量	高圧注入ポンプ	1,098kW	充電器(A、B)	113kW		113kW	計装用電源(安全系) (A、B、C、D)	22kW(A充電器に含む)		22kW(B充電器に含む)		22kW(A充電器に含む)		22kW(B充電器に含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用蓄電池フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ [†]	7kW	合計(連続負荷)	1,645kW	(最大負荷)	2,139kW	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：号機間電力融通ケーブル（常設） →泊：号機間連絡ケーブル ・大飯：号機間電力融通ケーブル（可搬型） →泊：号機間連絡予備ケーブル <p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：全交流電源喪失→泊：全交流動力電源喪失 <p>【大飯、女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。 ・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。
電路(ケーブル、コネクタ)種類	許容電流容量	参考: 計設長さ																																																																																								
FR-CSHVT 3c-150sq 2条	640A	約50m																																																																																								
FR-CSHVT 3c-60sq 2条	350A	3号機 約50m 4号機 約100m																																																																																								
号機間融通用HCVケーブル(常設) (L型コネクタ)	455A																																																																																									
電路(ケーブル、コネクタ)種類	許容電流容量	参考: 計設長さ																																																																																								
FR-CSHVT 3c-38sq 2条	330A	約90m																																																																																								
負荷名称	負荷容量(kW)																																																																																									
充電器(A、B)	77																																																																																									
	77																																																																																									
計装用電源(A、B、C、D)	充電器(A、B)に含む																																																																																									
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																																																									
高圧注入ポンプ(海水冷却)	1,400																																																																																									
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																									
中央制御室空調ファン	19																																																																																									
中央制御室循環ファン	11																																																																																									
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																									
合計(kW)	1,759																																																																																									
電路(ケーブル)	許容電流容量	参考: 計設長さ(最長)																																																																																								
FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m																																																																																								
電路(ケーブル)	許容電流容量	参考: 計設長さ(最長)																																																																																								
FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m																																																																																								
負荷名称	負荷容量																																																																																									
高圧注入ポンプ	1,098kW																																																																																									
充電器(A、B)	113kW																																																																																									
	113kW																																																																																									
計装用電源(安全系) (A、B、C、D)	22kW(A充電器に含む)																																																																																									
	22kW(B充電器に含む)																																																																																									
	22kW(A充電器に含む)																																																																																									
	22kW(B充電器に含む)																																																																																									
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																									
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																																									
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																									
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																									
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																									
中央制御室照明等	23kW																																																																																									
中央制御室非常用蓄電池フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																									
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ [†]	7kW																																																																																									
合計(連続負荷)	1,645kW																																																																																									
(最大負荷)	2,139kW																																																																																									

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p>		<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 約 540kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 約 540kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 約 1,638kW</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>																																													
<p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷】^{※1}</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>容量 (kW) ^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>充てん／高圧注入ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> S A監視操作盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 原子炉格納容器水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 原子炉下部キャビティ水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 可搬型格納容器内水素濃度計測装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td> A, B, C, D 計器用電源</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 衛星電源（備定）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 安全パラメータ伝送システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 可搬型照度計（S A）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>アニエラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>補助建屋非常用分電盤用変圧器</td> <td>70^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ（A, B）</td> <td>3^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充油電磁弁（A, B）</td> <td>1^{※3}</td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td>1,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故象シーケンスにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。 ※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含めない。 ※3 事故シーケンス上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考) その他事象の所要負荷(重大事故等への防護に係る措置の有効性評価より引用) ① 大破断LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 622kW ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p>	負荷名称	容量 (kW) ^{※2}	余熱除去ポンプ	270	充てん／高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)		S A監視操作盤		静的触媒式水素再結合装置温度監視装置		原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置		原子炉格納容器水位		原子炉下部キャビティ水位		可搬型格納容器内水素濃度計測装置		A, B, C, D 計器用電源		衛星電源（備定）		安全パラメータ表示システム（SPDS）		安全パラメータ伝送システム		可搬型照度計（S A）		恒設代替低圧注水ポンプ	160	アニエラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}	燃料油移送ポンプ（A, B）	3 ^{※3}	燃料油移送ポンプ充油電磁弁（A, B）	1 ^{※3}	合計(kW)	1,567
負荷名称	容量 (kW) ^{※2}																																															
余熱除去ポンプ	270																																															
充てん／高圧注入ポンプ	780																																															
充電器(A,B)																																																
S A監視操作盤																																																
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置																																																
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置																																																
原子炉格納容器水位																																																
原子炉下部キャビティ水位																																																
可搬型格納容器内水素濃度計測装置																																																
A, B, C, D 計器用電源																																																
衛星電源（備定）																																																
安全パラメータ表示システム（SPDS）																																																
安全パラメータ伝送システム																																																
可搬型照度計（S A）																																																
恒設代替低圧注水ポンプ	160																																															
アニエラス循環ファン	15																																															
制御建屋送気ファン	55																																															
制御建屋循環ファン	22																																															
中央制御室非常用循環ファン	15																																															
補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}																																															
燃料油移送ポンプ（A, B）	3 ^{※3}																																															
燃料油移送ポンプ充油電磁弁（A, B）	1 ^{※3}																																															
合計(kW)	1,567																																															

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 開閉所設備</p> <p>開閉所設備は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、他号炉のディーゼル発電機から3号炉の非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、開閉所設備を設ける。</p> <p>開閉所設備は、開閉所設備の遮断器を操作して融通電路を構成し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>  <p>図 57.12.5 開閉所設備系統概要図</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備（開閉所設備）により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。 女川は開閉所設備を使用する電力融通は想定していない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-12 所内電気設備の頑健性について		57-13 所内電気設備の頑健性について	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表			泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉					
非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によても機能を失うことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。			非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によても機能を失うことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。			
共通要因	対応（確認）方針	状況				
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。 設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。			【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：うしなう一泊：失う	
津波	設計基準津波に対して、溢水や波力等により機能喪失しない設計とする。 施設の設置された敷地において、基準津波による潮上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び放水路等から施設へ流入させない設計としている。	施設の設置された敷地において、基準津波による潮上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び放水路等から施設へ流入させない設計としている。			【大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。	
火災	適切な耐火性を有する耐火壁（隣壁）で分離し、耐火壁を有する耐火門（隣壁）により分離した設計としている。（厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。） 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	電気設備室は、3時間耐火能力を有する耐火壁（隣壁）により分離した設計としている。（厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。） 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。				
溢水	想定すべき溢水（溢水・蒸気・被水）に対し、影響のないことを確認。もしもは溢水源等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。 なお、安全排ガス開閉装置、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。	想定すべき溢水（溢水・蒸気・被水）に対し、影響のないことを確認。もしもは溢水源等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。 なお、安全排ガス開閉装置、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。				
火山灰 巻き	火山灰、巻き等の自然災害に対して機能喪失しない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。巻き及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを巻き影響評価にて確認している。				
			表 57.13-1 所内電気設備の頑健性			
共通要因	対応（確認）方針	状況	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。 設計基準津波に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。 設計基準津波に対して、溢水や波力等により分離した設計とする。 施設の設置された敷地において、基準津波による潮上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。 設計基準津波に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。 設計基準津波に対して、溢水や波力等により分離した設計とする。 施設の設置された敷地において、基準津波による潮上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。	【女川】 設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。 設計基準津波に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。 設計基準津波に対して、溢水や波力等により分離した設計とする。 施設の設置された敷地において、基準津波による潮上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。	
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁（隣壁）で分離し、耐火壁を有する耐火門（隣壁）により分離した設計とする。 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	電気設備室は、3時間耐火能力を有する耐火壁（隣壁）により分離した設計としている。（厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。） 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	電気設備室は、3時間耐火能力を有する耐火壁（隣壁）により分離した設計としている。（厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。） 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	電気設備室は、3時間耐火能力を有する耐火壁（隣壁）により分離した設計としている。（厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。） 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	【大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。	
溢水	想定すべき溢水（溢水・蒸気・被水）に対して、影響のないことを確認。もしもは溢水源等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。 なお、安全排ガス開閉装置、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。	想定すべき溢水（溢水・蒸気・被水）に対して、影響のないことを確認。もしもは溢水源等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。 なお、安全排ガス開閉装置、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。	想定すべき溢水（溢水・蒸気・被水）に対して、影響のないことを確認。もしもは溢水源等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。 なお、安全排ガス開閉装置、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。	想定すべき溢水（溢水・蒸気・被水）に対して、影響のないことを確認。もしもは溢水源等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。 なお、安全排ガス開閉装置、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。		
大火山 巻き	大火山、巻き等の自然災害に対して機能喪失しない設計とする。	大火山、巻き等の自然災害に対して機能喪失しない設計とする。	大火山、巻き等の自然災害に対して機能喪失しない設計とする。	大火山、巻き等の自然災害に対して機能喪失しない設計とする。		

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象にならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足說明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

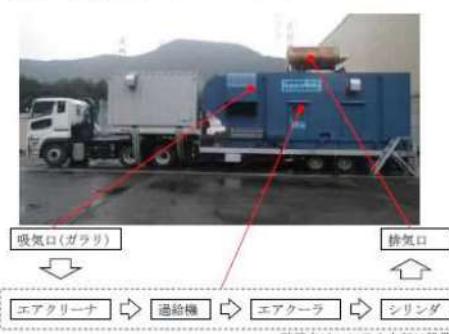
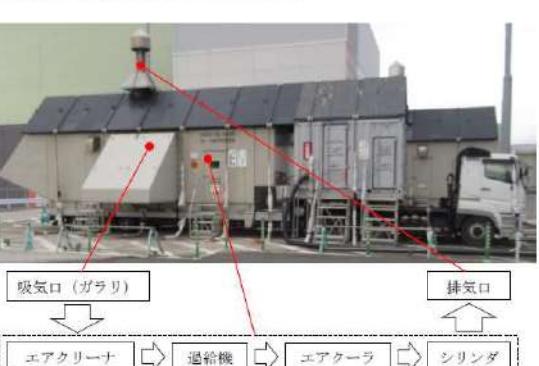
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について		57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について</p> <p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である空冷式非常用発電装置は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によって非常用ディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、非常用ディーゼル発電機において「大飯発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山に対する防護)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>空冷式非常用発電装置は、屋外での使用を想定した設計しており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図1に示すとおり、空冷式非常用発電装置においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>更に、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンド等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破碎しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンド内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンド摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、空冷式非常用発電装置の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等ではなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>		<p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である代替非常用発電機は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によってディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、ディーゼル発電機において「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山影響評価について)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>代替非常用発電機は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図57.14.1に示すとおり、代替非常用発電機においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>さらに、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンド等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破碎しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンド内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンド摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、代替非常用発電機の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等ではなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【大飯】 プラント名称の相違 記載表現の相違 ・大飯：火山に対する防護→泊：火山影響評価について</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：更に→泊；さらに</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図1. 空冷式非常用発電装置における燃焼用空気の流れ</p>		<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、代替非常用発電機への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図57.14.1 代替非常用発電機における燃焼用空気の流れ</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA58H-9 r. 12. 0
提出年月日	令和5年12月22日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

58条

令和5年12月
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

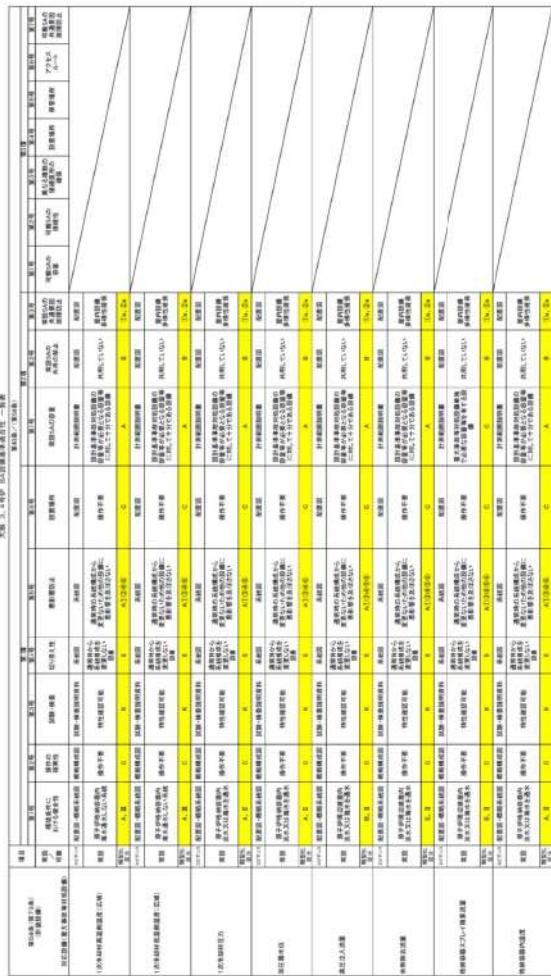
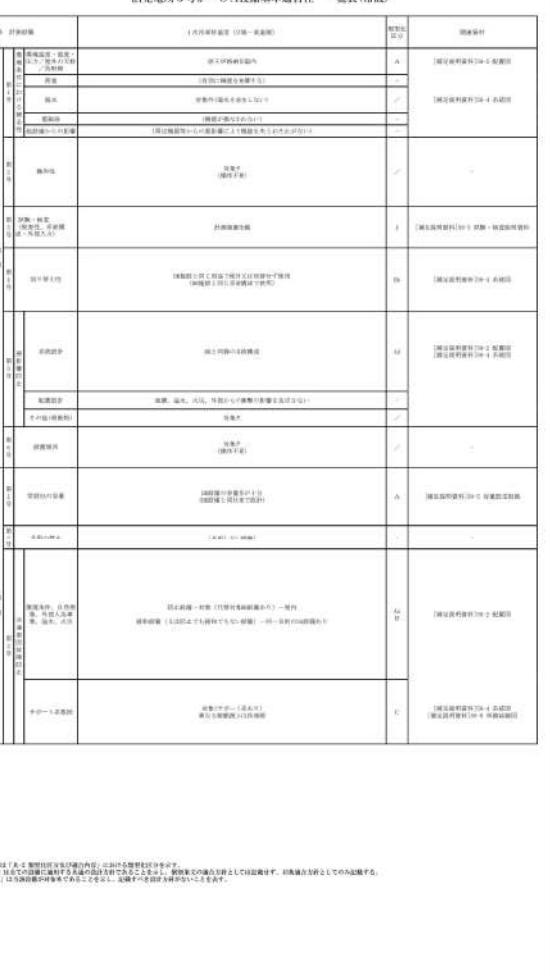
大飯発電所3／4号炉 (大飯3／4号炉は目次なし)	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>58条</p> <p>58-1 SA設備基準適合性一覧表</p> <p>58-2 単線結線図</p> <p>58-3 配置図</p> <p>58-4 系統図</p> <p>58-5 試験及び検査</p> <p>58-6 容量設定根拠</p> <p>58-7 アクセスルート図</p> <p>58-8 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について</p> <p>58-9 可搬型計測器について</p> <p>58-10 主要パラメータの耐環境性について</p> <p>58-11 パラメータの抽出について</p> <p>58-12 別紙</p> <p>58-13 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ</p> <p>58-14 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表</p>	<p>目次</p> <p>58条</p> <p>58-1 SA設備基準適合性一覧表</p> <p>58-2 配置図</p> <p>58-3 試験・検査説明資料</p> <p>58-4 系統図</p> <p>58-5 容量設定根拠</p> <p>58-6 単線結線図</p> <p>58-7 アクセスルート図</p> <p>58-8 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について</p> <p>58-9 可搬型計測器及び可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）について</p> <p>58-10 主要パラメータの耐環境性について</p> <p>58-11 パラメータの抽出について</p> <p>58-12 別紙</p> <p>58-13 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ</p> <p>58-14 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・資料構成順の相違 ・資料名称の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違（相違理由③）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
58-1 SA 設備基準適合性一覧表	58-1 SA 設備基準適合性一覧表	58-1 SA 設備基準適合性一覧表	
			<p>【女川、大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)

第58条: 計算許容			原子炉主任	規制化区分
第 1 組 第 4.3 条	第 1 項 基準外に おける 操作手 作	温度・湿度・圧力 居場所の不規則・突然変 動	原子炉建屋原子炉棟内	B
	第 2 項 操作手 作	過度 過度	(操作に機能を發揮する) 海水を過度しない	— 対象外
	第 3 項 操作手 作	機器外からの影響 電線の開断	(調滑機器等から影響により機能を失うおそれがない) (電線により機能が損なわれない)	— —
	第 4 項 操作資料	照進資料	照-3 対象外	
	第 5 項 操作手 作	操作手作	操作不要	対象外
	第 6 項 開進音料	—		
	第 7 項 操作手 作	試験・検査 (検査用、系統構成・内部入力)	計測制御設備	C
	第 8 項 操作手 作	開進資料	照-4 試験及び検査	
	第 9 項 操作手 作	切替手作 開進資料	本項の照進として使用一切禁止	組 B
	第 10 項 操作手 作	透視資料 透視資料 透視資料 透視資料	照-4 対象外 照-5 対象外 照-6 対象外 照-7 対象外	A d 対象外 — — —
第 2 組	第 11 項 開進手 作	開進手作	操作不要	対象外
	第 12 項 開進資料	—		
	第 13 項 開進手 作	開進手作	開進手作	
	第 14 項 開進手 作	開進手作	開進手作	
	第 15 項 開進手 作	開進手作	開進手作	

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第54条：計器計量		原子炉炉内 SAII	監視化区分	
第1項 第1号	被覆 操作条件	温度・湿度・圧力 ／屋外の土壤／放射線 （表面）	原子炉建屋原子炉炉内 （有効）機械式警報装置	B
	雨量	雨水	雨水なし	対象外
	海水	海水	海水なし	対象外
	地盤変形の影響	地盤変形の影響	地盤変形により機器が倒れない	—
	電磁的障害	電磁的障害	電磁波により機器が倒れない	—
	開港資料	開港資料	開港資料	—
	操作性	操作性	操作不要	対象外
	開港資料	—	—	—
	測量・検査 （航路・港湾・防波堤構成・外洋丸方）	測量・検査	計測測定装置	C
	回送資料	回送資料	回送資料	—
第2項 第2号	切替冗長性	切替冗長性	本末の切換して使用・切替不要	なし
	開港資料	開港資料	開港資料	—
	系試験前	系試験前	その他	A a
	港勤員用 工具	港勤員用 工具	港勤員用 工具	対象外
第3項 第3号	計器用具	計器用具	操作不要	対象外
	開港資料	開港資料	開港資料	—
	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	—
	港勤員用 工具	港勤員用 工具	港勤員用 工具	—
第4項 第4号	設計仕様書	設計仕様書	重大事故等への対応を本末の目的として設置するもの	A
	開港資料	開港資料	開港資料	—
	港勤員用 工具	港勤員用 工具	港勤員用 工具	—
	開港資料	開港資料	開港資料	—
第5項 第5号	環境条件、自然現象、人為要因、深水、大気	環境条件	貯蔵設備・封套（代替対策設備あり）・屋内	A a
	ポート保護障壁	ポート保護障壁	対象（半閉・トモあり）・萬能な駆動原動力2台搭載	C a
	開港資料	開港資料	開港資料	—

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)									
発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)									
第1章 基本情報					第2章 計算説明				
第3章 安全性評価					第4章 特殊装置				
第5章 施設構造					第6章 施設運行				
第7章 施設保守					第8章 施設監視				
第9章 施設改修					第10章 施設廃止				
第11章 施設監査					第12章 施設改修				
第13章 施設改修					第14章 施設改修				
第15章 施設改修					第16章 施設改修				
第17章 施設改修					第18章 施設改修				
第19章 施設改修					第20章 施設改修				
第21章 施設改修					第22章 施設改修				
第23章 施設改修					第24章 施設改修				
第25章 施設改修					第26章 施設改修				
第27章 施設改修					第28章 施設改修				
第29章 施設改修					第30章 施設改修				
第31章 施設改修					第32章 施設改修				
第33章 施設改修					第34章 施設改修				
第35章 施設改修					第36章 施設改修				
第37章 施設改修					第38章 施設改修				
第39章 施設改修					第40章 施設改修				
第41章 施設改修					第42章 施設改修				
第43章 施設改修					第44章 施設改修				
第45章 施設改修					第46章 施設改修				
第47章 施設改修					第48章 施設改修				
第49章 施設改修					第50章 施設改修				
第51章 施設改修					第52章 施設改修				
第53章 施設改修					第54章 施設改修				
第55章 施設改修					第56章 施設改修				
第57章 施設改修					第58章 施設改修				
第59章 施設改修					第60章 施設改修				
第61章 施設改修					第62章 施設改修				
第63章 施設改修					第64章 施設改修				
第65章 施設改修					第66章 施設改修				
第67章 施設改修					第68章 施設改修				
第69章 施設改修					第70章 施設改修				
第71章 施設改修					第72章 施設改修				
第73章 施設改修					第74章 施設改修				
第75章 施設改修					第76章 施設改修				
第77章 施設改修					第78章 施設改修				
第79章 施設改修					第80章 施設改修				
第81章 施設改修					第82章 施設改修				
第83章 施設改修					第84章 施設改修				
第85章 施設改修					第86章 施設改修				
第87章 施設改修					第88章 施設改修				
第89章 施設改修					第90章 施設改修				
第91章 施設改修					第92章 施設改修				
第93章 施設改修					第94章 施設改修				
第95章 施設改修					第96章 施設改修				
第97章 施設改修					第98章 施設改修				
第99章 施設改修					第100章 施設改修				
第101章 施設改修					第102章 施設改修				
第103章 施設改修					第104章 施設改修				
第105章 施設改修					第106章 施設改修				
第107章 施設改修					第108章 施設改修				
第109章 施設改修					第110章 施設改修				
第111章 施設改修					第112章 施設改修				
第113章 施設改修					第114章 施設改修				
第115章 施設改修					第116章 施設改修				
第117章 施設改修					第118章 施設改修				
第119章 施設改修					第120章 施設改修				
第121章 施設改修					第122章 施設改修				
第123章 施設改修					第124章 施設改修				
第125章 施設改修					第126章 施設改修				
第127章 施設改修					第128章 施設改修				
第129章 施設改修					第130章 施設改修				
第131章 施設改修					第132章 施設改修				
第133章 施設改修					第134章 施設改修				
第135章 施設改修					第136章 施設改修				
第137章 施設改修					第138章 施設改修				
第139章 施設改修					第140章 施設改修				
第141章 施設改修					第142章 施設改修				
第143章 施設改修					第144章 施設改修				
第145章 施設改修					第146章 施設改修				
第147章 施設改修					第148章 施設改修				
第149章 施設改修					第150章 施設改修				
第151章 施設改修					第152章 施設改修				
第153章 施設改修					第154章 施設改修				
第155章 施設改修					第156章 施設改修				
第157章 施設改修					第158章 施設改修				
第159章 施設改修					第160章 施設改修				
第161章 施設改修					第162章 施設改修				
第163章 施設改修					第164章 施設改修				
第165章 施設改修					第166章 施設改修				
第167章 施設改修					第168章 施設改修				
第169章 施設改修					第170章 施設改修				
第171章 施設改修					第172章 施設改修				
第173章 施設改修					第174章 施設改修				
第175章 施設改修					第176章 施設改修				
第177章 施設改修					第178章 施設改修				
第179章 施設改修					第180章 施設改修				
第181章 施設改修					第182章 施設改修				
第183章 施設改修					第184章 施設改修				
第185章 施設改修					第186章 施設改修				
第187章 施設改修					第188章 施設改修				
第189章 施設改修					第190章 施設改修				
第191章 施設改修					第192章 施設改修				
第193章 施設改修					第194章 施設改修				
第195章 施設改修					第196章 施設改修				
第197章 施設改修					第198章 施設改修				
第199章 施設改修					第200章 施設改修				
第201章 施設改修					第202章 施設改修				

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）

第58条：計器設備		原子炉本体（SAIC導管）	被覆化区分
第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号	温度・圧度・压力 ／星角の天板／物貯蔵庫	原子炉建屋原子炉構内	B
	角度	(監視に機能を失せざる)	—
	湿度	雨水を過水しない	対象外
	相殺器小小の影響	(監視物質等による影響により機能を失せざるがなり)	—
	電磁的障害	(電源波により機能が損なわれるがなし)	—
	開港資料	3x-3 対象外	
	操作手順	操作不要	対象外
	開港資料	—	
	試験・検査 （強制的・蓄積構成・外部入力）	中間測定装置	C
	開港資料	3x-1 計測及び検査	
第1項 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号	回避注意	本系の用途として使用一切が不要	BII
	開港資料	3x-4 対象外	
	港湾	3x-5	AⅢ
	基礎設計	3x-6	AⅣ
	港湾 港 開港資料	3x-7 対象外	対象外
	港湾規則	—	
	回避規則	操作不要	対象外
	開港資料	—	
	港政法令の内容	監視事務等への対応を本系の目的として設置するもの	A
	開港資料	3x-8 対象外	
第12項 第1号 第2号 第3号 第4号	直用ハ管外	1.適用しない(設備)	—
	開港資料	—	
	直用ハ管内	防虫装置・対策 (代替材料の設備あり) ～屋内	A x
	開港資料	3x-2 市場流通網、3x-3 配送網	C x
第13項 第1号 第2号 第3号 第4号	直用ハ管外	直用ハ管外 (代替材料の設備あり) ～屋外	A x
	開港資料	3x-4 対象外	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)

第58条：計画公表			原子炉本体(ガス燃料域)	類型化区分
第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号	確実・確実・互力 燃焼器の干舷／給油装置	原子炉建屋等の炉構内	B	
	耐震	(有効に機能を發揮する)	—	
	海水	海水を通水しない	対象外	
	熱交換器等の影響	(開口部等の影響により機能を失うおそれがない)	—	
	電源の確保	(電源により機能が損なわれない)	—	
	防護資料	図-2 配置図		
	操作性	操作不要	対象外	
	周辺資料	—		
	試験・検査 (耐震性、汎用機器・外観・火力)	計画調査図面	A	
	周辺資料	図-3 試験及び検査	BL	
第2項 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号	切替え性	本來の用途として使用・切替十分	BL	
	周辺資料	図-4 施設図		
	施設設計	その他、 その他(周囲物)	A-c	
	周辺資料	対象外	対象外	
	周辺資料	—		
	防護場所	操作不要	対象外	
	周辺資料	—		
	第58条の附圖	図-5 基準設計への対応を本条の目的として設置するもの	A	
	周辺資料	図-6 対象設定図		
	直前の禁止	(利用しない設備)	—	
第3項 第4号 第5号 第6号	周辺資料	—		
	防護場所	確実条件、自然現象、人為事 件、漏水、大火	計画調査-対象(代替炉側の設備あり)一層内 A-a	
	サボード装置	対象(サボートあり)一層なら駆動機と2階部屋 C-a		
	周辺資料	図-2 重複説明図、図-3 配置図		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

第16条(計画設備)		高圧代替技術系ポンプ出力装置	類型別区分
第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号	温度・湿度・圧力 ノイズの実験・照度測定	電子式建屋粒子計測内 部子機	相
	荷重 (有効)機能を発揮する	—	—
	曲木 表面	表面を測定しない	対象外
	熱吸収率の影響 (暖山荷重等の影響)	(暖山荷重等の影響により機能を失うそれがない)	—
	電線の障害 (電線に沿って機器が倒れられない)	—	—
	開通資料 操作性	図-1 配置図 操作不要	対象外
	開通資料 操作性	—	—
	試験・検査 (操作性・系統構成・外部入力)	計測調査設備	B.
	開通資料 切替・操作	図-1 試験及び検査	—
	開通資料 切替・操作	本条の規定として適用・切替不要	B.6
第10号 第11号 第12号 第13号	開通資料	図-1 本条规定	—
	基準設計 その他(建築物)	計画	A.=
	開通資料	対象外	対象外
	—	—	—
第14号 第15号 第16号 第17号	設置場所 開通資料	操作不要 —	対象外
	基準設計等の対応 開通資料	施大事業等への対応を本条の目的として設置するもの 図-1 容器設定期制限	A.
	規則の禁止 開通資料	(実現しない設備) —	—
	日用品等の運搬 開通資料	規則条件、自然化粧、人為化粧、保温、吸水 図-1 対応技術設備アリ	A.=
第18号 第19号 第20号 第21号	サポート装置 開通資料	付表(キャリア系ホルダ)一覽表(自動取扱機又は各機器) —	C.=
	開通資料	図-2 単槽式開通、図-3 配置図	—

泊発電所 3号炉

- ・記号は「第2章 植物生長と育苗の内容」における整理表を参考する。
- ・()で括ってある記号は識別するための記号であり、育苗基質の細かい分野として扱う場合に用いる。

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）

第59条：計画設備		導電熱除去洗浄ライン流量 (或別種主系ヘッドスプレイライン洗浄量)	類型化区分
第1章 第1回 操作 作業資料	温度・湿度・圧力 /外気の実績・放射線 測定値	電子炉建屋瓶子内	B
	重量	→有効に機能を發揮する	—
	海水	海水を適度しない	対象外
	他の機器からの影響	周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない	—
	電気的障害	電気障害により機能が喪なわれない	—
	用達資料	→→ 配管図	
	操作作業	操作不要	対象外
	開港資料	—	
	測定・検査 (検査性、未被構成・外部入力)	計測制御装置	C
	開港資料	→→ 1. 試験及び検査	
第2章 第2回 操作 作業資料	船舶工作	本船の運航として使用一切修繕等	B
	開港資料	—	
	測定・検査 (検査性、未被構成・外部入力)	計測制御装置	C
	開港資料	→→ 1. 試験及び検査	
	船舶工作	本船の運航として使用一切修繕等	B
	開港資料	—	
	測定・検査 (検査性、未被構成・外部入力)	計測制御装置	A
	開港資料	—	対象外
	測定・検査 (検査性、未被構成・外部入力)	計測制御装置	A
	開港資料	—	対象外
第3章 第3回 操作 作業資料	測定・検査 (検査性、未被構成・外部入力)	操作不要	対象外
	開港資料	—	
	測定・検査 (検査性、未被構成・外部入力)	計測制御装置	A
	開港資料	—	
	測定・検査 (検査性、未被構成・外部入力)	計測制御装置	A
	開港資料	—	
	測定・検査 (検査性、未被構成・外部入力)	計測制御装置	C
	開港資料	—	
	測定・検査 (検査性、未被構成・外部入力)	計測制御装置	A
	開港資料	—	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第1回目：計器設備		液流堆歯試压ホースポンプ出口流量	類似化区分
第1章 第1回目 計器設備	精度・復元・圧力 /操作の実験・照射線 /耐候性	その他の建屋内	C
	耐候性	(有効に機能を発揮する)	—
	海水	海水不適応なし	対象外
	相殺薬の影響	別の機器よりの影響により機器を失うおそれがない	—
	電離的障害	(電離源により構造が損なうしない)	—
	周辺資料	回→配達回	—
	動作性	動作不要	対象外
	周辺資料	—	—
	試験・検査 (地盤性・系統構成・外部人力)	計測制御装置	K
	周辺資料	回→2 試験及び検査	—
第2章 第2回目 計器設備	起作用性	本來の用途として使用一切許可無	B6
	周辺資料	回→2 運搬回	—
	選定	その他	A+e
	標準回路	心の他 (周波数)	対象外
	周辺資料	—	—
第3章 第3回目 計器設備	起作用性	操作不要	対象外
	周辺資料	—	—
	第1小節 第1回目 計器設備	最大取扱い等の容量	A
	周辺資料	回→6 容器設定機械	—
	水素の禁止	利用しない設備	—
第4章 第4回目 計器設備	起作用性	操作不要	対象外
	周辺資料	—	—
	第1小節 第1回目 計器設備	環境条件、自然現象、人為事故、温度、湿度、大気	回→6 堆歯一対象 (代替計量器配置あり) →屋内
	周辺資料	対象 (データ表示あり) →異なる駆動源回路分離回路	C+a
	周辺資料	回→2 単機能回路、回→2 駆動回路	—
第5章 第5回目 計器設備	起作用性	操作不要	対象外
	周辺資料	—	—
	第1小節 第1回目 計器設備	環境条件、自然現象、人為事故、温度、湿度、大気	回→6 堆歯一対象 (代替計量器配置あり) →屋内
	周辺資料	対象 (データ表示あり) →異なる駆動源回路分離回路	C+a
	周辺資料	回→2 単機能回路、回→2 駆動回路	—

泊発電所 3号炉

前發電第3号好 S A機器基準適合性 一覧表(常設)

項目名・部品詳細		基準適合性評定方法	適合性 証明書	測定値
機器 構造 部品 別	吸排風機、送風機、 換気扇、排風扇等 （以下「空調機器」）	吸排風機等 (吸排風機等の仕様)	同上	■測定値書類付(3)・記載用
	電動機	用機器(本機器の機器等)	同上	■測定値書類付(4)・記載用
	潤滑油	潤滑油(機器等の機器等)	同上	■測定値書類付(5)・記載用
	機器部品 その他	(機器部品等の機器等)	同上	■測定値書類付(6)・記載用
機器 構造 部品 別	種類性	種類性 (機器等)	同上	■測定値書類付(7)・記載用
	試験・実験 装置・測定機器 (例: 大流量計)	測定機器等	同上	■測定値書類付(8)・記載用
機器 構造 部品 別	切替装置	切替装置 (機器等)	同上	■測定値書類付(9)・記載用
	遮蔽装置	遮蔽装置 (機器等)	同上	■測定値書類付(10)・記載用
機器 構造 部品 別	手動操作	手動操作 (機器等)	M	■測定値書類付(11)・記載用 ■測定値書類付(12)・記載用
	配線装置 その他	配線装置 (機器等) その他 (機器等)	同上	■測定値書類付(13)・記載用
機器 構造 部品 別	遮蔽導管	遮蔽導管 (機器等)	A	■測定値書類付(14)・記載用
	接合部品	接合部品 (機器等)	同上	■測定値書類付(15)・記載用
機器 構造 部品 別	接合部品	接合部品 (機器等)	B	■測定値書類付(16)・記載用
	接合部品	接合部品 (機器等)	同上	■測定値書類付(17)・記載用
機器 構造 部品 別	接合部品	接合部品 (機器等)	C	■測定値書類付(18)・記載用
	接合部品	接合部品 (機器等)	同上	■測定値書類付(19)・記載用
機器 構造 部品 別	接合部品	接合部品 (機器等)	D	■測定値書類付(20)・記載用
	接合部品	接合部品 (機器等)	同上	■測定値書類付(21)・記載用
機器 構造 部品 別	接合部品	接合部品 (機器等)	E	■測定値書類付(22)・記載用
	接合部品	接合部品 (機器等)	同上	■測定値書類付(23)・記載用

• 目標2：「點-2. 雷擊多個位置及評估傷害程度」：以統計方法確定其分布率。

- 「-」は既往の歴史に通ずる既往の既往方針であることを示し、個別既往の総合方針として記述せず、総合総合方針としてのみ記述する。
- 「/」は既往治療が対象外であることを示し、記載すべき既往方針がないことを表す。

補 58-1-12

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所 2号炉 - SA 設備基準適合性一覧表（常設）				
第58条：計量装置		原子炉建屋内各部品出流量		強化区分
項目	子項目	測定部位	測定方法	
第1章 操作性	密度・深度・圧力／外気の変動への対応	原子炉建屋内の炉内	炉内に機能を実現する	B
	直角	—	—	—
	曲率	直角と通じない	対象外	—
	包絡面からの影響	周辺部材等から影響により機能を失うおそれがない	—	—
	電磁的障害	電磁波により機能が損なわれない	—	—
	開港資料	炉内配管回	—	—
	操作性	操作手順	対象外	—
	開港資料	—	—	—
	試験・検査 (検査条件、系統構成、外部入力)	計画制御設備	—	C
	開港資料	炉内-5 試験及び検査	—	—
第2章 開港資料	初期・終期	本來の用途として使用一切手順	—	B
	開港資料	炉内-4 系統回	—	—
	正常運行	炉電源と回路の本筋構成	—	A-3
	非常運行	炉電源と回路の本筋構成	—	対象外
	開港資料	—	—	—
第3章 操作手順	操作手順	操作不要	対象外	—
	開港資料	—	—	—
	開港資料	—	—	—
第4章 開港資料	常設SAの整備	設計基準と施設設計の正確さ及び機器の整備等が十分	—	B
	開港資料	炉内-6 容量設定技術	—	—
	実用的整備	実用しない設備	—	—
	開港資料	—	—	—
	開港資料	—	—	—
第5章 通常運行	正常運行	炉内-1 検査・修理	—	A-a
	開港資料	炉内-1 検査・修理	—	—
	炉内-2 正常操作	炉内-2 検査・修理	—	C-a
	開港資料	炉内-2 検査・修理	—	—
	開港資料	炉内-3 配管回路	—	—

- ・起居体「B-2」型懸垂式分室式遮音室内」における懸垂式区分を示す。
- ・「」に示すように内側の通路を用いる構造は、開口部を内側の通路として仕切らず、外側の通路としてのみ認める。
- ・「」に示すように内側の通路を用いる構造は、開口部を内側の通路として仕切らず、外側の通路としてのみ認める。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所2号炉² SA設備基準適合性一覧表(常設)

第3項：計量設備			高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	類型化区分
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第1号	環境・湿度・压力 ／屋外の大気／放射線 測定装置 操作 操作する 機器の 全般	原子炉建屋屋内炉構内 (有効) 検査も実施する) 海水 海水を送水しない 地盤振動の影響 (地盤振動等から、要影響により機能を失うおそれがない) 電源の喪失 (電源により機能が損なわれない) 関連資料 3a-2 関連図	日
	第2号	操作性 関連資料	操作不要 —	対象外
	第3号	計測・検査 (検査性、系統構成、外因流入)	計測制御装置 —	辰
	第4号	関連資料	3a-3 計測及検査	
	第5号	関連工具性 関連資料	本案の推進として使用一切工具不要 3a-4 基礎図	日
	第6号	測定設計 計数器 小六角(被験物) 計 関連資料	166設計と同様の系統構成 計数器 —	A.d
	第7号	設置場所 関連資料	操作不要 —	対象外
	第8号	資材 関連資料	—	
	第9号	常設設計Aへの影響 関連資料	資料基準より算起後の系統及び機器の容量等が十分 3a-6 資料設計根拠 —	日
	第10号	共振の理由 関連資料	(たれなし設備) —	
第11項 第12項 第13項 第14項	第1号	共振 防震 保護 関連資料	防止設置一対象(代替対象16設置あり) 一層内 対象(半径一歩あり) 一層なら駆動軸又は吊掛部 3a-2 供給範囲図、3a-3 配置図	A.a

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)				
箇項目名、計装装置		基準に応じて該当する箇項目		類型化 区分
第1回 定期検査 実施年月 第1回定期検査 実施年月 第2回定期検査 実施年月 第3回定期検査 実施年月 第4回定期検査 実施年月 第5回定期検査 実施年月 第6回定期検査 実施年月 第7回定期検査 実施年月 第8回定期検査 実施年月	基準・度量・圧力 ／外筒の丈幅／割削鋼 表面	原子炉建屋屋根と軸内 （直角に構造を接する）		B
	表面	表面に逃れがない		対象外
	地盤からの影響	（他の機器から影響により構造をうがたれがない）		—
	見通し障害	（電気配管により構造が損なわれない）		—
	周辺資料	（1-2 配線図		
	操作性	操作不順		対象外
	周辺資料	—		
	試験・検査 (固有特性、系統構成・外部入力)	計測無調設備		C
	周辺資料	（3-3 試験及び検査		
	操作性	基本の用途として使用、切替不要		自立
第1回 定期検査 実施年月 第2回定期検査 実施年月 第3回定期検査 実施年月 第4回定期検査 実施年月	周辺資料	（3-4 系統図		
	要 系統設計	機械部と同様の系統構成		A II
	その他、（植物物）	対象外		対象外
	周辺資料	—		
第5回 定期検査 実施年月 第6回定期検査 実施年月 第7回定期検査 実施年月 第8回定期検査 実施年月	計測機能	操作不順		対象外
	周辺資料	—		
	第2回定期検査 実施年月	（3-5 A の容積	計測基準対象設置の系統及び機器の容積等が十分	B
		周辺資料	（3-6 密度記録器、	
第9回 定期検査 実施年月 第10回定期検査 実施年月	適用の禁止	（充満しない設備）		—
	周辺資料	—		
	第10回定期検査 実施年月	（構造半径、自然燃焼、人各事 業者、水没、大火災）	防正措置・対象（代替對象確認認定）一定内	A II
		（ガバーネス故障）	対象（ガバーネスあり）一貫性の駆動装置は冷却装置	C II
第11回定期検査 実施年月	周辺資料	（3-2 単純経路、3-3 配線図		

- ・起居は「日-2 領地を区分及び通商教育」における解説を区分表示です。
- ・「」は既存の内線に適用する右側の括弧表示をしておき、領地区分の適合方算として記述させます。将来適合方算としてのみ記述する。
- ・「」は該部題名が複数あることを示し、記述すべき方算が複数あることを表す。

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)			
項目名: 計算設備	通常熱阱主系ポンプ出口流量		
			想定化区分
第1章 運転操作 における監視・警報	速度・密度・圧力 /周外の水素漏/放射線 /音響	原子炉建屋原子炉艤内 (有効に機能を發揮する)	共
	雨水	漏水を遮れないと いわれる	対象外
	地盤荷重からの影響	周囲構造等から選択により機能を失うおそれがない	—
	電気的障害	電気装置に異常が発生しない	—
	用機資料	同一式配備用	—
	操作性	操作不要	対象外
	測定資料		
	試験・検査 (操作性・系統構成・外部人力)	計測開閉装置	K
	測定資料	同一式試験及び検査	
	切替・操作	手動の用途として使用一切切替不要	BL
第2章 運転資料	測定資料	同一式系統図	
	基底設計	機械設計と同様の系統構成	A-I
	その他の(生物物質)	行動等	対象外
	用機資料		
第3章 運転操作 における監視・警報	設置場所	操作不要	対象外
	測定資料		
	操作性		
第4章 運転資料	設置場所の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B
	測定資料	同一式・容量設定値	
	用機の整正	(利用しない設備)	—
	測定資料		
	基底設計		
第5章 運転操作 における監視・警報	運転条件、自然現象、人為現象、水素漏	出山説明会・会員(代替对削の施設あり)→屋内	A-a
	ガバート・事故解説	対象(サポートあり)→基準な駆動源又以用機器	C-a
	用機資料	同一式用機資料、同一式・配備用	
	操作性		

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																													
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）																																																																																																																																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">第1章 計装設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1項</td> <td>温度・圧力・圧力・星角の変動／絶縁離隔</td> <td>原子炉格納容器下面底水流量</td> <td>隔壁化区分</td></tr> <tr> <td>荷重</td> <td>原子炉建屋基子室構内</td> <td>B</td></tr> <tr> <td>雨水</td> <td>(有効に機能する) 壁</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を過度にしない</td> <td>隔壁外</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第2項</td> <td>外部からの影響</td> <td>(周辺機器等から遮蔽等により機能を失う) それがない</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>電源・障害</td> <td>電源喪失により機能が失なれない</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第-1 配置図</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>雨水性</td> <td>雨水干渉</td> <td>隔壁外</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>計測測定装置</td> <td>C</td></tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第-1 試験及び検査</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>切替冗長性</td> <td>本業の保護として使用一切替不確</td> <td>隔壁</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第4項</td> <td>関連資料</td> <td>第-4 安全閥</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>遮蔽性</td> <td>その他の</td> <td>A+B</td></tr> <tr> <td>遮蔽性</td> <td>その他の（吸収物）</td> <td>隔壁外</td></tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第5項</td> <td>遮蔽場所</td> <td>操作を要</td> <td>隔壁外</td></tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>設計SAの旨趣</td> <td>重大事由等への対応を本筋の目的として留意するもの</td> <td>A</td></tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第-1 密閉性評価</td> <td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第6項</td> <td>直通の停止</td> <td>(直通しない) 停止</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>荷重条件</td> <td>荷重条件、自然現象、人为現象、温度、湿度</td> <td>B</td></tr> <tr> <td>荷重条件</td> <td>荷重（サボート部あり） 一貫なら駆動部又は冷却部</td> <td>C-a</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第7項</td> <td>関連資料</td> <td>第-2 安全閥規則、SI-3 配置図</td> <td>—</td></tr> </tbody> </table>	第1章 計装設備			第1項	温度・圧力・圧力・星角の変動／絶縁離隔	原子炉格納容器下面底水流量	隔壁化区分	荷重	原子炉建屋基子室構内	B	雨水	(有効に機能する) 壁	—	雨水	雨水を過度にしない	隔壁外	第2項	外部からの影響	(周辺機器等から遮蔽等により機能を失う) それがない	—	電源・障害	電源喪失により機能が失なれない	—	関連資料	第-1 配置図	—	雨水性	雨水干渉	隔壁外	第3項	関連資料	—	—	試験・検査	計測測定装置	C	関連資料	第-1 試験及び検査	—	切替冗長性	本業の保護として使用一切替不確	隔壁	第4項	関連資料	第-4 安全閥	—	遮蔽性	その他の	A+B	遮蔽性	その他の（吸収物）	隔壁外	関連資料	—	—	第5項	遮蔽場所	操作を要	隔壁外	関連資料	—	—	設計SAの旨趣	重大事由等への対応を本筋の目的として留意するもの	A	関連資料	第-1 密閉性評価	—	第6項	直通の停止	(直通しない) 停止	—	関連資料	—	—	荷重条件	荷重条件、自然現象、人为現象、温度、湿度	B	荷重条件	荷重（サボート部あり） 一貫なら駆動部又は冷却部	C-a	第7項	関連資料	第-2 安全閥規則、SI-3 配置図	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1章</td> <td>隔壁化区分</td> <td>第1章設備内水素泄漏遮蔽装置表</td> <td>隔壁化区分</td></tr> <tr> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分内</td> <td>A</td></tr> <tr> <td>隔壁化区分</td> <td>(有効に機能する) 壁</td> <td>（隔壁化区分外） 壁</td></tr> <tr> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁外</td> <td>（隔壁化区分外） 壁</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第2章</td> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分内</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>B</td></tr> <tr> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>（隔壁化区分外） 壁</td></tr> <tr> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>（隔壁化区分外） 壁</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第3章</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分内</td> <td>隔壁化区分</td></tr> <tr> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>（隔壁化区分外） 壁</td></tr> <tr> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>（隔壁化区分外） 壁</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第4章</td> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分内</td> <td>隔壁化区分</td></tr> <tr> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>（隔壁化区分外） 壁</td></tr> <tr> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>（隔壁化区分外） 壁</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第5章</td> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分内</td> <td>隔壁化区分</td></tr> <tr> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>—</td></tr> <tr> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>（隔壁化区分外） 壁</td></tr> <tr> <td>隔壁化</td> <td>隔壁化区分外</td> <td>（隔壁化区分外） 壁</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: small;"> *左端は「A+B」候補を該当各分合意内容ににおける実際相当箇所を示す。 —「-」はその部位に該当する本筋の対応を示さることを示し、該当する場合は右側として該当せず、該当する箇所としてのみ記載する。 —「/」は該当箇所の該当箇所であることを示し、該当する箇所を該当箇所と表示する。 </td></tr> </tbody> </table>	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)			第1章	隔壁化区分	第1章設備内水素泄漏遮蔽装置表	隔壁化区分	隔壁化区分	隔壁化区分内	A	隔壁化区分	(有効に機能する) 壁	（隔壁化区分外） 壁	隔壁化区分	隔壁外	（隔壁化区分外） 壁	第2章	隔壁化	隔壁化区分内	—	隔壁化	隔壁化区分外	B	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁	第3章	隔壁化区分	隔壁化区分内	隔壁化区分	隔壁化区分	隔壁化区分外	—	隔壁化区分	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁	隔壁化区分	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁	第4章	隔壁化	隔壁化区分内	隔壁化区分	隔壁化	隔壁化区分外	—	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁	第5章	隔壁化	隔壁化区分内	隔壁化区分	隔壁化	隔壁化区分外	—	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁	*左端は「A+B」候補を該当各分合意内容ににおける実際相当箇所を示す。 —「-」はその部位に該当する本筋の対応を示さることを示し、該当する場合は右側として該当せず、該当する箇所としてのみ記載する。 —「/」は該当箇所の該当箇所であることを示し、該当する箇所を該当箇所と表示する。				
第1章 計装設備																																																																																																																																																																
第1項	温度・圧力・圧力・星角の変動／絶縁離隔	原子炉格納容器下面底水流量	隔壁化区分																																																																																																																																																													
	荷重	原子炉建屋基子室構内	B																																																																																																																																																													
	雨水	(有効に機能する) 壁	—																																																																																																																																																													
	雨水	雨水を過度にしない	隔壁外																																																																																																																																																													
第2項	外部からの影響	(周辺機器等から遮蔽等により機能を失う) それがない	—																																																																																																																																																													
	電源・障害	電源喪失により機能が失なれない	—																																																																																																																																																													
	関連資料	第-1 配置図	—																																																																																																																																																													
	雨水性	雨水干渉	隔壁外																																																																																																																																																													
第3項	関連資料	—	—																																																																																																																																																													
	試験・検査	計測測定装置	C																																																																																																																																																													
	関連資料	第-1 試験及び検査	—																																																																																																																																																													
	切替冗長性	本業の保護として使用一切替不確	隔壁																																																																																																																																																													
第4項	関連資料	第-4 安全閥	—																																																																																																																																																													
	遮蔽性	その他の	A+B																																																																																																																																																													
	遮蔽性	その他の（吸収物）	隔壁外																																																																																																																																																													
	関連資料	—	—																																																																																																																																																													
第5項	遮蔽場所	操作を要	隔壁外																																																																																																																																																													
	関連資料	—	—																																																																																																																																																													
	設計SAの旨趣	重大事由等への対応を本筋の目的として留意するもの	A																																																																																																																																																													
	関連資料	第-1 密閉性評価	—																																																																																																																																																													
第6項	直通の停止	(直通しない) 停止	—																																																																																																																																																													
	関連資料	—	—																																																																																																																																																													
	荷重条件	荷重条件、自然現象、人为現象、温度、湿度	B																																																																																																																																																													
	荷重条件	荷重（サボート部あり） 一貫なら駆動部又は冷却部	C-a																																																																																																																																																													
第7項	関連資料	第-2 安全閥規則、SI-3 配置図	—																																																																																																																																																													
	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)																																																																																																																																																															
	第1章	隔壁化区分	第1章設備内水素泄漏遮蔽装置表	隔壁化区分																																																																																																																																																												
		隔壁化区分	隔壁化区分内	A																																																																																																																																																												
隔壁化区分		(有効に機能する) 壁	（隔壁化区分外） 壁																																																																																																																																																													
隔壁化区分		隔壁外	（隔壁化区分外） 壁																																																																																																																																																													
第2章	隔壁化	隔壁化区分内	—																																																																																																																																																													
	隔壁化	隔壁化区分外	B																																																																																																																																																													
	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁																																																																																																																																																													
	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁																																																																																																																																																													
第3章	隔壁化区分	隔壁化区分内	隔壁化区分																																																																																																																																																													
	隔壁化区分	隔壁化区分外	—																																																																																																																																																													
	隔壁化区分	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁																																																																																																																																																													
	隔壁化区分	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁																																																																																																																																																													
第4章	隔壁化	隔壁化区分内	隔壁化区分																																																																																																																																																													
	隔壁化	隔壁化区分外	—																																																																																																																																																													
	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁																																																																																																																																																													
	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁																																																																																																																																																													
第5章	隔壁化	隔壁化区分内	隔壁化区分																																																																																																																																																													
	隔壁化	隔壁化区分外	—																																																																																																																																																													
	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁																																																																																																																																																													
	隔壁化	隔壁化区分外	（隔壁化区分外） 壁																																																																																																																																																													
*左端は「A+B」候補を該当各分合意内容ににおける実際相当箇所を示す。 —「-」はその部位に該当する本筋の対応を示さることを示し、該当する場合は右側として該当せず、該当する箇所としてのみ記載する。 —「/」は該当箇所の該当箇所であることを示し、該当する箇所を該当箇所と表示する。																																																																																																																																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備開示の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																														
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新規条文計装設備</th> <th>原子炉保安官器代替ストレイン計量</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1歩 重量条件における操作性 監視装置 操作性 操作性からくる影響 電磁的障害 関連資料</td> <td>高さ・質量・圧力 ／操作の大きさ／放射線</td> <td>原子炉保安官器代替ストレイン計量</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重 (荷重に機能を發揮する)</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水 海水を過度しない</td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>操作性からくる影響 (他の機器等からの影響により機能が失うる可能性がない)</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害 (電磁場により機器が損なわれない)</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料 第3-3 配管回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性 操作不要</td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料 —</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性 操作・検査・点検構成・外部入力</td> <td>計装開設装置</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料 第1-2 機器及び検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4-3歩 修理止性 修理資料 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料</td> <td>本系の異常として使用一切部不要</td> <td>計装止性</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>修理資料 第1-4 保険回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>修理資料 その他(修理物) 質量外</td> <td>その他</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>修理止性 操作不要</td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5-3歩 修理場所 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料</td> <td>最大事故への対応を本系の目的として設置するもの</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修理資料 第1-6 容器設定機能</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用の禁止 (適用しない設備)</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>修理資料 —</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6-3歩 修理場所 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料</td> <td>環境条件、自然現象、人為活動、震動、火災 防止装置・対策(代替対策の設備あり)～屋内</td> <td>A/a</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サボート系統 耐衝撃性</td> <td>耐衝撃(サボート床あり)～萬能ラジカル脱出・冷却装置</td> <td>C/a</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修理資料 第1-2 修理資料回 第3-2 修理資料</td> <td>第3-2 修理資料回、3-3-2 修理資料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	新規条文計装設備		原子炉保安官器代替ストレイン計量	簡略化区分	第1歩 重量条件における操作性 監視装置 操作性 操作性からくる影響 電磁的障害 関連資料	高さ・質量・圧力 ／操作の大きさ／放射線	原子炉保安官器代替ストレイン計量	B	荷重 (荷重に機能を發揮する)		—	雨水 海水を過度しない		対象外	操作性からくる影響 (他の機器等からの影響により機能が失うる可能性がない)		—	電磁的障害 (電磁場により機器が損なわれない)		—	関連資料 第3-3 配管回			操作性 操作不要		対象外	関連資料 —			操作性 操作・検査・点検構成・外部入力	計装開設装置	C	関連資料 第1-2 機器及び検査			第4-3歩 修理止性 修理資料 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	本系の異常として使用一切部不要	計装止性	A	修理資料 第1-4 保険回			修理資料 その他(修理物) 質量外	その他	—	修理止性 操作不要		対象外	第5-3歩 修理場所 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	最大事故への対応を本系の目的として設置するもの	A		修理資料 第1-6 容器設定機能			適用の禁止 (適用しない設備)		—	修理資料 —			第6-3歩 修理場所 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	環境条件、自然現象、人為活動、震動、火災 防止装置・対策(代替対策の設備あり)～屋内	A/a		サボート系統 耐衝撃性	耐衝撃(サボート床あり)～萬能ラジカル脱出・冷却装置	C/a		修理資料 第1-2 修理資料回 第3-2 修理資料	第3-2 修理資料回、3-3-2 修理資料			<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新規条文 計装設備</th> <th>原子炉保安官器代替ストレイン計量</th> <th>簡略化区分</th> <th>相違箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1歩 重量条件における操作性 監視装置 操作性 操作性からくる影響 電磁的障害 関連資料</td> <td>高さ・質量・圧力 ／操作の大きさ／放射線</td> <td>原子炉保安官器代替ストレイン計量</td> <td>A</td> <td>「原子炉保安官器代替ストレイン計量」</td> </tr> <tr> <td>荷重 (荷重に機能を発揮する)</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水 対象外(雨水を過度しない)</td> <td></td> <td>—</td> <td>「原子炉保安官器代替ストレイン計量」</td> </tr> <tr> <td>海水 対象外(海水を過度しない)</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性からくる影響 (他の機器等からの影響により機能を失うる可能性がない)</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害 (電磁場により機器が損なわれない)</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料 第3-3 配管回</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性 (操作不要)</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性 操作・検査・点検構成・外部入力</td> <td>計装開設装置</td> <td>C</td> <td>「原子炉保安官器代替ストレイン計量」</td> </tr> <tr> <td>修理資料 第1-4 保険回</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4-3歩 修理止性 修理資料 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料</td> <td>本系の異常として機能を失うる可能性がない (修理せば使用)</td> <td>修理止性</td> <td>Ref.</td> <td>「原子炉保安官器代替ストレイン計量」</td> </tr> <tr> <td>修理資料 その他</td> <td></td> <td>その他</td> <td>—</td> <td>「原子炉保安官器代替ストレイン計量」</td> </tr> <tr> <td>修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料</td> <td></td> <td>修理止性 (修理止性)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料</td> <td></td> <td>修理止性 (修理止性)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5-3歩 修理場所 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料</td> <td>修理止性 (修理止性)</td> <td>修理止性</td> <td>C</td> <td>「原子炉保安官器代替ストレイン計量」</td> </tr> <tr> <td>修理資料 本系の異常 (修理止性)</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料</td> <td>修理止性 (修理止性)</td> <td>修理止性</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料</td> <td>修理止性 (修理止性)</td> <td>修理止性</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	新規条文 計装設備		原子炉保安官器代替ストレイン計量	簡略化区分	相違箇所	第1歩 重量条件における操作性 監視装置 操作性 操作性からくる影響 電磁的障害 関連資料	高さ・質量・圧力 ／操作の大きさ／放射線	原子炉保安官器代替ストレイン計量	A	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」	荷重 (荷重に機能を発揮する)		—	—	雨水 対象外(雨水を過度しない)		—	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」	海水 対象外(海水を過度しない)		—	—	操作性からくる影響 (他の機器等からの影響により機能を失うる可能性がない)		—	—	電磁的障害 (電磁場により機器が損なわれない)		—	—	関連資料 第3-3 配管回			—	操作性 (操作不要)		—	—	操作性 操作・検査・点検構成・外部入力	計装開設装置	C	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」	修理資料 第1-4 保険回			—	第4-3歩 修理止性 修理資料 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	本系の異常として機能を失うる可能性がない (修理せば使用)	修理止性	Ref.	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」	修理資料 その他		その他	—	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」	修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料		修理止性 (修理止性)	—	—	修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料		修理止性 (修理止性)	—	—	第5-3歩 修理場所 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	修理止性 (修理止性)	修理止性	C	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」	修理資料 本系の異常 (修理止性)		—	—	修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	修理止性 (修理止性)	修理止性	—	—	修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	修理止性 (修理止性)	修理止性	—	—	<p>*註明は「A/a：既存設備がより適合性がある」における範囲及びそれを示す。 *「—」は全ての範囲に適用するもの(以下で示すことなくして、既存設備の適合性を示すことは出来ず、口述の合意としてのみ認識する。 *「/」は全ての範囲に適用するもの(以下で示すことなくして、既存設備の適合性を示すことは出来ず、口述の合意としてのみ認識する)。</p>
新規条文計装設備		原子炉保安官器代替ストレイン計量	簡略化区分																																																																																																																																																														
第1歩 重量条件における操作性 監視装置 操作性 操作性からくる影響 電磁的障害 関連資料	高さ・質量・圧力 ／操作の大きさ／放射線	原子炉保安官器代替ストレイン計量	B																																																																																																																																																														
	荷重 (荷重に機能を發揮する)		—																																																																																																																																																														
	雨水 海水を過度しない		対象外																																																																																																																																																														
	操作性からくる影響 (他の機器等からの影響により機能が失うる可能性がない)		—																																																																																																																																																														
	電磁的障害 (電磁場により機器が損なわれない)		—																																																																																																																																																														
	関連資料 第3-3 配管回																																																																																																																																																																
	操作性 操作不要		対象外																																																																																																																																																														
	関連資料 —																																																																																																																																																																
	操作性 操作・検査・点検構成・外部入力	計装開設装置	C																																																																																																																																																														
	関連資料 第1-2 機器及び検査																																																																																																																																																																
第4-3歩 修理止性 修理資料 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	本系の異常として使用一切部不要	計装止性	A																																																																																																																																																														
	修理資料 第1-4 保険回																																																																																																																																																																
	修理資料 その他(修理物) 質量外	その他	—																																																																																																																																																														
	修理止性 操作不要		対象外																																																																																																																																																														
第5-3歩 修理場所 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	最大事故への対応を本系の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																															
	修理資料 第1-6 容器設定機能																																																																																																																																																																
	適用の禁止 (適用しない設備)		—																																																																																																																																																														
	修理資料 —																																																																																																																																																																
第6-3歩 修理場所 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	環境条件、自然現象、人為活動、震動、火災 防止装置・対策(代替対策の設備あり)～屋内	A/a																																																																																																																																																															
	サボート系統 耐衝撃性	耐衝撃(サボート床あり)～萬能ラジカル脱出・冷却装置	C/a																																																																																																																																																														
	修理資料 第1-2 修理資料回 第3-2 修理資料	第3-2 修理資料回、3-3-2 修理資料																																																																																																																																																															
	新規条文 計装設備		原子炉保安官器代替ストレイン計量	簡略化区分	相違箇所																																																																																																																																																												
第1歩 重量条件における操作性 監視装置 操作性 操作性からくる影響 電磁的障害 関連資料	高さ・質量・圧力 ／操作の大きさ／放射線	原子炉保安官器代替ストレイン計量	A	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」																																																																																																																																																													
	荷重 (荷重に機能を発揮する)		—	—																																																																																																																																																													
	雨水 対象外(雨水を過度しない)		—	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」																																																																																																																																																													
	海水 対象外(海水を過度しない)		—	—																																																																																																																																																													
	操作性からくる影響 (他の機器等からの影響により機能を失うる可能性がない)		—	—																																																																																																																																																													
	電磁的障害 (電磁場により機器が損なわれない)		—	—																																																																																																																																																													
	関連資料 第3-3 配管回			—																																																																																																																																																													
	操作性 (操作不要)		—	—																																																																																																																																																													
	操作性 操作・検査・点検構成・外部入力	計装開設装置	C	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」																																																																																																																																																													
	修理資料 第1-4 保険回			—																																																																																																																																																													
第4-3歩 修理止性 修理資料 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	本系の異常として機能を失うる可能性がない (修理せば使用)	修理止性	Ref.	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」																																																																																																																																																													
	修理資料 その他		その他	—	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」																																																																																																																																																												
	修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料		修理止性 (修理止性)	—	—																																																																																																																																																												
	修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料		修理止性 (修理止性)	—	—																																																																																																																																																												
第5-3歩 修理場所 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	修理止性 (修理止性)	修理止性	C	「原子炉保安官器代替ストレイン計量」																																																																																																																																																													
	修理資料 本系の異常 (修理止性)		—	—																																																																																																																																																													
	修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	修理止性 (修理止性)	修理止性	—	—																																																																																																																																																												
	修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料 修理止性 修理資料	修理止性 (修理止性)	修理止性	—	—																																																																																																																																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

捕 58-1-6 から再掲

大飯発電所3号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									
○主機構造									

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第3章：計測設備		ドライウェル作形	類型化区分	
第1章 第2章 第3章 第4章 第5章	温度・湿度・圧力 /周囲の天候/放射能	電子炉健尾原子炉内	B	
	出力	(有効に機能を実現する)	—	
	雨水	雨水を通じない	対象外	
	地盤・地心の影響	地盤振幅等小の影響等により機能を失ううう可能性がない	—	
	電気的障害	(電源断により機能が損なわれる可能性)	—	
	周辺資料	回一～配則図		
	操作性	操作不要	対象外	
	周辺資料	—		
	測定・検査 (可否性、信頼性・外部入力)	計測制御設備	C	
	周辺資料	回一～試験及び検査		
第1章 第2章 第3章 第4章 第5章	切替・止性	本業の用途として使用一回切替不要	自立	
	周辺資料	回一～基幹機		
	測定・検査 (可否性、信頼性・外部入力)	その性	A or 対象外	
	周辺資料	その性(検査用)	対象外	
	操作性	操作不要	対象外	
	周辺資料	—		
第6章	周辺内外の荷重	重大事故等への対応を本業の目的として設置するもの	内	
	周辺資料	回一～荷重設定機構		
	周辺の警報	(監視しない設備)	—	
	周辺資料	—		
第7章	直射・間接・反射・屈折光	直射条件、自然現象、人為条件、温度、気圧	回一～直射反射率(代数式を用いた場合)一星内	A or C
	サポート装置	直射(サポート装置あり)一星な直射動態(以降は同様)	C	
	周辺資料	回一～直射反射率(回一～配則図)		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表（常設）

第50条 計算書類		柱力拘束面圧力	塑性化区分	
第4章 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条	構造条件 における 設計・施工	直線・複屈曲・圧力 ／屈筋の不統一／拘束面 ／直角／	等価拘束面内	目
	直角	（有効に機能を發揮する）	—	
	直角	直角を通すしない	対象外	
	拘束からなる影響	（規則機器から影響により拘束を失うおそれがない）	—	
	拘束の障害	（遮蔽により拘束が想定されない）	—	
	拘束資料	图-2 配置図		
	操作性	操作不要	対象外	
	間接資料	—		
	試験・検査 (操作性、直角機能・拘束能力)	試験結果書	R	
	間接資料	图-1・試験及び検査		
第16条 第17条 第18条 第19条	直角性	本条の趣旨として使用・切替不要	Ⅱb	
	間接資料	图-1 表範囲		
	直角設計 その他の（複数物）	云々他	A-a	
	間接資料	対象外		
第20条	間接資料	—		
	操作性	操作不要	対象外	
第21条 第22条 第23条	直角さへの留意	直角な箇所への拘束を本条の目的として設置するもの	A	
	間接資料	图-6 容量設定図		
	直角の禁止	（直角しない設置）	—	
	間接資料	—		
第24条 第25条 第26条	直角 直角条件 直角の禁止	直角条件の直角化、直角拘束、直角事 件止正規則一致（代理对象範囲含む）—屋内 サポート直角障 碍物資料 直角 直角条件 直角の禁止	A-a A-a A-a	
	直角条件 直角の禁止	付表「サポート添付り」—屋内直角拘束直角直角 直角 直角条件 直角の禁止	C-a	

泊発電所 3号炉

泊発電所 3 号炉 S A 設備基準適合性 一覧表(常設)

* 詳細は「[「未了 増税抜き決済方法内訳」における課題別取り分類表示](#)」
* 「-」は全ての決済方法に適用する決済手数料であることを示す。
* 複数支店の場合は各支店として記載せず、日本通商万能としてのみ記載する。
* 「/」は当該機能が複数店舗で異なることを示す。※記述すべき項目が記載がないことを示す。

補 58-1-25

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所 2号機 SA 設備基準適合性一覧表（常設）

第3回：評議場所			原子炉搭載容器下部本体	型式別 区分
第1種 第2種 第3種 第4種 第5種	運転操作 に 付 け る 使 用 性	環境・擁擠・圧力 ／屋外の火薬／放射線 他設備からの影響 電気的障害 周辺資料	原子炉搭載容器内 （有効）熱遮蔽モード（なし） 海水 海水を過度しない 他設備からの影響 （周辺機器等から、老練警報により熱源を失うおそれがない） 電気的障害 （電磁波により機器が機能しない） 90-3 配置図	A
	操作性	操作不要	-	対象外
	開閉資料	-	-	-
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測範囲合図	-	B
	周辺資料	90-3 試験及び検査	-	B u
	初期性	本來の用途として使用一部計測	-	-
	周辺資料	90-3 配置図	-	-
	設計資料 その他の機器 防災	その他の 計測	-	A +
	周辺資料 防災	計測	-	対象外
	周辺資料	-	-	-
第5種	容積	容積 5 A の容積	運転室就員への対応を本來の目的として設計されたもの	A
	周辺資料	90-1 容量許定標識	-	-
	規制	規制区域 (適用しない) -	-	-
第6種	周辺資料 防災	環境条件、自然現象、人为事象、震度、火災 モード変換 モード変換	計測（対応区域でも該当でない装置）一对多（同一目的のMA計測あり） 対象（モード変換あり） - 増加する動作測定は専用測定 90-2 早期警報回路、90-3 保護回路	B
	周辺資料 防災	-	-	C +
	周辺資料	-	-	-

泊発電所3号が SA設備基準適合性一覧表(常設)

要因名・計測指標		測定方法概要	検査判定	関連資料
要因名	規制施設・施設・構造物の構成要素 （構造物、機器、装置等）	周辺環境内	A	[測定基準資料]3-1-2 周辺環境
要因名	構造物	(構造物と周辺環境との接觸する部材)	/	[測定基準資料]3-1-2 周辺環境
要因名	機器	外部へ漏れを通過しない	/	
要因名	装置	機器の内部に漏れしない	/	
要因名	他の機器との接觸	(他の機器と構造物との接觸による構造物への漏れを防ぐこと)	/	
要因名	漏れ物	漏れ物 (漏れ物の量)	/	
要因名	漏れ物・漏出 (漏れ物の量、漏出量)	漏れ物の量	B	[測定基準資料]3-1-2 漏れ・漏出物漏出量
要因名	漏出物	漏れ物と周辺環境との接觸する部材 （構造物）と周辺環境との接觸	B	[測定基準資料]3-1-2 周辺環境
要因名	漏出物	漏出物の量の測定	B	[測定基準資料]3-1-2 漏れ・漏出物漏出量
要因名	漏出物	漏出物の量 (漏出物の量)	C	[測定基準資料]3-1-2 漏れ・漏出物漏出量
要因名	漏出物	漏出物 (漏出物の量)	/	
要因名	漏出物の量	(漏出物→計算値)と (測定値)との比較	A	[測定基準資料]3-1-2 漏れ・漏出物漏出量
要因名	漏出物	(漏出物→計算値)	/	
要因名	漏出物	漏出物の量 (漏出物の量)	C	[測定基準資料]3-1-2 漏れ・漏出物漏出量
要因名	漏出物	漏出物の量 (漏出物の量)	C	[測定基準資料]3-1-2 漏れ・漏出物漏出量

* 計測は「A=0 漏出物なし」の場合内に、Cは漏出物漏出量を示す。
 * Cは漏出物漏出量を示す。漏出物漏出量を算出するための漏出物漏出量の測定値との値を比較して漏出物漏出量として記録せず、計測値を漏出量としてのみ記録する。
 * / / は漏出物漏出量を示すことを示し、漏出物漏出量が少ないことを示す。

- ・規定は「次へ 部門を日々改善していく内容」における範囲を括り含めます。
①「」は並んでの範囲に該当するものだけに当たることを示し、範囲を文の端末や行頭などとして記載せず、範囲を文の行頭などとしてのみ記載する。
②「」は該範囲が該範囲であることを示す。記載する範囲がないことを含めます。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）

第08条：計量装置		ドライアイス水冷	簡略化区分
第 1 項 耐 破 壊 性 に お ける 要 求	温度・圧縮・圧力 ／屋外の大気／別封紙	部子午船内 ／船内機器室内	A
	船舶	(有効に機能を發揮する)	-
	海水	海水を通過しない	対象外
	他の設備からの影響	(雨の影響等から影響により機能を失うおそれがない)	-
	電磁的障害	(電磁場により機能が損なわれない)	-
	固有資料	回→配備図	
第 2 項 耐 作 用 性	操作性	操作不要	対象外
	周邊資料	-	
第 3 項 耐 試 験 性	試験・検査 (生存性、系統構成・各部入力)	日燃耐震設備	C
	周邊資料	回→試験及び検査	
第 4 項 耐 損 傷 防 止	信頼性	本來の用途として使用一开始不確	Bb
	周邊資料	回→系図	
第 5 項 耐 重 量 及 び 耐 破 壊 性	基準設計 ／小地（船舶物）	元の性 対象外	Ae
	周邊資料	-	
第 6 項 耐 減 周 波	周邊資料	操作不要	対象外
	周邊資料	-	
第 7 項 耐 雷 電	周辺資料	操作不要	対象外
	周邊資料	-	
第 8 項 耐 地 震	建設 SA の影響	重大事故等への対応を本筋の目的として設置するもの	A
	周邊資料	回→容積設定整備	
第 9 項 耐 雪	表面の雪止め	(直射しない状態)	-
	周邊資料	-	
第 10 項 耐 放 射 線	環境条件、自然現象、人為事象、 漏水、火災	船内設備（又は防毒でも絶縁でもない設備）一封筒(同一目的の品)設置 あり)	B
	サポート系回路	対象(サポートあり) - 異なる導航装置では考慮無	Ca
	周邊資料	回→1. 周辺設備図、回→配備図	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

第38表：計器設備			熱放射率内未収束度(%)	割合化区分
第1章 機器の種類 とその特徴	温度・深度・圧力 測定装置の実験・監視用 機器	深度・深さ・圧力 測定装置の実験・監視用 機器	電子炉移動密閉槽内 (有効に機能を發揮する)	A
	雨水	雨水	雨水を通さない	対象外
	地盤端小孔の影響	地盤端等から遮蔽等により機能を失うおそれがない	—	
	電磁炉解説	電磁炉により機能が損なわれない	—	
	開通資料	回-2 配置図	—	
	操作作業	操作不要	対象外	
	開通資料	—	—	
	試験・検査 (検査式、承認機関、作業人力)	計算制御装置	—	K
	開通資料	回-2 試験及び検査	—	
	操作式作業	手本の規定として使用・回復手順	対象外	
第4章 機器の構成 とその特徴	開通資料	回-4 機構回路	—	
	試験設計	その他	—	Aa
	その他 (機器物)	引張外	—	対象外
	開通資料	—	—	
	設置場所	操作不要	対象外	
第5章 機器の操作 とその特徴	開通資料	—	—	
	設置位置	重大事故等への対処を本家の目的として設置するもの	—	A
	開通資料	回-6 器具設定操作	—	
	其他の禁止	(使用しない設備)	—	
	開通資料	—	—	
第6章 機器の運転 とその特徴	運転条件 (自然現象、人為事態、電気、火災)	回止装置・対策 (代替対策の協議あり) 一層内	—	Aa
	オペレーター着脱装置	対策 (チケット添付あり) 一貫なる駆動源又は冷却源	—	Cu
	開通資料	回-2 単離装置回、30-3 配置図	—	
	—	—	—	

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第3回:計画書類		基準適合性評価用本表欄	類型化区分
第1回 規範書類に記載する 操作・監視・作業 手順資料	温度・圧力・圧力 変換の実験・実測結果	原子炉制御室内操作	B
	荷重	(有頂に無効を發揮する)	—
	油水	漏れを遮断しない	対象外
	初期構造の影響	(初期構造から影響により機器を失うおそれがない)	—
	電線的障害	(電線路による機器損傷の可能性)	—
	周辺資料	SA-3 配置図	
	操作性	中央制御室操作	A
	周辺資料	SA-2 配置図	
	試験・検査 (安全性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	C
	周辺資料	SA-5 試験及び検査	
第2回 定期点検 手順資料	定期点検	本表の用語として使用一切許可不可	B.b
	周辺資料	SA-4 点検圖	
	系統設計	初期設計と同様の系統構成	A.d
	その他(廃棄物)	対象外	対象外
第3回 定期点検 手順資料	定期点検	—	
	周辺資料	SA-3 配置図	
	装置構成	中央制御室操作	B
	周辺資料	SA-2 配置図	
第4回 定期点検 手順資料	装置Aの変遷	設置基準に準拠する本表及び機器の容量等計十台	B
	周辺資料	SA-6 各種設定機器	
	適用の禁止	(未使用しない設備)	—
	周辺資料	—	
第5回 定期点検 手順資料	定期点検、燃然規則、人為事 件、漏水、火災	操作装置(又は訂正でも既知でもない設備)一見書(同一目的のSA)記録 あり	B
	サブ1)差異解説	対象(サポート未あり)一見なら差異解説又は指部解説	C.a
	周辺資料	SA-2 基礎結晶鋼、SA-1 配置図	
	定期点検	—	

泊発電所 3号炉

第30項・評議會費		第31項(予算)・予算額	第32項(決算)・決算額	備考欄
第1項	理財部会費(特別費) 江戸八、馬鹿子川等 支拂	第31項の總額内 (第31項の總額内)	A1	〔第31項の總額内〕(江戸・配賦額)
第2項	運賃	(第31項の總額内)		
第3項	船料	貢船料(貢船料金)		〔貢船料(貢船料金)〕(江戸・本國)
第4項	賄賂費	(貪賂費(貪賂費金))		
第5項	其他費(江戸・本國)	(第31項の總額内)〔江戸・本國〕(江戸・配賦額)		
第6項	海防費	貢船料(貢船料金)		
第7項	財庫(貢金、貢物、貢物費 支拂、貢金、貢物)	第31項(予算)・予算額内 (貢金・貢物・貢物費)	B1	〔第31項(予算)・予算額内〕(江戸・本國)
第8項	御奉公費	御奉公費(御奉公費金)		
第9項	起居費	被服、宿本、火矢、火薬(火・火薬費・火薬費金)		
第10項	子供の費用	被服費		
第11項	御膳費	被服料(被服料金)		
第12項	御膳料(御膳費)	御膳費(御膳費金)	A2	〔第31項(予算)・予算額内〕(江戸・本國)
第13項	馬料(馬料)	(馬料)		
第14項	御膳料(御膳費)	御膳費(御膳費金)		
第15項	御膳料(御膳費)	御膳費(御膳費金)	A3	〔第31項(予算)・予算額内〕(江戸・本國)
第16項	御膳料(御膳費)	御膳費(御膳費金)	C1	〔第31項(予算)・予算額内〕(江戸・本國)

・認定は「私たる権利者に付与する権利内容」に対する権利認定権を有する。
・「丁」は全ての法律に適用される権利と見做すことをもつて、記載された権利内容としては足りませず、以降各自別としてのみ記述する。
・「イ」は該該権利が付与されることを示し、記載すべき項目が無いことを示す。

補 58-1-31

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)				
第3章 計画設備		新潟県内常設消防射撃場キニタ(地図)	施設区分	
第一項 備蓄施設に おける 健全性	液温・圧力・圧力 制御方式、放射測 定器	原子炉建屋壁が構内	日	
	測定器	(有効に機能を実現する)	—	
	海水	海水を通さない	対象外	
	設備重心の影響	(回転機器等から影響を受けようがない)	—	
	電磁的干渉	(電磁波により機能が損なわれる)	—	
	用途資料	第3-3 配置図		
	操作台	操作立案	対象外	
	周辺資料	—		
	試験・検査 (燃焼性、耐候性、荷重入力)	計測解析設備	K	
	開港資料	第3-5 試験及び検査		
第四項 火災	切替工作	火災の用途として使用一切割不要	B.b	
	開港資料	第4-4 索引図		
	手取資料	手取資料	新潟県と同様の承認構成	A.d
	影響範囲 防止 設置	—の他、(駆逐物)	対象外	
第五項 雷擊 風災 津波 土砂崩れ 雪崩 水害 大雨 高潮 高潮 津波 土砂崩 れ雪 雪崩 水害 大雨 高潮	設置資料	操作立案	対象外	
	開港資料	—		
	第5-1 A の算量	設置基準対象施設の算量(3種類の計算等が十分)	日	
第六項 土砂崩 れ雪 雪崩 水害 大雨 高潮	開港資料	第4-6 容量設定技術		
	影响範囲 防止	(直射しない領域)	—	
	開港資料	—		
	避難手帳、自然規則、人為事 件、海水、火災	消正設備一対一(算式見付記述あり)一層内	A.a	
第七項 車両 運送 防護 止	手取手帳	定期(手取手帳あり)一算式駆逐物層又は海岸層	C.a	
	開港資料	第2-2 駆逐資料図、sh-3 配置図		
	—	—		

泊発電所 3号炉

→資料來「第1-2 國際化的社會政策內容」社政科各類型教材分冊文字。

は全ての言語に表示する系統の記述が新であることと、解説部分の減少と併せて、日本語訳注の件としてのみ記載する、日本語改訂版に対する文をもつことです。お読みください方には便利だと思います。

（17）日本語の豊かな言葉世界であることを示すし、英語を学ぶ際は必ず日本語の豊かな言葉世界を参考に。

相違理由

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																											
	<p align="center">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第0項：計装設備</th> <th>格納容器内常圧気絶射器モニタリング</th> <th>監視化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第1項 運行条件</td> <td>温度・露点・圧力 ノズル外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋内炉内</td> <td>目</td> </tr> <tr> <td>微振動</td> <td>(音波に機器を接する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏洩</td> <td>漏本を過さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(周辺機器等から想影響により機器を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機器が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>文書</td> <td>関連資料</td> <td>SR-1 配置図</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査、点検構成・外部入力)</td> <td>周辺装置</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SR-3 調整及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>初期起動性</td> <td>本系統として使用一切手順</td> <td>目</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SR-1 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮蔽装置</td> <td>周囲と同様の系統構成</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>遮蔽物</td> <td>光の直射(飛沫物)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>遮蔽物</td> <td>—</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>遮蔽場所</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮蔽方式</td> <td>遮蔽基準の容積及び機器の位置等が十分</td> <td>目</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SR-1 容量設定規格</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮蔽の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮蔽条件</td> <td>遮蔽条件：自然吸排、人為吸排、屋外、屋内、大火 内蔵装置 半自動式蒸気障壁</td> <td>SR-1 運転規則、SR-3 配置図</td> <td>A s</td> </tr> <tr> <td>遮蔽</td> <td>SR-1 運転規則</td> <td>SR-1 運転規則</td> <td>C s</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SR-1 運転規則、SR-3 配置図</td> <td>SR-1 運転規則</td> <td>SR-3 配置図</td> </tr> </tbody> </table>	第0項：計装設備		格納容器内常圧気絶射器モニタリング	監視化区分	第1項 運行条件	温度・露点・圧力 ノズル外の天候／放射線	原子炉建屋内炉内	目	微振動	(音波に機器を接する)	—	漏洩	漏本を過さない	対象外	他設備からの影響	(周辺機器等から想影響により機器を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機器が損なわれない)	—	文書	関連資料	SR-1 配置図	操作性	操作手順	対象外	関連資料	—	—	試験・検査 (検査、点検構成・外部入力)	周辺装置	K	関連資料	SR-3 調整及び検査	—	初期起動性	本系統として使用一切手順	目	関連資料	SR-1 配置図	—	遮蔽装置	周囲と同様の系統構成	A d	遮蔽物	光の直射(飛沫物)	対象外	遮蔽物	—	対象外	遮蔽場所	操作手順	対象外	関連資料	—	—	遮蔽方式	遮蔽基準の容積及び機器の位置等が十分	目	関連資料	SR-1 容量設定規格	—	遮蔽の禁止	(適用しない設備)	—	関連資料	—	—	遮蔽条件	遮蔽条件：自然吸排、人為吸排、屋外、屋内、大火 内蔵装置 半自動式蒸気障壁	SR-1 運転規則、SR-3 配置図	A s	遮蔽	SR-1 運転規則	SR-1 運転規則	C s	関連資料	SR-1 運転規則、SR-3 配置図	SR-1 運転規則	SR-3 配置図	<p align="center">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第0項：計装設備</th> <th>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</th> <th>監視化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第1項 運行条件</td> <td>温度・露点・圧力 ノズル外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋内炉内</td> <td>目</td> </tr> <tr> <td>微振動</td> <td>(音波に機器を接する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏洩</td> <td>漏本を過さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(周辺機器等から想影響により機器を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機器が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>文書</td> <td>関連資料</td> <td>SR-1 配置図</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査、点検構成・外部入力)</td> <td>周辺装置</td> <td>SR-1 開設規則</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SR-1 開設規則</td> <td>SR-1 開設規則</td> </tr> <tr> <td>遮蔽装置</td> <td>遮蔽方法</td> <td>SR-1 開設規則</td> <td>SR-1 開設規則</td> </tr> <tr> <td>遮蔽物</td> <td>遮蔽物</td> <td>SR-1 開設規則</td> <td>SR-1 開設規則</td> </tr> <tr> <td>遮蔽の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>SR-1 開設規則</td> <td>SR-1 開設規則</td> </tr> <tr> <td>遮蔽条件</td> <td>遮蔽条件：自然吸排、人為吸排、屋外、屋内、大火 内蔵装置 半自動式蒸気障壁</td> <td>SR-1 運転規則、SR-3 配置図</td> <td>SR-1 運転規則</td> </tr> <tr> <td>遮蔽</td> <td>SR-1 運転規則</td> <td>SR-1 運転規則</td> <td>SR-3 配置図</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>SR-1 運転規則</td> <td>SR-1 運転規則</td> <td>SR-3 配置図</td> </tr> </tbody> </table>	第0項：計装設備		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）	監視化区分	第1項 運行条件	温度・露点・圧力 ノズル外の天候／放射線	原子炉建屋内炉内	目	微振動	(音波に機器を接する)	—	漏洩	漏本を過さない	対象外	他設備からの影響	(周辺機器等から想影響により機器を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機器が損なわれない)	—	文書	関連資料	SR-1 配置図	操作性	操作手順	—	関連資料	—	—	試験・検査 (検査、点検構成・外部入力)	周辺装置	SR-1 開設規則	関連資料	SR-1 開設規則	SR-1 開設規則	遮蔽装置	遮蔽方法	SR-1 開設規則	SR-1 開設規則	遮蔽物	遮蔽物	SR-1 開設規則	SR-1 開設規則	遮蔽の禁止	(適用しない設備)	SR-1 開設規則	SR-1 開設規則	遮蔽条件	遮蔽条件：自然吸排、人為吸排、屋外、屋内、大火 内蔵装置 半自動式蒸気障壁	SR-1 運転規則、SR-3 配置図	SR-1 運転規則	遮蔽	SR-1 運転規則	SR-1 運転規則	SR-3 配置図	関連資料	SR-1 運転規則	SR-1 運転規則	SR-3 配置図	<p>記録は「赤字：相違有り区分も該当の内訳」における相違区分を示す。 「—」は全ての設備に適用するため該当されることはなし。解説文の通り区分して記載せず、該当箇所に併せてのみ記載する。 「/」は当該機器が存在することなし、且つ電子化されていないことを示す。</p>
第0項：計装設備		格納容器内常圧気絶射器モニタリング	監視化区分																																																																																																																																											
第1項 運行条件	温度・露点・圧力 ノズル外の天候／放射線	原子炉建屋内炉内	目																																																																																																																																											
	微振動	(音波に機器を接する)	—																																																																																																																																											
	漏洩	漏本を過さない	対象外																																																																																																																																											
	他設備からの影響	(周辺機器等から想影響により機器を失うおそれがない)	—																																																																																																																																											
	電磁的障害	(電磁波により機器が損なわれない)	—																																																																																																																																											
	文書	関連資料	SR-1 配置図																																																																																																																																											
	操作性	操作手順	対象外																																																																																																																																											
	関連資料	—	—																																																																																																																																											
	試験・検査 (検査、点検構成・外部入力)	周辺装置	K																																																																																																																																											
	関連資料	SR-3 調整及び検査	—																																																																																																																																											
初期起動性	本系統として使用一切手順	目																																																																																																																																												
関連資料	SR-1 配置図	—																																																																																																																																												
遮蔽装置	周囲と同様の系統構成	A d																																																																																																																																												
遮蔽物	光の直射(飛沫物)	対象外																																																																																																																																												
遮蔽物	—	対象外																																																																																																																																												
遮蔽場所	操作手順	対象外																																																																																																																																												
関連資料	—	—																																																																																																																																												
遮蔽方式	遮蔽基準の容積及び機器の位置等が十分	目																																																																																																																																												
関連資料	SR-1 容量設定規格	—																																																																																																																																												
遮蔽の禁止	(適用しない設備)	—																																																																																																																																												
関連資料	—	—																																																																																																																																												
遮蔽条件	遮蔽条件：自然吸排、人為吸排、屋外、屋内、大火 内蔵装置 半自動式蒸気障壁	SR-1 運転規則、SR-3 配置図	A s																																																																																																																																											
遮蔽	SR-1 運転規則	SR-1 運転規則	C s																																																																																																																																											
関連資料	SR-1 運転規則、SR-3 配置図	SR-1 運転規則	SR-3 配置図																																																																																																																																											
第0項：計装設備		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）	監視化区分																																																																																																																																											
第1項 運行条件	温度・露点・圧力 ノズル外の天候／放射線	原子炉建屋内炉内	目																																																																																																																																											
	微振動	(音波に機器を接する)	—																																																																																																																																											
	漏洩	漏本を過さない	対象外																																																																																																																																											
	他設備からの影響	(周辺機器等から想影響により機器を失うおそれがない)	—																																																																																																																																											
	電磁的障害	(電磁波により機器が損なわれない)	—																																																																																																																																											
	文書	関連資料	SR-1 配置図																																																																																																																																											
	操作性	操作手順	—																																																																																																																																											
	関連資料	—	—																																																																																																																																											
	試験・検査 (検査、点検構成・外部入力)	周辺装置	SR-1 開設規則																																																																																																																																											
	関連資料	SR-1 開設規則	SR-1 開設規則																																																																																																																																											
遮蔽装置	遮蔽方法	SR-1 開設規則	SR-1 開設規則																																																																																																																																											
遮蔽物	遮蔽物	SR-1 開設規則	SR-1 開設規則																																																																																																																																											
遮蔽の禁止	(適用しない設備)	SR-1 開設規則	SR-1 開設規則																																																																																																																																											
遮蔽条件	遮蔽条件：自然吸排、人為吸排、屋外、屋内、大火 内蔵装置 半自動式蒸気障壁	SR-1 運転規則、SR-3 配置図	SR-1 運転規則																																																																																																																																											
遮蔽	SR-1 運転規則	SR-1 運転規則	SR-3 配置図																																																																																																																																											
関連資料	SR-1 運転規則	SR-1 運転規則	SR-3 配置図																																																																																																																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																						
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第58条：計装設備</th> <th>起動制御モード</th> <th>類型区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1回 第1号</td> <td>蓄電・発電・荷物 （条件の実現／抑制機能）</td> <td>原子炉供給器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>貯水</td> <td>(着火に発電を支障する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通過しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>船外</td> <td>(周辺機器等から影響) (周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源の障害</td> <td>(電源により機能が失われるおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>第1-2配則図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査計、系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御装置</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>第1-3試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4回 第4号</td> <td>起動手順</td> <td>本業内用記として使用→切替手順</td> <td>B/E</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>第1-3系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓄電装置</td> <td>蓄電装置と同様の点検構成</td> <td>A,d</td> </tr> <tr> <td>その他（動物物）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備場所</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第5回 第5号</td> <td>第5回Aの内容</td> <td>設計基準と実施の系統及び部位の合意等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>第1-4首尾設定規格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実用の修正</td> <td>(実用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災 爆発 地震 津波 雷</td> <td>環境条件、自然発生、人為事 件、漏水、大火、 サボート系故障 開通資料</td> <td>A,a C,a 第1-2配則図、第1-3配則図</td> </tr> </tbody> </table>	第58条：計装設備		起動制御モード	類型区分	第1回 第1号	蓄電・発電・荷物 （条件の実現／抑制機能）	原子炉供給器内	A	貯水	(着火に発電を支障する)	—	海水	海水を通過しない	対象外	船外	(周辺機器等から影響) (周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない)	—	電源の障害	(電源により機能が失われるおそれがない)	—	開通資料	第1-2配則図		操作性	操作手順	対象外	開通資料	—		試験・検査 (検査計、系統構成・外部入力)	計測制御装置	C	開通資料	第1-3試験及び検査		第4回 第4号	起動手順	本業内用記として使用→切替手順	B/E	開通資料	第1-3系統図		蓄電装置	蓄電装置と同様の点検構成	A,d	その他（動物物）	対象外	対象外	開通資料	—		設備場所	操作不能	対象外	開通資料	—		第5回 第5号	第5回Aの内容	設計基準と実施の系統及び部位の合意等が十分	B	開通資料	第1-4首尾設定規格		実用の修正	(実用しない設備)	—	開通資料	—		火災 爆発 地震 津波 雷	環境条件、自然発生、人為事 件、漏水、大火、 サボート系故障 開通資料	A,a C,a 第1-2配則図、第1-3配則図	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第58条：計装設備</th> <th>実用試験料（上）基準（初期）</th> <th>実用試験料（下）</th> <th>実用化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1回 第1号</td> <td>蓄電・発電・荷物 （条件の実現／抑制機能）</td> <td>（実用試験料（上）基準（初期）） （実用試験料（下）基準（初期）） （実用化） （実用化）</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>貯水</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>船外</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>電源の障害</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>（操作手順）</td> <td>（操作手順）</td> <td>（操作手順）</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査計、系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御</td> <td>I</td> <td>（実用試験料（上）実用化） （実用試験料（下）実用化）</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4回 第4号</td> <td>起動手順</td> <td>（操作手順） （操作手順）</td> <td>（操作手順） （操作手順）</td> <td>（操作手順） （操作手順）</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>蓄電装置</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>その他（動物物）</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>設備場所</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>実用化の修正</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化）</td> <td>（実用化）</td> </tr> <tr> <td>火災 爆発 地震 津波 雷</td> <td>（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）</td> <td>（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）</td> <td>（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）</td> <td>（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）</td> </tr> <tr> <td>中ボトモ装置</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化） （実用化）</td> <td>（実用化） （実用化）</td> </tr> </tbody> </table>	第58条：計装設備		実用試験料（上）基準（初期）	実用試験料（下）	実用化	第1回 第1号	蓄電・発電・荷物 （条件の実現／抑制機能）	（実用試験料（上）基準（初期）） （実用試験料（下）基準（初期）） （実用化） （実用化）	（実用化） （実用化）	（実用化）	貯水	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	海水	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	船外	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	電源の障害	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	操作性	（操作手順）	（操作手順）	（操作手順）	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	試験・検査 (検査計、系統構成・外部入力)	計測制御	I	（実用試験料（上）実用化） （実用試験料（下）実用化）	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	第4回 第4号	起動手順	（操作手順） （操作手順）	（操作手順） （操作手順）	（操作手順） （操作手順）	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	蓄電装置	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	その他（動物物）	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	設備場所	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	実用化の修正	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）	火災 爆発 地震 津波 雷	（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）	（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）	（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）	（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）	中ボトモ装置	（実用化） （実用化）	（実用化） （実用化）	（実用化） （実用化）	（実用化） （実用化）	<p>*記録用「赤字：設計方針及び運行内容」における記録区分を示す。 †は全ての設備と適用するものとされるとともに、開拓までの通りとされては記載せず、のみ適合条件としてのみ記載する。 ○は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき記述を許さないことを示す。</p>
第58条：計装設備		起動制御モード	類型区分																																																																																																																																																																						
第1回 第1号	蓄電・発電・荷物 （条件の実現／抑制機能）	原子炉供給器内	A																																																																																																																																																																						
	貯水	(着火に発電を支障する)	—																																																																																																																																																																						
	海水	海水を通過しない	対象外																																																																																																																																																																						
	船外	(周辺機器等から影響) (周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																						
	電源の障害	(電源により機能が失われるおそれがない)	—																																																																																																																																																																						
	開通資料	第1-2配則図																																																																																																																																																																							
	操作性	操作手順	対象外																																																																																																																																																																						
	開通資料	—																																																																																																																																																																							
	試験・検査 (検査計、系統構成・外部入力)	計測制御装置	C																																																																																																																																																																						
	開通資料	第1-3試験及び検査																																																																																																																																																																							
第4回 第4号	起動手順	本業内用記として使用→切替手順	B/E																																																																																																																																																																						
	開通資料	第1-3系統図																																																																																																																																																																							
	蓄電装置	蓄電装置と同様の点検構成	A,d																																																																																																																																																																						
	その他（動物物）	対象外	対象外																																																																																																																																																																						
	開通資料	—																																																																																																																																																																							
	設備場所	操作不能	対象外																																																																																																																																																																						
	開通資料	—																																																																																																																																																																							
	第5回 第5号	第5回Aの内容	設計基準と実施の系統及び部位の合意等が十分	B																																																																																																																																																																					
		開通資料	第1-4首尾設定規格																																																																																																																																																																						
		実用の修正	(実用しない設備)	—																																																																																																																																																																					
開通資料		—																																																																																																																																																																							
火災 爆発 地震 津波 雷		環境条件、自然発生、人為事 件、漏水、大火、 サボート系故障 開通資料	A,a C,a 第1-2配則図、第1-3配則図																																																																																																																																																																						
第58条：計装設備		実用試験料（上）基準（初期）	実用試験料（下）	実用化																																																																																																																																																																					
第1回 第1号		蓄電・発電・荷物 （条件の実現／抑制機能）	（実用試験料（上）基準（初期）） （実用試験料（下）基準（初期）） （実用化） （実用化）	（実用化） （実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																				
		貯水	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																				
		海水	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																				
		船外	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																				
	電源の障害	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
	操作性	（操作手順）	（操作手順）	（操作手順）																																																																																																																																																																					
	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
	試験・検査 (検査計、系統構成・外部入力)	計測制御	I	（実用試験料（上）実用化） （実用試験料（下）実用化）																																																																																																																																																																					
	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
第4回 第4号	起動手順	（操作手順） （操作手順）	（操作手順） （操作手順）	（操作手順） （操作手順）																																																																																																																																																																					
	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
	蓄電装置	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
	その他（動物物）	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
	設備場所	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
	実用化の修正	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
	開通資料	（実用化） （実用化）	（実用化）	（実用化）																																																																																																																																																																					
	火災 爆発 地震 津波 雷	（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）	（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）	（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）	（実用化） （実用化） （実用化） （実用化） （実用化）																																																																																																																																																																				
中ボトモ装置	（実用化） （実用化）	（実用化） （実用化）	（実用化） （実用化）	（実用化） （実用化）																																																																																																																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																														
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1章：計装設備</th> <th>平均出力範囲等</th> <th>隔壁化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>電流・電圧・圧力 荷重 海水 海水を送らない 他設備からの影響 電源障害 間連資料</td> <td>原子炉格納容器内 (有効に機能を發揮する) 海水を送らない (周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない) (電源により機能が壊されない) 第-2 配管用</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>操作性 間連資料</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>遮断装置 操作性 間連資料</td> <td>遮断制御装置</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>操作元栓 間連資料</td> <td>本体の開閉として使用-切替不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>遮断装置 その他 間連資料</td> <td>遮断装置と同様の遮断装置 その他(無動力)</td> <td>A,d</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>遮断装置 間連資料</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>遮断装置 間連資料</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>遮断装置 間連資料</td> <td>遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>A,d</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>遮断装置 間連資料</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第11号</td> <td>遮断装置 間連資料</td> <td>遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第12号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>第13号</td> <td>遮断装置 間連資料</td> <td>遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	第1章：計装設備		平均出力範囲等	隔壁化区分	第1号	電流・電圧・圧力 荷重 海水 海水を送らない 他設備からの影響 電源障害 間連資料	原子炉格納容器内 (有効に機能を發揮する) 海水を送らない (周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない) (電源により機能が壊されない) 第-2 配管用	A	第2号	操作性 間連資料	操作不能	対象外	第3号	遮断装置 操作性 間連資料	遮断制御装置	C	第4号	操作元栓 間連資料	本体の開閉として使用-切替不能	対象外	第5号	遮断装置 その他 間連資料	遮断装置と同様の遮断装置 その他(無動力)	A,d	第6号	遮断装置 間連資料	操作不能	対象外	第7号	遮断装置 間連資料	操作不能	対象外	第8号	遮断装置 間連資料	遮断装置の構成 遮断装置の容量等	B	第9号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 遮断装置の容量等	A,d	第10号	遮断装置 間連資料	操作不能	対象外	第11号	遮断装置 間連資料	遮断装置の構成 遮断装置の容量等	B	第12号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 遮断装置の容量等	C	第13号	遮断装置 間連資料	遮断装置の構成 遮断装置の容量等	C	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1章：計装設備</th> <th>平均出力範囲等</th> <th>隔壁化区分</th> <th>隔壁化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第11号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第12号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> <tr> <td>第13号</td> <td>遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> <td>遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)</td> </tr> </tbody> </table>	第1章：計装設備		平均出力範囲等	隔壁化区分	隔壁化区分	第1号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第2号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第3号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第4号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第5号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第6号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第7号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第8号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第9号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第10号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第11号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第12号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	第13号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	<p>「記録は「各々実施地図(計画地図)」における隔壁化区分を示す。 「-」は既存の設備に適用するための記載であることを示し、既存ある場合は記載せず、新規導入分としてのみ記載する。 「/」は既存設備に分離することを示し、記載すべき記述がないことを示す。</p>
第1章：計装設備		平均出力範囲等	隔壁化区分																																																																																																																														
第1号	電流・電圧・圧力 荷重 海水 海水を送らない 他設備からの影響 電源障害 間連資料	原子炉格納容器内 (有効に機能を發揮する) 海水を送らない (周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない) (電源により機能が壊されない) 第-2 配管用	A																																																																																																																														
第2号	操作性 間連資料	操作不能	対象外																																																																																																																														
第3号	遮断装置 操作性 間連資料	遮断制御装置	C																																																																																																																														
第4号	操作元栓 間連資料	本体の開閉として使用-切替不能	対象外																																																																																																																														
第5号	遮断装置 その他 間連資料	遮断装置と同様の遮断装置 その他(無動力)	A,d																																																																																																																														
第6号	遮断装置 間連資料	操作不能	対象外																																																																																																																														
第7号	遮断装置 間連資料	操作不能	対象外																																																																																																																														
第8号	遮断装置 間連資料	遮断装置の構成 遮断装置の容量等	B																																																																																																																														
第9号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 遮断装置の容量等	A,d																																																																																																																														
第10号	遮断装置 間連資料	操作不能	対象外																																																																																																																														
第11号	遮断装置 間連資料	遮断装置の構成 遮断装置の容量等	B																																																																																																																														
第12号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 遮断装置の容量等	C																																																																																																																														
第13号	遮断装置 間連資料	遮断装置の構成 遮断装置の容量等	C																																																																																																																														
第1章：計装設備		平均出力範囲等	隔壁化区分	隔壁化区分																																																																																																																													
第1号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第2号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第3号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第4号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第5号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第6号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第7号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第8号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第9号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第10号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第11号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第12号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													
第13号	遮断装置 遮断装置の構成 遮断装置の容量等	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)	遮断装置の構成 (遮断装置の構成と遮断装置の容量等)																																																																																																																													

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	<p>■記載：計装設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備考</th> <th>アドミラル製海水栓（近距離）</th> <th>離型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境・深度・圧力 （貯水池の水位・射出管）</td> <td>原子炉建屋予期槽内</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>荷重 （取扱い機器を完備する）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海水 （海水を過度しない）</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熱浮遊水流の影響 （周囲の熱源等から熱浮遊水流により機器を未だそれがない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁的障害 （電磁波により機能が損なわれない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-3配線図</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性 （操作不能）</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査用） （被膜塗装・外筒入力）</td> <td>計測装置設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>SH-5試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替工作 （本家の用途として使用→切替工作）</td> <td>BL</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-4系端回</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾・運営 （船舶・浮遊物）</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-5 （周辺資料）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-6 （周辺資料）</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-7 （周辺資料）</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-8 （周辺資料）</td> <td>重大事件等への対応を本船の目的として記述するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-9 （周辺資料）</td> <td>SH-6、質量設定規則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-10 （周辺資料）</td> <td>直航の停止 （直航しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-11 （周辺資料）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-12 （周辺資料）</td> <td>直航 （環境条件、自然現象、人為条件、潮汐、太陽） サボートホルダ （代替材取扱い設備） 周辺資料 SH-13 （周辺資料）</td> <td>SH-10 （代替材取扱い設備） SH-11 （代替材取扱い設備） SH-12 （代替材取扱い設備） SH-13 （代替材取扱い設備）</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-14 （周辺資料）</td> <td>SH-10 （代替材取扱い設備） SH-11 （代替材取扱い設備） SH-12 （代替材取扱い設備） SH-13 （代替材取扱い設備）</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-15 （周辺資料）</td> <td>SH-12 （代替材取扱い設備） SH-13 （代替材取扱い設備）</td> <td>SH-14 （代替材取扱い設備） SH-15 （代替材取扱い設備）</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-16 （周辺資料）</td> <td>SH-13 （代替材取扱い設備）</td> <td>SH-15 （代替材取扱い設備）</td> <td>Cb</td> </tr> </tbody> </table>	備考	アドミラル製海水栓（近距離）	離型化区分	環境・深度・圧力 （貯水池の水位・射出管）	原子炉建屋予期槽内	日	荷重 （取扱い機器を完備する）	—		海水 （海水を過度しない）	対象外		熱浮遊水流の影響 （周囲の熱源等から熱浮遊水流により機器を未だそれがない）	—		電磁的障害 （電磁波により機能が損なわれない）	—		周辺資料 SH-3配線図	—		操作性 （操作不能）	対象外		周辺資料	—		試験・検査 （検査用） （被膜塗装・外筒入力）	計測装置設備	K	周辺資料	SH-5試験及び検査		切替工作 （本家の用途として使用→切替工作）	BL		周辺資料 SH-4系端回	—		港湾・運営 （船舶・浮遊物）	対象外		周辺資料 SH-5 （周辺資料）	—		周辺資料 SH-6 （周辺資料）	対象外		周辺資料 SH-7 （周辺資料）	操作手順	対象外	周辺資料	—		周辺資料 SH-8 （周辺資料）	重大事件等への対応を本船の目的として記述するもの	A	周辺資料 SH-9 （周辺資料）	SH-6、質量設定規則		周辺資料 SH-10 （周辺資料）	直航の停止 （直航しない設備）	—	周辺資料 SH-11 （周辺資料）	—		周辺資料 SH-12 （周辺資料）	直航 （環境条件、自然現象、人為条件、潮汐、太陽） サボートホルダ （代替材取扱い設備） 周辺資料 SH-13 （周辺資料）	SH-10 （代替材取扱い設備） SH-11 （代替材取扱い設備） SH-12 （代替材取扱い設備） SH-13 （代替材取扱い設備）	Aa	周辺資料 SH-14 （周辺資料）	SH-10 （代替材取扱い設備） SH-11 （代替材取扱い設備） SH-12 （代替材取扱い設備） SH-13 （代替材取扱い設備）	Ca	周辺資料 SH-15 （周辺資料）	SH-12 （代替材取扱い設備） SH-13 （代替材取扱い設備）	SH-14 （代替材取扱い設備） SH-15 （代替材取扱い設備）	Ba	周辺資料 SH-16 （周辺資料）	SH-13 （代替材取扱い設備）	SH-15 （代替材取扱い設備）	Cb	<p>■記載：計装設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備考</th> <th>SH-16、計装装置II</th> <th>離型化区分</th> <th>周辺資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺資料 SH-17 （周辺資料）</td> <td>周辺資料、周辺環境 （周辺環境）</td> <td>SH-16 （周辺環境）</td> <td>SH-17 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-18 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-17 （周辺環境）</td> <td>SH-18 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-19 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-18 （周辺環境）</td> <td>SH-19 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-20 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-19 （周辺環境）</td> <td>SH-20 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-21 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-20 （周辺環境）</td> <td>SH-21 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-22 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-21 （周辺環境）</td> <td>SH-22 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-23 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-22 （周辺環境）</td> <td>SH-23 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-24 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-23 （周辺環境）</td> <td>SH-24 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-25 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-24 （周辺環境）</td> <td>SH-25 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-26 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-25 （周辺環境）</td> <td>SH-26 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-27 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-26 （周辺環境）</td> <td>SH-27 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-28 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-27 （周辺環境）</td> <td>SH-28 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-29 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-28 （周辺環境）</td> <td>SH-29 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-30 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-29 （周辺環境）</td> <td>SH-30 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-31 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-30 （周辺環境）</td> <td>SH-31 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-32 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-31 （周辺環境）</td> <td>SH-32 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-33 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-32 （周辺環境）</td> <td>SH-33 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-34 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-33 （周辆環境）</td> <td>SH-34 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-35 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-34 （周辺環境）</td> <td>SH-35 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-36 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-35 （周辺環境）</td> <td>SH-36 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-37 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-36 （周辺環境）</td> <td>SH-37 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-38 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-37 （周辺環境）</td> <td>SH-38 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-39 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-38 （周辺環境）</td> <td>SH-39 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-40 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-39 （周辆環境）</td> <td>SH-40 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-41 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-40 （周辺環境）</td> <td>SH-41 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-42 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-41 （周辺環境）</td> <td>SH-42 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-43 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-42 （周辺環境）</td> <td>SH-43 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-44 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-43 （周辆環境）</td> <td>SH-44 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-45 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-44 （周辺環境）</td> <td>SH-45 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-46 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-45 （周辺環境）</td> <td>SH-46 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-47 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-46 （周辺環境）</td> <td>SH-47 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-48 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-47 （周辺環境）</td> <td>SH-48 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-49 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-48 （周辺環境）</td> <td>SH-49 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-50 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-49 （周辆環境）</td> <td>SH-50 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-51 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-50 （周辺環境）</td> <td>SH-51 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-52 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-51 （周辺環境）</td> <td>SH-52 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-53 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-52 （周辺環境）</td> <td>SH-53 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-54 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-53 （周辺環境）</td> <td>SH-54 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-55 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-54 （周辆環境）</td> <td>SH-55 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-56 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-55 （周辺環境）</td> <td>SH-56 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-57 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-56 （周辺環境）</td> <td>SH-57 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-58 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-57 （周辺環境）</td> <td>SH-58 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-59 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-58 （周辺環境）</td> <td>SH-59 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-60 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-59 （周辺環境）</td> <td>SH-60 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-61 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-60 （周辆環境）</td> <td>SH-61 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-62 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-61 （周辺環境）</td> <td>SH-62 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-63 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-62 （周辺環境）</td> <td>SH-63 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-64 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-63 （周辺環境）</td> <td>SH-64 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-65 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-64 （周辺環境）</td> <td>SH-65 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-66 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-65 （周辆環境）</td> <td>SH-66 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-67 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-66 （周辺環境）</td> <td>SH-67 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-68 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-67 （周辺環境）</td> <td>SH-68 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-69 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-68 （周辆環境）</td> <td>SH-69 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-70 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-69 （周辺環境）</td> <td>SH-70 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-71 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-70 （周辆環境）</td> <td>SH-71 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-72 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-71 （周辺環境）</td> <td>SH-72 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-73 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-72 （周辆環境）</td> <td>SH-73 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-74 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-73 （周辺環境）</td> <td>SH-74 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-75 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-74 （周辆環境）</td> <td>SH-75 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-76 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-75 （周辺環境）</td> <td>SH-76 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-77 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-76 （周辆環境）</td> <td>SH-77 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-78 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-77 （周辺環境）</td> <td>SH-78 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-79 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-78 （周辆環境）</td> <td>SH-79 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-80 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-79 （周辺環境）</td> <td>SH-80 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-81 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-80 （周辆環境）</td> <td>SH-81 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-82 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-81 （周辺環境）</td> <td>SH-82 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-83 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-82 （周辆環境）</td> <td>SH-83 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-84 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-83 （周辺環境）</td> <td>SH-84 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-85 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-84 （周辆環境）</td> <td>SH-85 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-86 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-85 （周辺環境）</td> <td>SH-86 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-87 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-86 （周辆環境）</td> <td>SH-87 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-88 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-87 （周辺環境）</td> <td>SH-88 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-89 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-88 （周辆環境）</td> <td>SH-89 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-90 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-89 （周辺環境）</td> <td>SH-90 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-91 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-90 （周辆環境）</td> <td>SH-91 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-92 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-91 （周辺環境）</td> <td>SH-92 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-93 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-92 （周辆環境）</td> <td>SH-93 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-94 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-93 （周辺環境）</td> <td>SH-94 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-95 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-94 （周辆環境）</td> <td>SH-95 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-96 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-95 （周辺環境）</td> <td>SH-96 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-97 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-96 （周辆環境）</td> <td>SH-97 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-98 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-97 （周辺環境）</td> <td>SH-98 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-99 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-98 （周辆環境）</td> <td>SH-99 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-100 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-99 （周辺環境）</td> <td>SH-100 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-101 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-100 （周辆環境）</td> <td>SH-101 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-102 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-101 （周辺環境）</td> <td>SH-102 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-103 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-102 （周辆環境）</td> <td>SH-103 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-104 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-103 （周辺環境）</td> <td>SH-104 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-105 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-104 （周辆環境）</td> <td>SH-105 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-106 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-105 （周辺環境）</td> <td>SH-106 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-107 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-106 （周辆環境）</td> <td>SH-107 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-108 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-107 （周辺環境）</td> <td>SH-108 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-109 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-108 （周辆環境）</td> <td>SH-109 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-110 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-109 （周辺環境）</td> <td>SH-110 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-111 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-110 （周辆環境）</td> <td>SH-111 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-112 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-111 （周辺環境）</td> <td>SH-112 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-113 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-112 （周辆環境）</td> <td>SH-113 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-114 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-113 （周辺環境）</td> <td>SH-114 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-115 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-114 （周辆環境）</td> <td>SH-115 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-116 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-115 （周辺環境）</td> <td>SH-116 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-117 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-116 （周辆環境）</td> <td>SH-117 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-118 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-117 （周辺環境）</td> <td>SH-118 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-119 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-118 （周辆環境）</td> <td>SH-119 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-120 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-119 （周辺環境）</td> <td>SH-120 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-121 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-120 （周辆環境）</td> <td>SH-121 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-122 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-121 （周辺環境）</td> <td>SH-122 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-123 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-122 （周辆環境）</td> <td>SH-123 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-124 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-123 （周辺環境）</td> <td>SH-124 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-125 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-124 （周辆環境）</td> <td>SH-125 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-126 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-125 （周辺環境）</td> <td>SH-126 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-127 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-126 （周辆環境）</td> <td>SH-127 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-128 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-127 （周辺環境）</td> <td>SH-128 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-129 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-128 （周辆環境）</td> <td>SH-129 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-130 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-129 （周辺環境）</td> <td>SH-130 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-131 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</td> <td>SH-130 （周辆環境）</td> <td>SH-131 （周辺環境）</td> </tr> <tr> <td>周辺資料 SH-132 （周辺資料）</td> <td>周辺資料 （周辺環境）</</td></tr></tbody></table>	備考	SH-16、計装装置II	離型化区分	周辺資料	周辺資料 SH-17 （周辺資料）	周辺資料、周辺環境 （周辺環境）	SH-16 （周辺環境）	SH-17 （周辺環境）	周辺資料 SH-18 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-17 （周辺環境）	SH-18 （周辺環境）	周辺資料 SH-19 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-18 （周辺環境）	SH-19 （周辺環境）	周辺資料 SH-20 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-19 （周辺環境）	SH-20 （周辺環境）	周辺資料 SH-21 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-20 （周辺環境）	SH-21 （周辺環境）	周辺資料 SH-22 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-21 （周辺環境）	SH-22 （周辺環境）	周辺資料 SH-23 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-22 （周辺環境）	SH-23 （周辺環境）	周辺資料 SH-24 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-23 （周辺環境）	SH-24 （周辺環境）	周辺資料 SH-25 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-24 （周辺環境）	SH-25 （周辺環境）	周辺資料 SH-26 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-25 （周辺環境）	SH-26 （周辺環境）	周辺資料 SH-27 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-26 （周辺環境）	SH-27 （周辺環境）	周辺資料 SH-28 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-27 （周辺環境）	SH-28 （周辺環境）	周辺資料 SH-29 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-28 （周辺環境）	SH-29 （周辺環境）	周辺資料 SH-30 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-29 （周辺環境）	SH-30 （周辺環境）	周辺資料 SH-31 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-30 （周辺環境）	SH-31 （周辺環境）	周辺資料 SH-32 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-31 （周辺環境）	SH-32 （周辺環境）	周辺資料 SH-33 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-32 （周辺環境）	SH-33 （周辺環境）	周辺資料 SH-34 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-33 （周辆環境）	SH-34 （周辺環境）	周辺資料 SH-35 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-34 （周辺環境）	SH-35 （周辺環境）	周辺資料 SH-36 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-35 （周辺環境）	SH-36 （周辺環境）	周辺資料 SH-37 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-36 （周辺環境）	SH-37 （周辺環境）	周辺資料 SH-38 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-37 （周辺環境）	SH-38 （周辺環境）	周辺資料 SH-39 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-38 （周辺環境）	SH-39 （周辺環境）	周辺資料 SH-40 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-39 （周辆環境）	SH-40 （周辺環境）	周辺資料 SH-41 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-40 （周辺環境）	SH-41 （周辺環境）	周辺資料 SH-42 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-41 （周辺環境）	SH-42 （周辺環境）	周辺資料 SH-43 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-42 （周辺環境）	SH-43 （周辺環境）	周辺資料 SH-44 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-43 （周辆環境）	SH-44 （周辺環境）	周辺資料 SH-45 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-44 （周辺環境）	SH-45 （周辺環境）	周辺資料 SH-46 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-45 （周辺環境）	SH-46 （周辺環境）	周辺資料 SH-47 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-46 （周辺環境）	SH-47 （周辺環境）	周辺資料 SH-48 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-47 （周辺環境）	SH-48 （周辺環境）	周辺資料 SH-49 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-48 （周辺環境）	SH-49 （周辺環境）	周辺資料 SH-50 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-49 （周辆環境）	SH-50 （周辺環境）	周辺資料 SH-51 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-50 （周辺環境）	SH-51 （周辺環境）	周辺資料 SH-52 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-51 （周辺環境）	SH-52 （周辺環境）	周辺資料 SH-53 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-52 （周辺環境）	SH-53 （周辺環境）	周辺資料 SH-54 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-53 （周辺環境）	SH-54 （周辺環境）	周辺資料 SH-55 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-54 （周辆環境）	SH-55 （周辺環境）	周辺資料 SH-56 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-55 （周辺環境）	SH-56 （周辺環境）	周辺資料 SH-57 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-56 （周辺環境）	SH-57 （周辺環境）	周辺資料 SH-58 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-57 （周辺環境）	SH-58 （周辺環境）	周辺資料 SH-59 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-58 （周辺環境）	SH-59 （周辺環境）	周辺資料 SH-60 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-59 （周辺環境）	SH-60 （周辺環境）	周辺資料 SH-61 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-60 （周辆環境）	SH-61 （周辺環境）	周辺資料 SH-62 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-61 （周辺環境）	SH-62 （周辺環境）	周辺資料 SH-63 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-62 （周辺環境）	SH-63 （周辺環境）	周辺資料 SH-64 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-63 （周辺環境）	SH-64 （周辺環境）	周辺資料 SH-65 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-64 （周辺環境）	SH-65 （周辺環境）	周辺資料 SH-66 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-65 （周辆環境）	SH-66 （周辺環境）	周辺資料 SH-67 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-66 （周辺環境）	SH-67 （周辺環境）	周辺資料 SH-68 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-67 （周辺環境）	SH-68 （周辺環境）	周辺資料 SH-69 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-68 （周辆環境）	SH-69 （周辺環境）	周辺資料 SH-70 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-69 （周辺環境）	SH-70 （周辺環境）	周辺資料 SH-71 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-70 （周辆環境）	SH-71 （周辺環境）	周辺資料 SH-72 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-71 （周辺環境）	SH-72 （周辺環境）	周辺資料 SH-73 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-72 （周辆環境）	SH-73 （周辺環境）	周辺資料 SH-74 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-73 （周辺環境）	SH-74 （周辺環境）	周辺資料 SH-75 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-74 （周辆環境）	SH-75 （周辺環境）	周辺資料 SH-76 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-75 （周辺環境）	SH-76 （周辺環境）	周辺資料 SH-77 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-76 （周辆環境）	SH-77 （周辺環境）	周辺資料 SH-78 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-77 （周辺環境）	SH-78 （周辺環境）	周辺資料 SH-79 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-78 （周辆環境）	SH-79 （周辺環境）	周辺資料 SH-80 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-79 （周辺環境）	SH-80 （周辺環境）	周辺資料 SH-81 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-80 （周辆環境）	SH-81 （周辺環境）	周辺資料 SH-82 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-81 （周辺環境）	SH-82 （周辺環境）	周辺資料 SH-83 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-82 （周辆環境）	SH-83 （周辺環境）	周辺資料 SH-84 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-83 （周辺環境）	SH-84 （周辺環境）	周辺資料 SH-85 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-84 （周辆環境）	SH-85 （周辺環境）	周辺資料 SH-86 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-85 （周辺環境）	SH-86 （周辺環境）	周辺資料 SH-87 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-86 （周辆環境）	SH-87 （周辺環境）	周辺資料 SH-88 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-87 （周辺環境）	SH-88 （周辺環境）	周辺資料 SH-89 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-88 （周辆環境）	SH-89 （周辺環境）	周辺資料 SH-90 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-89 （周辺環境）	SH-90 （周辺環境）	周辺資料 SH-91 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-90 （周辆環境）	SH-91 （周辺環境）	周辺資料 SH-92 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-91 （周辺環境）	SH-92 （周辺環境）	周辺資料 SH-93 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-92 （周辆環境）	SH-93 （周辺環境）	周辺資料 SH-94 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-93 （周辺環境）	SH-94 （周辺環境）	周辺資料 SH-95 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-94 （周辆環境）	SH-95 （周辺環境）	周辺資料 SH-96 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-95 （周辺環境）	SH-96 （周辺環境）	周辺資料 SH-97 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-96 （周辆環境）	SH-97 （周辺環境）	周辺資料 SH-98 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-97 （周辺環境）	SH-98 （周辺環境）	周辺資料 SH-99 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-98 （周辆環境）	SH-99 （周辺環境）	周辺資料 SH-100 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-99 （周辺環境）	SH-100 （周辺環境）	周辺資料 SH-101 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-100 （周辆環境）	SH-101 （周辺環境）	周辺資料 SH-102 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-101 （周辺環境）	SH-102 （周辺環境）	周辺資料 SH-103 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-102 （周辆環境）	SH-103 （周辺環境）	周辺資料 SH-104 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-103 （周辺環境）	SH-104 （周辺環境）	周辺資料 SH-105 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-104 （周辆環境）	SH-105 （周辺環境）	周辺資料 SH-106 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-105 （周辺環境）	SH-106 （周辺環境）	周辺資料 SH-107 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-106 （周辆環境）	SH-107 （周辺環境）	周辺資料 SH-108 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-107 （周辺環境）	SH-108 （周辺環境）	周辺資料 SH-109 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-108 （周辆環境）	SH-109 （周辺環境）	周辺資料 SH-110 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-109 （周辺環境）	SH-110 （周辺環境）	周辺資料 SH-111 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-110 （周辆環境）	SH-111 （周辺環境）	周辺資料 SH-112 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-111 （周辺環境）	SH-112 （周辺環境）	周辺資料 SH-113 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-112 （周辆環境）	SH-113 （周辺環境）	周辺資料 SH-114 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-113 （周辺環境）	SH-114 （周辺環境）	周辺資料 SH-115 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-114 （周辆環境）	SH-115 （周辺環境）	周辺資料 SH-116 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-115 （周辺環境）	SH-116 （周辺環境）	周辺資料 SH-117 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-116 （周辆環境）	SH-117 （周辺環境）	周辺資料 SH-118 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-117 （周辺環境）	SH-118 （周辺環境）	周辺資料 SH-119 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-118 （周辆環境）	SH-119 （周辺環境）	周辺資料 SH-120 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-119 （周辺環境）	SH-120 （周辺環境）	周辺資料 SH-121 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-120 （周辆環境）	SH-121 （周辺環境）	周辺資料 SH-122 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-121 （周辺環境）	SH-122 （周辺環境）	周辺資料 SH-123 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-122 （周辆環境）	SH-123 （周辺環境）	周辺資料 SH-124 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-123 （周辺環境）	SH-124 （周辺環境）	周辺資料 SH-125 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-124 （周辆環境）	SH-125 （周辺環境）	周辺資料 SH-126 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-125 （周辺環境）	SH-126 （周辺環境）	周辺資料 SH-127 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-126 （周辆環境）	SH-127 （周辺環境）	周辺資料 SH-128 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-127 （周辺環境）	SH-128 （周辺環境）	周辺資料 SH-129 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-128 （周辆環境）	SH-129 （周辺環境）	周辺資料 SH-130 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-129 （周辺環境）	SH-130 （周辺環境）	周辺資料 SH-131 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-130 （周辆環境）	SH-131 （周辺環境）	周辺資料 SH-132 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）</
備考	アドミラル製海水栓（近距離）	離型化区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
環境・深度・圧力 （貯水池の水位・射出管）	原子炉建屋予期槽内	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
荷重 （取扱い機器を完備する）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
海水 （海水を過度しない）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
熱浮遊水流の影響 （周囲の熱源等から熱浮遊水流により機器を未だそれがない）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
電磁的障害 （電磁波により機能が損なわれない）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
周辺資料 SH-3配線図	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
操作性 （操作不能）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
周辺資料	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
試験・検査 （検査用） （被膜塗装・外筒入力）	計測装置設備	K																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
周辺資料	SH-5試験及び検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
切替工作 （本家の用途として使用→切替工作）	BL																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
周辺資料 SH-4系端回	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
港湾・運営 （船舶・浮遊物）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
周辺資料 SH-5 （周辺資料）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
周辺資料 SH-6 （周辺資料）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
周辺資料 SH-7 （周辺資料）	操作手順	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
周辺資料	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
周辺資料 SH-8 （周辺資料）	重大事件等への対応を本船の目的として記述するもの	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
周辺資料 SH-9 （周辺資料）	SH-6、質量設定規則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
周辺資料 SH-10 （周辺資料）	直航の停止 （直航しない設備）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
周辺資料 SH-11 （周辺資料）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
周辺資料 SH-12 （周辺資料）	直航 （環境条件、自然現象、人為条件、潮汐、太陽） サボートホルダ （代替材取扱い設備） 周辺資料 SH-13 （周辺資料）	SH-10 （代替材取扱い設備） SH-11 （代替材取扱い設備） SH-12 （代替材取扱い設備） SH-13 （代替材取扱い設備）	Aa																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-14 （周辺資料）	SH-10 （代替材取扱い設備） SH-11 （代替材取扱い設備） SH-12 （代替材取扱い設備） SH-13 （代替材取扱い設備）	Ca																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
周辺資料 SH-15 （周辺資料）	SH-12 （代替材取扱い設備） SH-13 （代替材取扱い設備）	SH-14 （代替材取扱い設備） SH-15 （代替材取扱い設備）	Ba																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-16 （周辺資料）	SH-13 （代替材取扱い設備）	SH-15 （代替材取扱い設備）	Cb																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
備考	SH-16、計装装置II	離型化区分	周辺資料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-17 （周辺資料）	周辺資料、周辺環境 （周辺環境）	SH-16 （周辺環境）	SH-17 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-18 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-17 （周辺環境）	SH-18 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-19 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-18 （周辺環境）	SH-19 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-20 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-19 （周辺環境）	SH-20 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-21 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-20 （周辺環境）	SH-21 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-22 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-21 （周辺環境）	SH-22 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-23 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-22 （周辺環境）	SH-23 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-24 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-23 （周辺環境）	SH-24 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-25 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-24 （周辺環境）	SH-25 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-26 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-25 （周辺環境）	SH-26 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-27 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-26 （周辺環境）	SH-27 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-28 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-27 （周辺環境）	SH-28 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-29 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-28 （周辺環境）	SH-29 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-30 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-29 （周辺環境）	SH-30 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-31 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-30 （周辺環境）	SH-31 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-32 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-31 （周辺環境）	SH-32 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-33 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-32 （周辺環境）	SH-33 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-34 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-33 （周辆環境）	SH-34 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-35 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-34 （周辺環境）	SH-35 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-36 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-35 （周辺環境）	SH-36 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-37 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-36 （周辺環境）	SH-37 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-38 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-37 （周辺環境）	SH-38 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-39 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-38 （周辺環境）	SH-39 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-40 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-39 （周辆環境）	SH-40 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-41 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-40 （周辺環境）	SH-41 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-42 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-41 （周辺環境）	SH-42 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-43 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-42 （周辺環境）	SH-43 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-44 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-43 （周辆環境）	SH-44 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-45 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-44 （周辺環境）	SH-45 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-46 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-45 （周辺環境）	SH-46 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-47 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-46 （周辺環境）	SH-47 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-48 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-47 （周辺環境）	SH-48 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-49 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-48 （周辺環境）	SH-49 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-50 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-49 （周辆環境）	SH-50 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-51 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-50 （周辺環境）	SH-51 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-52 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-51 （周辺環境）	SH-52 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-53 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-52 （周辺環境）	SH-53 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-54 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-53 （周辺環境）	SH-54 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-55 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-54 （周辆環境）	SH-55 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-56 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-55 （周辺環境）	SH-56 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-57 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-56 （周辺環境）	SH-57 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-58 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-57 （周辺環境）	SH-58 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-59 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-58 （周辺環境）	SH-59 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-60 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-59 （周辺環境）	SH-60 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-61 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-60 （周辆環境）	SH-61 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-62 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-61 （周辺環境）	SH-62 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-63 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-62 （周辺環境）	SH-63 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-64 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-63 （周辺環境）	SH-64 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-65 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-64 （周辺環境）	SH-65 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-66 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-65 （周辆環境）	SH-66 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-67 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-66 （周辺環境）	SH-67 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-68 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-67 （周辺環境）	SH-68 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-69 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-68 （周辆環境）	SH-69 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-70 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-69 （周辺環境）	SH-70 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-71 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-70 （周辆環境）	SH-71 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-72 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-71 （周辺環境）	SH-72 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-73 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-72 （周辆環境）	SH-73 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-74 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-73 （周辺環境）	SH-74 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-75 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-74 （周辆環境）	SH-75 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-76 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-75 （周辺環境）	SH-76 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-77 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-76 （周辆環境）	SH-77 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-78 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-77 （周辺環境）	SH-78 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-79 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-78 （周辆環境）	SH-79 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-80 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-79 （周辺環境）	SH-80 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-81 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-80 （周辆環境）	SH-81 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-82 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-81 （周辺環境）	SH-82 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-83 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-82 （周辆環境）	SH-83 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-84 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-83 （周辺環境）	SH-84 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-85 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-84 （周辆環境）	SH-85 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-86 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-85 （周辺環境）	SH-86 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-87 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-86 （周辆環境）	SH-87 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-88 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-87 （周辺環境）	SH-88 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-89 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-88 （周辆環境）	SH-89 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-90 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-89 （周辺環境）	SH-90 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-91 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-90 （周辆環境）	SH-91 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-92 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-91 （周辺環境）	SH-92 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-93 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-92 （周辆環境）	SH-93 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-94 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-93 （周辺環境）	SH-94 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-95 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-94 （周辆環境）	SH-95 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-96 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-95 （周辺環境）	SH-96 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-97 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-96 （周辆環境）	SH-97 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-98 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-97 （周辺環境）	SH-98 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-99 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-98 （周辆環境）	SH-99 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-100 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-99 （周辺環境）	SH-100 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-101 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-100 （周辆環境）	SH-101 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-102 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-101 （周辺環境）	SH-102 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-103 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-102 （周辆環境）	SH-103 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-104 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-103 （周辺環境）	SH-104 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-105 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-104 （周辆環境）	SH-105 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-106 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-105 （周辺環境）	SH-106 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-107 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-106 （周辆環境）	SH-107 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-108 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-107 （周辺環境）	SH-108 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-109 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-108 （周辆環境）	SH-109 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-110 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-109 （周辺環境）	SH-110 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-111 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-110 （周辆環境）	SH-111 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-112 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-111 （周辺環境）	SH-112 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-113 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-112 （周辆環境）	SH-113 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-114 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-113 （周辺環境）	SH-114 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-115 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-114 （周辆環境）	SH-115 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-116 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-115 （周辺環境）	SH-116 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-117 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-116 （周辆環境）	SH-117 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-118 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-117 （周辺環境）	SH-118 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-119 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-118 （周辆環境）	SH-119 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-120 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-119 （周辺環境）	SH-120 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-121 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-120 （周辆環境）	SH-121 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-122 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-121 （周辺環境）	SH-122 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-123 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-122 （周辆環境）	SH-123 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-124 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-123 （周辺環境）	SH-124 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-125 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-124 （周辆環境）	SH-125 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-126 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-125 （周辺環境）	SH-126 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-127 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-126 （周辆環境）	SH-127 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-128 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-127 （周辺環境）	SH-128 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-129 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-128 （周辆環境）	SH-129 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-130 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-129 （周辺環境）	SH-130 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-131 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）	SH-130 （周辆環境）	SH-131 （周辺環境）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
周辺資料 SH-132 （周辺資料）	周辺資料 （周辺環境）</																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第38条：計装設備</th> <th>アイネク装備未収録</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1章 環境条件 作業 荷重 海水 おけ 健全性 耐震的 耐熱的 耐候性 耐火性 周辺資料</td> <td>温度・湿度・圧力 屋外の天候／放射線 荷重 (初期)機能を喪失する) 海水 海水を過水しない 船底構造等による影響により機能を失う(それがない) (運転時等により機能が損なわれるなり) 周邊資料 第1-2 配置図</td> <td>原子炉建屋内側内 (初期)機能を喪失する) 海水 海水を過水しない 船底構造等による影響により機能を失う(それがない) (運転時等により機能が損なわれるなり) 周邊資料 第1-2 配置図</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>知能外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (試験構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>周邊資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替冗長性</td> <td>手動の切換として使用～切替手順</td> <td>B D</td> </tr> <tr> <td>周邊資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮蔽設計 影響 防止 改正 周辺資料</td> <td>その他 その他(別種類) 周邊資料</td> <td>A e 知能外 —</td> </tr> <tr> <td>計装場所 周辺資料</td> <td>操作手順</td> <td>知能外</td> </tr> <tr> <td>第2章 定期SAの内容 周辺資料</td> <td>重大事故への対応を本末の目的として記載するもの 第9-6 定期設定情報 其他の禁止 (使用しない設備) 周辺資料</td> <td>A — —</td> </tr> <tr> <td>第3章 因縁 機器 周辺資料</td> <td>正常運行 自然災害・人為事故 海水・大気 サボーネ装置 対象(サボーネあり)～異なる駆動方式の周辺 周辺資料 第1-2 年度計画、D-1 配置図</td> <td>A a C a —</td> </tr> </tbody> </table>	第38条：計装設備		アイネク装備未収録	類型化区分	第1章 環境条件 作業 荷重 海水 おけ 健全性 耐震的 耐熱的 耐候性 耐火性 周辺資料	温度・湿度・圧力 屋外の天候／放射線 荷重 (初期)機能を喪失する) 海水 海水を過水しない 船底構造等による影響により機能を失う(それがない) (運転時等により機能が損なわれるなり) 周邊資料 第1-2 配置図	原子炉建屋内側内 (初期)機能を喪失する) 海水 海水を過水しない 船底構造等による影響により機能を失う(それがない) (運転時等により機能が損なわれるなり) 周邊資料 第1-2 配置図	日	操作性	操作不能	知能外	周辺資料	—	—	試験・検査 (試験構成・外部入力)	計測制御設備	K	周邊資料	第1-3 試験及び検査	—	切替冗長性	手動の切換として使用～切替手順	B D	周邊資料	第1-4 系統図	—	遮蔽設計 影響 防止 改正 周辺資料	その他 その他(別種類) 周邊資料	A e 知能外 —	計装場所 周辺資料	操作手順	知能外	第2章 定期SAの内容 周辺資料	重大事故への対応を本末の目的として記載するもの 第9-6 定期設定情報 其他の禁止 (使用しない設備) 周辺資料	A — —	第3章 因縁 機器 周辺資料	正常運行 自然災害・人為事故 海水・大気 サボーネ装置 対象(サボーネあり)～異なる駆動方式の周辺 周辺資料 第1-2 年度計画、D-1 配置図	A a C a —	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第38条：計装設備</th> <th>A: B-1基盤タービンモータコンボ解説</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1章 環境条件 作業 荷重 海水 おけ 健全性 耐震的 耐熱的 耐候性 耐火性 周辺資料</td> <td>操作性</td> <td>原子炉建屋内側内 (初期)機能を喪失する) 海水 海水を過水しない 船底構造等による影響により機能を失う(それがない) (運転時等により機能が損なわれるなり) 周邊資料 第1-2 配置図</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>操作不能</td> <td>知能外</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (試験構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替冗長性</td> <td>手動の切換として使用～切替手順</td> <td>知能外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮蔽設計 影響 防止 改正 周辺資料</td> <td>その他 その他(別種類) 周辺資料</td> <td>A f （運転手順）</td> </tr> <tr> <td>計装場所 周辺資料</td> <td>操作手順</td> <td>知能外 （運転手順）</td> </tr> <tr> <td>第2章 定期SAの内容 周辺資料</td> <td>定期SAの内容 定期SAの内容 其他の禁止 (使用しない設備) 周辺資料</td> <td>A A —</td> </tr> <tr> <td>第3章 因縁 機器 周辺資料</td> <td>正常運行 自然災害・人為事故 海水・大気 サボーネ装置 対象(サボーネあり)～異なる駆動方式の周辺 周辺資料 第1-2 年度計画、D-1 配置図</td> <td>A a C a —</td> </tr> </tbody> </table>	第38条：計装設備		A: B-1基盤タービンモータコンボ解説	類型化区分	第1章 環境条件 作業 荷重 海水 おけ 健全性 耐震的 耐熱的 耐候性 耐火性 周辺資料	操作性	原子炉建屋内側内 (初期)機能を喪失する) 海水 海水を過水しない 船底構造等による影響により機能を失う(それがない) (運転時等により機能が損なわれるなり) 周邊資料 第1-2 配置図	日	周辺資料	操作不能	知能外	試験・検査 (試験構成・外部入力)	計測制御設備	I	周辺資料	第1-3 試験及び検査	—	切替冗長性	手動の切換として使用～切替手順	知能外	周辺資料	第1-4 系統図	—	遮蔽設計 影響 防止 改正 周辺資料	その他 その他(別種類) 周辺資料	A f （運転手順）	計装場所 周辺資料	操作手順	知能外 （運転手順）	第2章 定期SAの内容 周辺資料	定期SAの内容 定期SAの内容 其他の禁止 (使用しない設備) 周辺資料	A A —	第3章 因縁 機器 周辺資料	正常運行 自然災害・人為事故 海水・大気 サボーネ装置 対象(サボーネあり)～異なる駆動方式の周辺 周辺資料 第1-2 年度計画、D-1 配置図	A a C a —	
第38条：計装設備		アイネク装備未収録	類型化区分																																																																									
第1章 環境条件 作業 荷重 海水 おけ 健全性 耐震的 耐熱的 耐候性 耐火性 周辺資料	温度・湿度・圧力 屋外の天候／放射線 荷重 (初期)機能を喪失する) 海水 海水を過水しない 船底構造等による影響により機能を失う(それがない) (運転時等により機能が損なわれるなり) 周邊資料 第1-2 配置図	原子炉建屋内側内 (初期)機能を喪失する) 海水 海水を過水しない 船底構造等による影響により機能を失う(それがない) (運転時等により機能が損なわれるなり) 周邊資料 第1-2 配置図	日																																																																									
	操作性	操作不能	知能外																																																																									
	周辺資料	—	—																																																																									
	試験・検査 (試験構成・外部入力)	計測制御設備	K																																																																									
	周邊資料	第1-3 試験及び検査	—																																																																									
	切替冗長性	手動の切換として使用～切替手順	B D																																																																									
	周邊資料	第1-4 系統図	—																																																																									
	遮蔽設計 影響 防止 改正 周辺資料	その他 その他(別種類) 周邊資料	A e 知能外 —																																																																									
	計装場所 周辺資料	操作手順	知能外																																																																									
	第2章 定期SAの内容 周辺資料	重大事故への対応を本末の目的として記載するもの 第9-6 定期設定情報 其他の禁止 (使用しない設備) 周辺資料	A — —																																																																									
第3章 因縁 機器 周辺資料	正常運行 自然災害・人為事故 海水・大気 サボーネ装置 対象(サボーネあり)～異なる駆動方式の周辺 周辺資料 第1-2 年度計画、D-1 配置図	A a C a —																																																																										
第38条：計装設備		A: B-1基盤タービンモータコンボ解説	類型化区分																																																																									
第1章 環境条件 作業 荷重 海水 おけ 健全性 耐震的 耐熱的 耐候性 耐火性 周辺資料	操作性	原子炉建屋内側内 (初期)機能を喪失する) 海水 海水を過水しない 船底構造等による影響により機能を失う(それがない) (運転時等により機能が損なわれるなり) 周邊資料 第1-2 配置図	日																																																																									
	周辺資料	操作不能	知能外																																																																									
	試験・検査 (試験構成・外部入力)	計測制御設備	I																																																																									
	周辺資料	第1-3 試験及び検査	—																																																																									
	切替冗長性	手動の切換として使用～切替手順	知能外																																																																									
	周辺資料	第1-4 系統図	—																																																																									
	遮蔽設計 影響 防止 改正 周辺資料	その他 その他(別種類) 周辺資料	A f （運転手順）																																																																									
	計装場所 周辺資料	操作手順	知能外 （運転手順）																																																																									
	第2章 定期SAの内容 周辺資料	定期SAの内容 定期SAの内容 其他の禁止 (使用しない設備) 周辺資料	A A —																																																																									
	第3章 因縁 機器 周辺資料	正常運行 自然災害・人為事故 海水・大気 サボーネ装置 対象(サボーネあり)～異なる駆動方式の周辺 周辺資料 第1-2 年度計画、D-1 配置図	A a C a —																																																																									

・記号は「赤字：相違有り区分記載内容」における相違区分を示す。
・「/」は全ての項目に適用するものと設計生産であることを示し、継続生産の場合は記載せず、以降は分野としてのみ記載する。
・「/」は内蔵装置で構成してあることを示し、記載すべき内蔵装置がないことを示す。

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																						
	<p align="center">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">備考: 計算箇所</th> <th>アリミダ装置出日本率表示</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第1章 運転操作 規制・監査</td> <td>電機・発電・火力 ノンスルーブル・制御器</td> <td>原子炉建屋限子守り内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>雨蓋</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を遮さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他許諾なしの影響</td> <td>(関心機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電源的開示</td> <td>(電源的にアリミダ装置が機能しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>計-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作物</td> <td>中止監視室操作 並施保</td> <td>A B-1</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>計-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (風速、系統構成、失速、人手)</td> <td>計測制御設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>計-1 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第4章 運転操作 規制・監査</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用一切作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>計-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>運転操作 (その他、規制物)</td> <td>その他</td> <td>A-2</td> </tr> <tr> <td>運転操作 (その他、規制物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第5章 運転操作 規制・監査</td> <td>現地操作 (施設内操作可能) 中止監視室操作</td> <td>A-6 B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>計-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>運転操作 (運送)</td> <td>重大事故への対応を本末の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>計-6 各部設定機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第6章 運転操作 規制・監査</td> <td>遮光の禁止 (利用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>運転操作 (環境条件、自然現象、人為現象、漏水、火災)</td> <td>防止設備・対策 (代替計測回路あり) - 基内</td> <td>A-4</td> </tr> <tr> <td>運転操作 (サポート系装置)</td> <td>制御 (サポート系装置) - 実在る駆動源又は治療源</td> <td>C-4</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>計-2 申請回路図、計-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	備考: 計算箇所		アリミダ装置出日本率表示	簡略化区分	第1章 運転操作 規制・監査	電機・発電・火力 ノンスルーブル・制御器	原子炉建屋限子守り内	B	雨蓋	(有効に機能を發揮する)	-	雨水	雨水を遮さない	対象外	他許諾なしの影響	(関心機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	電源的開示	(電源的にアリミダ装置が機能しない)	-	開通資料	計-3 配置図	-	操作物	中止監視室操作 並施保	A B-1	開通資料	計-3 配置図	-	試験・検査 (風速、系統構成、失速、人手)	計測制御設備	C	開通資料	計-1 試験及び検査	-	第4章 運転操作 規制・監査	信頼性	本来の用途として使用一切作不要	対象外	開通資料	計-4 系統図	-	運転操作 (その他、規制物)	その他	A-2	運転操作 (その他、規制物)	対象外	-	開通資料	-	-	第5章 運転操作 規制・監査	現地操作 (施設内操作可能) 中止監視室操作	A-6 B	開通資料	計-2 配置図	-	運転操作 (運送)	重大事故への対応を本末の目的として設置するもの	A	開通資料	計-6 各部設定機器	-	第6章 運転操作 規制・監査	遮光の禁止 (利用しない設備)	-	開通資料	-	-	運転操作 (環境条件、自然現象、人為現象、漏水、火災)	防止設備・対策 (代替計測回路あり) - 基内	A-4	運転操作 (サポート系装置)	制御 (サポート系装置) - 実在る駆動源又は治療源	C-4	開通資料	計-2 申請回路図、計-3 配置図	-	<p align="center">泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">備考: 計算箇所</th> <th>A-高風速人手アリミダ装置運営規則不適用 (定期)</th> <th>簡略化区分</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第1章 運転操作 規制・監査</td> <td>電機・発電・火力 ノンスルーブル・制御器</td> <td>原子炉建屋限子守り内</td> <td>-</td> <td>「定期回路計画」不適用</td> </tr> <tr> <td>雨蓋</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を遮さない</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>他許諾なしの影響</td> <td>(関心機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電源的開示</td> <td>(電源的にアリミダ装置が機能しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>計測制御設備</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作物</td> <td>対象外 (操作手順)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>計測制御設備</td> <td>-</td> <td>「定期回路計画」不適用</td> </tr> <tr> <td>信頼性</td> <td>開通資料 (定期手順)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>開通資料 (定期手順)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第4章 運転操作 規制・監査</td> <td>運転操作 (その他)</td> <td>開通資料 (定期手順)</td> <td>-</td> <td>「定期回路計画」不適用</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>対象外 (定期手順)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>運転操作 (運送)</td> <td>対象外 (定期手順)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>対象外 (定期手順)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>対象外 (定期手順)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第5章 運転操作 規制・監査</td> <td>遮光の禁止 (利用しない設備)</td> <td>対象外 (定期手順)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>対象外 (定期手順)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>運転操作 (環境条件、自然現象、人為現象、漏水、火災)</td> <td>防止設備・対策 (代替計測回路あり) - 基内</td> <td>A-6</td> <td>「定期回路計画」不適用</td> </tr> <tr> <td>運転操作 (サポート系装置)</td> <td>制御 (サポート系装置) - 対象外 (定期手順)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>計測制御 (定期手順)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	備考: 計算箇所		A-高風速人手アリミダ装置運営規則不適用 (定期)	簡略化区分	相違理由	第1章 運転操作 規制・監査	電機・発電・火力 ノンスルーブル・制御器	原子炉建屋限子守り内	-	「定期回路計画」不適用	雨蓋	(有効に機能を発揮する)	-	-	雨水	雨水を遮さない	-	-	他許諾なしの影響	(関心機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	電源的開示	(電源的にアリミダ装置が機能しない)	-	-	開通資料	計測制御設備	-	-	操作物	対象外 (操作手順)	-	-	開通資料	計測制御設備	-	「定期回路計画」不適用	信頼性	開通資料 (定期手順)	-	-	開通資料	開通資料 (定期手順)	-	-	第4章 運転操作 規制・監査	運転操作 (その他)	開通資料 (定期手順)	-	「定期回路計画」不適用	開通資料	対象外 (定期手順)	-	-	運転操作 (運送)	対象外 (定期手順)	-	-	開通資料	対象外 (定期手順)	-	-	開通資料	対象外 (定期手順)	-	-	第5章 運転操作 規制・監査	遮光の禁止 (利用しない設備)	対象外 (定期手順)	-	-	開通資料	対象外 (定期手順)	-	-	運転操作 (環境条件、自然現象、人為現象、漏水、火災)	防止設備・対策 (代替計測回路あり) - 基内	A-6	「定期回路計画」不適用	運転操作 (サポート系装置)	制御 (サポート系装置) - 対象外 (定期手順)	-	-	開通資料	計測制御 (定期手順)	-	-	<p>*記号は「A-2: 計測回路なし(運営内蔵)」における範囲を示す。 *「定期回路計画」不適用の場合は、定期回路計画の適用を除く他の規制を適用する。 *「/」は該設備が存在しないことを示し、該設備が存在しないことを表す。</p>
備考: 計算箇所		アリミダ装置出日本率表示	簡略化区分																																																																																																																																																																						
第1章 運転操作 規制・監査	電機・発電・火力 ノンスルーブル・制御器	原子炉建屋限子守り内	B																																																																																																																																																																						
	雨蓋	(有効に機能を發揮する)	-																																																																																																																																																																						
	雨水	雨水を遮さない	対象外																																																																																																																																																																						
	他許諾なしの影響	(関心機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																																																						
	電源的開示	(電源的にアリミダ装置が機能しない)	-																																																																																																																																																																						
	開通資料	計-3 配置図	-																																																																																																																																																																						
	操作物	中止監視室操作 並施保	A B-1																																																																																																																																																																						
	開通資料	計-3 配置図	-																																																																																																																																																																						
	試験・検査 (風速、系統構成、失速、人手)	計測制御設備	C																																																																																																																																																																						
	開通資料	計-1 試験及び検査	-																																																																																																																																																																						
第4章 運転操作 規制・監査	信頼性	本来の用途として使用一切作不要	対象外																																																																																																																																																																						
	開通資料	計-4 系統図	-																																																																																																																																																																						
	運転操作 (その他、規制物)	その他	A-2																																																																																																																																																																						
	運転操作 (その他、規制物)	対象外	-																																																																																																																																																																						
	開通資料	-	-																																																																																																																																																																						
第5章 運転操作 規制・監査	現地操作 (施設内操作可能) 中止監視室操作	A-6 B																																																																																																																																																																							
	開通資料	計-2 配置図	-																																																																																																																																																																						
	運転操作 (運送)	重大事故への対応を本末の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																						
	開通資料	計-6 各部設定機器	-																																																																																																																																																																						
第6章 運転操作 規制・監査	遮光の禁止 (利用しない設備)	-																																																																																																																																																																							
	開通資料	-	-																																																																																																																																																																						
	運転操作 (環境条件、自然現象、人為現象、漏水、火災)	防止設備・対策 (代替計測回路あり) - 基内	A-4																																																																																																																																																																						
	運転操作 (サポート系装置)	制御 (サポート系装置) - 実在る駆動源又は治療源	C-4																																																																																																																																																																						
開通資料	計-2 申請回路図、計-3 配置図	-																																																																																																																																																																							
備考: 計算箇所		A-高風速人手アリミダ装置運営規則不適用 (定期)	簡略化区分	相違理由																																																																																																																																																																					
第1章 運転操作 規制・監査	電機・発電・火力 ノンスルーブル・制御器	原子炉建屋限子守り内	-	「定期回路計画」不適用																																																																																																																																																																					
	雨蓋	(有効に機能を発揮する)	-	-																																																																																																																																																																					
	雨水	雨水を遮さない	-	-																																																																																																																																																																					
	他許諾なしの影響	(関心機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-																																																																																																																																																																					
	電源的開示	(電源的にアリミダ装置が機能しない)	-	-																																																																																																																																																																					
	開通資料	計測制御設備	-	-																																																																																																																																																																					
	操作物	対象外 (操作手順)	-	-																																																																																																																																																																					
	開通資料	計測制御設備	-	「定期回路計画」不適用																																																																																																																																																																					
	信頼性	開通資料 (定期手順)	-	-																																																																																																																																																																					
	開通資料	開通資料 (定期手順)	-	-																																																																																																																																																																					
第4章 運転操作 規制・監査	運転操作 (その他)	開通資料 (定期手順)	-	「定期回路計画」不適用																																																																																																																																																																					
	開通資料	対象外 (定期手順)	-	-																																																																																																																																																																					
	運転操作 (運送)	対象外 (定期手順)	-	-																																																																																																																																																																					
	開通資料	対象外 (定期手順)	-	-																																																																																																																																																																					
	開通資料	対象外 (定期手順)	-	-																																																																																																																																																																					
第5章 運転操作 規制・監査	遮光の禁止 (利用しない設備)	対象外 (定期手順)	-	-																																																																																																																																																																					
	開通資料	対象外 (定期手順)	-	-																																																																																																																																																																					
	運転操作 (環境条件、自然現象、人為現象、漏水、火災)	防止設備・対策 (代替計測回路あり) - 基内	A-6	「定期回路計画」不適用																																																																																																																																																																					
	運転操作 (サポート系装置)	制御 (サポート系装置) - 対象外 (定期手順)	-	-																																																																																																																																																																					
開通資料	計測制御 (定期手順)	-	-																																																																																																																																																																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																	
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1章 基本情報</th> <th>アイネク装置による射撃モード</th> <th>相違区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入年</td> <td>潮流・流速・圧力／屋外の天候／照射線 荷重</td> <td>その他の機器内 (有効) 機械化発電(±6)</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>海水 海水を過水しない</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計特性</td> <td>船底の影響 (維持構造等の心地影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶資料</td> <td>航運規則</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2章 設計・構成</td> <td>計画制御設備</td> <td>C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>本業の構造として使用一切許可</td> <td>B b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相違区分</td> <td>第4章 施設</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3章 設備・構成</td> <td>基礎設置 その他の機器 その他の機器</td> <td>A w</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4章 施設</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>第5章 SAの算定 重火事場等の対応を本業の目的として設置するもの</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>第6章 基本設定規格</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>直角方位計 (未使用) ない評議</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5章 安全機能</td> <td>防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料</td> <td>A a C a —</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1章 基本情報		アイネク装置による射撃モード	相違区分	導入年	潮流・流速・圧力／屋外の天候／照射線 荷重	その他の機器内 (有効) 機械化発電(±6)	C	開通資料	海水 海水を過水しない	対象外		設計特性	船底の影響 (維持構造等の心地影響により機能を失うおそれがない)	—		船舶資料	航運規則	—		操作性	操作手順	対象外		開通資料	—	—		第2章 設計・構成	計画制御設備	C		開通資料	本業の構造として使用一切許可	B b		相違区分	第4章 施設	—		操作性	操作手順	対象外		開通資料	—	—		第3章 設備・構成	基礎設置 その他の機器 その他の機器	A w		操作性	対象外	対象外		開通資料	—	—		第4章 施設	操作手順	対象外		操作性	—	—		開通資料	第5章 SAの算定 重火事場等の対応を本業の目的として設置するもの	A		開通資料	第6章 基本設定規格	—		操作性	直角方位計 (未使用) ない評議	—		開通資料	—	—		第5章 安全機能	防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料	A a C a —		操作性	防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料	—		<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1章 基本情報</th> <th>A-高圧注入ポンプ駆動用機械冷却水装置 (AMW)</th> <th>相違区分</th> <th>開通資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入年</td> <td>海水を過水しない (有効) 機械化発電(±6)</td> <td>海水を過水しない (有効) 機械化発電(±6)</td> <td>AMW</td> <td>「開通資料」(AMW) 対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>海水 海水を過水しない</td> <td>海水 (有効) 機械化発電(±6)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>相違区分</td> <td>第2章 設計・構成</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>J</td> <td></td> <td>「開通資料」(J) 対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3章 設備・構成</td> <td>基礎設置 その他の機器 その他の機器</td> <td>—</td> <td></td> <td>「開通資料」(A w) 対象外</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4章 施設</td> <td>操作手順</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>第5章 SAの算定 防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料</td> <td>—</td> <td></td> <td>「開通資料」(AMW) 対象外</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6章 基本設定規格</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1章 基本情報		A-高圧注入ポンプ駆動用機械冷却水装置 (AMW)	相違区分	開通資料	導入年	海水を過水しない (有効) 機械化発電(±6)	海水を過水しない (有効) 機械化発電(±6)	AMW	「開通資料」(AMW) 対象外	開通資料	海水 海水を過水しない	海水 (有効) 機械化発電(±6)	—	—	相違区分	第2章 設計・構成	—			操作性	操作手順	J		「開通資料」(J) 対象外	開通資料	—	—			第3章 設備・構成	基礎設置 その他の機器 その他の機器	—		「開通資料」(A w) 対象外	操作性	操作手順	—		—	開通資料	—	—			第4章 施設	操作手順	—			操作性	—	—			開通資料	第5章 SAの算定 防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料	—		「開通資料」(AMW) 対象外	操作性	防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料	—		—	開通資料	—	—			第6章 基本設定規格	—	—			操作性	—	—			開通資料	—	—			<p>・認可付「海上射撃規制及び射撃行為」に却けた無効性がある。 ・射撃で射撃装置を直接操作する手段を取ることなし。操作者の適当な操作をしては認めず。 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき資料がないことを示す。</p>
第1章 基本情報		アイネク装置による射撃モード	相違区分																																																																																																																																																																																	
導入年	潮流・流速・圧力／屋外の天候／照射線 荷重	その他の機器内 (有効) 機械化発電(±6)	C																																																																																																																																																																																	
開通資料	海水 海水を過水しない	対象外																																																																																																																																																																																		
設計特性	船底の影響 (維持構造等の心地影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																																		
船舶資料	航運規則	—																																																																																																																																																																																		
操作性	操作手順	対象外																																																																																																																																																																																		
開通資料	—	—																																																																																																																																																																																		
第2章 設計・構成	計画制御設備	C																																																																																																																																																																																		
開通資料	本業の構造として使用一切許可	B b																																																																																																																																																																																		
相違区分	第4章 施設	—																																																																																																																																																																																		
操作性	操作手順	対象外																																																																																																																																																																																		
開通資料	—	—																																																																																																																																																																																		
第3章 設備・構成	基礎設置 その他の機器 その他の機器	A w																																																																																																																																																																																		
操作性	対象外	対象外																																																																																																																																																																																		
開通資料	—	—																																																																																																																																																																																		
第4章 施設	操作手順	対象外																																																																																																																																																																																		
操作性	—	—																																																																																																																																																																																		
開通資料	第5章 SAの算定 重火事場等の対応を本業の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																		
開通資料	第6章 基本設定規格	—																																																																																																																																																																																		
操作性	直角方位計 (未使用) ない評議	—																																																																																																																																																																																		
開通資料	—	—																																																																																																																																																																																		
第5章 安全機能	防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料	A a C a —																																																																																																																																																																																		
操作性	防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料	—																																																																																																																																																																																		
第1章 基本情報		A-高圧注入ポンプ駆動用機械冷却水装置 (AMW)	相違区分	開通資料																																																																																																																																																																																
導入年	海水を過水しない (有効) 機械化発電(±6)	海水を過水しない (有効) 機械化発電(±6)	AMW	「開通資料」(AMW) 対象外																																																																																																																																																																																
開通資料	海水 海水を過水しない	海水 (有効) 機械化発電(±6)	—	—																																																																																																																																																																																
相違区分	第2章 設計・構成	—																																																																																																																																																																																		
操作性	操作手順	J		「開通資料」(J) 対象外																																																																																																																																																																																
開通資料	—	—																																																																																																																																																																																		
第3章 設備・構成	基礎設置 その他の機器 その他の機器	—		「開通資料」(A w) 対象外																																																																																																																																																																																
操作性	操作手順	—		—																																																																																																																																																																																
開通資料	—	—																																																																																																																																																																																		
第4章 施設	操作手順	—																																																																																																																																																																																		
操作性	—	—																																																																																																																																																																																		
開通資料	第5章 SAの算定 防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料	—		「開通資料」(AMW) 対象外																																																																																																																																																																																
操作性	防護動作、自然現象、人为事故、海水、太陽 サボート系装置 開通資料	—		—																																																																																																																																																																																
開通資料	—	—																																																																																																																																																																																		
第6章 基本設定規格	—	—																																																																																																																																																																																		
操作性	—	—																																																																																																																																																																																		
開通資料	—	—																																																																																																																																																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																								
	<p>■記載箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1章 基本情報</th> <th>副圧縮ボンベ系制御ユニット</th> <th>隔壁化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項</td> <td>密度・温度・圧力 ノルマスの実績／抑制報</td> <td>その他隔壁内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>(着火) 機械を發揮する</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>船内機器等から空気循環により機械を失う(それが何れ)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>電源障害</td> <td>(電源障害により機械が損なわれる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>開通資料</td> <td>第-1 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>汽水・熱交換、系統構成・外部人力</td> <td>副圧縮装置</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>第10項</td> <td>開通資料</td> <td>第-1 説明及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第11項</td> <td>切替実施</td> <td>本来の用途として使用一切替不能</td> <td>日替</td> </tr> <tr> <td>第12項</td> <td>開通資料</td> <td>第-1 開通図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第13項</td> <td>運転装置</td> <td>その他</td> <td>A=</td> </tr> <tr> <td>第14項</td> <td>運転装置</td> <td>その他 (非動物)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第15項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第16項</td> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第17項</td> <td>前記SAの前題</td> <td>重大事故等への対応を本末の目的として計画するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第18項</td> <td>開通資料</td> <td>第-1 基盤設定整備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第19項</td> <td>運用の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第20項</td> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第21項</td> <td>環境条件、自然災害、人為事 件、凝縮、大風</td> <td>防止設備 (代替対策の設備あり) 一層内</td> <td>A=s</td> </tr> <tr> <td>第22項</td> <td>半ドアトレス障</td> <td>封鎖 (サボート点あり) 一層なる駆動部又は冷却部</td> <td>C=s</td> </tr> <tr> <td>第23項</td> <td>開通資料</td> <td>第-2 開通説明図、第-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第1章 基本情報		副圧縮ボンベ系制御ユニット	隔壁化区分	第1項	密度・温度・圧力 ノルマスの実績／抑制報	その他隔壁内	C	第2項	(着火) 機械を發揮する	—	—	第3項	海水	海水を過水しない	対象外	第4項	船内機器等から空気循環により機械を失う(それが何れ)	—	—	第5項	電源障害	(電源障害により機械が損なわれる)	—	第6項	開通資料	第-1 配置図	—	第7項	操作性	操作不能	対象外	第8項	開通資料	—	—	第9項	汽水・熱交換、系統構成・外部人力	副圧縮装置	C	第10項	開通資料	第-1 説明及び検査	—	第11項	切替実施	本来の用途として使用一切替不能	日替	第12項	開通資料	第-1 開通図	—	第13項	運転装置	その他	A=	第14項	運転装置	その他 (非動物)	対象外	第15項	設置場所	操作不能	対象外	第16項	開通資料	—	—	第17項	前記SAの前題	重大事故等への対応を本末の目的として計画するもの	A	第18項	開通資料	第-1 基盤設定整備	—	第19項	運用の禁止	(未用しない設備)	—	第20項	開通資料	—	—	第21項	環境条件、自然災害、人為事 件、凝縮、大風	防止設備 (代替対策の設備あり) 一層内	A=s	第22項	半ドアトレス障	封鎖 (サボート点あり) 一層なる駆動部又は冷却部	C=s	第23項	開通資料	第-2 開通説明図、第-3 配置図	—	<p>■記載箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1章 基本情報</th> <th>原子炉側の原子炉冷却管路内隔壁化区分 (灰色)</th> <th>隔壁化区分</th> <th>隔壁資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項</td> <td>密度・温度・圧力 ノルマスの実績／抑制報</td> <td>隔壁化区分</td> <td>BD</td> <td>[対象外] 女川2号炉</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>(着火) 機械を發揮する</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>海水</td> <td>海水を過水しない (隔壁化区分)</td> <td>I</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>船内機器等から空気循環による機械を失う(それが何れ)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>電源障害</td> <td>(電源障害による機械を失う(それが何れ))</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>開通資料</td> <td>操作作業 (操作手順)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>開通資料</td> <td>防護装置 (防護装置、遮蔽装置、遮蔽構造)</td> <td>I</td> <td>[対象外] 女川2号炉</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>開通資料</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第10項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第11項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第12項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第13項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第14項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第15項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第16項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第17項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第18項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第19項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第20項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第21項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第22項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第23項</td> <td>隔壁化区分</td> <td>隔壁化区分 (隔壁化区分)</td> <td>BD</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第1章 基本情報		原子炉側の原子炉冷却管路内隔壁化区分 (灰色)	隔壁化区分	隔壁資料	第1項	密度・温度・圧力 ノルマスの実績／抑制報	隔壁化区分	BD	[対象外] 女川2号炉	第2項	(着火) 機械を發揮する	—	—	—	第3項	海水	海水を過水しない (隔壁化区分)	I	—	第4項	船内機器等から空気循環による機械を失う(それが何れ)	—	—	—	第5項	電源障害	(電源障害による機械を失う(それが何れ))	—	—	第6項	開通資料	操作作業 (操作手順)	—	—	第7項	開通資料	防護装置 (防護装置、遮蔽装置、遮蔽構造)	I	[対象外] 女川2号炉	第8項	開通資料	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第9項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第10項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第11項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第12項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第13項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第14項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第15項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第16項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第17項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第18項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第19項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第20項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第21項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第22項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	第23項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—	<p>■記載箇所「すべて隔壁化区分及び過水性」における箇所を記す。 —T-1-1は全ての開通に適用するための項目であることを示し、開通手引の通り実施して記載記述。日本語通りとしてのみ記載する。 —T-2-1は当該箇所に適用するための項目であることを示し、開通手引の通り実施して記載記述。</p>
第1章 基本情報		副圧縮ボンベ系制御ユニット	隔壁化区分																																																																																																																																																																																																																								
第1項	密度・温度・圧力 ノルマスの実績／抑制報	その他隔壁内	C																																																																																																																																																																																																																								
第2項	(着火) 機械を發揮する	—	—																																																																																																																																																																																																																								
第3項	海水	海水を過水しない	対象外																																																																																																																																																																																																																								
第4項	船内機器等から空気循環により機械を失う(それが何れ)	—	—																																																																																																																																																																																																																								
第5項	電源障害	(電源障害により機械が損なわれる)	—																																																																																																																																																																																																																								
第6項	開通資料	第-1 配置図	—																																																																																																																																																																																																																								
第7項	操作性	操作不能	対象外																																																																																																																																																																																																																								
第8項	開通資料	—	—																																																																																																																																																																																																																								
第9項	汽水・熱交換、系統構成・外部人力	副圧縮装置	C																																																																																																																																																																																																																								
第10項	開通資料	第-1 説明及び検査	—																																																																																																																																																																																																																								
第11項	切替実施	本来の用途として使用一切替不能	日替																																																																																																																																																																																																																								
第12項	開通資料	第-1 開通図	—																																																																																																																																																																																																																								
第13項	運転装置	その他	A=																																																																																																																																																																																																																								
第14項	運転装置	その他 (非動物)	対象外																																																																																																																																																																																																																								
第15項	設置場所	操作不能	対象外																																																																																																																																																																																																																								
第16項	開通資料	—	—																																																																																																																																																																																																																								
第17項	前記SAの前題	重大事故等への対応を本末の目的として計画するもの	A																																																																																																																																																																																																																								
第18項	開通資料	第-1 基盤設定整備	—																																																																																																																																																																																																																								
第19項	運用の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																																																																																																																																																								
第20項	開通資料	—	—																																																																																																																																																																																																																								
第21項	環境条件、自然災害、人為事 件、凝縮、大風	防止設備 (代替対策の設備あり) 一層内	A=s																																																																																																																																																																																																																								
第22項	半ドアトレス障	封鎖 (サボート点あり) 一層なる駆動部又は冷却部	C=s																																																																																																																																																																																																																								
第23項	開通資料	第-2 開通説明図、第-3 配置図	—																																																																																																																																																																																																																								
第1章 基本情報		原子炉側の原子炉冷却管路内隔壁化区分 (灰色)	隔壁化区分	隔壁資料																																																																																																																																																																																																																							
第1項	密度・温度・圧力 ノルマスの実績／抑制報	隔壁化区分	BD	[対象外] 女川2号炉																																																																																																																																																																																																																							
第2項	(着火) 機械を發揮する	—	—	—																																																																																																																																																																																																																							
第3項	海水	海水を過水しない (隔壁化区分)	I	—																																																																																																																																																																																																																							
第4項	船内機器等から空気循環による機械を失う(それが何れ)	—	—	—																																																																																																																																																																																																																							
第5項	電源障害	(電源障害による機械を失う(それが何れ))	—	—																																																																																																																																																																																																																							
第6項	開通資料	操作作業 (操作手順)	—	—																																																																																																																																																																																																																							
第7項	開通資料	防護装置 (防護装置、遮蔽装置、遮蔽構造)	I	[対象外] 女川2号炉																																																																																																																																																																																																																							
第8項	開通資料	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第9項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第10項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第11項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第12項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第13項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第14項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第15項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第16項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第17項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第18項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第19項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第20項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第21項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第22項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							
第23項	隔壁化区分	隔壁化区分 (隔壁化区分)	BD	—																																																																																																																																																																																																																							

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)				
備考: 計算箇所		液位燃焼器去熱交換器入口温度		規制化区分				
前 1 条	電気・機械・圧力 系構造の元線／放射線 装置	原子炉建屋内	B					
	貯水	(有効に機能を發揮する)	—					
	海水	海水を通水しない	対象外					
	他設備からの影響	(開口部等から悪影響に上り機能を失うおそれがない)	—					
	電磁的漏泄	(電磁波により漏泄が発生されない)	—					
	開道資料	3-3 配管図	—					
	操作用	操作手順	対象外					
	開道資料	—	—					
	試験・検査 (強度・柔軟性・蒸気導通・共振人力)	片側鋼製設備	C					
	開道資料	3-1 試験及び検査	—					
前 4 条	切替又は 引出	本來の用途として使用・切替不要	B/E					
	開道資料	3-4 液体回路	—					
	運転装置	施設内と同様の系統構成	A/D					
	その他(被覆物)	対象外	対象外					
前 5 条	開道資料	—	—					
	着置場所	操作手順	対象外					
前 6 条	開道資料	—	—					
	第 1 号	兼當 A の着置	設計基準対象施設の必要及び機能の着置等が十分	B				
前 7 条	開道資料	3-6 K 着置設備	—					
	运用の禁止	(利用しない設備)	—					
	開道資料	—	—					
前 8 条	第 1 号	着置 B の着置	設計基準対象施設の必要及び機能の着置等が十分	B				
	第 2 号	着置資料	3-6 K 着置設備	—				
	第 3 号	着置の禁止	(利用しない設備)	—				
前 9 条	着置資料	—	—					
	第 1 号	着置条件、自然現象、人為事 件、震動、大火	防止設備・対策(代替対策設備等)一覧内	A/a				
	第 2 号	モード変換装置	対策(サポート系あり) -異なら駆動源又は冷却源	C/a				
前 10 条	着置資料	3-2 断路器回路、3-3 電源回路	—					
	第 1 号	着置条件、自然現象、人為事 件、震動、大火	防止設備・対策(代替対策設備等)一覧内	A/b				
	第 2 号	モード変換装置	対策(サポート系あり) -異なら駆動源又は冷却源	C/b				
				</td				

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

補 58-1-29 から 再掲

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)				
第1項: 計算設備		既設熱除去系熱交換器出口温度		類型化区分
第1項 箇号	運転・監視・圧力 ／屋外の火源・熱財源	原子炉建屋原子炉槽内		B
	雨被	(直結・無遮)を發揮する		—
	雨水	雨水を通過する		対象外
	他の建物からの影響	(周辺施設等から影響により機能を失うおそれがない)		—
第1項 箇号	電気的障害	(電圧低下による機能が損なわれない)		—
	周邊資料	SA-2.配管図		
第1項 箇号	操作性	操作手順		対象外
	周邊資料	—		
第1項 箇号	試験・検査 (純蒸気、未燃焼水・外温入力)	計測装置説明		C
	周邊資料	SA-1.試験及び検査		
第4項 箇号	回路設計	本項の用語を通じて適用一回路予定		B
	周邊資料	SA-4.回路図		
第5項 箇号	運転・監視	運転と回路の承認標識		A
	その他(動植物)	対象外		対象外
第6項 箇号	周邊資料	—		
	周辺場所	操作手順		対象外
第7項 箇号	周辺資料	—		
	周辺場所	操作手順		対象外
第8項 箇号	諸語等の定義	設計基材と施工の系統及び機器の剖面等を十分		B
	周邊資料	SA-1.主要設計根拠		
第9項 箇号	実施の方法	(実施しない旨記)		—
	周邊資料	—		
第10項 箇号	直結	摩擦係数、自然対流、人為対流、風速、火炎	直結式一对管(代行冷却設備あり)一層内	A
	間接	—	—	
	半直接式	対流	半直接式(サード派生)一翼なし冷却器又は直結式	C
	周邊資料	SA-2.直結説明図、SA-3.配管図		

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備開示の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2章、第3章の記載事項別一覧表									
記載項目									
記載箇所									
記載内容									
記載方針									
記載表現									

補 58-1-36 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）									
記載項目									記載区分
記載箇所									標準化区分
記載内容									記載方針
記載方針									記載表現
記載表現									設備開示

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（可燃）									
記載項目									記載区分
記載箇所									標準化区分
記載内容									記載方針
記載方針									記載表現
記載表現									設備開示

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（常設）

第38条：計量設備		清水野町ランク水位	塑性化試験
第1回 調査 実施 日付 に お け て 確 認 す る 事 項	流量・密度・圧力 運転条件の監視装置	是れ	D
	流量	[有効に機能を發揮する]	—
	海水	海水を逆流しない	対象外
	蒸気爐からのお影響	[周囲機器等による影響により機能を失うおそれがない]	—
	電磁的遮断	[遮断磁石より機能が奪われないか?]	—
	開道資料	58-3 配置図	
	操作性	操作不要	対象外
第2回 調査 実施 日付 に お け て 確 認 す る 事 項	開度資料	—	
	説明・検査 (検査件数・構成割合・当面入力)	計測範囲充備	K
	開道資料	58-4 計算及び検査	
第3回 調査 実施 日付 に お け て 確 認 す る 事 項	切替実性	本來の用途として使用一切皆手順	計画
	開度資料	58-4 系統図	
	色彩	その色	A-6
第4回 調査 実施 日付 に お け て 確 認 す る 事 項	色彩(他(班組別))	有無各	対象外
	土	—	
	開道資料	—	
第5回 調査 実施 日付 に お け て 確 認 す る 事 項	計測場所	操作不要	対象外
	開道資料	—	
	運転カウント装置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
第6回 調査 実施 日付 に お け て 確 認 す る 事 項	開度資料	58-6 施設設定装置	
	其の他の禁止	(実現しづらい設備)	—
	開道資料	—	
第7回 調査 実施 日付 に お け て 確 認 す る 事 項	運転条件、自然環境、人为要因、風向、風速、水温	防災装置・対策(代替計測和監視装置)一覧表	A-6
	セーフティシステム	対策(セーフティ系あり)・基盤的機能強化用(非障壁)	C-a
	開道資料	58-5 単離装置図、58-6 配置図	

泊発電所 3号炉

記載用「西工無精化汎用カバー」にて行なう無精化計分を示す。

は全くの誤解に陥る。最初に「政治家が政治家であることを」も、「政治家が他の政治家をしては記載せず、口を重ねて自己紹介してのみ記載する」とは言ふべきである。

从上文的叙述中我们可以知道，虽然“一脉相承”的说法并不准确，但“一脉相承”所指的脉络还是存在的。

補 58-1-48

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第56条：計装設備</th> <th>原子炉隔壁等冷却水ポンプ出力圧力</th> <th>型別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 操作性 操作に伴う 遮蔽装置</td> <td>風扇・排煙・排ガス ／屋外の大廻り給排水機</td> <td>原子炉隔壁等冷却水ポンプ内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>雨蓋</td> <td>(着陸に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を通水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設構造からの影響</td> <td>(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動の開閉</td> <td>(電磁鎖により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>用途資料</td> <td>SI-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>用途資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (耐久性、系統構成・外部入力)</td> <td>計装制御診断</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>初習式</td> <td>本家の用途として適用一切皆不要</td> <td>B b</td> </tr> <tr> <td>用途資料</td> <td>SI-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項 運転 運転時 運転時 運転時</td> <td>搬入</td> <td>運送時と同様の系装置構成</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>搬入時 搬出時</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>搬入時</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬出時</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>搬入時</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5項 運転 運転時 運転時 運転時</td> <td>第1号 運転資料</td> <td>第1号運転資料の容量</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第2号 運転資料</td> <td>SI-6 容量設定機能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>定期検査</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>用途資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6項 運転 運転時 運転時 運転時</td> <td>搬入時 搬出時 搬入時 搬出時</td> <td>搬入時対象部位の形状及び機器の容量等が十分 対象部位(冷却水ポンプ等)の形状及び機器の容量等が十分 対象部位(冷却水ポンプ等)の形状及び機器の容量等が十分 対象部位(冷却水ポンプ等)の形状及び機器の容量等が十分</td> <td>A a A a C a C a</td> </tr> <tr> <td>搬入時 搬出時</td> <td>対象(サポーツ装置あり)一貫なる駆動源又は冷却源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬入時</td> <td>SI-2 単機結構図、SI-3 設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬出時</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第56条：計装設備		原子炉隔壁等冷却水ポンプ出力圧力	型別区分	第1項 操作性 操作に伴う 遮蔽装置	風扇・排煙・排ガス ／屋外の大廻り給排水機	原子炉隔壁等冷却水ポンプ内	B	雨蓋	(着陸に機能を發揮する)	—	雨水	雨水を通水しない	対象外	施設構造からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	電動の開閉	(電磁鎖により機能が損なわれない)	—	用途資料	SI-2 配置図		操作性	操作不要	対象外	用途資料	—		試験・検査 (耐久性、系統構成・外部入力)	計装制御診断	K	初習式	本家の用途として適用一切皆不要	B b	用途資料	SI-4 系統図		第4項 運転 運転時 運転時 運転時	搬入	運送時と同様の系装置構成	A d	搬入時 搬出時	対象外	対象外	搬入時	—		搬出時	操作不要	対象外	搬入時	—		第5項 運転 運転時 運転時 運転時	第1号 運転資料	第1号運転資料の容量	B	第2号 運転資料	SI-6 容量設定機能	—	定期検査	(共用しない設備)	—	用途資料	—		第6項 運転 運転時 運転時 運転時	搬入時 搬出時 搬入時 搬出時	搬入時対象部位の形状及び機器の容量等が十分 対象部位(冷却水ポンプ等)の形状及び機器の容量等が十分 対象部位(冷却水ポンプ等)の形状及び機器の容量等が十分 対象部位(冷却水ポンプ等)の形状及び機器の容量等が十分	A a A a C a C a	搬入時 搬出時	対象(サポーツ装置あり)一貫なる駆動源又は冷却源		搬入時	SI-2 単機結構図、SI-3 設置図		搬出時	—			
第56条：計装設備		原子炉隔壁等冷却水ポンプ出力圧力	型別区分																																																																																
第1項 操作性 操作に伴う 遮蔽装置	風扇・排煙・排ガス ／屋外の大廻り給排水機	原子炉隔壁等冷却水ポンプ内	B																																																																																
	雨蓋	(着陸に機能を發揮する)	—																																																																																
	雨水	雨水を通水しない	対象外																																																																																
	施設構造からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																
	電動の開閉	(電磁鎖により機能が損なわれない)	—																																																																																
	用途資料	SI-2 配置図																																																																																	
	操作性	操作不要	対象外																																																																																
	用途資料	—																																																																																	
	試験・検査 (耐久性、系統構成・外部入力)	計装制御診断	K																																																																																
	初習式	本家の用途として適用一切皆不要	B b																																																																																
用途資料	SI-4 系統図																																																																																		
第4項 運転 運転時 運転時 運転時	搬入	運送時と同様の系装置構成	A d																																																																																
	搬入時 搬出時	対象外	対象外																																																																																
	搬入時	—																																																																																	
	搬出時	操作不要	対象外																																																																																
搬入時	—																																																																																		
第5項 運転 運転時 運転時 運転時	第1号 運転資料	第1号運転資料の容量	B																																																																																
	第2号 運転資料	SI-6 容量設定機能	—																																																																																
	定期検査	(共用しない設備)	—																																																																																
	用途資料	—																																																																																	
第6項 運転 運転時 運転時 運転時	搬入時 搬出時 搬入時 搬出時	搬入時対象部位の形状及び機器の容量等が十分 対象部位(冷却水ポンプ等)の形状及び機器の容量等が十分 対象部位(冷却水ポンプ等)の形状及び機器の容量等が十分 対象部位(冷却水ポンプ等)の形状及び機器の容量等が十分	A a A a C a C a																																																																																
	搬入時 搬出時	対象(サポーツ装置あり)一貫なる駆動源又は冷却源																																																																																	
	搬入時	SI-2 単機結構図、SI-3 設置図																																																																																	
	搬出時	—																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第III章：計装設備</th> <th>高圧外心スプレイ系ボンブ出力</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第I章 環境・作業条件</td> <td>温度・深度・圧力 ／屋外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋屋内</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>表面</td> <td>(有効)機能を發揮する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を過剰しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>他設備からの影響</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(周辺機器等から想定影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td>(高強度により構造が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>38-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>計測制御設備</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第II章 構造・機器</td> <td>耐震性・経路 (屋内性、系統構成・外露方式)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>38-3 装置及び機器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td>本末の構造として使用・切替不要</td> <td>B.I.</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>38-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td>系統設計 開通図と同様の系統構成</td> <td>A.I.</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>その他の(核燃料)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第I章 設備の基準</td> <td>第II章 SAの基準</td> <td>計装基準別種施設の承認及び機器の審査等の十分</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>38-8 密集設定燃熱</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第II章 設備の禁止</td> <td>直角の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第II章 構造・機器</td> <td>環境条件 自然現象、人為事故、雨水、火災</td> <td>回生装置一対多(代替対制御設備あり)一層内</td> <td>A.A.</td> </tr> <tr> <td>サポート未設置</td> <td>対象(サポート未あり)一貫なる駆動源又は荷役用</td> <td>C.A.</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>38-2 烟霧防除図、38-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第III章：計装設備		高圧外心スプレイ系ボンブ出力	類型化区分	第I章 環境・作業条件	温度・深度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋屋内	日	表面	(有効)機能を發揮する	—	雨水	雨水を過剰しない	対象外	風速	他設備からの影響	—	電磁的障害	(周辺機器等から想定影響により機能を失うおそれがない)	—	耐震性	(高強度により構造が損なわれない)	—	開通資料	38-3 配置図	—	耐久性	操作不要	対象外	開通資料	—	—	耐久性	計測制御設備	日	第II章 構造・機器	耐震性・経路 (屋内性、系統構成・外露方式)	—	—	開通資料	38-3 装置及び機器	—	耐震性	本末の構造として使用・切替不要	B.I.	開通資料	38-4 系統図	—	耐震性	系統設計 開通図と同様の系統構成	A.I.	重量	その他の(核燃料)	対象外	防護	—	—	計装場所	操作不要	対象外	開通資料	—	—	第I章 設備の基準	第II章 SAの基準	計装基準別種施設の承認及び機器の審査等の十分	日	開通資料	—	38-8 密集設定燃熱	—	第II章 設備の禁止	直角の禁止	(未用しない設備)	—	開通資料	—	—	—	第II章 構造・機器	環境条件 自然現象、人為事故、雨水、火災	回生装置一対多(代替対制御設備あり)一層内	A.A.	サポート未設置	対象(サポート未あり)一貫なる駆動源又は荷役用	C.A.	開通資料	38-2 烟霧防除図、38-3 配置図	—	
第III章：計装設備		高圧外心スプレイ系ボンブ出力	類型化区分																																																																																								
第I章 環境・作業条件	温度・深度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋屋内	日																																																																																								
	表面	(有効)機能を發揮する	—																																																																																								
	雨水	雨水を過剰しない	対象外																																																																																								
	風速	他設備からの影響	—																																																																																								
	電磁的障害	(周辺機器等から想定影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																								
	耐震性	(高強度により構造が損なわれない)	—																																																																																								
	開通資料	38-3 配置図	—																																																																																								
	耐久性	操作不要	対象外																																																																																								
	開通資料	—	—																																																																																								
	耐久性	計測制御設備	日																																																																																								
第II章 構造・機器	耐震性・経路 (屋内性、系統構成・外露方式)	—	—																																																																																								
	開通資料	38-3 装置及び機器	—																																																																																								
	耐震性	本末の構造として使用・切替不要	B.I.																																																																																								
	開通資料	38-4 系統図	—																																																																																								
	耐震性	系統設計 開通図と同様の系統構成	A.I.																																																																																								
	重量	その他の(核燃料)	対象外																																																																																								
	防護	—	—																																																																																								
	計装場所	操作不要	対象外																																																																																								
	開通資料	—	—																																																																																								
	第I章 設備の基準	第II章 SAの基準	計装基準別種施設の承認及び機器の審査等の十分	日																																																																																							
開通資料	—	38-8 密集設定燃熱	—																																																																																								
第II章 設備の禁止	直角の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																								
開通資料	—	—	—																																																																																								
第II章 構造・機器	環境条件 自然現象、人為事故、雨水、火災	回生装置一対多(代替対制御設備あり)一層内	A.A.																																																																																								
	サポート未設置	対象(サポート未あり)一貫なる駆動源又は荷役用	C.A.																																																																																								
	開通資料	38-2 烟霧防除図、38-3 配置図	—																																																																																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第0項</th> <th>第0項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成要素</td> <td>温度・圧度・圧力 /液体の流量/放射線 貯槽</td> <td>原子炉/スプレイ系ポンプ泊3号炉</td> <td>隔壁化区分</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>「有効」/操作手筋持する)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤等からの影響</td> <td>海水を遮水しない 「周辺機器等から地盤等により機器を失うおそれがない」</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>「電磁波により機器が損なわれない」</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>該-2 周辺図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手筋</td> <td>操作手筋</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測装置</td> <td>計測装置</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>該-1 機器及び検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替手筋</td> <td>本系の開閉として使用一切替手筋</td> <td>B II</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>該-1 施設図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮蔽</td> <td>遮蔽設計 遮蔽2/同様の名前標識</td> <td>A d</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>「小物」(機器物)</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測場所</td> <td>操作手筋</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1項</td> <td>第2項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>第4項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>第6項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>第8項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>第10項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第11項</td> <td>第12項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第13項</td> <td>第14項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第15項</td> <td>第16項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第17項</td> <td>第18項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第19項</td> <td>第20項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第21項</td> <td>第22項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第23項</td> <td>第24項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第25項</td> <td>第26項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第27項</td> <td>第28項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第29項</td> <td>第30項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第31項</td> <td>第32項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第33項</td> <td>第34項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第35項</td> <td>第36項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第37項</td> <td>第38項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第39項</td> <td>第40項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第41項</td> <td>第42項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第43項</td> <td>第44項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第45項</td> <td>第46項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第47項</td> <td>第48項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第49項</td> <td>第50項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第51項</td> <td>第52項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第53項</td> <td>第54項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第55項</td> <td>第56項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第57項</td> <td>第58項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第59項</td> <td>第60項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第61項</td> <td>第62項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第63項</td> <td>第64項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第65項</td> <td>第66項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第67項</td> <td>第68項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第69項</td> <td>第70項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第71項</td> <td>第72項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第73項</td> <td>第74項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第75項</td> <td>第76項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第77項</td> <td>第78項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第79項</td> <td>第80項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第81項</td> <td>第82項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第83項</td> <td>第84項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第85項</td> <td>第86項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第87項</td> <td>第88項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第89項</td> <td>第90項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第91項</td> <td>第92項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第93項</td> <td>第94項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第95項</td> <td>第96項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第97項</td> <td>第98項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第99項</td> <td>第100項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第101項</td> <td>第102項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第103項</td> <td>第104項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第105項</td> <td>第106項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第107項</td> <td>第108項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第109項</td> <td>第110項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第111項</td> <td>第112項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第113項</td> <td>第114項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第115項</td> <td>第116項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第117項</td> <td>第118項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第119項</td> <td>第120項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第121項</td> <td>第122項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第123項</td> <td>第124項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第125項</td> <td>第126項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第127項</td> <td>第128項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第129項</td> <td>第130項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第131項</td> <td>第132項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第133項</td> <td>第134項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第135項</td> <td>第136項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第137項</td> <td>第138項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第139項</td> <td>第140項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第141項</td> <td>第142項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第143項</td> <td>第144項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第145項</td> <td>第146項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第147項</td> <td>第148項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第149項</td> <td>第150項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第151項</td> <td>第152項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第153項</td> <td>第154項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第155項</td> <td>第156項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第157項</td> <td>第158項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第159項</td> <td>第160項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第161項</td> <td>第162項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第163項</td> <td>第164項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第165項</td> <td>第166項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第167項</td> <td>第168項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第169項</td> <td>第170項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第171項</td> <td>第172項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第173項</td> <td>第174項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第175項</td> <td>第176項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第177項</td> <td>第178項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第179項</td> <td>第180項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第181項</td> <td>第182項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第183項</td> <td>第184項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第185項</td> <td>第186項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第187項</td> <td>第188項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第189項</td> <td>第190項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第191項</td> <td>第192項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第193項</td> <td>第194項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第195項</td> <td>第196項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第197項</td> <td>第198項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第199項</td> <td>第200項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第201項</td> <td>第202項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第203項</td> <td>第204項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第205項</td> <td>第206項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第207項</td> <td>第208項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第209項</td> <td>第210項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第211項</td> <td>第212項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第213項</td> <td>第214項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第215項</td> <td>第216項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第217項</td> <td>第218項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第219項</td> <td>第220項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第221項</td> <td>第222項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第223項</td> <td>第224項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第225項</td> <td>第226項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第227項</td> <td>第228項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第229項</td> <td>第230項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第231項</td> <td>第232項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第233項</td> <td>第234項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第235項</td> <td>第236項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第237項</td> <td>第238項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第239項</td> <td>第240項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第241項</td> <td>第242項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第243項</td> <td>第244項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第245項</td> <td>第246項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第247項</td> <td>第248項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第249項</td> <td>第250項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第251項</td> <td>第252項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第253項</td> <td>第254項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第255項</td> <td>第256項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第257項</td> <td>第258項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第259項</td> <td>第260項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第261項</td> <td>第262項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第263項</td> <td>第264項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第265項</td> <td>第266項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第267項</td> <td>第268項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第269項</td> <td>第270項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第271項</td> <td>第272項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第273項</td> <td>第274項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第275項</td> <td>第276項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第277項</td> <td>第278項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第279項</td> <td>第280項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第281項</td> <td>第282項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第283項</td> <td>第284項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第285項</td> <td>第286項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第287項</td> <td>第288項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第289項</td> <td>第290項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第291項</td> <td>第292項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第293項</td> <td>第294項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第295項</td> <td>第296項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第297項</td> <td>第298項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第299項</td> <td>第300項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第301項</td> <td>第302項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第303項</td> <td>第304項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第305項</td> <td>第306項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第307項</td> <td>第308項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第309項</td> <td>第310項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第311項</td> <td>第312項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第313項</td> <td>第314項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第315項</td> <td>第316項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第317項</td> <td>第318項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第319項</td> <td>第320項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第321項</td> <td>第322項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第323項</td> <td>第324項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第325項</td> <td>第326項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第327項</td> <td>第328項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第329項</td> <td>第330項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第331項</td> <td>第332項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第333項</td> <td>第334項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第335項</td> <td>第336項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第337項</td> <td>第338項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第339項</td> <td>第340項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第341項</td> <td>第342項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第343項</td> <td>第344項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第345項</td> <td>第346項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第347項</td> <td>第348項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第349項</td> <td>第350項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第351項</td> <td>第352項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第353項</td> <td>第354項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第355項</td> <td>第356項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第357項</td> <td>第358項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第359項</td> <td>第360項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第361項</td> <td>第362項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第363項</td> <td>第364項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第365項</td> <td>第366項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第367項</td> <td>第368項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第369項</td> <td>第370項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第371項</td> <td>第372項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第373項</td> <td>第374項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第375項</td> <td>第376項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第377項</td> <td>第378項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第379項</td> <td>第380項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第381項</td> <td>第382項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第383項</td> <td>第384項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第385項</td> <td>第386項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第387項</td> <td>第388項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第389項</td> <td>第390項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第391項</td> <td>第392項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第393項</td> <td>第394項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第395項</td> <td>第396項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第397項</td> <td>第398項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第399項</td> <td>第400項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第401項</td> <td>第402項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第403項</td> <td>第404項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第405項</td> <td>第406項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第407項</td> <td>第408項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第409項</td> <td>第410項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第411項</td> <td>第412項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第413項</td> <td>第414項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第415項</td> <td>第416項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第417項</td> <td>第418項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第419項</td> <td>第420項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第421項</td> <td>第422項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第423項</td> <td>第424項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第425項</td> <td>第426項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第427項</td> <td>第428項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第429項</td> <td>第430項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第431項</td> <td>第432項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第433項</td> <td>第434項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第435項</td> <td>第436項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第437項</td> <td>第438項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第439項</td> <td>第440項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第441項</td> <td>第442項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第443項</td> <td>第444項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第445項</td> <td>第446項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第447項</td> <td>第448項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第449項</td> <td>第450項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第451項</td> <td>第452項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第453項</td> <td>第454項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第455項</td> <td>第456項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第457項</td> <td>第458項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第459項</td> <td>第460項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第461項</td> <td>第462項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第463項</td> <td>第464項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第465項</td> <td>第466項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第467項</td> <td>第468項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第469項</td> <td>第470項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第471項</td> <td>第472項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第473項</td> <td>第474項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第475項</td> <td>第476項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第477項</td> <td>第478項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第479項</td> <td>第480項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第481項</td> <td>第482項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第483項</td> <td>第484項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第485項</td> <td>第486項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第487項</td> <td>第488項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第489項</td> <td>第490項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第491項</td> <td>第492項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第493項</td> <td>第494項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第495項</td> <td>第496項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第497項</td> <td>第498項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第499項</td> <td>第500項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第501項</td> <td>第502項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第503項</td> <td>第504項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第505項</td> <td>第506項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第507項</td> <td>第508項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第509項</td> <td>第510項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第511項</td> <td>第512項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第513項</td> <td>第514項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第515項</td> <td>第516項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第517項</td> <td>第518項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第519項</td> <td>第520項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第521項</td> <td>第522項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第523項</td> <td>第524項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第525項</td> <td>第526項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第527項</td> <td>第528項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第529項</td> <td>第530項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第531項</td> <td>第532項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第533項</td> <td>第534項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第535項</td> <td>第536項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第537項</td> <td>第538項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第539項</td> <td>第540項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第541項</td> <td>第542項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第543項</td> <td>第544項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第545項</td> <td>第546項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第547項</td> <td>第548項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第549項</td> <td>第550項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第551項</td> <td>第552項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第553項</td> <td>第554項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第555項</td> <td>第556項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第557項</td> <td>第558項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第559項</td> <td>第560項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第561項</td> <td>第562項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第563項</td> <td>第564項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第565項</td> <td>第566項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第567項</td> <td>第568項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第569項</td> <td>第570項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第571項</td> <td>第572項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第573項</td> <td>第574項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第575項</td> <td>第576項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第577項</td> <td>第578項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第579項</td> <td>第580項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第581項</td> <td>第582項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第583項</td> <td>第584項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第585項</td> <td>第586項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第587項</td> <td>第588項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第589項</td> <td>第590項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第591項</td> <td>第592項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第593項</td> <td>第594項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第595項</td> <td>第596項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第597項</td> <td>第598項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第599項</td> <td>第600項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第601項</td> <td>第602項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第603項</td> <td>第604項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第605項</td> <td>第606項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第607項</td> <td>第608項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第609項</td> <td>第610項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第611項</td> <td>第</td></tr></tbody></table>	第0項		第0項	構成要素	温度・圧度・圧力 /液体の流量/放射線 貯槽	原子炉/スプレイ系ポンプ泊3号炉	隔壁化区分	海水	「有効」/操作手筋持する)	—		地盤等からの影響	海水を遮水しない 「周辺機器等から地盤等により機器を失うおそれがない」	対象外		電磁的障害	「電磁波により機器が損なわれない」	—		周辺資料	該-2 周辺図			操作手筋	操作手筋	対象外		周辺資料	—			計測装置	計測装置	B		周辺資料	該-1 機器及び検査			切替手筋	本系の開閉として使用一切替手筋	B II		周辺資料	該-1 施設図			遮蔽	遮蔽設計 遮蔽2/同様の名前標識	A d		周辺資料	「小物」(機器物)	対象外		周辺資料	—	対象外		計測場所	操作手筋	対象外		周辺資料	—			第1項	第2項			第3項	第4項			第5項	第6項			第7項	第8項			第9項	第10項			第11項	第12項			第13項	第14項			第15項	第16項			第17項	第18項			第19項	第20項			第21項	第22項			第23項	第24項			第25項	第26項			第27項	第28項			第29項	第30項			第31項	第32項			第33項	第34項			第35項	第36項			第37項	第38項			第39項	第40項			第41項	第42項			第43項	第44項			第45項	第46項			第47項	第48項			第49項	第50項			第51項	第52項			第53項	第54項			第55項	第56項			第57項	第58項			第59項	第60項			第61項	第62項			第63項	第64項			第65項	第66項			第67項	第68項			第69項	第70項			第71項	第72項			第73項	第74項			第75項	第76項			第77項	第78項			第79項	第80項			第81項	第82項			第83項	第84項			第85項	第86項			第87項	第88項			第89項	第90項			第91項	第92項			第93項	第94項			第95項	第96項			第97項	第98項			第99項	第100項			第101項	第102項			第103項	第104項			第105項	第106項			第107項	第108項			第109項	第110項			第111項	第112項			第113項	第114項			第115項	第116項			第117項	第118項			第119項	第120項			第121項	第122項			第123項	第124項			第125項	第126項			第127項	第128項			第129項	第130項			第131項	第132項			第133項	第134項			第135項	第136項			第137項	第138項			第139項	第140項			第141項	第142項			第143項	第144項			第145項	第146項			第147項	第148項			第149項	第150項			第151項	第152項			第153項	第154項			第155項	第156項			第157項	第158項			第159項	第160項			第161項	第162項			第163項	第164項			第165項	第166項			第167項	第168項			第169項	第170項			第171項	第172項			第173項	第174項			第175項	第176項			第177項	第178項			第179項	第180項			第181項	第182項			第183項	第184項			第185項	第186項			第187項	第188項			第189項	第190項			第191項	第192項			第193項	第194項			第195項	第196項			第197項	第198項			第199項	第200項			第201項	第202項			第203項	第204項			第205項	第206項			第207項	第208項			第209項	第210項			第211項	第212項			第213項	第214項			第215項	第216項			第217項	第218項			第219項	第220項			第221項	第222項			第223項	第224項			第225項	第226項			第227項	第228項			第229項	第230項			第231項	第232項			第233項	第234項			第235項	第236項			第237項	第238項			第239項	第240項			第241項	第242項			第243項	第244項			第245項	第246項			第247項	第248項			第249項	第250項			第251項	第252項			第253項	第254項			第255項	第256項			第257項	第258項			第259項	第260項			第261項	第262項			第263項	第264項			第265項	第266項			第267項	第268項			第269項	第270項			第271項	第272項			第273項	第274項			第275項	第276項			第277項	第278項			第279項	第280項			第281項	第282項			第283項	第284項			第285項	第286項			第287項	第288項			第289項	第290項			第291項	第292項			第293項	第294項			第295項	第296項			第297項	第298項			第299項	第300項			第301項	第302項			第303項	第304項			第305項	第306項			第307項	第308項			第309項	第310項			第311項	第312項			第313項	第314項			第315項	第316項			第317項	第318項			第319項	第320項			第321項	第322項			第323項	第324項			第325項	第326項			第327項	第328項			第329項	第330項			第331項	第332項			第333項	第334項			第335項	第336項			第337項	第338項			第339項	第340項			第341項	第342項			第343項	第344項			第345項	第346項			第347項	第348項			第349項	第350項			第351項	第352項			第353項	第354項			第355項	第356項			第357項	第358項			第359項	第360項			第361項	第362項			第363項	第364項			第365項	第366項			第367項	第368項			第369項	第370項			第371項	第372項			第373項	第374項			第375項	第376項			第377項	第378項			第379項	第380項			第381項	第382項			第383項	第384項			第385項	第386項			第387項	第388項			第389項	第390項			第391項	第392項			第393項	第394項			第395項	第396項			第397項	第398項			第399項	第400項			第401項	第402項			第403項	第404項			第405項	第406項			第407項	第408項			第409項	第410項			第411項	第412項			第413項	第414項			第415項	第416項			第417項	第418項			第419項	第420項			第421項	第422項			第423項	第424項			第425項	第426項			第427項	第428項			第429項	第430項			第431項	第432項			第433項	第434項			第435項	第436項			第437項	第438項			第439項	第440項			第441項	第442項			第443項	第444項			第445項	第446項			第447項	第448項			第449項	第450項			第451項	第452項			第453項	第454項			第455項	第456項			第457項	第458項			第459項	第460項			第461項	第462項			第463項	第464項			第465項	第466項			第467項	第468項			第469項	第470項			第471項	第472項			第473項	第474項			第475項	第476項			第477項	第478項			第479項	第480項			第481項	第482項			第483項	第484項			第485項	第486項			第487項	第488項			第489項	第490項			第491項	第492項			第493項	第494項			第495項	第496項			第497項	第498項			第499項	第500項			第501項	第502項			第503項	第504項			第505項	第506項			第507項	第508項			第509項	第510項			第511項	第512項			第513項	第514項			第515項	第516項			第517項	第518項			第519項	第520項			第521項	第522項			第523項	第524項			第525項	第526項			第527項	第528項			第529項	第530項			第531項	第532項			第533項	第534項			第535項	第536項			第537項	第538項			第539項	第540項			第541項	第542項			第543項	第544項			第545項	第546項			第547項	第548項			第549項	第550項			第551項	第552項			第553項	第554項			第555項	第556項			第557項	第558項			第559項	第560項			第561項	第562項			第563項	第564項			第565項	第566項			第567項	第568項			第569項	第570項			第571項	第572項			第573項	第574項			第575項	第576項			第577項	第578項			第579項	第580項			第581項	第582項			第583項	第584項			第585項	第586項			第587項	第588項			第589項	第590項			第591項	第592項			第593項	第594項			第595項	第596項			第597項	第598項			第599項	第600項			第601項	第602項			第603項	第604項			第605項	第606項			第607項	第608項			第609項	第610項			第611項	第
第0項		第0項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
構成要素	温度・圧度・圧力 /液体の流量/放射線 貯槽	原子炉/スプレイ系ポンプ泊3号炉	隔壁化区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
海水	「有効」/操作手筋持する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
地盤等からの影響	海水を遮水しない 「周辺機器等から地盤等により機器を失うおそれがない」	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
電磁的障害	「電磁波により機器が損なわれない」	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
周辺資料	該-2 周辺図																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
操作手筋	操作手筋	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
周辺資料	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
計測装置	計測装置	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
周辺資料	該-1 機器及び検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
切替手筋	本系の開閉として使用一切替手筋	B II																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
周辺資料	該-1 施設図																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
遮蔽	遮蔽設計 遮蔽2/同様の名前標識	A d																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
周辺資料	「小物」(機器物)	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
周辺資料	—	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計測場所	操作手筋	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
周辺資料	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第1項	第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第3項	第4項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第5項	第6項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第7項	第8項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第9項	第10項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第11項	第12項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第13項	第14項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第15項	第16項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第17項	第18項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第19項	第20項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第21項	第22項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第23項	第24項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第25項	第26項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第27項	第28項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第29項	第30項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第31項	第32項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第33項	第34項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第35項	第36項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第37項	第38項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第39項	第40項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第41項	第42項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第43項	第44項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第45項	第46項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第47項	第48項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第49項	第50項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第51項	第52項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第53項	第54項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第55項	第56項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第57項	第58項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第59項	第60項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第61項	第62項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第63項	第64項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第65項	第66項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第67項	第68項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第69項	第70項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第71項	第72項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第73項	第74項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第75項	第76項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第77項	第78項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第79項	第80項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第81項	第82項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第83項	第84項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第85項	第86項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第87項	第88項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第89項	第90項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第91項	第92項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第93項	第94項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第95項	第96項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第97項	第98項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第99項	第100項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第101項	第102項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第103項	第104項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第105項	第106項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第107項	第108項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第109項	第110項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第111項	第112項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第113項	第114項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第115項	第116項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第117項	第118項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第119項	第120項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第121項	第122項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第123項	第124項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第125項	第126項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第127項	第128項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第129項	第130項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第131項	第132項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第133項	第134項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第135項	第136項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第137項	第138項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第139項	第140項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第141項	第142項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第143項	第144項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第145項	第146項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第147項	第148項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第149項	第150項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第151項	第152項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第153項	第154項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第155項	第156項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第157項	第158項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第159項	第160項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第161項	第162項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第163項	第164項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第165項	第166項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第167項	第168項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第169項	第170項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第171項	第172項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第173項	第174項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第175項	第176項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第177項	第178項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第179項	第180項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第181項	第182項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第183項	第184項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第185項	第186項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第187項	第188項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第189項	第190項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第191項	第192項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第193項	第194項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第195項	第196項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第197項	第198項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第199項	第200項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第201項	第202項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第203項	第204項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第205項	第206項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第207項	第208項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第209項	第210項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第211項	第212項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第213項	第214項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第215項	第216項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第217項	第218項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第219項	第220項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第221項	第222項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第223項	第224項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第225項	第226項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第227項	第228項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第229項	第230項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第231項	第232項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第233項	第234項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第235項	第236項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第237項	第238項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第239項	第240項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第241項	第242項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第243項	第244項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第245項	第246項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第247項	第248項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第249項	第250項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第251項	第252項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第253項	第254項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第255項	第256項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第257項	第258項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第259項	第260項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第261項	第262項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第263項	第264項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第265項	第266項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第267項	第268項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第269項	第270項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第271項	第272項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第273項	第274項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第275項	第276項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第277項	第278項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第279項	第280項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第281項	第282項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第283項	第284項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第285項	第286項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第287項	第288項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第289項	第290項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第291項	第292項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第293項	第294項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第295項	第296項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第297項	第298項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第299項	第300項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第301項	第302項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第303項	第304項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第305項	第306項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第307項	第308項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第309項	第310項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第311項	第312項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第313項	第314項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第315項	第316項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第317項	第318項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第319項	第320項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第321項	第322項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第323項	第324項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第325項	第326項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第327項	第328項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第329項	第330項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第331項	第332項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第333項	第334項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第335項	第336項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第337項	第338項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第339項	第340項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第341項	第342項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第343項	第344項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第345項	第346項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第347項	第348項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第349項	第350項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第351項	第352項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第353項	第354項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第355項	第356項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第357項	第358項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第359項	第360項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第361項	第362項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第363項	第364項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第365項	第366項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第367項	第368項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第369項	第370項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第371項	第372項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第373項	第374項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第375項	第376項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第377項	第378項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第379項	第380項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第381項	第382項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第383項	第384項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第385項	第386項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第387項	第388項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第389項	第390項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第391項	第392項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第393項	第394項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第395項	第396項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第397項	第398項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第399項	第400項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第401項	第402項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第403項	第404項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第405項	第406項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第407項	第408項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第409項	第410項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第411項	第412項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第413項	第414項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第415項	第416項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第417項	第418項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第419項	第420項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第421項	第422項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第423項	第424項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第425項	第426項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第427項	第428項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第429項	第430項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第431項	第432項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第433項	第434項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第435項	第436項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第437項	第438項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第439項	第440項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第441項	第442項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第443項	第444項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第445項	第446項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第447項	第448項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第449項	第450項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第451項	第452項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第453項	第454項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第455項	第456項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第457項	第458項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第459項	第460項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第461項	第462項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第463項	第464項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第465項	第466項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第467項	第468項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第469項	第470項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第471項	第472項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第473項	第474項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第475項	第476項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第477項	第478項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第479項	第480項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第481項	第482項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第483項	第484項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第485項	第486項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第487項	第488項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第489項	第490項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第491項	第492項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第493項	第494項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第495項	第496項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第497項	第498項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第499項	第500項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第501項	第502項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第503項	第504項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第505項	第506項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第507項	第508項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第509項	第510項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第511項	第512項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第513項	第514項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第515項	第516項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第517項	第518項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第519項	第520項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第521項	第522項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第523項	第524項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第525項	第526項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第527項	第528項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第529項	第530項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第531項	第532項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第533項	第534項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第535項	第536項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第537項	第538項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第539項	第540項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第541項	第542項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第543項	第544項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第545項	第546項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第547項	第548項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第549項	第550項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第551項	第552項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第553項	第554項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第555項	第556項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第557項	第558項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第559項	第560項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第561項	第562項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第563項	第564項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第565項	第566項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第567項	第568項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第569項	第570項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第571項	第572項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第573項	第574項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第575項	第576項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第577項	第578項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第579項	第580項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第581項	第582項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第583項	第584項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第585項	第586項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第587項	第588項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第589項	第590項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第591項	第592項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第593項	第594項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第595項	第596項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第597項	第598項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第599項	第600項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第601項	第602項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第603項	第604項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第605項	第606項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第607項	第608項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第609項	第610項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第611項	第																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1回：計装設備</th> <th>海水換熱ポンプ出力王力</th> <th>類似化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1章</td> <td>温度・圧力・圧力／加外の火候／放射線</td> <td>原子炉運行子供種内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>貯水</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>既設構造からの影響</td> <td>旧炉の機器等から想影響に上り確認を失うおそれがない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動的障害</td> <td>(電磁界により機器が働きわかない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>第-1 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2章</td> <td>武器・機械・装置・系統構成・外張入力</td> <td>計測制御装置</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>第-1 調査及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替元性</td> <td>本來の用途として使用一切替不要</td> <td>B/B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>第-1 開港</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>系統設計 その他</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3章</td> <td>その他（機器物）</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4章</td> <td>施設うちの容量</td> <td>重大事故等の一対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第5章</td> <td>開港資料</td> <td>第-1 容量許定査査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>荷物の禁止</td> <td>(利用しない容積)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6章</td> <td>其の他の機器</td> <td>防止設備・対策（代替対策の設備あり）一室内</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>対策（サポートあり）一異なら駆動源又は用刑器</td> <td>C*</td> </tr> <tr> <td>第7章</td> <td>開港資料</td> <td>第-1 単体試験図、第-2 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1回：計装設備		海水換熱ポンプ出力王力	類似化区分	第1章	温度・圧力・圧力／加外の火候／放射線	原子炉運行子供種内	B	貯水	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を過水しない	対象外	既設構造からの影響	旧炉の機器等から想影響に上り確認を失うおそれがない	—	電動的障害	(電磁界により機器が働きわかない)	—	開港資料	第-1 配置図		操作性	操作不要	対象外	開港資料	—		第2章	武器・機械・装置・系統構成・外張入力	計測制御装置	C	開港資料	第-1 調査及び検査		切替元性	本來の用途として使用一切替不要	B/B	開港資料	第-1 開港		機器	系統設計 その他	A*	第3章	その他（機器物）	対象外		開港資料	—		設置場所	操作不要	対象外	開港資料	—		第4章	施設うちの容量	重大事故等の一対応を本来の目的として設置するもの	A	第5章	開港資料	第-1 容量許定査査		荷物の禁止	(利用しない容積)	—	開港資料	—		第6章	其の他の機器	防止設備・対策（代替対策の設備あり）一室内	A*	開港資料	対策（サポートあり）一異なら駆動源又は用刑器	C*	第7章	開港資料	第-1 単体試験図、第-2 配置図		
第1回：計装設備		海水換熱ポンプ出力王力	類似化区分																																																																																		
第1章	温度・圧力・圧力／加外の火候／放射線	原子炉運行子供種内	B																																																																																		
	貯水	(有効に機能を發揮する)	—																																																																																		
	海水	海水を過水しない	対象外																																																																																		
	既設構造からの影響	旧炉の機器等から想影響に上り確認を失うおそれがない	—																																																																																		
	電動的障害	(電磁界により機器が働きわかない)	—																																																																																		
開港資料	第-1 配置図																																																																																				
操作性	操作不要	対象外																																																																																			
開港資料	—																																																																																				
第2章	武器・機械・装置・系統構成・外張入力	計測制御装置	C																																																																																		
	開港資料	第-1 調査及び検査																																																																																			
	切替元性	本來の用途として使用一切替不要	B/B																																																																																		
	開港資料	第-1 開港																																																																																			
	機器	系統設計 その他	A*																																																																																		
第3章	その他（機器物）	対象外																																																																																			
	開港資料	—																																																																																			
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																		
	開港資料	—																																																																																			
	第4章	施設うちの容量	重大事故等の一対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																	
第5章	開港資料	第-1 容量許定査査																																																																																			
	荷物の禁止	(利用しない容積)	—																																																																																		
	開港資料	—																																																																																			
	第6章	其の他の機器	防止設備・対策（代替対策の設備あり）一室内	A*																																																																																	
	開港資料	対策（サポートあり）一異なら駆動源又は用刑器	C*																																																																																		
第7章	開港資料	第-1 単体試験図、第-2 配置図																																																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1項 基本計画</th> <th>原子炉建屋内水素濃度</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／防射線 荷重</td> <td>原子炉建屋内が標準内 (荷重に機能を發揮する)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他の機器からの影響</td> <td>他の機器等から影響により機能を失うる可能性あり</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>電磁波により機器が働きづらい</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護装置</td> <td>第1-1 防護用</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>試験・検査 (機器性、系統機器・外部人材)</td> <td>試験制御設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>第-2 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>初期点火 周辺資料</td> <td>初期の搬送として使用一切禁止 第-4 周辺資料</td> <td>B U</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>初期運転 周辺資料</td> <td>その他の その他の(周辺物)</td> <td>A e.</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>初期運転 周辺資料</td> <td>初期運転 周辺資料</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>初期運転 周辺資料</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>着火リスクの削減 周辺資料</td> <td>最大事故率への対応を本革の目的として設置するもの 第-6 対応設定想定</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>適用の禁止 周辺資料</td> <td>(実現しない設備) —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第10項</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第11項</td> <td>環境条件、自然電気、人為要 求、屋外、大気 等による故障 周辺資料</td> <td>環境設備（又は防止でも緩和でもない設備）一対象（同一目的の設備 あり） 対象（チグート無あり）一異なる施設又は沿岸部 第-2 中海防護用、第-3 防護用</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第12項</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td>C s</td> </tr> <tr> <td>第13項</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第1項 基本計画		原子炉建屋内水素濃度	簡略化区分	第1項	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／防射線 荷重	原子炉建屋内が標準内 (荷重に機能を發揮する)	B	海水	海水を遮さない	対象外	他の機器からの影響	他の機器等から影響により機能を失うる可能性あり	—	電磁的障害	電磁波により機器が働きづらい	—	防護装置	第1-1 防護用	—	操作性	操作不要	対象外	周辺資料	—	—	第2項	試験・検査 (機器性、系統機器・外部人材)	試験制御設備	C	周辺資料	第-2 試験及び検査	—	第3項	初期点火 周辺資料	初期の搬送として使用一切禁止 第-4 周辺資料	B U	第4項	初期運転 周辺資料	その他の その他の(周辺物)	A e.	第5項	初期運転 周辺資料	初期運転 周辺資料	対象外	第6項	初期運転 周辺資料	操作不要	対象外	第7項	周辺資料	—	—	第8項	着火リスクの削減 周辺資料	最大事故率への対応を本革の目的として設置するもの 第-6 対応設定想定	A	第9項	適用の禁止 周辺資料	(実現しない設備) —	—	第10項	周辺資料	—	—	第11項	環境条件、自然電気、人為要 求、屋外、大気 等による故障 周辺資料	環境設備（又は防止でも緩和でもない設備）一対象（同一目的の設備 あり） 対象（チグート無あり）一異なる施設又は沿岸部 第-2 中海防護用、第-3 防護用	B	第12項	周辺資料	—	C s	第13項	周辺資料	—	—		
第1項 基本計画		原子炉建屋内水素濃度	簡略化区分																																																																													
第1項	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／防射線 荷重	原子炉建屋内が標準内 (荷重に機能を發揮する)	B																																																																													
	海水	海水を遮さない	対象外																																																																													
	他の機器からの影響	他の機器等から影響により機能を失うる可能性あり	—																																																																													
	電磁的障害	電磁波により機器が働きづらい	—																																																																													
	防護装置	第1-1 防護用	—																																																																													
	操作性	操作不要	対象外																																																																													
	周辺資料	—	—																																																																													
	第2項	試験・検査 (機器性、系統機器・外部人材)	試験制御設備	C																																																																												
	周辺資料	第-2 試験及び検査	—																																																																													
	第3項	初期点火 周辺資料	初期の搬送として使用一切禁止 第-4 周辺資料	B U																																																																												
第4項	初期運転 周辺資料	その他の その他の(周辺物)	A e.																																																																													
第5項	初期運転 周辺資料	初期運転 周辺資料	対象外																																																																													
第6項	初期運転 周辺資料	操作不要	対象外																																																																													
第7項	周辺資料	—	—																																																																													
第8項	着火リスクの削減 周辺資料	最大事故率への対応を本革の目的として設置するもの 第-6 対応設定想定	A																																																																													
第9項	適用の禁止 周辺資料	(実現しない設備) —	—																																																																													
第10項	周辺資料	—	—																																																																													
第11項	環境条件、自然電気、人為要 求、屋外、大気 等による故障 周辺資料	環境設備（又は防止でも緩和でもない設備）一対象（同一目的の設備 あり） 対象（チグート無あり）一異なる施設又は沿岸部 第-2 中海防護用、第-3 防護用	B																																																																													
第12項	周辺資料	—	C s																																																																													
第13項	周辺資料	—	—																																																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1項 基本的設備</th> <th>静的無遮式水素高圧給水装置動作監視装置</th> <th>型別化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1項 第2項 第3項 第4項 第5項</td> <td>監視・操作・圧力／圧力外の変動／放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効)機能を發揮する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を漏れしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>危険箇所からの影響</td> <td>(風力機器等から想定通りに機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源的障害</td> <td>(電源喪失により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SN-3 配置図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>試験・検査</td> <td>計測制御装置</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SN-5 試験及び検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>初期点検</td> <td>本体の構造として使用初期手順</td> <td>B II</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SN-4 初期点検</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>運転</td> <td>その他の</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>その他の(開通物)</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>運行SAの留意</td> <td>最大車両への対応を本革の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SN-6 容量設定装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>通用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>運転</td> <td>操作装置（または防止でも緩和されない設備）一対象（同一目的の設備）</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>#8-1-1 水素炉 #8-1-2 水素炉 #8-1-3 水素炉 #8-1-4 水素炉 #8-1-5 水素炉 #8-1-6 水素炉 #8-1-7 水素炉 #8-1-8 水素炉 #8-1-9 水素炉 #8-1-10 水素炉 #8-1-11 水素炉 #8-1-12 水素炉 #8-1-13 水素炉 #8-1-14 水素炉 #8-1-15 水素炉 #8-1-16 水素炉 #8-1-17 水素炉 #8-1-18 水素炉 #8-1-19 水素炉 #8-1-20 水素炉 #8-1-21 水素炉 #8-1-22 水素炉 #8-1-23 水素炉 #8-1-24 水素炉 #8-1-25 水素炉 #8-1-26 水素炉 #8-1-27 水素炉 #8-1-28 水素炉 #8-1-29 水素炉 #8-1-30 水素炉 #8-1-31 水素炉 #8-1-32 水素炉 #8-1-33 水素炉 #8-1-34 水素炉 #8-1-35 水素炉 #8-1-36 水素炉 #8-1-37 水素炉 #8-1-38 水素炉 #8-1-39 水素炉 #8-1-40 水素炉 #8-1-41 水素炉 #8-1-42 水素炉 #8-1-43 水素炉 #8-1-44 水素炉 #8-1-45 水素炉 #8-1-46 水素炉 #8-1-47 水素炉 #8-1-48 水素炉 #8-1-49 水素炉 #8-1-50 水素炉 #8-1-51 水素炉 #8-1-52 水素炉 #8-1-53 水素炉 #8-1-54 水素炉 #8-1-55 水素炉 #8-1-56 水素炉 #8-1-57 水素炉 #8-1-58 水素炉 #8-1-59 水素炉 #8-1-60 水素炉 #8-1-61 水素炉 #8-1-62 水素炉 #8-1-63 水素炉 #8-1-64 水素炉 #8-1-65 水素炉 #8-1-66 水素炉 #8-1-67 水素炉 #8-1-68 水素炉 #8-1-69 水素炉 #8-1-70 水素炉 #8-1-71 水素炉 #8-1-72 水素炉 #8-1-73 水素炉 #8-1-74 水素炉 #8-1-75 水素炉 #8-1-76 水素炉 #8-1-77 水素炉 #8-1-78 水素炉 #8-1-79 水素炉 #8-1-80 水素炉 #8-1-81 水素炉 #8-1-82 水素炉 #8-1-83 水素炉 #8-1-84 水素炉 #8-1-85 水素炉 #8-1-86 水素炉 #8-1-87 水素炉 #8-1-88 水素炉 #8-1-89 水素炉 #8-1-90 水素炉 #8-1-91 水素炉 #8-1-92 水素炉 #8-1-93 水素炉 #8-1-94 水素炉 #8-1-95 水素炉 #8-1-96 水素炉 #8-1-97 水素炉 #8-1-98 水素炉 #8-1-99 水素炉 #8-1-100 水素炉 #8-1-101 水素炉 #8-1-102 水素炉 #8-1-103 水素炉 #8-1-104 水素炉 #8-1-105 水素炉 #8-1-106 水素炉 #8-1-107 水素炉 #8-1-108 水素炉 #8-1-109 水素炉 #8-1-110 水素炉 #8-1-111 水素炉 #8-1-112 水素炉 #8-1-113 水素炉 #8-1-114 水素炉 #8-1-115 水素炉 #8-1-116 水素炉 #8-1-117 水素炉 #8-1-118 水素炉 #8-1-119 水素炉 #8-1-120 水素炉 #8-1-121 水素炉 #8-1-122 水素炉 #8-1-123 水素炉 #8-1-124 水素炉 #8-1-125 水素炉 #8-1-126 水素炉 #8-1-127 水素炉 #8-1-128 水素炉 #8-1-129 水素炉 #8-1-130 水素炉 #8-1-131 水素炉 #8-1-132 水素炉 #8-1-133 水素炉 #8-1-134 水素炉 #8-1-135 水素炉 #8-1-136 水素炉 #8-1-137 水素炉 #8-1-138 水素炉 #8-1-139 水素炉 #8-1-140 水素炉 #8-1-141 水素炉 #8-1-142 水素炉 #8-1-143 水素炉 #8-1-144 水素炉 #8-1-145 水素炉 #8-1-146 水素炉 #8-1-147 水素炉 #8-1-148 水素炉 #8-1-149 水素炉 #8-1-150 水素炉 #8-1-151 水素炉 #8-1-152 水素炉 #8-1-153 水素炉 #8-1-154 水素炉 #8-1-155 水素炉 #8-1-156 水素炉 #8-1-157 水素炉 #8-1-158 水素炉 #8-1-159 水素炉 #8-1-160 水素炉 #8-1-161 水素炉 #8-1-162 水素炉 #8-1-163 水素炉 #8-1-164 水素炉 #8-1-165 水素炉 #8-1-166 水素炉 #8-1-167 水素炉 #8-1-168 水素炉 #8-1-169 水素炉 #8-1-170 水素炉 #8-1-171 水素炉 #8-1-172 水素炉 #8-1-173 水素炉 #8-1-174 水素炉 #8-1-175 水素炉 #8-1-176 水素炉 #8-1-177 水素炉 #8-1-178 水素炉 #8-1-179 水素炉 #8-1-180 水素炉 #8-1-181 水素炉 #8-1-182 水素炉 #8-1-183 水素炉 #8-1-184 水素炉 #8-1-185 水素炉 #8-1-186 水素炉 #8-1-187 水素炉 #8-1-188 水素炉 #8-1-189 水素炉 #8-1-190 水素炉 #8-1-191 水素炉 #8-1-192 水素炉 #8-1-193 水素炉 #8-1-194 水素炉 #8-1-195 水素炉 #8-1-196 水素炉 #8-1-197 水素炉 #8-1-198 水素炉 #8-1-199 水素炉 #8-1-200 水素炉 #8-1-201 水素炉 #8-1-202 水素炉 #8-1-203 水素炉 #8-1-204 水素炉 #8-1-205 水素炉 #8-1-206 水素炉 #8-1-207 水素炉 #8-1-208 水素炉 #8-1-209 水素炉 #8-1-210 水素炉 #8-1-211 水素炉 #8-1-212 水素炉 #8-1-213 水素炉 #8-1-214 水素炉 #8-1-215 水素炉 #8-1-216 水素炉 #8-1-217 水素炉 #8-1-218 水素炉 #8-1-219 水素炉 #8-1-220 水素炉 #8-1-221 水素炉 #8-1-222 水素炉 #8-1-223 水素炉 #8-1-224 水素炉 #8-1-225 水素炉 #8-1-226 水素炉 #8-1-227 水素炉 #8-1-228 水素炉 #8-1-229 水素炉 #8-1-230 水素炉 #8-1-231 水素炉 #8-1-232 水素炉 #8-1-233 水素炉 #8-1-234 水素炉 #8-1-235 水素炉 #8-1-236 水素炉 #8-1-237 水素炉 #8-1-238 水素炉 #8-1-239 水素炉 #8-1-240 水素炉 #8-1-241 水素炉 #8-1-242 水素炉 #8-1-243 水素炉 #8-1-244 水素炉 #8-1-245 水素炉 #8-1-246 水素炉 #8-1-247 水素炉 #8-1-248 水素炉 #8-1-249 水素炉 #8-1-250 水素炉 #8-1-251 水素炉 #8-1-252 水素炉 #8-1-253 水素炉 #8-1-254 水素炉 #8-1-255 水素炉 #8-1-256 水素炉 #8-1-257 水素炉 #8-1-258 水素炉 #8-1-259 水素炉 #8-1-260 水素炉 #8-1-261 水素炉 #8-1-262 水素炉 #8-1-263 水素炉 #8-1-264 水素炉 #8-1-265 水素炉 #8-1-266 水素炉 #8-1-267 水素炉 #8-1-268 水素炉 #8-1-269 水素炉 #8-1-270 水素炉 #8-1-271 水素炉 #8-1-272 水素炉 #8-1-273 水素炉 #8-1-274 水素炉 #8-1-275 水素炉 #8-1-276 水素炉 #8-1-277 水素炉 #8-1-278 水素炉 #8-1-279 水素炉 #8-1-280 水素炉 #8-1-281 水素炉 #8-1-282 水素炉 #8-1-283 水素炉 #8-1-284 水素炉 #8-1-285 水素炉 #8-1-286 水素炉 #8-1-287 水素炉 #8-1-288 水素炉 #8-1-289 水素炉 #8-1-290 水素炉 #8-1-291 水素炉 #8-1-292 水素炉 #8-1-293 水素炉 #8-1-294 水素炉 #8-1-295 水素炉 #8-1-296 水素炉 #8-1-297 水素炉 #8-1-298 水素炉 #8-1-299 水素炉 #8-1-300 水素炉 #8-1-301 水素炉 #8-1-302 水素炉 #8-1-303 水素炉 #8-1-304 水素炉 #8-1-305 水素炉 #8-1-306 水素炉 #8-1-307 水素炉 #8-1-308 水素炉 #8-1-309 水素炉 #8-1-310 水素炉 #8-1-311 水素炉 #8-1-312 水素炉 #8-1-313 水素炉 #8-1-314 水素炉 #8-1-315 水素炉 #8-1-316 水素炉 #8-1-317 水素炉 #8-1-318 水素炉 #8-1-319 水素炉 #8-1-320 水素炉 #8-1-321 水素炉 #8-1-322 水素炉 #8-1-323 水素炉 #8-1-324 水素炉 #8-1-325 水素炉 #8-1-326 水素炉 #8-1-327 水素炉 #8-1-328 水素炉 #8-1-329 水素炉 #8-1-330 水素炉 #8-1-331 水素炉 #8-1-332 水素炉 #8-1-333 水素炉 #8-1-334 水素炉 #8-1-335 水素炉 #8-1-336 水素炉 #8-1-337 水素炉 #8-1-338 水素炉 #8-1-339 水素炉 #8-1-340 水素炉 #8-1-341 水素炉 #8-1-342 水素炉 #8-1-343 水素炉 #8-1-344 水素炉 #8-1-345 水素炉 #8-1-346 水素炉 #8-1-347 水素炉 #8-1-348 水素炉 #8-1-349 水素炉 #8-1-350 水素炉 #8-1-351 水素炉 #8-1-352 水素炉 #8-1-353 水素炉 #8-1-354 水素炉 #8-1-355 水素炉 #8-1-356 水素炉 #8-1-357 水素炉 #8-1-358 水素炉 #8-1-359 水素炉 #8-1-360 水素炉 #8-1-361 水素炉 #8-1-362 水素炉 #8-1-363 水素炉 #8-1-364 水素炉 #8-1-365 水素炉 #8-1-366 水素炉 #8-1-367 水素炉 #8-1-368 水素炉 #8-1-369 水素炉 #8-1-370 水素炉 #8-1-371 水素炉 #8-1-372 水素炉 #8-1-373 水素炉 #8-1-374 水素炉 #8-1-375 水素炉 #8-1-376 水素炉 #8-1-377 水素炉 #8-1-378 水素炉 #8-1-379 水素炉 #8-1-380 水素炉 #8-1-381 水素炉 #8-1-382 水素炉 #8-1-383 水素炉 #8-1-384 水素炉 #8-1-385 水素炉 #8-1-386 水素炉 #8-1-387 水素炉 #8-1-388 水素炉 #8-1-389 水素炉 #8-1-390 水素炉 #8-1-391 水素炉 #8-1-392 水素炉 #8-1-393 水素炉 #8-1-394 水素炉 #8-1-395 水素炉 #8-1-396 水素炉 #8-1-397 水素炉 #8-1-398 水素炉 #8-1-399 水素炉 #8-1-400 水素炉 #8-1-401 水素炉 #8-1-402 水素炉 #8-1-403 水素炉 #8-1-404 水素炉 #8-1-405 水素炉 #8-1-406 水素炉 #8-1-407 水素炉 #8-1-408 水素炉 #8-1-409 水素炉 #8-1-410 水素炉 #8-1-411 水素炉 #8-1-412 水素炉 #8-1-413 水素炉 #8-1-414 水素炉 #8-1-415 水素炉 #8-1-416 水素炉 #8-1-417 水素炉 #8-1-418 水素炉 #8-1-419 水素炉 #8-1-420 水素炉 #8-1-421 水素炉 #8-1-422 水素炉 #8-1-423 水素炉 #8-1-424 水素炉 #8-1-425 水素炉 #8-1-426 水素炉 #8-1-427 水素炉 #8-1-428 水素炉 #8-1-429 水素炉 #8-1-430 水素炉 #8-1-431 水素炉 #8-1-432 水素炉 #8-1-433 水素炉 #8-1-434 水素炉 #8-1-435 水素炉 #8-1-436 水素炉 #8-1-437 水素炉 #8-1-438 水素炉 #8-1-439 水素炉 #8-1-440 水素炉 #8-1-441 水素炉 #8-1-442 水素炉 #8-1-443 水素炉 #8-1-444 水素炉 #8-1-445 水素炉 #8-1-446 水素炉 #8-1-447 水素炉 #8-1-448 水素炉 #8-1-449 水素炉 #8-1-450 水素炉 #8-1-451 水素炉 #8-1-452 水素炉 #8-1-453 水素炉 #8-1-454 水素炉 #8-1-455 水素炉 #8-1-456 水素炉 #8-1-457 水素炉 #8-1-458 水素炉 #8-1-459 水素炉 #8-1-460 水素炉 #8-1-461 水素炉 #8-1-462 水素炉 #8-1-463 水素炉 #8-1-464 水素炉 #8-1-465 水素炉 #8-1-466 水素炉 #8-1-467 水素炉 #8-1-468 水素炉 #8-1-469 水素炉 #8-1-470 水素炉 #8-1-471 水素炉 #8-1-472 水素炉 #8-1-473 水素炉 #8-1-474 水素炉 #8-1-475 水素炉 #8-1-476 水素炉 #8-1-477 水素炉 #8-1-478 水素炉 #8-1-479 水素炉 #8-1-480 水素炉 #8-1-481 水素炉 #8-1-482 水素炉 #8-1-483 水素炉 #8-1-484 水素炉 #8-1-485 水素炉 #8-1-486 水素炉 #8-1-487 水素炉 #8-1-488 水素炉 #8-1-489 水素炉 #8-1-490 水素炉 #8-1-491 水素炉 #8-1-492 水素炉 #8-1-493 水素炉 #8-1-494 水素炉 #8-1-495 水素炉 #8-1-496 水素炉 #8-1-497 水素炉 #8-1-498 水素炉 #8-1-499 水素炉 #8-1-500 水素炉 #8-1-501 水素炉 #8-1-502 水素炉 #8-1-503 水素炉 #8-1-504 水素炉 #8-1-505 水素炉 #8-1-506 水素炉 #8-1-507 水素炉 #8-1-508 水素炉 #8-1-509 水素炉 #8-1-510 水素炉 #8-1-511 水素炉 #8-1-512 水素炉 #8-1-513 水素炉 #8-1-514 水素炉 #8-1-515 水素炉 #8-1-516 水素炉 #8-1-517 水素炉 #8-1-518 水素炉 #8-1-519 水素炉 #8-1-520 水素炉 #8-1-521 水素炉 #8-1-522 水素炉 #8-1-523 水素炉 #8-1-524 水素炉 #8-1-525 水素炉 #8-1-526 水素炉 #8-1-527 水素炉 #8-1-528 水素炉 #8-1-529 水素炉 #8-1-530 水素炉 #8-1-531 水素炉 #8-1-532 水素炉 #8-1-533 水素炉 #8-1-534 水素炉 #8-1-535 水素炉 #8-1-536 水素炉 #8-1-537 水素炉 #8-1-538 水素炉 #8-1-539 水素炉 #8-1-540 水素炉 #8-1-541 水素炉 #8-1-542 水素炉 #8-1-543 水素炉 #8-1-544 水素炉 #8-1-545 水素炉 #8-1-546 水素炉 #8-1-547 水素炉 #8-1-548 水素炉 #8-1-549 水素炉 #8-1-550 水素炉 #8-1-551 水素炉 #8-1-552 水素炉 #8-1-553 水素炉 #8-1-554 水素炉 #8-1-555 水素炉 #8-1-556 水素炉 #8-1-557 水素炉 #8-1-558 水素炉 #8-1-559 水素炉 #8-1-560 水素炉 #8-1-561 水素炉 #8-1-562 水素炉 #8-1-563 水素炉 #8-1-564 水素炉 #8-1-565 水素炉 #8-1-566 水素炉 #8-1-567 水素炉 #8-1-568 水素炉 #8-1-569 水素炉 #8-1-570 水素炉 #8-1-571 水素炉 #8-1-572 水素炉 #8-1-573 水素炉 #8-1-574 水素炉 #8-1-575 水素炉 #8-1-576 水素炉 #8-1-577 水素炉 #8-1-578 水素炉 #8-1-579 水素炉 #8-1-580 水素炉 #8-1-581 水素炉 #8-1-582 水素炉 #8-1-583 水素炉 #8-1-584 水素炉 #8-1-585 水素炉 #8-1-586 水素炉 #8-1-587 水素炉 #8-1-588 水素炉 #8-1-589 水素炉 #8-1-590 水素炉 #8-1-591 水素炉 #8-1-592 水素炉 #8-1-593 水素炉 #8-1-594 水素炉 #8-1-595 水素炉 #8-1-596 水素炉 #8-1-597 水素炉 #8-1-598 水素炉 #8-1-599 水素炉 #8-1-600 水素炉 #8-1-601 水素炉 #8-1-602 水素炉 #8-1-603 水素炉 #8-1-604 水素炉 #8-1-605 水素炉 #8-1-606 水素炉 #8-1-607 水素炉 #8-1-608 水素炉 #8-1-609 水素炉 #8-1-610 水素炉 #8-1-611 水素炉 #8-1-612 水素炉 #8-1-613 水素炉 #8-1-614 水素炉 #8-1-615 水素炉 #8-1-616 水素炉 #8-1-617 水素炉 #8-1-618 水素炉 #8-1-619 水素炉 #8-1-620 水素炉 #8-1-621 水素炉 #8-1-622 水素炉 #8-1-623 水素炉 #8-1-624 水素炉 #8-1-625 水素炉 #8-1-626 水素炉 #8-1-627 水素炉 #8-1-628 水素炉 #8-1-629 水素炉 #8-1-630 水素炉 #8-1-631 水素炉 #8-1-632 水素炉 #8-1-633 水素炉 #8-1-634 水素炉 #8-1-635 水素炉 #8-1-636 水素炉 #8-1-637 水素炉 #8-1-638 水素炉 #8-1-639 水素炉 #8-1-640 水素炉 #8-1-641 水素炉 #8-1-642 水素炉 #8-1-643 水素炉 #8-1-644 水素炉 #8-1-645 水素炉 #8-1-646 水素炉 #8-1-647 水素炉 #8-1-648 水素炉 #8-1-649 水素炉 #8-1-650 水素炉 #8-1-651 水素炉 #8-1-652 水素炉 #8-1-653 水素炉 #8-1-654 水素炉 #8-1-655 水素炉 #</td></tr></tbody></table>	第1項 基本的設備		静的無遮式水素高圧給水装置動作監視装置	型別化区分	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	監視・操作・圧力／圧力外の変動／放射線	原子炉建屋原子炉内	B	荷重	(有効)機能を發揮する	—	雨水	雨水を漏れしない	対象外	危険箇所からの影響	(風力機器等から想定通りに機能を失うおそれがない)	—	電源的障害	(電源喪失により機能が損なわれない)	—	開通資料	SN-3 配置図			操作性	操作不要	対象外		開通資料	—			第2項	試験・検査	計測制御装置	C	開通資料	SN-5 試験及び検査			第3項	初期点検	本体の構造として使用初期手順	B II	開通資料	SN-4 初期点検			第4項	運転	その他の	A+	開通資料	その他の(開通物)	対象外		第5項	開通資料	—		第6項	設置場所	操作手順	対象外	開通資料	—			第7項	運行SAの留意	最大車両への対応を本革の目的として設置するもの	A	開通資料	SN-6 容量設定装置			第8項	通用の禁止	(共用しない設備)	—	開通資料	—			第9項	運転	操作装置（または防止でも緩和されない設備）一対象（同一目的の設備）	B	開通資料	#8-1-1 水素炉 #8-1-2 水素炉 #8-1-3 水素炉 #8-1-4 水素炉 #8-1-5 水素炉 #8-1-6 水素炉 #8-1-7 水素炉 #8-1-8 水素炉 #8-1-9 水素炉 #8-1-10 水素炉 #8-1-11 水素炉 #8-1-12 水素炉 #8-1-13 水素炉 #8-1-14 水素炉 #8-1-15 水素炉 #8-1-16 水素炉 #8-1-17 水素炉 #8-1-18 水素炉 #8-1-19 水素炉 #8-1-20 水素炉 #8-1-21 水素炉 #8-1-22 水素炉 #8-1-23 水素炉 #8-1-24 水素炉 #8-1-25 水素炉 #8-1-26 水素炉 #8-1-27 水素炉 #8-1-28 水素炉 #8-1-29 水素炉 #8-1-30 水素炉 #8-1-31 水素炉 #8-1-32 水素炉 #8-1-33 水素炉 #8-1-34 水素炉 #8-1-35 水素炉 #8-1-36 水素炉 #8-1-37 水素炉 #8-1-38 水素炉 #8-1-39 水素炉 #8-1-40 水素炉 #8-1-41 水素炉 #8-1-42 水素炉 #8-1-43 水素炉 #8-1-44 水素炉 #8-1-45 水素炉 #8-1-46 水素炉 #8-1-47 水素炉 #8-1-48 水素炉 #8-1-49 水素炉 #8-1-50 水素炉 #8-1-51 水素炉 #8-1-52 水素炉 #8-1-53 水素炉 #8-1-54 水素炉 #8-1-55 水素炉 #8-1-56 水素炉 #8-1-57 水素炉 #8-1-58 水素炉 #8-1-59 水素炉 #8-1-60 水素炉 #8-1-61 水素炉 #8-1-62 水素炉 #8-1-63 水素炉 #8-1-64 水素炉 #8-1-65 水素炉 #8-1-66 水素炉 #8-1-67 水素炉 #8-1-68 水素炉 #8-1-69 水素炉 #8-1-70 水素炉 #8-1-71 水素炉 #8-1-72 水素炉 #8-1-73 水素炉 #8-1-74 水素炉 #8-1-75 水素炉 #8-1-76 水素炉 #8-1-77 水素炉 #8-1-78 水素炉 #8-1-79 水素炉 #8-1-80 水素炉 #8-1-81 水素炉 #8-1-82 水素炉 #8-1-83 水素炉 #8-1-84 水素炉 #8-1-85 水素炉 #8-1-86 水素炉 #8-1-87 水素炉 #8-1-88 水素炉 #8-1-89 水素炉 #8-1-90 水素炉 #8-1-91 水素炉 #8-1-92 水素炉 #8-1-93 水素炉 #8-1-94 水素炉 #8-1-95 水素炉 #8-1-96 水素炉 #8-1-97 水素炉 #8-1-98 水素炉 #8-1-99 水素炉 #8-1-100 水素炉 #8-1-101 水素炉 #8-1-102 水素炉 #8-1-103 水素炉 #8-1-104 水素炉 #8-1-105 水素炉 #8-1-106 水素炉 #8-1-107 水素炉 #8-1-108 水素炉 #8-1-109 水素炉 #8-1-110 水素炉 #8-1-111 水素炉 #8-1-112 水素炉 #8-1-113 水素炉 #8-1-114 水素炉 #8-1-115 水素炉 #8-1-116 水素炉 #8-1-117 水素炉 #8-1-118 水素炉 #8-1-119 水素炉 #8-1-120 水素炉 #8-1-121 水素炉 #8-1-122 水素炉 #8-1-123 水素炉 #8-1-124 水素炉 #8-1-125 水素炉 #8-1-126 水素炉 #8-1-127 水素炉 #8-1-128 水素炉 #8-1-129 水素炉 #8-1-130 水素炉 #8-1-131 水素炉 #8-1-132 水素炉 #8-1-133 水素炉 #8-1-134 水素炉 #8-1-135 水素炉 #8-1-136 水素炉 #8-1-137 水素炉 #8-1-138 水素炉 #8-1-139 水素炉 #8-1-140 水素炉 #8-1-141 水素炉 #8-1-142 水素炉 #8-1-143 水素炉 #8-1-144 水素炉 #8-1-145 水素炉 #8-1-146 水素炉 #8-1-147 水素炉 #8-1-148 水素炉 #8-1-149 水素炉 #8-1-150 水素炉 #8-1-151 水素炉 #8-1-152 水素炉 #8-1-153 水素炉 #8-1-154 水素炉 #8-1-155 水素炉 #8-1-156 水素炉 #8-1-157 水素炉 #8-1-158 水素炉 #8-1-159 水素炉 #8-1-160 水素炉 #8-1-161 水素炉 #8-1-162 水素炉 #8-1-163 水素炉 #8-1-164 水素炉 #8-1-165 水素炉 #8-1-166 水素炉 #8-1-167 水素炉 #8-1-168 水素炉 #8-1-169 水素炉 #8-1-170 水素炉 #8-1-171 水素炉 #8-1-172 水素炉 #8-1-173 水素炉 #8-1-174 水素炉 #8-1-175 水素炉 #8-1-176 水素炉 #8-1-177 水素炉 #8-1-178 水素炉 #8-1-179 水素炉 #8-1-180 水素炉 #8-1-181 水素炉 #8-1-182 水素炉 #8-1-183 水素炉 #8-1-184 水素炉 #8-1-185 水素炉 #8-1-186 水素炉 #8-1-187 水素炉 #8-1-188 水素炉 #8-1-189 水素炉 #8-1-190 水素炉 #8-1-191 水素炉 #8-1-192 水素炉 #8-1-193 水素炉 #8-1-194 水素炉 #8-1-195 水素炉 #8-1-196 水素炉 #8-1-197 水素炉 #8-1-198 水素炉 #8-1-199 水素炉 #8-1-200 水素炉 #8-1-201 水素炉 #8-1-202 水素炉 #8-1-203 水素炉 #8-1-204 水素炉 #8-1-205 水素炉 #8-1-206 水素炉 #8-1-207 水素炉 #8-1-208 水素炉 #8-1-209 水素炉 #8-1-210 水素炉 #8-1-211 水素炉 #8-1-212 水素炉 #8-1-213 水素炉 #8-1-214 水素炉 #8-1-215 水素炉 #8-1-216 水素炉 #8-1-217 水素炉 #8-1-218 水素炉 #8-1-219 水素炉 #8-1-220 水素炉 #8-1-221 水素炉 #8-1-222 水素炉 #8-1-223 水素炉 #8-1-224 水素炉 #8-1-225 水素炉 #8-1-226 水素炉 #8-1-227 水素炉 #8-1-228 水素炉 #8-1-229 水素炉 #8-1-230 水素炉 #8-1-231 水素炉 #8-1-232 水素炉 #8-1-233 水素炉 #8-1-234 水素炉 #8-1-235 水素炉 #8-1-236 水素炉 #8-1-237 水素炉 #8-1-238 水素炉 #8-1-239 水素炉 #8-1-240 水素炉 #8-1-241 水素炉 #8-1-242 水素炉 #8-1-243 水素炉 #8-1-244 水素炉 #8-1-245 水素炉 #8-1-246 水素炉 #8-1-247 水素炉 #8-1-248 水素炉 #8-1-249 水素炉 #8-1-250 水素炉 #8-1-251 水素炉 #8-1-252 水素炉 #8-1-253 水素炉 #8-1-254 水素炉 #8-1-255 水素炉 #8-1-256 水素炉 #8-1-257 水素炉 #8-1-258 水素炉 #8-1-259 水素炉 #8-1-260 水素炉 #8-1-261 水素炉 #8-1-262 水素炉 #8-1-263 水素炉 #8-1-264 水素炉 #8-1-265 水素炉 #8-1-266 水素炉 #8-1-267 水素炉 #8-1-268 水素炉 #8-1-269 水素炉 #8-1-270 水素炉 #8-1-271 水素炉 #8-1-272 水素炉 #8-1-273 水素炉 #8-1-274 水素炉 #8-1-275 水素炉 #8-1-276 水素炉 #8-1-277 水素炉 #8-1-278 水素炉 #8-1-279 水素炉 #8-1-280 水素炉 #8-1-281 水素炉 #8-1-282 水素炉 #8-1-283 水素炉 #8-1-284 水素炉 #8-1-285 水素炉 #8-1-286 水素炉 #8-1-287 水素炉 #8-1-288 水素炉 #8-1-289 水素炉 #8-1-290 水素炉 #8-1-291 水素炉 #8-1-292 水素炉 #8-1-293 水素炉 #8-1-294 水素炉 #8-1-295 水素炉 #8-1-296 水素炉 #8-1-297 水素炉 #8-1-298 水素炉 #8-1-299 水素炉 #8-1-300 水素炉 #8-1-301 水素炉 #8-1-302 水素炉 #8-1-303 水素炉 #8-1-304 水素炉 #8-1-305 水素炉 #8-1-306 水素炉 #8-1-307 水素炉 #8-1-308 水素炉 #8-1-309 水素炉 #8-1-310 水素炉 #8-1-311 水素炉 #8-1-312 水素炉 #8-1-313 水素炉 #8-1-314 水素炉 #8-1-315 水素炉 #8-1-316 水素炉 #8-1-317 水素炉 #8-1-318 水素炉 #8-1-319 水素炉 #8-1-320 水素炉 #8-1-321 水素炉 #8-1-322 水素炉 #8-1-323 水素炉 #8-1-324 水素炉 #8-1-325 水素炉 #8-1-326 水素炉 #8-1-327 水素炉 #8-1-328 水素炉 #8-1-329 水素炉 #8-1-330 水素炉 #8-1-331 水素炉 #8-1-332 水素炉 #8-1-333 水素炉 #8-1-334 水素炉 #8-1-335 水素炉 #8-1-336 水素炉 #8-1-337 水素炉 #8-1-338 水素炉 #8-1-339 水素炉 #8-1-340 水素炉 #8-1-341 水素炉 #8-1-342 水素炉 #8-1-343 水素炉 #8-1-344 水素炉 #8-1-345 水素炉 #8-1-346 水素炉 #8-1-347 水素炉 #8-1-348 水素炉 #8-1-349 水素炉 #8-1-350 水素炉 #8-1-351 水素炉 #8-1-352 水素炉 #8-1-353 水素炉 #8-1-354 水素炉 #8-1-355 水素炉 #8-1-356 水素炉 #8-1-357 水素炉 #8-1-358 水素炉 #8-1-359 水素炉 #8-1-360 水素炉 #8-1-361 水素炉 #8-1-362 水素炉 #8-1-363 水素炉 #8-1-364 水素炉 #8-1-365 水素炉 #8-1-366 水素炉 #8-1-367 水素炉 #8-1-368 水素炉 #8-1-369 水素炉 #8-1-370 水素炉 #8-1-371 水素炉 #8-1-372 水素炉 #8-1-373 水素炉 #8-1-374 水素炉 #8-1-375 水素炉 #8-1-376 水素炉 #8-1-377 水素炉 #8-1-378 水素炉 #8-1-379 水素炉 #8-1-380 水素炉 #8-1-381 水素炉 #8-1-382 水素炉 #8-1-383 水素炉 #8-1-384 水素炉 #8-1-385 水素炉 #8-1-386 水素炉 #8-1-387 水素炉 #8-1-388 水素炉 #8-1-389 水素炉 #8-1-390 水素炉 #8-1-391 水素炉 #8-1-392 水素炉 #8-1-393 水素炉 #8-1-394 水素炉 #8-1-395 水素炉 #8-1-396 水素炉 #8-1-397 水素炉 #8-1-398 水素炉 #8-1-399 水素炉 #8-1-400 水素炉 #8-1-401 水素炉 #8-1-402 水素炉 #8-1-403 水素炉 #8-1-404 水素炉 #8-1-405 水素炉 #8-1-406 水素炉 #8-1-407 水素炉 #8-1-408 水素炉 #8-1-409 水素炉 #8-1-410 水素炉 #8-1-411 水素炉 #8-1-412 水素炉 #8-1-413 水素炉 #8-1-414 水素炉 #8-1-415 水素炉 #8-1-416 水素炉 #8-1-417 水素炉 #8-1-418 水素炉 #8-1-419 水素炉 #8-1-420 水素炉 #8-1-421 水素炉 #8-1-422 水素炉 #8-1-423 水素炉 #8-1-424 水素炉 #8-1-425 水素炉 #8-1-426 水素炉 #8-1-427 水素炉 #8-1-428 水素炉 #8-1-429 水素炉 #8-1-430 水素炉 #8-1-431 水素炉 #8-1-432 水素炉 #8-1-433 水素炉 #8-1-434 水素炉 #8-1-435 水素炉 #8-1-436 水素炉 #8-1-437 水素炉 #8-1-438 水素炉 #8-1-439 水素炉 #8-1-440 水素炉 #8-1-441 水素炉 #8-1-442 水素炉 #8-1-443 水素炉 #8-1-444 水素炉 #8-1-445 水素炉 #8-1-446 水素炉 #8-1-447 水素炉 #8-1-448 水素炉 #8-1-449 水素炉 #8-1-450 水素炉 #8-1-451 水素炉 #8-1-452 水素炉 #8-1-453 水素炉 #8-1-454 水素炉 #8-1-455 水素炉 #8-1-456 水素炉 #8-1-457 水素炉 #8-1-458 水素炉 #8-1-459 水素炉 #8-1-460 水素炉 #8-1-461 水素炉 #8-1-462 水素炉 #8-1-463 水素炉 #8-1-464 水素炉 #8-1-465 水素炉 #8-1-466 水素炉 #8-1-467 水素炉 #8-1-468 水素炉 #8-1-469 水素炉 #8-1-470 水素炉 #8-1-471 水素炉 #8-1-472 水素炉 #8-1-473 水素炉 #8-1-474 水素炉 #8-1-475 水素炉 #8-1-476 水素炉 #8-1-477 水素炉 #8-1-478 水素炉 #8-1-479 水素炉 #8-1-480 水素炉 #8-1-481 水素炉 #8-1-482 水素炉 #8-1-483 水素炉 #8-1-484 水素炉 #8-1-485 水素炉 #8-1-486 水素炉 #8-1-487 水素炉 #8-1-488 水素炉 #8-1-489 水素炉 #8-1-490 水素炉 #8-1-491 水素炉 #8-1-492 水素炉 #8-1-493 水素炉 #8-1-494 水素炉 #8-1-495 水素炉 #8-1-496 水素炉 #8-1-497 水素炉 #8-1-498 水素炉 #8-1-499 水素炉 #8-1-500 水素炉 #8-1-501 水素炉 #8-1-502 水素炉 #8-1-503 水素炉 #8-1-504 水素炉 #8-1-505 水素炉 #8-1-506 水素炉 #8-1-507 水素炉 #8-1-508 水素炉 #8-1-509 水素炉 #8-1-510 水素炉 #8-1-511 水素炉 #8-1-512 水素炉 #8-1-513 水素炉 #8-1-514 水素炉 #8-1-515 水素炉 #8-1-516 水素炉 #8-1-517 水素炉 #8-1-518 水素炉 #8-1-519 水素炉 #8-1-520 水素炉 #8-1-521 水素炉 #8-1-522 水素炉 #8-1-523 水素炉 #8-1-524 水素炉 #8-1-525 水素炉 #8-1-526 水素炉 #8-1-527 水素炉 #8-1-528 水素炉 #8-1-529 水素炉 #8-1-530 水素炉 #8-1-531 水素炉 #8-1-532 水素炉 #8-1-533 水素炉 #8-1-534 水素炉 #8-1-535 水素炉 #8-1-536 水素炉 #8-1-537 水素炉 #8-1-538 水素炉 #8-1-539 水素炉 #8-1-540 水素炉 #8-1-541 水素炉 #8-1-542 水素炉 #8-1-543 水素炉 #8-1-544 水素炉 #8-1-545 水素炉 #8-1-546 水素炉 #8-1-547 水素炉 #8-1-548 水素炉 #8-1-549 水素炉 #8-1-550 水素炉 #8-1-551 水素炉 #8-1-552 水素炉 #8-1-553 水素炉 #8-1-554 水素炉 #8-1-555 水素炉 #8-1-556 水素炉 #8-1-557 水素炉 #8-1-558 水素炉 #8-1-559 水素炉 #8-1-560 水素炉 #8-1-561 水素炉 #8-1-562 水素炉 #8-1-563 水素炉 #8-1-564 水素炉 #8-1-565 水素炉 #8-1-566 水素炉 #8-1-567 水素炉 #8-1-568 水素炉 #8-1-569 水素炉 #8-1-570 水素炉 #8-1-571 水素炉 #8-1-572 水素炉 #8-1-573 水素炉 #8-1-574 水素炉 #8-1-575 水素炉 #8-1-576 水素炉 #8-1-577 水素炉 #8-1-578 水素炉 #8-1-579 水素炉 #8-1-580 水素炉 #8-1-581 水素炉 #8-1-582 水素炉 #8-1-583 水素炉 #8-1-584 水素炉 #8-1-585 水素炉 #8-1-586 水素炉 #8-1-587 水素炉 #8-1-588 水素炉 #8-1-589 水素炉 #8-1-590 水素炉 #8-1-591 水素炉 #8-1-592 水素炉 #8-1-593 水素炉 #8-1-594 水素炉 #8-1-595 水素炉 #8-1-596 水素炉 #8-1-597 水素炉 #8-1-598 水素炉 #8-1-599 水素炉 #8-1-600 水素炉 #8-1-601 水素炉 #8-1-602 水素炉 #8-1-603 水素炉 #8-1-604 水素炉 #8-1-605 水素炉 #8-1-606 水素炉 #8-1-607 水素炉 #8-1-608 水素炉 #8-1-609 水素炉 #8-1-610 水素炉 #8-1-611 水素炉 #8-1-612 水素炉 #8-1-613 水素炉 #8-1-614 水素炉 #8-1-615 水素炉 #8-1-616 水素炉 #8-1-617 水素炉 #8-1-618 水素炉 #8-1-619 水素炉 #8-1-620 水素炉 #8-1-621 水素炉 #8-1-622 水素炉 #8-1-623 水素炉 #8-1-624 水素炉 #8-1-625 水素炉 #8-1-626 水素炉 #8-1-627 水素炉 #8-1-628 水素炉 #8-1-629 水素炉 #8-1-630 水素炉 #8-1-631 水素炉 #8-1-632 水素炉 #8-1-633 水素炉 #8-1-634 水素炉 #8-1-635 水素炉 #8-1-636 水素炉 #8-1-637 水素炉 #8-1-638 水素炉 #8-1-639 水素炉 #8-1-640 水素炉 #8-1-641 水素炉 #8-1-642 水素炉 #8-1-643 水素炉 #8-1-644 水素炉 #8-1-645 水素炉 #8-1-646 水素炉 #8-1-647 水素炉 #8-1-648 水素炉 #8-1-649 水素炉 #8-1-650 水素炉 #8-1-651 水素炉 #8-1-652 水素炉 #8-1-653 水素炉 #8-1-654 水素炉 #8-1-655 水素炉 #
第1項 基本的設備		静的無遮式水素高圧給水装置動作監視装置	型別化区分																																																																																								
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	監視・操作・圧力／圧力外の変動／放射線	原子炉建屋原子炉内	B																																																																																								
	荷重	(有効)機能を發揮する	—																																																																																								
	雨水	雨水を漏れしない	対象外																																																																																								
	危険箇所からの影響	(風力機器等から想定通りに機能を失うおそれがない)	—																																																																																								
	電源的障害	(電源喪失により機能が損なわれない)	—																																																																																								
開通資料	SN-3 配置図																																																																																										
操作性	操作不要	対象外																																																																																									
開通資料	—																																																																																										
第2項	試験・検査	計測制御装置	C																																																																																								
開通資料	SN-5 試験及び検査																																																																																										
第3項	初期点検	本体の構造として使用初期手順	B II																																																																																								
開通資料	SN-4 初期点検																																																																																										
第4項	運転	その他の	A+																																																																																								
開通資料	その他の(開通物)	対象外																																																																																									
第5項	開通資料	—																																																																																									
第6項	設置場所	操作手順	対象外																																																																																								
開通資料	—																																																																																										
第7項	運行SAの留意	最大車両への対応を本革の目的として設置するもの	A																																																																																								
開通資料	SN-6 容量設定装置																																																																																										
第8項	通用の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																								
開通資料	—																																																																																										
第9項	運転	操作装置（または防止でも緩和されない設備）一対象（同一目的の設備）	B																																																																																								
開通資料	#8-1-1 水素炉 #8-1-2 水素炉 #8-1-3 水素炉 #8-1-4 水素炉 #8-1-5 水素炉 #8-1-6 水素炉 #8-1-7 水素炉 #8-1-8 水素炉 #8-1-9 水素炉 #8-1-10 水素炉 #8-1-11 水素炉 #8-1-12 水素炉 #8-1-13 水素炉 #8-1-14 水素炉 #8-1-15 水素炉 #8-1-16 水素炉 #8-1-17 水素炉 #8-1-18 水素炉 #8-1-19 水素炉 #8-1-20 水素炉 #8-1-21 水素炉 #8-1-22 水素炉 #8-1-23 水素炉 #8-1-24 水素炉 #8-1-25 水素炉 #8-1-26 水素炉 #8-1-27 水素炉 #8-1-28 水素炉 #8-1-29 水素炉 #8-1-30 水素炉 #8-1-31 水素炉 #8-1-32 水素炉 #8-1-33 水素炉 #8-1-34 水素炉 #8-1-35 水素炉 #8-1-36 水素炉 #8-1-37 水素炉 #8-1-38 水素炉 #8-1-39 水素炉 #8-1-40 水素炉 #8-1-41 水素炉 #8-1-42 水素炉 #8-1-43 水素炉 #8-1-44 水素炉 #8-1-45 水素炉 #8-1-46 水素炉 #8-1-47 水素炉 #8-1-48 水素炉 #8-1-49 水素炉 #8-1-50 水素炉 #8-1-51 水素炉 #8-1-52 水素炉 #8-1-53 水素炉 #8-1-54 水素炉 #8-1-55 水素炉 #8-1-56 水素炉 #8-1-57 水素炉 #8-1-58 水素炉 #8-1-59 水素炉 #8-1-60 水素炉 #8-1-61 水素炉 #8-1-62 水素炉 #8-1-63 水素炉 #8-1-64 水素炉 #8-1-65 水素炉 #8-1-66 水素炉 #8-1-67 水素炉 #8-1-68 水素炉 #8-1-69 水素炉 #8-1-70 水素炉 #8-1-71 水素炉 #8-1-72 水素炉 #8-1-73 水素炉 #8-1-74 水素炉 #8-1-75 水素炉 #8-1-76 水素炉 #8-1-77 水素炉 #8-1-78 水素炉 #8-1-79 水素炉 #8-1-80 水素炉 #8-1-81 水素炉 #8-1-82 水素炉 #8-1-83 水素炉 #8-1-84 水素炉 #8-1-85 水素炉 #8-1-86 水素炉 #8-1-87 水素炉 #8-1-88 水素炉 #8-1-89 水素炉 #8-1-90 水素炉 #8-1-91 水素炉 #8-1-92 水素炉 #8-1-93 水素炉 #8-1-94 水素炉 #8-1-95 水素炉 #8-1-96 水素炉 #8-1-97 水素炉 #8-1-98 水素炉 #8-1-99 水素炉 #8-1-100 水素炉 #8-1-101 水素炉 #8-1-102 水素炉 #8-1-103 水素炉 #8-1-104 水素炉 #8-1-105 水素炉 #8-1-106 水素炉 #8-1-107 水素炉 #8-1-108 水素炉 #8-1-109 水素炉 #8-1-110 水素炉 #8-1-111 水素炉 #8-1-112 水素炉 #8-1-113 水素炉 #8-1-114 水素炉 #8-1-115 水素炉 #8-1-116 水素炉 #8-1-117 水素炉 #8-1-118 水素炉 #8-1-119 水素炉 #8-1-120 水素炉 #8-1-121 水素炉 #8-1-122 水素炉 #8-1-123 水素炉 #8-1-124 水素炉 #8-1-125 水素炉 #8-1-126 水素炉 #8-1-127 水素炉 #8-1-128 水素炉 #8-1-129 水素炉 #8-1-130 水素炉 #8-1-131 水素炉 #8-1-132 水素炉 #8-1-133 水素炉 #8-1-134 水素炉 #8-1-135 水素炉 #8-1-136 水素炉 #8-1-137 水素炉 #8-1-138 水素炉 #8-1-139 水素炉 #8-1-140 水素炉 #8-1-141 水素炉 #8-1-142 水素炉 #8-1-143 水素炉 #8-1-144 水素炉 #8-1-145 水素炉 #8-1-146 水素炉 #8-1-147 水素炉 #8-1-148 水素炉 #8-1-149 水素炉 #8-1-150 水素炉 #8-1-151 水素炉 #8-1-152 水素炉 #8-1-153 水素炉 #8-1-154 水素炉 #8-1-155 水素炉 #8-1-156 水素炉 #8-1-157 水素炉 #8-1-158 水素炉 #8-1-159 水素炉 #8-1-160 水素炉 #8-1-161 水素炉 #8-1-162 水素炉 #8-1-163 水素炉 #8-1-164 水素炉 #8-1-165 水素炉 #8-1-166 水素炉 #8-1-167 水素炉 #8-1-168 水素炉 #8-1-169 水素炉 #8-1-170 水素炉 #8-1-171 水素炉 #8-1-172 水素炉 #8-1-173 水素炉 #8-1-174 水素炉 #8-1-175 水素炉 #8-1-176 水素炉 #8-1-177 水素炉 #8-1-178 水素炉 #8-1-179 水素炉 #8-1-180 水素炉 #8-1-181 水素炉 #8-1-182 水素炉 #8-1-183 水素炉 #8-1-184 水素炉 #8-1-185 水素炉 #8-1-186 水素炉 #8-1-187 水素炉 #8-1-188 水素炉 #8-1-189 水素炉 #8-1-190 水素炉 #8-1-191 水素炉 #8-1-192 水素炉 #8-1-193 水素炉 #8-1-194 水素炉 #8-1-195 水素炉 #8-1-196 水素炉 #8-1-197 水素炉 #8-1-198 水素炉 #8-1-199 水素炉 #8-1-200 水素炉 #8-1-201 水素炉 #8-1-202 水素炉 #8-1-203 水素炉 #8-1-204 水素炉 #8-1-205 水素炉 #8-1-206 水素炉 #8-1-207 水素炉 #8-1-208 水素炉 #8-1-209 水素炉 #8-1-210 水素炉 #8-1-211 水素炉 #8-1-212 水素炉 #8-1-213 水素炉 #8-1-214 水素炉 #8-1-215 水素炉 #8-1-216 水素炉 #8-1-217 水素炉 #8-1-218 水素炉 #8-1-219 水素炉 #8-1-220 水素炉 #8-1-221 水素炉 #8-1-222 水素炉 #8-1-223 水素炉 #8-1-224 水素炉 #8-1-225 水素炉 #8-1-226 水素炉 #8-1-227 水素炉 #8-1-228 水素炉 #8-1-229 水素炉 #8-1-230 水素炉 #8-1-231 水素炉 #8-1-232 水素炉 #8-1-233 水素炉 #8-1-234 水素炉 #8-1-235 水素炉 #8-1-236 水素炉 #8-1-237 水素炉 #8-1-238 水素炉 #8-1-239 水素炉 #8-1-240 水素炉 #8-1-241 水素炉 #8-1-242 水素炉 #8-1-243 水素炉 #8-1-244 水素炉 #8-1-245 水素炉 #8-1-246 水素炉 #8-1-247 水素炉 #8-1-248 水素炉 #8-1-249 水素炉 #8-1-250 水素炉 #8-1-251 水素炉 #8-1-252 水素炉 #8-1-253 水素炉 #8-1-254 水素炉 #8-1-255 水素炉 #8-1-256 水素炉 #8-1-257 水素炉 #8-1-258 水素炉 #8-1-259 水素炉 #8-1-260 水素炉 #8-1-261 水素炉 #8-1-262 水素炉 #8-1-263 水素炉 #8-1-264 水素炉 #8-1-265 水素炉 #8-1-266 水素炉 #8-1-267 水素炉 #8-1-268 水素炉 #8-1-269 水素炉 #8-1-270 水素炉 #8-1-271 水素炉 #8-1-272 水素炉 #8-1-273 水素炉 #8-1-274 水素炉 #8-1-275 水素炉 #8-1-276 水素炉 #8-1-277 水素炉 #8-1-278 水素炉 #8-1-279 水素炉 #8-1-280 水素炉 #8-1-281 水素炉 #8-1-282 水素炉 #8-1-283 水素炉 #8-1-284 水素炉 #8-1-285 水素炉 #8-1-286 水素炉 #8-1-287 水素炉 #8-1-288 水素炉 #8-1-289 水素炉 #8-1-290 水素炉 #8-1-291 水素炉 #8-1-292 水素炉 #8-1-293 水素炉 #8-1-294 水素炉 #8-1-295 水素炉 #8-1-296 水素炉 #8-1-297 水素炉 #8-1-298 水素炉 #8-1-299 水素炉 #8-1-300 水素炉 #8-1-301 水素炉 #8-1-302 水素炉 #8-1-303 水素炉 #8-1-304 水素炉 #8-1-305 水素炉 #8-1-306 水素炉 #8-1-307 水素炉 #8-1-308 水素炉 #8-1-309 水素炉 #8-1-310 水素炉 #8-1-311 水素炉 #8-1-312 水素炉 #8-1-313 水素炉 #8-1-314 水素炉 #8-1-315 水素炉 #8-1-316 水素炉 #8-1-317 水素炉 #8-1-318 水素炉 #8-1-319 水素炉 #8-1-320 水素炉 #8-1-321 水素炉 #8-1-322 水素炉 #8-1-323 水素炉 #8-1-324 水素炉 #8-1-325 水素炉 #8-1-326 水素炉 #8-1-327 水素炉 #8-1-328 水素炉 #8-1-329 水素炉 #8-1-330 水素炉 #8-1-331 水素炉 #8-1-332 水素炉 #8-1-333 水素炉 #8-1-334 水素炉 #8-1-335 水素炉 #8-1-336 水素炉 #8-1-337 水素炉 #8-1-338 水素炉 #8-1-339 水素炉 #8-1-340 水素炉 #8-1-341 水素炉 #8-1-342 水素炉 #8-1-343 水素炉 #8-1-344 水素炉 #8-1-345 水素炉 #8-1-346 水素炉 #8-1-347 水素炉 #8-1-348 水素炉 #8-1-349 水素炉 #8-1-350 水素炉 #8-1-351 水素炉 #8-1-352 水素炉 #8-1-353 水素炉 #8-1-354 水素炉 #8-1-355 水素炉 #8-1-356 水素炉 #8-1-357 水素炉 #8-1-358 水素炉 #8-1-359 水素炉 #8-1-360 水素炉 #8-1-361 水素炉 #8-1-362 水素炉 #8-1-363 水素炉 #8-1-364 水素炉 #8-1-365 水素炉 #8-1-366 水素炉 #8-1-367 水素炉 #8-1-368 水素炉 #8-1-369 水素炉 #8-1-370 水素炉 #8-1-371 水素炉 #8-1-372 水素炉 #8-1-373 水素炉 #8-1-374 水素炉 #8-1-375 水素炉 #8-1-376 水素炉 #8-1-377 水素炉 #8-1-378 水素炉 #8-1-379 水素炉 #8-1-380 水素炉 #8-1-381 水素炉 #8-1-382 水素炉 #8-1-383 水素炉 #8-1-384 水素炉 #8-1-385 水素炉 #8-1-386 水素炉 #8-1-387 水素炉 #8-1-388 水素炉 #8-1-389 水素炉 #8-1-390 水素炉 #8-1-391 水素炉 #8-1-392 水素炉 #8-1-393 水素炉 #8-1-394 水素炉 #8-1-395 水素炉 #8-1-396 水素炉 #8-1-397 水素炉 #8-1-398 水素炉 #8-1-399 水素炉 #8-1-400 水素炉 #8-1-401 水素炉 #8-1-402 水素炉 #8-1-403 水素炉 #8-1-404 水素炉 #8-1-405 水素炉 #8-1-406 水素炉 #8-1-407 水素炉 #8-1-408 水素炉 #8-1-409 水素炉 #8-1-410 水素炉 #8-1-411 水素炉 #8-1-412 水素炉 #8-1-413 水素炉 #8-1-414 水素炉 #8-1-415 水素炉 #8-1-416 水素炉 #8-1-417 水素炉 #8-1-418 水素炉 #8-1-419 水素炉 #8-1-420 水素炉 #8-1-421 水素炉 #8-1-422 水素炉 #8-1-423 水素炉 #8-1-424 水素炉 #8-1-425 水素炉 #8-1-426 水素炉 #8-1-427 水素炉 #8-1-428 水素炉 #8-1-429 水素炉 #8-1-430 水素炉 #8-1-431 水素炉 #8-1-432 水素炉 #8-1-433 水素炉 #8-1-434 水素炉 #8-1-435 水素炉 #8-1-436 水素炉 #8-1-437 水素炉 #8-1-438 水素炉 #8-1-439 水素炉 #8-1-440 水素炉 #8-1-441 水素炉 #8-1-442 水素炉 #8-1-443 水素炉 #8-1-444 水素炉 #8-1-445 水素炉 #8-1-446 水素炉 #8-1-447 水素炉 #8-1-448 水素炉 #8-1-449 水素炉 #8-1-450 水素炉 #8-1-451 水素炉 #8-1-452 水素炉 #8-1-453 水素炉 #8-1-454 水素炉 #8-1-455 水素炉 #8-1-456 水素炉 #8-1-457 水素炉 #8-1-458 水素炉 #8-1-459 水素炉 #8-1-460 水素炉 #8-1-461 水素炉 #8-1-462 水素炉 #8-1-463 水素炉 #8-1-464 水素炉 #8-1-465 水素炉 #8-1-466 水素炉 #8-1-467 水素炉 #8-1-468 水素炉 #8-1-469 水素炉 #8-1-470 水素炉 #8-1-471 水素炉 #8-1-472 水素炉 #8-1-473 水素炉 #8-1-474 水素炉 #8-1-475 水素炉 #8-1-476 水素炉 #8-1-477 水素炉 #8-1-478 水素炉 #8-1-479 水素炉 #8-1-480 水素炉 #8-1-481 水素炉 #8-1-482 水素炉 #8-1-483 水素炉 #8-1-484 水素炉 #8-1-485 水素炉 #8-1-486 水素炉 #8-1-487 水素炉 #8-1-488 水素炉 #8-1-489 水素炉 #8-1-490 水素炉 #8-1-491 水素炉 #8-1-492 水素炉 #8-1-493 水素炉 #8-1-494 水素炉 #8-1-495 水素炉 #8-1-496 水素炉 #8-1-497 水素炉 #8-1-498 水素炉 #8-1-499 水素炉 #8-1-500 水素炉 #8-1-501 水素炉 #8-1-502 水素炉 #8-1-503 水素炉 #8-1-504 水素炉 #8-1-505 水素炉 #8-1-506 水素炉 #8-1-507 水素炉 #8-1-508 水素炉 #8-1-509 水素炉 #8-1-510 水素炉 #8-1-511 水素炉 #8-1-512 水素炉 #8-1-513 水素炉 #8-1-514 水素炉 #8-1-515 水素炉 #8-1-516 水素炉 #8-1-517 水素炉 #8-1-518 水素炉 #8-1-519 水素炉 #8-1-520 水素炉 #8-1-521 水素炉 #8-1-522 水素炉 #8-1-523 水素炉 #8-1-524 水素炉 #8-1-525 水素炉 #8-1-526 水素炉 #8-1-527 水素炉 #8-1-528 水素炉 #8-1-529 水素炉 #8-1-530 水素炉 #8-1-531 水素炉 #8-1-532 水素炉 #8-1-533 水素炉 #8-1-534 水素炉 #8-1-535 水素炉 #8-1-536 水素炉 #8-1-537 水素炉 #8-1-538 水素炉 #8-1-539 水素炉 #8-1-540 水素炉 #8-1-541 水素炉 #8-1-542 水素炉 #8-1-543 水素炉 #8-1-544 水素炉 #8-1-545 水素炉 #8-1-546 水素炉 #8-1-547 水素炉 #8-1-548 水素炉 #8-1-549 水素炉 #8-1-550 水素炉 #8-1-551 水素炉 #8-1-552 水素炉 #8-1-553 水素炉 #8-1-554 水素炉 #8-1-555 水素炉 #8-1-556 水素炉 #8-1-557 水素炉 #8-1-558 水素炉 #8-1-559 水素炉 #8-1-560 水素炉 #8-1-561 水素炉 #8-1-562 水素炉 #8-1-563 水素炉 #8-1-564 水素炉 #8-1-565 水素炉 #8-1-566 水素炉 #8-1-567 水素炉 #8-1-568 水素炉 #8-1-569 水素炉 #8-1-570 水素炉 #8-1-571 水素炉 #8-1-572 水素炉 #8-1-573 水素炉 #8-1-574 水素炉 #8-1-575 水素炉 #8-1-576 水素炉 #8-1-577 水素炉 #8-1-578 水素炉 #8-1-579 水素炉 #8-1-580 水素炉 #8-1-581 水素炉 #8-1-582 水素炉 #8-1-583 水素炉 #8-1-584 水素炉 #8-1-585 水素炉 #8-1-586 水素炉 #8-1-587 水素炉 #8-1-588 水素炉 #8-1-589 水素炉 #8-1-590 水素炉 #8-1-591 水素炉 #8-1-592 水素炉 #8-1-593 水素炉 #8-1-594 水素炉 #8-1-595 水素炉 #8-1-596 水素炉 #8-1-597 水素炉 #8-1-598 水素炉 #8-1-599 水素炉 #8-1-600 水素炉 #8-1-601 水素炉 #8-1-602 水素炉 #8-1-603 水素炉 #8-1-604 水素炉 #8-1-605 水素炉 #8-1-606 水素炉 #8-1-607 水素炉 #8-1-608 水素炉 #8-1-609 水素炉 #8-1-610 水素炉 #8-1-611 水素炉 #8-1-612 水素炉 #8-1-613 水素炉 #8-1-614 水素炉 #8-1-615 水素炉 #8-1-616 水素炉 #8-1-617 水素炉 #8-1-618 水素炉 #8-1-619 水素炉 #8-1-620 水素炉 #8-1-621 水素炉 #8-1-622 水素炉 #8-1-623 水素炉 #8-1-624 水素炉 #8-1-625 水素炉 #8-1-626 水素炉 #8-1-627 水素炉 #8-1-628 水素炉 #8-1-629 水素炉 #8-1-630 水素炉 #8-1-631 水素炉 #8-1-632 水素炉 #8-1-633 水素炉 #8-1-634 水素炉 #8-1-635 水素炉 #8-1-636 水素炉 #8-1-637 水素炉 #8-1-638 水素炉 #8-1-639 水素炉 #8-1-640 水素炉 #8-1-641 水素炉 #8-1-642 水素炉 #8-1-643 水素炉 #8-1-644 水素炉 #8-1-645 水素炉 #8-1-646 水素炉 #8-1-647 水素炉 #8-1-648 水素炉 #8-1-649 水素炉 #8-1-650 水素炉 #8-1-651 水素炉 #8-1-652 水素炉 #8-1-653 水素炉 #8-1-654 水素炉 #8-1-655 水素炉 #																																																																																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第58条：計装設備</th> <th>格納容器内部圧気断熱構造</th> <th>相型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1章 環境条件</td> <td>温度・密度・圧力 （屋外の大気、船舶内）</td> <td>原子炉建屋原子炉構内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重 （機械）</td> <td>（船舶に構造を実施する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を遮蔽しない。</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>（周辺の機器等から影響により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td>（周辺の機器等から影響により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>（電離層による機器が損なわれない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的干渉</td> <td>（電離層により機器が損なわれない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>BB-1 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>中核制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>BB-1 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2章 運行</td> <td>計量・検査 （精度性、可視機能・外観・人力）</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>BB-3 施設及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替操作</td> <td>本家の開通として使用一回替手要</td> <td>B.b</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>BB-4 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基準設計</td> <td>初期段と同様の系統構成</td> <td>A.d</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>その他（機器物）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>—</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中核制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>BB-2 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3章 新規</td> <td>第58条 SAの基準</td> <td>計測基準対象施設の基準及び機器の容量等の十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>BB-6 基準設定規則</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計量の修正</td> <td>（失常しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、温度、湿度、火災</td> <td>該当設備（以降停止でも継続でもない）設備）一対象（同一目的）の計測（あり）</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>半オートスケーリング</td> <td>対象（半オートあり）一対象（半自動化又は冷却装置）</td> <td>C.a</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>間連資料</td> <td>BB-1 半自動装置、BB-2 施設図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第58条：計装設備		格納容器内部圧気断熱構造	相型化区分	第1章 環境条件	温度・密度・圧力 （屋外の大気、船舶内）	原子炉建屋原子炉構内	B	荷重 （機械）	（船舶に構造を実施する）	—	雨水	雨水を遮蔽しない。	対象外	霜	（周辺の機器等から影響により機能を失うおそれがない）	—	雪	（周辺の機器等から影響により機能を失うおそれがない）	—	雷	（電離層による機器が損なわれない）	—	電磁的干渉	（電離層により機器が損なわれない）	—	間連資料	BB-1 施設図	—	漏水	中核制御室操作	A	間連資料	BB-1 施設図	—	第2章 運行	計量・検査 （精度性、可視機能・外観・人力）	計測制御設備	B	間連資料	BB-3 施設及び検査	—	切替操作	本家の開通として使用一回替手要	B.b	間連資料	BB-4 施設図	—	基準設計	初期段と同様の系統構成	A.d	監査	その他（機器物）	対象外	方法	—	対象外	間連資料	—	—	設置場所	中核制御室操作	B	間連資料	BB-2 施設図	—	第3章 新規	第58条 SAの基準	計測基準対象施設の基準及び機器の容量等の十分	B	間連資料	BB-6 基準設定規則	—	計量の修正	（失常しない設備）	—	間連資料	—	—	監査	環境条件、自然現象、人為事象、温度、湿度、火災	該当設備（以降停止でも継続でもない）設備）一対象（同一目的）の計測（あり）	B	監査	半オートスケーリング	対象（半オートあり）一対象（半自動化又は冷却装置）	C.a	監査	間連資料	BB-1 半自動装置、BB-2 施設図	—	
第58条：計装設備		格納容器内部圧気断熱構造	相型化区分																																																																																										
第1章 環境条件	温度・密度・圧力 （屋外の大気、船舶内）	原子炉建屋原子炉構内	B																																																																																										
	荷重 （機械）	（船舶に構造を実施する）	—																																																																																										
	雨水	雨水を遮蔽しない。	対象外																																																																																										
	霜	（周辺の機器等から影響により機能を失うおそれがない）	—																																																																																										
	雪	（周辺の機器等から影響により機能を失うおそれがない）	—																																																																																										
	雷	（電離層による機器が損なわれない）	—																																																																																										
	電磁的干渉	（電離層により機器が損なわれない）	—																																																																																										
	間連資料	BB-1 施設図	—																																																																																										
	漏水	中核制御室操作	A																																																																																										
	間連資料	BB-1 施設図	—																																																																																										
第2章 運行	計量・検査 （精度性、可視機能・外観・人力）	計測制御設備	B																																																																																										
	間連資料	BB-3 施設及び検査	—																																																																																										
	切替操作	本家の開通として使用一回替手要	B.b																																																																																										
	間連資料	BB-4 施設図	—																																																																																										
	基準設計	初期段と同様の系統構成	A.d																																																																																										
	監査	その他（機器物）	対象外																																																																																										
	方法	—	対象外																																																																																										
	間連資料	—	—																																																																																										
	設置場所	中核制御室操作	B																																																																																										
	間連資料	BB-2 施設図	—																																																																																										
第3章 新規	第58条 SAの基準	計測基準対象施設の基準及び機器の容量等の十分	B																																																																																										
	間連資料	BB-6 基準設定規則	—																																																																																										
	計量の修正	（失常しない設備）	—																																																																																										
	間連資料	—	—																																																																																										
	監査	環境条件、自然現象、人為事象、温度、湿度、火災	該当設備（以降停止でも継続でもない）設備）一対象（同一目的）の計測（あり）	B																																																																																									
	監査	半オートスケーリング	対象（半オートあり）一対象（半自動化又は冷却装置）	C.a																																																																																									
	監査	間連資料	BB-1 半自動装置、BB-2 施設図	—																																																																																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第58条：計装設備</th> <th>使用燃料/ホールドオーバー/貯蔵（ヒートシーキューブ）</th> <th>相違区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項 重機 荷物 運搬 作業 条件</td> <td>温度・湿度・圧力 ／屋外の大気／放射線</td> <td>原子炉建屋屋根子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(新規に機座を選擇する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>海水を送水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>制御盤からの影響</td> <td>(制御機器等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源の確保</td> <td>(電源断により機器が倒れない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺環境</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第2項 操作性</td> <td>周辺資料</td> <td>録-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (保守性、系統構成・外因火力)</td> <td>日別試験設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>録-5 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替手順</td> <td>主電力切替として使用一回目不使用</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第4項 周辺 環境 条件</td> <td>周辺資料</td> <td>録-1 常設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西側 東側 北側 南側</td> <td>常設設計 その他 その他(建築物)</td> <td>Aa 対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺 環境 条件</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺 環境 条件</td> <td>録-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第5項 周辺 環境 条件</td> <td>常設SAの管理</td> <td>重れ専用等の一対他を本業の目的として計画するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>録-6 常設設定値換</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺の禁止</td> <td>(利用しない許諾)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設 周辺 環境 条件</td> <td>環境条件、自然現象、人为事 件、漏水、大火</td> <td>周正計算一対他「代替骨組用設備あり」一室内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>常設 周辺 環境 条件</td> <td>※ボート系熱障</td> <td>対他(サポート承認) - 無なら駆動装置冷却用</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>周辺 環境 条件</td> <td>周辺資料</td> <td>録-2 常設設備図、録-1 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第58条：計装設備		使用燃料/ホールドオーバー/貯蔵（ヒートシーキューブ）	相違区分	第1項 重機 荷物 運搬 作業 条件	温度・湿度・圧力 ／屋外の大気／放射線	原子炉建屋屋根子炉棟内	B	荷重	(新規に機座を選擇する)	—	漏水	海水を送水しない	対象外	制御盤からの影響	(制御機器等から影響により機能を失うおそれがない)	—	電源の確保	(電源断により機器が倒れない)	—	周辺環境	—	—	第2項 操作性	周辺資料	録-2 配置図	—	操作性	操作不能	対象外	周辺資料	—	—	試験・検査 (保守性、系統構成・外因火力)	日別試験設備	B	周辺資料	録-5 試験及び検査	—	切替手順	主電力切替として使用一回目不使用	Bb	第4項 周辺 環境 条件	周辺資料	録-1 常設	—	西側 東側 北側 南側	常設設計 その他 その他(建築物)	Aa 対象外	周辺 環境 条件	周辺資料	—	設置場所	操作不能	対象外	周辺 環境 条件	録-3 配置図	—	第5項 周辺 環境 条件	常設SAの管理	重れ専用等の一対他を本業の目的として計画するもの	A	周辺資料	録-6 常設設定値換	—	周辺の禁止	(利用しない許諾)	—	周辺資料	—	—	常設 周辺 環境 条件	環境条件、自然現象、人为事 件、漏水、大火	周正計算一対他「代替骨組用設備あり」一室内	Aa	常設 周辺 環境 条件	※ボート系熱障	対他(サポート承認) - 無なら駆動装置冷却用	Ca	周辺 環境 条件	周辺資料	録-2 常設設備図、録-1 配置図	—	
第58条：計装設備		使用燃料/ホールドオーバー/貯蔵（ヒートシーキューブ）	相違区分																																																																																		
第1項 重機 荷物 運搬 作業 条件	温度・湿度・圧力 ／屋外の大気／放射線	原子炉建屋屋根子炉棟内	B																																																																																		
	荷重	(新規に機座を選擇する)	—																																																																																		
	漏水	海水を送水しない	対象外																																																																																		
	制御盤からの影響	(制御機器等から影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																		
	電源の確保	(電源断により機器が倒れない)	—																																																																																		
	周辺環境	—	—																																																																																		
第2項 操作性	周辺資料	録-2 配置図	—																																																																																		
	操作性	操作不能	対象外																																																																																		
	周辺資料	—	—																																																																																		
	試験・検査 (保守性、系統構成・外因火力)	日別試験設備	B																																																																																		
	周辺資料	録-5 試験及び検査	—																																																																																		
	切替手順	主電力切替として使用一回目不使用	Bb																																																																																		
第4項 周辺 環境 条件	周辺資料	録-1 常設	—																																																																																		
	西側 東側 北側 南側	常設設計 その他 その他(建築物)	Aa 対象外																																																																																		
	周辺 環境 条件	周辺資料	—																																																																																		
	設置場所	操作不能	対象外																																																																																		
	周辺 環境 条件	録-3 配置図	—																																																																																		
	第5項 周辺 環境 条件	常設SAの管理	重れ専用等の一対他を本業の目的として計画するもの	A																																																																																	
周辺資料		録-6 常設設定値換	—																																																																																		
周辺の禁止		(利用しない許諾)	—																																																																																		
周辺資料		—	—																																																																																		
常設 周辺 環境 条件		環境条件、自然現象、人为事 件、漏水、大火	周正計算一対他「代替骨組用設備あり」一室内	Aa																																																																																	
常設 周辺 環境 条件		※ボート系熱障	対他(サポート承認) - 無なら駆動装置冷却用	Ca																																																																																	
周辺 環境 条件	周辺資料	録-2 常設設備図、録-1 配置図	—																																																																																		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">備考等：計装設備</th> <th>通常設置料ブーム上部空間放射源モータ（高容量、低容量）</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 環境条件</td> <td>温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉構内</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>雨露</td> <td>（有効）構造を發揮する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を逃さない。</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>地盤振動等から影響により機能を失うおそれがない。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>（電源装置により機能が喪なれなくなり）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>全般</td> <td>（電源装置により機能が喪なれなくなり）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>図-1 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2項 機器・機材</td> <td>試験・検査 （検査性、系統構成・各種入力）</td> <td>日換算測定値</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3項 運転・監視</td> <td>開通資料</td> <td>図-1 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替工程</td> <td>本系の損傷として使用一切禁不</td> <td>B.b</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>図-4 系統回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>影響</td> <td>系統設計 その他</td> <td>A.e</td> </tr> <tr> <td>音響</td> <td>その他（機器物） 以上、開通資料</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項 設置場所</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5項 周辺</td> <td>周辺らしき容置 施設資料</td> <td>重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの 図-4 施設設定期制</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>周辺</td> <td>直用小停止 （未用しない停止）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6項 周辺</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺条件、自然現象、人当番 等、漏水、火災 因 素</td> <td>防止設備一時的（代替対策の設置あり）一層内</td> <td>A.a</td> </tr> <tr> <td>サポート系統障 害</td> <td>付帯（サポート承あり）一翼から駆動源又は冷却源</td> <td>C.u</td> </tr> <tr> <td>周辺 周辺資料</td> <td>図-2 里磯結御図、図-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	備考等：計装設備		通常設置料ブーム上部空間放射源モータ（高容量、低容量）	類型化区分	第1項 環境条件	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋原子炉構内	計	雨露	（有効）構造を發揮する。	—	雨水	雨水を逃さない。	対象外	地震	地盤振動等から影響により機能を失うおそれがない。	—	電磁的障害	（電源装置により機能が喪なれなくなり）	—	全般	（電源装置により機能が喪なれなくなり）	—	周辺資料	図-1 配置図		操作性	操作不要	対象外	開通資料	—		第2項 機器・機材	試験・検査 （検査性、系統構成・各種入力）	日換算測定値	計	第3項 運転・監視	開通資料	図-1 試験及び検査		切替工程	本系の損傷として使用一切禁不	B.b	開通資料	図-4 系統回		影響	系統設計 その他	A.e	音響	その他（機器物） 以上、開通資料	対象外	第4項 設置場所	設置場所	操作不要	対象外	開通資料	—		第5項 周辺	周辺らしき容置 施設資料	重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの 図-4 施設設定期制	A	周辺	直用小停止 （未用しない停止）	—		第6項 周辺	周辺資料	—		周辺条件、自然現象、人当番 等、漏水、火災 因 素	防止設備一時的（代替対策の設置あり）一層内	A.a	サポート系統障 害	付帯（サポート承あり）一翼から駆動源又は冷却源	C.u	周辺 周辺資料	図-2 里磯結御図、図-3 配置図			
備考等：計装設備		通常設置料ブーム上部空間放射源モータ（高容量、低容量）	類型化区分																																																																																
第1項 環境条件	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋原子炉構内	計																																																																																
	雨露	（有効）構造を發揮する。	—																																																																																
	雨水	雨水を逃さない。	対象外																																																																																
	地震	地盤振動等から影響により機能を失うおそれがない。	—																																																																																
	電磁的障害	（電源装置により機能が喪なれなくなり）	—																																																																																
	全般	（電源装置により機能が喪なれなくなり）	—																																																																																
	周辺資料	図-1 配置図																																																																																	
	操作性	操作不要	対象外																																																																																
	開通資料	—																																																																																	
	第2項 機器・機材	試験・検査 （検査性、系統構成・各種入力）	日換算測定値	計																																																																															
第3項 運転・監視	開通資料	図-1 試験及び検査																																																																																	
	切替工程	本系の損傷として使用一切禁不	B.b																																																																																
	開通資料	図-4 系統回																																																																																	
	影響	系統設計 その他	A.e																																																																																
	音響	その他（機器物） 以上、開通資料	対象外																																																																																
第4項 設置場所	設置場所	操作不要	対象外																																																																																
	開通資料	—																																																																																	
	第5項 周辺	周辺らしき容置 施設資料	重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの 図-4 施設設定期制	A																																																																															
	周辺	直用小停止 （未用しない停止）	—																																																																																
第6項 周辺	周辺資料	—																																																																																	
	周辺条件、自然現象、人当番 等、漏水、火災 因 素	防止設備一時的（代替対策の設置あり）一層内	A.a																																																																																
	サポート系統障 害	付帯（サポート承あり）一翼から駆動源又は冷却源	C.u																																																																																
	周辺 周辺資料	図-2 里磯結御図、図-3 配置図																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第III章：計装設備</th> <th>使用済燃料ゾーン監視のため</th> <th>隔壁化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1章 構造・機械・装置</td> <td>温度・深度・圧力 測定のための装置／放射線 計器</td> <td>原子炉建屋原子炉内 (有効)機能を發揮する)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>温度 計器</td> <td>禹水を過度に加热しない ための装置</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>操作 装置 における 制御 機能 の影響</td> <td>(周辺機器等から熱影響により機能を失うおそれがない) 禹水温度計</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁開閉器 電磁開閉器 の特徴</td> <td>(電磁開閉器により禹水温度計を士上げなし)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>第-1配管回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装・機器 (操作性、禹水流送・内部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>第-3制御及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替式 禹水温度計</td> <td>本業の用途として使用一切移不要</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4章 運転</td> <td>開通資料</td> <td>第-4禹水回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>運転 装置 の停止 禁止</td> <td>運転許可 その他の 禹水温度計 禹水流送</td> <td>A e</td> </tr> <tr> <td>位置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第5章 新規</td> <td>算定Aの容量 開通資料</td> <td>最大事故等への対応を本來の目的として設置するもの 設-4禹水温度計</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>実用小作止 開通資料</td> <td>(実用し得ない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料</td> <td>計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料</td> <td>因式設備-対象(汽管対象回路あり)一屋内 計装(セピート禹水流送 装置)禹水流送 装置(セピート禹水流送 装置)禹水流送</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第III章：計装設備		使用済燃料ゾーン監視のため	隔壁化区分	第1章 構造・機械・装置	温度・深度・圧力 測定のための装置／放射線 計器	原子炉建屋原子炉内 (有効)機能を發揮する)	B	温度 計器	禹水を過度に加热しない ための装置	対象外	操作 装置 における 制御 機能 の影響	(周辺機器等から熱影響により機能を失うおそれがない) 禹水温度計	—	電磁開閉器 電磁開閉器 の特徴	(電磁開閉器により禹水温度計を士上げなし)	—	開通資料	第-1配管回	—	操作性	操作不要	対象外	開通資料	—	—	計装・機器 (操作性、禹水流送・内部入力)	計装制御設備	K	開通資料	第-3制御及び検査	—	切替式 禹水温度計	本業の用途として使用一切移不要	B3	第4章 運転	開通資料	第-4禹水回	—	運転 装置 の停止 禁止	運転許可 その他の 禹水温度計 禹水流送	A e	位置場所	操作不要	対象外	開通資料	—	—	第5章 新規	算定Aの容量 開通資料	最大事故等への対応を本來の目的として設置するもの 設-4禹水温度計	A	実用小作止 開通資料	(実用し得ない設備)	—	計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料	—	—	計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料	計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料	因式設備-対象(汽管対象回路あり)一屋内 計装(セピート禹水流送 装置)禹水流送 装置(セピート禹水流送 装置)禹水流送	A a	計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料	—	—																	
第III章：計装設備		使用済燃料ゾーン監視のため	隔壁化区分																																																																																
第1章 構造・機械・装置	温度・深度・圧力 測定のための装置／放射線 計器	原子炉建屋原子炉内 (有効)機能を發揮する)	B																																																																																
	温度 計器	禹水を過度に加热しない ための装置	対象外																																																																																
	操作 装置 における 制御 機能 の影響	(周辺機器等から熱影響により機能を失うおそれがない) 禹水温度計	—																																																																																
	電磁開閉器 電磁開閉器 の特徴	(電磁開閉器により禹水温度計を士上げなし)	—																																																																																
	開通資料	第-1配管回	—																																																																																
	操作性	操作不要	対象外																																																																																
	開通資料	—	—																																																																																
	計装・機器 (操作性、禹水流送・内部入力)	計装制御設備	K																																																																																
	開通資料	第-3制御及び検査	—																																																																																
	切替式 禹水温度計	本業の用途として使用一切移不要	B3																																																																																
第4章 運転	開通資料	第-4禹水回	—																																																																																
	運転 装置 の停止 禁止	運転許可 その他の 禹水温度計 禹水流送	A e																																																																																
	位置場所	操作不要	対象外																																																																																
	開通資料	—	—																																																																																
	第5章 新規	算定Aの容量 開通資料	最大事故等への対応を本來の目的として設置するもの 設-4禹水温度計	A																																																																															
		実用小作止 開通資料	(実用し得ない設備)	—																																																																															
		計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料	—	—																																																																															
		計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料	計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料	因式設備-対象(汽管対象回路あり)一屋内 計装(セピート禹水流送 装置)禹水流送 装置(セピート禹水流送 装置)禹水流送	A a																																																																														
		計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料	—	—																																																																															
		計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料	—	—																																																																															
計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料		—	—																																																																																
計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料		—	—																																																																																
計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料		—	—																																																																																
計装・機器 の特徴 禹水流送 装置 の停止 禁止 開通資料		—	—																																																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基幹設備</th> <th>安全パラメータ表示システム(CPMS) (データ収集装置、通信伝送装置、制御表示装置)</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号</td> <td>電流・電圧・圧力 荷重</td> <td>その他の機器内 (着火に換能する装置)</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地盤からの影響</td> <td>(周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源的障害</td> <td>(電源により機器が損なわれる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>3a-1 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能（目的炉が装置で除く）、操作不能（炉外操作、監視時対象物、目的炉表示装置）</td> <td>対象外、 目立</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>3a-1 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>遮断・遮蓋、遮蔽構成・遮蔽人力</td> <td>遮断遮蔽設備</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>3a-2 説明及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>切替式</td> <td>本來の用途として使用～切替不要</td> <td>B b</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>3a-4 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第5号</td> <td>基底設計</td> <td>該装置と同様の系統構成</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>その他の機器</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作子用（目的炉表示装置を除く）、 機器（配線器具）（監視時対象物、目的炉表示装置）</td> <td>対象外、 A a</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>3a-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第6号</td> <td>運転S入の装置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の要領等が十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮断の禁止</td> <td>（適用しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>遮断、自然遮断、人为遮断、温度、水位 半ボート遮断</td> <td>（Xは防止でも構わない設備）一対兼（同一目的のG装置） 対象、（サポート系あり）一貫なる駆動源又は容積原</td> <td>対象外、 C a</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>3a-1 基本説明図、3a-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基幹設備		安全パラメータ表示システム(CPMS) (データ収集装置、通信伝送装置、制御表示装置)	類型化区分	第1号	電流・電圧・圧力 荷重	その他の機器内 (着火に換能する装置)	C	海水	海水を過水しない	対象外	地盤からの影響	(周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない)	—	電源的障害	(電源により機器が損なわれる)	—	間連資料	3a-1 配置図		操作性	操作不能（目的炉が装置で除く）、操作不能（炉外操作、監視時対象物、目的炉表示装置）	対象外、 目立	間連資料	3a-1 配置図		第2号	遮断・遮蓋、遮蔽構成・遮蔽人力	遮断遮蔽設備	M	間連資料	3a-2 説明及び検査		第4号	切替式	本來の用途として使用～切替不要	B b	間連資料	3a-4 配置図		第5号	基底設計	該装置と同様の系統構成	A d	その他の機器	対象外	対象外	間連資料	—	—	設置場所	操作子用（目的炉表示装置を除く）、 機器（配線器具）（監視時対象物、目的炉表示装置）	対象外、 A a	間連資料	3a-2 配置図		第6号	運転S入の装置	設計基準対象施設の系統及び機器の要領等が十分	H	間連資料	—		遮断の禁止	（適用しない設備）	—	間連資料	—		第7号	遮断、自然遮断、人为遮断、温度、水位 半ボート遮断	（Xは防止でも構わない設備）一対兼（同一目的のG装置） 対象、（サポート系あり）一貫なる駆動源又は容積原	対象外、 C a	間連資料	3a-1 基本説明図、3a-3 配置図		
基幹設備		安全パラメータ表示システム(CPMS) (データ収集装置、通信伝送装置、制御表示装置)	類型化区分																																																																											
第1号	電流・電圧・圧力 荷重	その他の機器内 (着火に換能する装置)	C																																																																											
	海水	海水を過水しない	対象外																																																																											
	地盤からの影響	(周辺機器等から影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																											
	電源的障害	(電源により機器が損なわれる)	—																																																																											
	間連資料	3a-1 配置図																																																																												
	操作性	操作不能（目的炉が装置で除く）、操作不能（炉外操作、監視時対象物、目的炉表示装置）	対象外、 目立																																																																											
	間連資料	3a-1 配置図																																																																												
	第2号	遮断・遮蓋、遮蔽構成・遮蔽人力	遮断遮蔽設備	M																																																																										
	間連資料	3a-2 説明及び検査																																																																												
	第4号	切替式	本來の用途として使用～切替不要	B b																																																																										
間連資料	3a-4 配置図																																																																													
第5号	基底設計	該装置と同様の系統構成	A d																																																																											
	その他の機器	対象外	対象外																																																																											
	間連資料	—	—																																																																											
	設置場所	操作子用（目的炉表示装置を除く）、 機器（配線器具）（監視時対象物、目的炉表示装置）	対象外、 A a																																																																											
	間連資料	3a-2 配置図																																																																												
第6号	運転S入の装置	設計基準対象施設の系統及び機器の要領等が十分	H																																																																											
	間連資料	—																																																																												
	遮断の禁止	（適用しない設備）	—																																																																											
	間連資料	—																																																																												
	第7号	遮断、自然遮断、人为遮断、温度、水位 半ボート遮断	（Xは防止でも構わない設備）一対兼（同一目的のG装置） 対象、（サポート系あり）一貫なる駆動源又は容積原	対象外、 C a																																																																										
間連資料	3a-1 基本説明図、3a-3 配置図																																																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																	
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（可搬型）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第58条：計装設備</th> <th>可搬型計画図</th> <th>無効化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">第1章 運転操作 第1節 運転操作</td> <td>監視・制御・警報 ／屋外の火災／防射撃</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>（消防に機器を充てする）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>海水を含まない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>既設施からのお影響</td> <td>（周辺環境からのお影響により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>（電磁波により機器が損傷されない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断装置</td> <td>SD-3 断路器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作時間</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>遮断資料</td> <td>SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （保守性、手順構成・各部人力）</td> <td>可搬型計画図</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>SD-1 断路器及び装置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">第2章 遮断資料 第1節 遮断特性</td> <td>遮断特性</td> <td>本水の用途として使用一切遮断装置</td> <td>B.b</td> </tr> <tr> <td>遮断資料</td> <td>SD-9 可搬型計画図について</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断評定</td> <td>通常時の遮断率は十分</td> <td>A.b</td> </tr> <tr> <td>遮断評定 （小水）（初期物）</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断装置</td> <td>SD-3 断路器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断資料</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>遮断資料</td> <td>SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型Aの意義</td> <td>その他の機器</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>遮断資料</td> <td>SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型Aの相違性</td> <td>式M-1・式M-2</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">第3章 遮断資料 第1節 遮断装置</td> <td>遮断装置</td> <td>SD-9 可搬型計画図について</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断装置</td> <td>（遮断装置の最も危険なものの少ない順序を記入）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断資料</td> <td>SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断装置</td> <td>屋内（遮断要因の考慮対象設備あり）</td> <td>A.a</td> </tr> <tr> <td>遮断資料</td> <td>SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アクセスルート</td> <td>（アクセス手段）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>遮断資料</td> <td>SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断資料</td> <td>（遮断条件、自然現象、人為事象、漏水、火災、既設施からのお影響（代替対策の設備あり））～室内</td> <td>A.a</td> </tr> <tr> <td>サポート必要因</td> <td>サポートなし</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>遮断資料</td> <td>SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第58条：計装設備		可搬型計画図	無効化区分	第1章 運転操作 第1節 運転操作	監視・制御・警報 ／屋外の火災／防射撃	その他の建屋内	C	監査	（消防に機器を充てする）	—	漏水	海水を含まない	対象外	既設施からのお影響	（周辺環境からのお影響により機能を失うおそれがない）	—	電磁的障害	（電磁波により機器が損傷されない）	—	遮断装置	SD-3 断路器	—	操作時間	中央制御室操作	A	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—	試験・検査 （保守性、手順構成・各部人力）	可搬型計画図	B	開通資料	SD-1 断路器及び装置	—	第2章 遮断資料 第1節 遮断特性	遮断特性	本水の用途として使用一切遮断装置	B.b	遮断資料	SD-9 可搬型計画図について	—	遮断評定	通常時の遮断率は十分	A.b	遮断評定 （小水）（初期物）	対象外	—	遮断装置	SD-3 断路器	—	遮断資料	中央制御室操作	B	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—	可搬型Aの意義	その他の機器	C	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—	可搬型Aの相違性	式M-1・式M-2	A	第3章 遮断資料 第1節 遮断装置	遮断装置	SD-9 可搬型計画図について	—	遮断装置	（遮断装置の最も危険なものの少ない順序を記入）	—	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—	遮断装置	屋内（遮断要因の考慮対象設備あり）	A.a	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—	アクセスルート	（アクセス手段）	対象外	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—	遮断資料	（遮断条件、自然現象、人為事象、漏水、火災、既設施からのお影響（代替対策の設備あり））～室内	A.a	サポート必要因	サポートなし	対象外	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—		
第58条：計装設備		可搬型計画図	無効化区分																																																																																																	
第1章 運転操作 第1節 運転操作	監視・制御・警報 ／屋外の火災／防射撃	その他の建屋内	C																																																																																																	
	監査	（消防に機器を充てする）	—																																																																																																	
	漏水	海水を含まない	対象外																																																																																																	
	既設施からのお影響	（周辺環境からのお影響により機能を失うおそれがない）	—																																																																																																	
	電磁的障害	（電磁波により機器が損傷されない）	—																																																																																																	
	遮断装置	SD-3 断路器	—																																																																																																	
	操作時間	中央制御室操作	A																																																																																																	
	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—																																																																																																	
	試験・検査 （保守性、手順構成・各部人力）	可搬型計画図	B																																																																																																	
	開通資料	SD-1 断路器及び装置	—																																																																																																	
第2章 遮断資料 第1節 遮断特性	遮断特性	本水の用途として使用一切遮断装置	B.b																																																																																																	
	遮断資料	SD-9 可搬型計画図について	—																																																																																																	
	遮断評定	通常時の遮断率は十分	A.b																																																																																																	
	遮断評定 （小水）（初期物）	対象外	—																																																																																																	
	遮断装置	SD-3 断路器	—																																																																																																	
	遮断資料	中央制御室操作	B																																																																																																	
	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—																																																																																																	
	可搬型Aの意義	その他の機器	C																																																																																																	
	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—																																																																																																	
	可搬型Aの相違性	式M-1・式M-2	A																																																																																																	
第3章 遮断資料 第1節 遮断装置	遮断装置	SD-9 可搬型計画図について	—																																																																																																	
	遮断装置	（遮断装置の最も危険なものの少ない順序を記入）	—																																																																																																	
	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—																																																																																																	
	遮断装置	屋内（遮断要因の考慮対象設備あり）	A.a																																																																																																	
	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—																																																																																																	
	アクセスルート	（アクセス手段）	対象外																																																																																																	
	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—																																																																																																	
	遮断資料	（遮断条件、自然現象、人為事象、漏水、火災、既設施からのお影響（代替対策の設備あり））～室内	A.a																																																																																																	
	サポート必要因	サポートなし	対象外																																																																																																	
	遮断資料	SD-3 断路器、SD-9 可搬型計画図について	—																																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
	<p align="center">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新規系：計装設備</th> <th>6-2P-2泊発電所</th> <th>警報化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1章</td> <td>運転・操作・圧力／流量の測定／計装機器</td> <td>その他の種類内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>計装資料</td> <td>(有効に機能を実現する)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他の機器からの影響</td> <td>(駆動装置等から影響を受けた影響に上り機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基準適合性</td> <td>(機能によって機能が健全となり)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>6-1 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査（検査構成・外部入力）</td> <td>日間被膜計装</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>6-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2章</td> <td>切替元件</td> <td>本革の周辺として使用・切替不要</td> <td>B/E</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>6-4 切替</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>その他の</td> <td>A/E</td> </tr> <tr> <td>元の地（無動物）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装場所</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3章</td> <td>通常E/Aの容差</td> <td>重大事故等への対応を本革の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異常の停止</td> <td>(使用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4章</td> <td>共通</td> <td>構成条件、自然環境、人為事象、監視、監査、監査、監査、監査</td> <td>既存設備・対象（代替対象の設備あり）一箇所</td> <td>A/E</td> </tr> <tr> <td>サポーター系故障</td> <td>対象外（サポーター系なし）</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装</td> <td>6-1 単機能資料、6-3 配置図</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	新規系：計装設備		6-2P-2泊発電所	警報化区分	第1章	運転・操作・圧力／流量の測定／計装機器	その他の種類内	C	計装資料	(有効に機能を実現する)		海水	海水を過水しない	対象外	他の機器からの影響	(駆動装置等から影響を受けた影響に上り機能を失うおそれがない)	—	基準適合性	(機能によって機能が健全となり)	—	開通資料	6-1 配置図		操作性	操作手順	対象外	開通資料	—		試験・検査（検査構成・外部入力）	日間被膜計装	C	開通資料	6-3 試験及び検査		第2章	切替元件	本革の周辺として使用・切替不要	B/E	開通資料	6-4 切替		運転	その他の	A/E	元の地（無動物）	対象外	対象外	開通資料	—		計装場所	操作手順	対象外	開通資料	—		第3章	通常E/Aの容差	重大事故等への対応を本革の目的として設置するもの	A	開通資料	—		異常の停止	(使用しない設備)	—	開通資料	—		第4章	共通	構成条件、自然環境、人為事象、監視、監査、監査、監査、監査	既存設備・対象（代替対象の設備あり）一箇所	A/E	サポーター系故障	対象外（サポーター系なし）	対象外		計装	6-1 単機能資料、6-3 配置図			
新規系：計装設備		6-2P-2泊発電所	警報化区分																																																																																		
第1章	運転・操作・圧力／流量の測定／計装機器	その他の種類内	C																																																																																		
	計装資料	(有効に機能を実現する)																																																																																			
	海水	海水を過水しない	対象外																																																																																		
	他の機器からの影響	(駆動装置等から影響を受けた影響に上り機能を失うおそれがない)	—																																																																																		
	基準適合性	(機能によって機能が健全となり)	—																																																																																		
	開通資料	6-1 配置図																																																																																			
	操作性	操作手順	対象外																																																																																		
	開通資料	—																																																																																			
	試験・検査（検査構成・外部入力）	日間被膜計装	C																																																																																		
	開通資料	6-3 試験及び検査																																																																																			
第2章	切替元件	本革の周辺として使用・切替不要	B/E																																																																																		
	開通資料	6-4 切替																																																																																			
	運転	その他の	A/E																																																																																		
	元の地（無動物）	対象外	対象外																																																																																		
	開通資料	—																																																																																			
	計装場所	操作手順	対象外																																																																																		
	開通資料	—																																																																																			
	第3章	通常E/Aの容差	重大事故等への対応を本革の目的として設置するもの	A																																																																																	
	開通資料	—																																																																																			
	異常の停止	(使用しない設備)	—																																																																																		
開通資料	—																																																																																				
第4章	共通	構成条件、自然環境、人為事象、監視、監査、監査、監査、監査	既存設備・対象（代替対象の設備あり）一箇所	A/E																																																																																	
	サポーター系故障	対象外（サポーター系なし）	対象外																																																																																		
	計装	6-1 単機能資料、6-3 配置図																																																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">承認番号：計装認証</th> <th>◎-2泊発電所</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境条件</td> <td>温度・湿度・圧力 ／屋外の大気／放射線 荷重</td> <td>その他建屋内</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>（取扱い規範を実施する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設計構造からの影響</td> <td>（開口部等が心配影響により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁干渉</td> <td>（電磁波により機能が損なわれない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>◎-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測・検査・制御機器・外部入力</td> <td>計測制御設備</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>◎-2 制御及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項</td> <td>切替元件</td> <td>本業の損傷などで使用一切替手順</td> <td>B6</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>◎-4 本継続</td> <td></td> </tr> <tr> <td>感覚装置</td> <td>小計</td> <td>A2</td> </tr> <tr> <td>音響</td> <td>その他の感覚物</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1項</td> <td>常設SAの容積</td> <td>重大事象等への対応を本業の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td>其他の整正</td> <td>（実現しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防護装置</td> <td>（自然現象、人为障害、漏水、火災、地震等による事故に対する対策）</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>半自動式蒸気阱</td> <td>対象外（サボート系なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>◎-2 常設監視網、◎-2 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	承認番号：計装認証		◎-2泊発電所	類型化区分	第1項	環境条件	温度・湿度・圧力 ／屋外の大気／放射線 荷重	その他建屋内	海水	（取扱い規範を実施する）	—	地盤	海水を過水しない	対象外	設計構造からの影響	（開口部等が心配影響により機能を失うおそれがない）	—	電磁干渉	（電磁波により機能が損なわれない）	—	関連資料	◎-2 配置図		操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		計測・検査・制御機器・外部入力	計測制御設備	R	関連資料	◎-2 制御及び検査		第4項	切替元件	本業の損傷などで使用一切替手順	B6	関連資料	◎-4 本継続		感覚装置	小計	A2	音響	その他の感覚物	対象外	記録	—		関連資料	—		計測場所	操作不要	対象外	関連資料	—		第1項	常設SAの容積	重大事象等への対応を本業の目的として設置するもの	A	関連資料	—		第2項	其他の整正	（実現しない設備）	—	関連資料	—		防護装置	（自然現象、人为障害、漏水、火災、地震等による事故に対する対策）	Aa	半自動式蒸気阱	対象外（サボート系なし）	対象外	関連資料	◎-2 常設監視網、◎-2 配置図			
承認番号：計装認証		◎-2泊発電所	類型化区分																																																																																			
第1項	環境条件	温度・湿度・圧力 ／屋外の大気／放射線 荷重	その他建屋内																																																																																			
	海水	（取扱い規範を実施する）	—																																																																																			
	地盤	海水を過水しない	対象外																																																																																			
	設計構造からの影響	（開口部等が心配影響により機能を失うおそれがない）	—																																																																																			
	電磁干渉	（電磁波により機能が損なわれない）	—																																																																																			
	関連資料	◎-2 配置図																																																																																				
	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
	計測・検査・制御機器・外部入力	計測制御設備	R																																																																																			
	関連資料	◎-2 制御及び検査																																																																																				
第4項	切替元件	本業の損傷などで使用一切替手順	B6																																																																																			
	関連資料	◎-4 本継続																																																																																				
	感覚装置	小計	A2																																																																																			
	音響	その他の感覚物	対象外																																																																																			
	記録	—																																																																																				
	関連資料	—																																																																																				
	計測場所	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
	第1項	常設SAの容積	重大事象等への対応を本業の目的として設置するもの	A																																																																																		
	関連資料	—																																																																																				
第2項	其他の整正	（実現しない設備）	—																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
	防護装置	（自然現象、人为障害、漏水、火災、地震等による事故に対する対策）	Aa																																																																																			
半自動式蒸気阱	対象外（サボート系なし）	対象外																																																																																				
関連資料	◎-2 常設監視網、◎-2 配置図																																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
	<table border="1"> <caption>第58条・計装設備</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 構成・操作・動作</td> <td>温度・圧度・圧力 ／屋外の天候／放射線</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を感知しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>船底物からのお影響</td> <td>(原発機器等から想定影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐震資料</td> <td>第6-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (能動性、系統構成・外因入力)</td> <td>定期試験設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>第6-3 実験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項 保守・点検</td> <td>定期点検</td> <td>本末の周辺として使用→切替不能</td> <td>B b</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>第6-4 点検回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>定期評定</td> <td>定期評定と同様の手段構成</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>点検標準</td> <td>点検標準（検査物）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>定期回</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置操作</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視SAとの対比</td> <td>設計基準対象施設の承認及び機器の容積等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>定期評定</td> <td>(実用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第13項 (その他)</td> <td>間連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>外因 環境条件、自然現象、人为事象、漏水、火災</td> <td>防止設備・対策（代替可制御設備あり）一箇内</td> <td>A k</td> </tr> <tr> <td>半導体素子故障</td> <td>対象外（半導体素子なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>第6-2 実験結果回、第6-1 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）		第1項 構成・操作・動作	温度・圧度・圧力 ／屋外の天候／放射線	その他の機器内	C	荷重	(有効に機能を發揮する)	—	漏水	漏水を感知しない	対象外	船底物からのお影響	(原発機器等から想定影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	耐震資料	第6-2 配置図	—	操作性	操作不能	対象外	間連資料	—	—	試験・検査 (能動性、系統構成・外因入力)	定期試験設備	C	間連資料	第6-3 実験及び検査	—	第4項 保守・点検	定期点検	本末の周辺として使用→切替不能	B b	間連資料	第6-4 点検回	—	定期評定	定期評定と同様の手段構成	A d	点検標準	点検標準（検査物）	対象外	定期回	—	—	設置操作	操作不能	対象外	間連資料	—	—	監視SAとの対比	設計基準対象施設の承認及び機器の容積等が十分	B	間連資料	—	—	定期評定	(実用しない設備)	—	第13項 (その他)	間連資料	—	—	外因 環境条件、自然現象、人为事象、漏水、火災	防止設備・対策（代替可制御設備あり）一箇内	A k	半導体素子故障	対象外（半導体素子なし）	対象外	間連資料	第6-2 実験結果回、第6-1 配置図	—		
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）																																																																																
第1項 構成・操作・動作	温度・圧度・圧力 ／屋外の天候／放射線	その他の機器内	C																																																																													
	荷重	(有効に機能を發揮する)	—																																																																													
	漏水	漏水を感知しない	対象外																																																																													
	船底物からのお影響	(原発機器等から想定影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																													
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																													
	耐震資料	第6-2 配置図	—																																																																													
	操作性	操作不能	対象外																																																																													
	間連資料	—	—																																																																													
	試験・検査 (能動性、系統構成・外因入力)	定期試験設備	C																																																																													
	間連資料	第6-3 実験及び検査	—																																																																													
第4項 保守・点検	定期点検	本末の周辺として使用→切替不能	B b																																																																													
	間連資料	第6-4 点検回	—																																																																													
	定期評定	定期評定と同様の手段構成	A d																																																																													
	点検標準	点検標準（検査物）	対象外																																																																													
	定期回	—	—																																																																													
	設置操作	操作不能	対象外																																																																													
	間連資料	—	—																																																																													
	監視SAとの対比	設計基準対象施設の承認及び機器の容積等が十分	B																																																																													
	間連資料	—	—																																																																													
	定期評定	(実用しない設備)	—																																																																													
第13項 (その他)	間連資料	—	—																																																																													
	外因 環境条件、自然現象、人为事象、漏水、火災	防止設備・対策（代替可制御設備あり）一箇内	A k																																																																													
	半導体素子故障	対象外（半導体素子なし）	対象外																																																																													
間連資料	第6-2 実験結果回、第6-1 配置図	—																																																																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1回：計測計画</th> <th>計測用機器</th> <th>整備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1期</td> <td>温度・圧力・圧力／周囲の変換／放射線</td> <td>その他の環境内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>流量</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏洩</td> <td>漏洩を過大しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>冷却水からの影響</td> <td>(開口部等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2期</td> <td>漏洩の検査</td> <td>(漏洩がより機能が損なわぬなり)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>3a-1 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3期</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4期</td> <td>試験・検査（無遮蔽・就構成・外部入力）</td> <td>計測装置設備</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>3a-2 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5期</td> <td>初期起動</td> <td>本系の用途として使用一切皆不要</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>3a-4 開通図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6期</td> <td>蒸気器具</td> <td>蒸気器具と同様の最適度</td> <td>A-d</td> </tr> <tr> <td>その他（機器物）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7期</td> <td>計測項目</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8期</td> <td>計測5入の計量</td> <td>設計基準対象施設の計量及び機器の計量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9期</td> <td>直端の禁止</td> <td>(直角しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10期</td> <td>直角</td> <td>環境条件、自己電動、人為要因、漏水、大火</td> <td>A-a</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>直角（サボードなし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11期</td> <td>開通資料</td> <td>3a-2 開通設備図、3a-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第1回：計測計画		計測用機器	整備区分	第1期	温度・圧力・圧力／周囲の変換／放射線	その他の環境内	C	流量	(有効に機能を發揮する)	—	漏洩	漏洩を過大しない	対象外	冷却水からの影響	(開口部等から影響により機能を失うおそれがない)	—	第2期	漏洩の検査	(漏洩がより機能が損なわぬなり)	—	開通資料	3a-1 配置図	—	第3期	操作性	操作不要	対象外	開通資料	—	—	第4期	試験・検査（無遮蔽・就構成・外部入力）	計測装置設備	A	開通資料	3a-2 試験及び検査	—	第5期	初期起動	本系の用途として使用一切皆不要	なし	開通資料	3a-4 開通図	—	第6期	蒸気器具	蒸気器具と同様の最適度	A-d	その他（機器物）	対象外	対象外	第7期	計測項目	操作不要	対象外	開通資料	—	—	第8期	計測5入の計量	設計基準対象施設の計量及び機器の計量等が十分	B	開通資料	—	—	第9期	直端の禁止	(直角しない設備)	—	開通資料	—	—	第10期	直角	環境条件、自己電動、人為要因、漏水、大火	A-a	開通資料	直角（サボードなし）	対象外	第11期	開通資料	3a-2 開通設備図、3a-2 配置図	—	
第1回：計測計画		計測用機器	整備区分																																																																																			
第1期	温度・圧力・圧力／周囲の変換／放射線	その他の環境内	C																																																																																			
	流量	(有効に機能を發揮する)	—																																																																																			
	漏洩	漏洩を過大しない	対象外																																																																																			
	冷却水からの影響	(開口部等から影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																			
第2期	漏洩の検査	(漏洩がより機能が損なわぬなり)	—																																																																																			
	開通資料	3a-1 配置図	—																																																																																			
第3期	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	開通資料	—	—																																																																																			
第4期	試験・検査（無遮蔽・就構成・外部入力）	計測装置設備	A																																																																																			
	開通資料	3a-2 試験及び検査	—																																																																																			
第5期	初期起動	本系の用途として使用一切皆不要	なし																																																																																			
	開通資料	3a-4 開通図	—																																																																																			
第6期	蒸気器具	蒸気器具と同様の最適度	A-d																																																																																			
	その他（機器物）	対象外	対象外																																																																																			
第7期	計測項目	操作不要	対象外																																																																																			
	開通資料	—	—																																																																																			
第8期	計測5入の計量	設計基準対象施設の計量及び機器の計量等が十分	B																																																																																			
	開通資料	—	—																																																																																			
第9期	直端の禁止	(直角しない設備)	—																																																																																			
	開通資料	—	—																																																																																			
第10期	直角	環境条件、自己電動、人為要因、漏水、大火	A-a																																																																																			
	開通資料	直角（サボードなし）	対象外																																																																																			
第11期	開通資料	3a-2 開通設備図、3a-2 配置図	—																																																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<table border="1"> <caption>第58条：計装設備</caption> <thead> <tr> <th colspan="3">第58条：計装設備</th> <th>◎記載箇所</th> <th>整備化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号</td> <td>操作・履歴・用意 (操作の実施／抑制)</td> <td>その他の運転内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に拘束を実現する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>油水</td> <td>海水を通水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>熱計測からの影響</td> <td>(周辺機器等から影響により操作を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源の障害</td> <td>(電源により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>伊-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (試験・検査・系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>伊-5 試験及び解説</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替工作</td> <td>各系の用途として使用一切替不要</td> <td>B b</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>伊-1 系統回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>運転と同様の運転操作</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>その他(機器物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測操作</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱りAの計測</td> <td>設計基準対象部位の系統及び機器の容量等伊-10</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実用の修正</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転操作</td> <td>運転操作、自然現象、人為事 業、漏水、火災 対象外(上述要因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート系設備</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>伊-2 基本計測回路、伊-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第58条：計装設備			◎記載箇所	整備化区分	第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号	操作・履歴・用意 (操作の実施／抑制)	その他の運転内	C	荷重	(荷重に拘束を実現する)	—	油水	海水を通水しない	対象外	熱計測からの影響	(周辺機器等から影響により操作を失うおそれがない)	—	電源の障害	(電源により機能が損なわれない)	—	開港資料	伊-2 配置図		操作性	操作不要	対象外	開港資料			試験・検査 (試験・検査・系統構成・外部入力)	計測制御設備	C	開港資料	伊-5 試験及び解説		切替工作	各系の用途として使用一切替不要	B b	開港資料	伊-1 系統回		運転	運転と同様の運転操作	A d	その他(機器物)	対象外	対象外	開港資料	—		計測操作	操作不要	対象外	開港資料	—		取扱りAの計測	設計基準対象部位の系統及び機器の容量等伊-10	B	開港資料	—		実用の修正	(未用しない設備)	—	開港資料	—		運転操作	運転操作、自然現象、人為事 業、漏水、火災 対象外(上述要因の考慮対象設備なし)	対象外	サポート系設備	対象外(サポートなし)	対象外	開港資料	伊-2 基本計測回路、伊-3 配置図			
第58条：計装設備			◎記載箇所	整備化区分																																																																													
第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号	操作・履歴・用意 (操作の実施／抑制)	その他の運転内	C																																																																														
	荷重	(荷重に拘束を実現する)	—																																																																														
	油水	海水を通水しない	対象外																																																																														
	熱計測からの影響	(周辺機器等から影響により操作を失うおそれがない)	—																																																																														
	電源の障害	(電源により機能が損なわれない)	—																																																																														
	開港資料	伊-2 配置図																																																																															
	操作性	操作不要	対象外																																																																														
	開港資料																																																																																
	試験・検査 (試験・検査・系統構成・外部入力)	計測制御設備	C																																																																														
	開港資料	伊-5 試験及び解説																																																																															
切替工作	各系の用途として使用一切替不要	B b																																																																															
開港資料	伊-1 系統回																																																																																
運転	運転と同様の運転操作	A d																																																																															
その他(機器物)	対象外	対象外																																																																															
開港資料	—																																																																																
計測操作	操作不要	対象外																																																																															
開港資料	—																																																																																
取扱りAの計測	設計基準対象部位の系統及び機器の容量等伊-10	B																																																																															
開港資料	—																																																																																
実用の修正	(未用しない設備)	—																																																																															
開港資料	—																																																																																
運転操作	運転操作、自然現象、人為事 業、漏水、火災 対象外(上述要因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																															
サポート系設備	対象外(サポートなし)	対象外																																																																															
開港資料	伊-2 基本計測回路、伊-3 配置図																																																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第01項：計装設備</th> <th>第02項：構造</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第1章</td> <td>温度・圧力・圧力／屋外の実験／防振器</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>前蓋</td> <td>(省略：機器を保護する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>外における影響</td> <td>(周辺機器等から想影響により機器を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の障害</td> <td>(電線端により機器が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の特性</td> <td>第-1 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水特性</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設計・施設・新規機器・外部入力</td> <td>計測制御装置</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第-2 開放及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>切替元件</td> <td>本体の開閉として使用 - 切替不能</td> <td>B5</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第-4 基盤図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>卷き・機器・機器</td> <td>系統設計・回路の構成</td> <td>A-3</td> </tr> <tr> <td>卷き・機器</td> <td>その他の機器</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>卷き・開閉資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計測場所</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1章 第1項 第01項</td> <td>省略 A の容量</td> <td>設計監査対象部位の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1章 第1項 第02項</td> <td>充電の禁止</td> <td>(実現しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1章 第2項 第01項</td> <td>空気・環境条件、自然規則、人為要 求、漏水、火災</td> <td>防火設備 - 制御 (代替対象Bの設備あり) 一括内</td> <td>A-a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>リモート制御</td> <td>対象外 (リモート非なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1章 第2項 第02項</td> <td>開通資料</td> <td>第-2 単機能装置、第-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第01項：計装設備		第02項：構造	類型化区分	第1章	温度・圧力・圧力／屋外の実験／防振器	その他の機器内	C	前蓋	(省略：機器を保護する)	-	海水	海水を通さない	対象外	外における影響	(周辺機器等から想影響により機器を失うおそれがない)	-	電線の障害	(電線端により機器が損なわれない)	-	電線の特性	第-1 配置図	-	海水特性	操作不能	対象外	関連資料	-	-	設計・施設・新規機器・外部入力	計測制御装置	K	関連資料	第-2 開放及び検査	-	切替元件	本体の開閉として使用 - 切替不能	B5	関連資料	第-4 基盤図	-	卷き・機器・機器	系統設計・回路の構成	A-3	卷き・機器	その他の機器	対象外	卷き・開閉資料	-	-	計測場所	操作不能	対象外	関連資料	-	-	第1章 第1項 第01項	省略 A の容量	設計監査対象部位の系統及び機器の容量等が十分	計	関連資料	-	-	-	第1章 第1項 第02項	充電の禁止	(実現しない設備)	-	関連資料	-	-	-	第1章 第2項 第01項	空気・環境条件、自然規則、人為要 求、漏水、火災	防火設備 - 制御 (代替対象Bの設備あり) 一括内	A-a	関連資料	リモート制御	対象外 (リモート非なし)	対象外	第1章 第2項 第02項	開通資料	第-2 単機能装置、第-3 配置図	-		
第01項：計装設備		第02項：構造	類型化区分																																																																																				
第1章	温度・圧力・圧力／屋外の実験／防振器	その他の機器内	C																																																																																				
	前蓋	(省略：機器を保護する)	-																																																																																				
	海水	海水を通さない	対象外																																																																																				
	外における影響	(周辺機器等から想影響により機器を失うおそれがない)	-																																																																																				
	電線の障害	(電線端により機器が損なわれない)	-																																																																																				
	電線の特性	第-1 配置図	-																																																																																				
	海水特性	操作不能	対象外																																																																																				
	関連資料	-	-																																																																																				
	設計・施設・新規機器・外部入力	計測制御装置	K																																																																																				
	関連資料	第-2 開放及び検査	-																																																																																				
	切替元件	本体の開閉として使用 - 切替不能	B5																																																																																				
	関連資料	第-4 基盤図	-																																																																																				
卷き・機器・機器	系統設計・回路の構成	A-3																																																																																					
卷き・機器	その他の機器	対象外																																																																																					
卷き・開閉資料	-	-																																																																																					
計測場所	操作不能	対象外																																																																																					
関連資料	-	-																																																																																					
第1章 第1項 第01項	省略 A の容量	設計監査対象部位の系統及び機器の容量等が十分	計																																																																																				
関連資料	-	-	-																																																																																				
第1章 第1項 第02項	充電の禁止	(実現しない設備)	-																																																																																				
関連資料	-	-	-																																																																																				
第1章 第2項 第01項	空気・環境条件、自然規則、人為要 求、漏水、火災	防火設備 - 制御 (代替対象Bの設備あり) 一括内	A-a																																																																																				
関連資料	リモート制御	対象外 (リモート非なし)	対象外																																																																																				
第1章 第2項 第02項	開通資料	第-2 単機能装置、第-3 配置図	-																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第58条：計装設備</th> <th>4-20号発電所</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号</td> <td>監視・制御・圧力／操作の手段／放射線</td> <td>その他の中屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を遮れしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(周辺機器等から想影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機器が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>40-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2号</td> <td>試験・検査（機器、系統機或、外部入力）</td> <td>計測制御設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>40-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>初期正性</td> <td>本來の用途として使用一切皆不要</td> <td>BII</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>40-4 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3号</td> <td>寒</td> <td>系統設計</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>その他の（機器物）</td> <td>施設と同様の系統構成</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>寒</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装順序</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4号</td> <td>建設SAの信頼</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実用の禁止</td> <td>(非用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5号</td> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>寒</td> <td>環境条件、自然現象、人为事象、雨水、大火</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>寒</td> <td>防止装置・対策（代替対策無設置あり）－屋内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>寒</td> <td>サボート系故障 対象外（サボート系なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>開港資料</td> <td>40-2 基礎基盤図、40-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第58条：計装設備		4-20号発電所	類型化区分	第1号	監視・制御・圧力／操作の手段／放射線	その他の中屋内	C	荷重	(荷重に機能を發揮する)	—	雨水	雨水を遮れしない	対象外	他設備からの影響	(周辺機器等から想影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機器が損なわれない)	—	開港資料	40-3 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	開港資料	—	—	第2号	試験・検査（機器、系統機或、外部入力）	計測制御設備	C	開港資料	40-3 試験及び検査	—	初期正性	本來の用途として使用一切皆不要	BII	開港資料	40-4 施設図	—	第3号	寒	系統設計	A d	その他の（機器物）	施設と同様の系統構成	—	寒	対象外	対象外	計装順序	操作不要	対象外	開港資料	—	—	第4号	建設SAの信頼	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	開港資料	—	—	実用の禁止	(非用しない設備)	—	第5号	開港資料	—	—	寒	環境条件、自然現象、人为事象、雨水、大火	A a	寒	防止装置・対策（代替対策無設置あり）－屋内	—	寒	サボート系故障 対象外（サボート系なし）	対象外	第6号	開港資料	40-2 基礎基盤図、40-3 配置図	—	
第58条：計装設備		4-20号発電所	類型化区分																																																																																				
第1号	監視・制御・圧力／操作の手段／放射線	その他の中屋内	C																																																																																				
	荷重	(荷重に機能を發揮する)	—																																																																																				
	雨水	雨水を遮れしない	対象外																																																																																				
	他設備からの影響	(周辺機器等から想影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																				
	電磁的障害	(電磁波により機器が損なわれない)	—																																																																																				
	開港資料	40-3 配置図	—																																																																																				
	操作性	操作不要	対象外																																																																																				
	開港資料	—	—																																																																																				
	第2号	試験・検査（機器、系統機或、外部入力）	計測制御設備	C																																																																																			
		開港資料	40-3 試験及び検査	—																																																																																			
初期正性		本來の用途として使用一切皆不要	BII																																																																																				
開港資料		40-4 施設図	—																																																																																				
第3号	寒	系統設計	A d																																																																																				
	その他の（機器物）	施設と同様の系統構成	—																																																																																				
	寒	対象外	対象外																																																																																				
	計装順序	操作不要	対象外																																																																																				
	開港資料	—	—																																																																																				
第4号	建設SAの信頼	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																				
	開港資料	—	—																																																																																				
	実用の禁止	(非用しない設備)	—																																																																																				
第5号	開港資料	—	—																																																																																				
	寒	環境条件、自然現象、人为事象、雨水、大火	A a																																																																																				
	寒	防止装置・対策（代替対策無設置あり）－屋内	—																																																																																				
	寒	サボート系故障 対象外（サボート系なし）	対象外																																																																																				
第6号	開港資料	40-2 基礎基盤図、40-3 配置図	—																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																	
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1章 基本仕様</th> <th>1230kW主発電機用電圧</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境条件</td> <td>温度・湿度・压力 ノイズ等の実験・照射試験</td> <td>その他建屋内</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有因・無因を実験する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>耐震強度の影響</td> <td>(現地機器等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>電磁界による機器が損なわぬなり</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>付-1 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作・検査</td> <td>(操作性、不被構成・外器入力) 計測制御装置</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>付-2 設置及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項</td> <td>初期充電</td> <td>本末の順序として使用一切手順</td> <td>B b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>付-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>整備</td> <td>定期点検</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>点検</td> <td>点検 (消耗物)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>修理</td> <td>修理</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>貯蔵場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運送</td> <td>運送 A の容量</td> <td>設計基準対象施設の量及び機器の重量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯蔵の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第12項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>点検</td> <td>構造条件、自然現象、人為事象 風、潮汐、火災</td> <td>改正設備一式新（代替対象の設備あり）一定内</td> </tr> <tr> <td>定期点検</td> <td>定期点検 (サポート承認)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保守</td> <td>付-2 定期点検図、付-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修理</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯蔵</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運送</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯蔵場所</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運送</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1章 基本仕様		1230kW主発電機用電圧	類型化区分	第1項	環境条件	温度・湿度・压力 ノイズ等の実験・照射試験	その他建屋内	荷重	(有因・無因を実験する)	—	海水	海水を過水しない	対象外	耐震強度の影響	(現地機器等から影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	電磁界による機器が損なわぬなり	—	関連資料	付-1 配置図		操作性	操作手順	対象外	関連資料	—		操作・検査	(操作性、不被構成・外器入力) 計測制御装置	K	関連資料	付-2 設置及び検査		第4項	初期充電	本末の順序として使用一切手順	B b	関連資料	付-4 系統図		整備	定期点検	A d	点検	点検 (消耗物)	対象外	修理	修理	対象外	貯蔵場所	操作不要	対象外	関連資料	—		運送	運送 A の容量	設計基準対象施設の量及び機器の重量等が十分	B	関連資料	—		貯蔵の禁止	(未用しない設備)	—	第12項	関連資料	—		点検	構造条件、自然現象、人為事象 風、潮汐、火災	改正設備一式新（代替対象の設備あり）一定内	定期点検	定期点検 (サポート承認)	対象外	保守	付-2 定期点検図、付-3 配置図		修理	—		貯蔵	—		運送	—		貯蔵場所	—		関連資料	—		運送	—		
第1章 基本仕様		1230kW主発電機用電圧	類型化区分																																																																																																	
第1項	環境条件	温度・湿度・压力 ノイズ等の実験・照射試験	その他建屋内																																																																																																	
	荷重	(有因・無因を実験する)	—																																																																																																	
	海水	海水を過水しない	対象外																																																																																																	
	耐震強度の影響	(現地機器等から影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																	
	電磁的障害	電磁界による機器が損なわぬなり	—																																																																																																	
	関連資料	付-1 配置図																																																																																																		
	操作性	操作手順	対象外																																																																																																	
	関連資料	—																																																																																																		
	操作・検査	(操作性、不被構成・外器入力) 計測制御装置	K																																																																																																	
	関連資料	付-2 設置及び検査																																																																																																		
第4項	初期充電	本末の順序として使用一切手順	B b																																																																																																	
	関連資料	付-4 系統図																																																																																																		
	整備	定期点検	A d																																																																																																	
	点検	点検 (消耗物)	対象外																																																																																																	
	修理	修理	対象外																																																																																																	
	貯蔵場所	操作不要	対象外																																																																																																	
	関連資料	—																																																																																																		
	運送	運送 A の容量	設計基準対象施設の量及び機器の重量等が十分	B																																																																																																
	関連資料	—																																																																																																		
	貯蔵の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																																	
第12項	関連資料	—																																																																																																		
	点検	構造条件、自然現象、人為事象 風、潮汐、火災	改正設備一式新（代替対象の設備あり）一定内																																																																																																	
	定期点検	定期点検 (サポート承認)	対象外																																																																																																	
	保守	付-2 定期点検図、付-3 配置図																																																																																																		
	修理	—																																																																																																		
	貯蔵	—																																																																																																		
	運送	—																																																																																																		
	貯蔵場所	—																																																																																																		
	関連資料	—																																																																																																		
	運送	—																																																																																																		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計裝設備（補足說明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																										
	<p align="center">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第5章：設備設置</th> <th>ISDN直通再生機器電球</th> <th>整備化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回</td> <td>電気・機械・ガス ノルムの文様／別解説</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重 操作性 に付ける 影響の 評価</td> <td>(荷重に構造を支障する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を遮さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地設備からの影響</td> <td>(周辺施設等から悪影響により構造を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電気的騒音</td> <td>(電気騒音により構造が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>Se-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (操作性、系統構成・外部入力)</td> <td>Se-5 試験及び検査</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>Se-6 検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回</td> <td>切替文書</td> <td>本家の切替として使用～切替不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>Se-7 検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港 港 港 港 港 港 港 港 港 港</td> <td>系統設計 その他の機器物</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回</td> <td>資材SAの必要 開港資料</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分 —</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回</td> <td>凡用の禁止 開港資料</td> <td>(凡用しない設備) —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回</td> <td>構造条件、自然現象、入出事 件、火災 開港資料</td> <td>修正設備～対象(代替対象の設備なし)～屋内</td> <td>A-a</td> </tr> <tr> <td>第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回</td> <td>ナビゲーション 開港資料</td> <td>対象外(ナビゲート表なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回</td> <td>開港資料</td> <td>Se-2 常規設備図、Se-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第5章：設備設置		ISDN直通再生機器電球	整備化区分	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	電気・機械・ガス ノルムの文様／別解説	その他の建屋内	C	荷重 操作性 に付ける 影響の 評価	(荷重に構造を支障する)	—	雨水	雨水を遮さない	対象外	地設備からの影響	(周辺施設等から悪影響により構造を失うおそれがない)	—	電気的騒音	(電気騒音により構造が損なわれない)	—	開港資料	Se-3 配置図		操作性	操作不要	対象外	開港資料	—		試験・検査 (操作性、系統構成・外部入力)	Se-5 試験及び検査	K	開港資料	Se-6 検査		第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	切替文書	本家の切替として使用～切替不要	対象外	開港資料	Se-7 検査		港 港 港 港 港 港 港 港 港 港	系統設計 その他の機器物	対象外	開港資料	—		設置場所	操作不要	対象外	開港資料	—		第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	資材SAの必要 開港資料	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分 —	対象外	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	凡用の禁止 開港資料	(凡用しない設備) —	—	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	構造条件、自然現象、入出事 件、火災 開港資料	修正設備～対象(代替対象の設備なし)～屋内	A-a	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	ナビゲーション 開港資料	対象外(ナビゲート表なし)	対象外	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	開港資料	Se-2 常規設備図、Se-3 配置図			
第5章：設備設置		ISDN直通再生機器電球	整備化区分																																																																										
第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	電気・機械・ガス ノルムの文様／別解説	その他の建屋内	C																																																																										
	荷重 操作性 に付ける 影響の 評価	(荷重に構造を支障する)	—																																																																										
	雨水	雨水を遮さない	対象外																																																																										
	地設備からの影響	(周辺施設等から悪影響により構造を失うおそれがない)	—																																																																										
	電気的騒音	(電気騒音により構造が損なわれない)	—																																																																										
	開港資料	Se-3 配置図																																																																											
	操作性	操作不要	対象外																																																																										
	開港資料	—																																																																											
	試験・検査 (操作性、系統構成・外部入力)	Se-5 試験及び検査	K																																																																										
	開港資料	Se-6 検査																																																																											
第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	切替文書	本家の切替として使用～切替不要	対象外																																																																										
	開港資料	Se-7 検査																																																																											
	港 港 港 港 港 港 港 港 港 港	系統設計 その他の機器物	対象外																																																																										
開港資料	—																																																																												
設置場所	操作不要	対象外																																																																											
開港資料	—																																																																												
第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	資材SAの必要 開港資料	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分 —	対象外																																																																										
第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	凡用の禁止 開港資料	(凡用しない設備) —	—																																																																										
第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	構造条件、自然現象、入出事 件、火災 開港資料	修正設備～対象(代替対象の設備なし)～屋内	A-a																																																																										
第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	ナビゲーション 開港資料	対象外(ナビゲート表なし)	対象外																																																																										
第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回	開港資料	Se-2 常規設備図、Se-3 配置図																																																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
	<table border="1"> <caption>記載箇所：計装設備</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">記載箇所：計装設備</th> <th>123泊発電所2号炉</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1章 運転操作 第1回 操作性 第2回 開通資料</td> <td>蒸気・圧縮・圧力 ／周囲の大廻り／防射線</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>制動 (有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響 (周辺機器等から影響額に上り機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害 (電磁波により機器が働きわらない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料 第1-1 配置図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性 操作不要</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料 —</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (機器性、非破壊検査・外部入力)</td> <td>計測制御装置</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開通資料 第1-3 試験及び検査</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第4章 切替正確性 第5章 系統設置 第6章 設置場所 第7章 開通資料</td> <td>切替正確性 本來の用途として使用一切切替手順</td> <td>目的</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料 第1-4 施設図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設置 どの地</td> <td>A.e</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>どの地 (機器物) 対象外</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料 —</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第11章 運転の禁止 第12章 開通資料</td> <td>運転の禁止 運転等の一対を本來の目的として設置するもの</td> <td>A</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料 —</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>運転の禁止 (適用しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料 —</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第13章 運転の禁止 第14章 開通資料</td> <td>運転の禁止 運転条件、自然現象、人为事 件、風向、水位 防止設備一対を(代替対象機器あり)一箇所</td> <td>A.a</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>運転の禁止 対象外 (データなし)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料 第1-2 単機能図、第1-3 配置図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料 —</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	記載箇所：計装設備		123泊発電所2号炉	類型化区分	第1章 運転操作 第1回 操作性 第2回 開通資料	蒸気・圧縮・圧力 ／周囲の大廻り／防射線	その他の機器内	C	制動 (有効に機能を發揮する)	—	—	海水を過水しない	対象外	—	他設備からの影響 (周辺機器等から影響額に上り機能を失うおそれがない)	—	—	電磁的障害 (電磁波により機器が働きわらない)	—	—	開通資料 第1-1 配置図	—	—	操作性 操作不要	対象外	—	開通資料 —	—	—	試験・検査 (機器性、非破壊検査・外部入力)	計測制御装置	C	開通資料 第1-3 試験及び検査	—	—	第4章 切替正確性 第5章 系統設置 第6章 設置場所 第7章 開通資料	切替正確性 本來の用途として使用一切切替手順	目的	—	開通資料 第1-4 施設図	—	—	系統設置 どの地	A.e	—	どの地 (機器物) 対象外	—	—	開通資料 —	—	—	第11章 運転の禁止 第12章 開通資料	運転の禁止 運転等の一対を本來の目的として設置するもの	A	—	開通資料 —	—	—	運転の禁止 (適用しない設備)	—	—	開通資料 —	—	—	第13章 運転の禁止 第14章 開通資料	運転の禁止 運転条件、自然現象、人为事 件、風向、水位 防止設備一対を(代替対象機器あり)一箇所	A.a	—	運転の禁止 対象外 (データなし)	対象外	—	開通資料 第1-2 単機能図、第1-3 配置図	—	—	開通資料 —	—	—		
記載箇所：計装設備		123泊発電所2号炉	類型化区分																																																																													
第1章 運転操作 第1回 操作性 第2回 開通資料	蒸気・圧縮・圧力 ／周囲の大廻り／防射線	その他の機器内	C																																																																													
	制動 (有効に機能を發揮する)	—	—																																																																													
	海水を過水しない	対象外	—																																																																													
	他設備からの影響 (周辺機器等から影響額に上り機能を失うおそれがない)	—	—																																																																													
	電磁的障害 (電磁波により機器が働きわらない)	—	—																																																																													
	開通資料 第1-1 配置図	—	—																																																																													
	操作性 操作不要	対象外	—																																																																													
	開通資料 —	—	—																																																																													
	試験・検査 (機器性、非破壊検査・外部入力)	計測制御装置	C																																																																													
	開通資料 第1-3 試験及び検査	—	—																																																																													
第4章 切替正確性 第5章 系統設置 第6章 設置場所 第7章 開通資料	切替正確性 本來の用途として使用一切切替手順	目的	—																																																																													
	開通資料 第1-4 施設図	—	—																																																																													
	系統設置 どの地	A.e	—																																																																													
	どの地 (機器物) 対象外	—	—																																																																													
	開通資料 —	—	—																																																																													
第11章 運転の禁止 第12章 開通資料	運転の禁止 運転等の一対を本來の目的として設置するもの	A	—																																																																													
	開通資料 —	—	—																																																																													
	運転の禁止 (適用しない設備)	—	—																																																																													
	開通資料 —	—	—																																																																													
第13章 運転の禁止 第14章 開通資料	運転の禁止 運転条件、自然現象、人为事 件、風向、水位 防止設備一対を(代替対象機器あり)一箇所	A.a	—																																																																													
	運転の禁止 対象外 (データなし)	対象外	—																																																																													
	開通資料 第1-2 単機能図、第1-3 配置図	—	—																																																																													
	開通資料 —	—	—																																																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第28条：計装設備</th> <th>1231直直主作蔵2B-1電圧</th> <th>整量化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1組 第1号</td> <td>基底、層底、圧力 （条件の入出力、抑制器）</td> <td>その他の中間内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>（直角に機関を発揮する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を遮るしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地盤からの影響</td> <td>（周辺機器等から影響により機関を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>（電磁界により機能が損なわれる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>2B-1 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2組 第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3組 第3号</td> <td>試験・検査 (検査・系統構成、外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>2B-1 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4組 第4号</td> <td>回替立会</td> <td>本家の規定として使用一切皆手廻</td> <td>B-L</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>2B-1 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5組 第5号</td> <td>運転</td> <td>その他</td> <td>A-e</td> </tr> <tr> <td>運転（機器）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6組 第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第7組 第7号</td> <td>建設SAの特徴</td> <td>最大事故への対応を本家の目的として計画するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8組 第8号</td> <td>充電の禁止</td> <td>（充電しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9組 第9号</td> <td>運転</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転（機器）</td> <td>防止装置（代替対策設備あり）一室内</td> <td>A-a</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>対象外（サポート系統なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10組 第10号</td> <td>運転</td> <td>2B-2 申請届提出、2B-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第28条：計装設備		1231直直主作蔵2B-1電圧	整量化区分	第1組 第1号	基底、層底、圧力 （条件の入出力、抑制器）	その他の中間内	C	荷重	（直角に機関を発揮する）	—	雨水	雨水を遮るしない	対象外	地盤からの影響	（周辺機器等から影響により機関を失うおそれがない）	—	電磁的障害	（電磁界により機能が損なわれる）	—	開港資料	2B-1 配置図		第2組 第2号	操作性	操作不要	対象外	開港資料	—		第3組 第3号	試験・検査 (検査・系統構成、外部入力)	計測制御設備	B	開港資料	2B-1 試験及び検査		第4組 第4号	回替立会	本家の規定として使用一切皆手廻	B-L	開港資料	2B-1 施設図		第5組 第5号	運転	その他	A-e	運転（機器）	対象外	対象外	開港資料	—		第6組 第6号	設置場所	操作不要	対象外	開港資料	—		第7組 第7号	建設SAの特徴	最大事故への対応を本家の目的として計画するもの	A	開港資料	—		第8組 第8号	充電の禁止	（充電しない設備）	—	開港資料	—		第9組 第9号	運転	—		運転（機器）	防止装置（代替対策設備あり）一室内	A-a	開港資料	対象外（サポート系統なし）	対象外	第10組 第10号	運転	2B-2 申請届提出、2B-3 配置図		開港資料				
第28条：計装設備		1231直直主作蔵2B-1電圧	整量化区分																																																																																												
第1組 第1号	基底、層底、圧力 （条件の入出力、抑制器）	その他の中間内	C																																																																																												
	荷重	（直角に機関を発揮する）	—																																																																																												
	雨水	雨水を遮るしない	対象外																																																																																												
	地盤からの影響	（周辺機器等から影響により機関を失うおそれがない）	—																																																																																												
	電磁的障害	（電磁界により機能が損なわれる）	—																																																																																												
開港資料	2B-1 配置図																																																																																														
第2組 第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																												
	開港資料	—																																																																																													
第3組 第3号	試験・検査 (検査・系統構成、外部入力)	計測制御設備	B																																																																																												
	開港資料	2B-1 試験及び検査																																																																																													
第4組 第4号	回替立会	本家の規定として使用一切皆手廻	B-L																																																																																												
	開港資料	2B-1 施設図																																																																																													
第5組 第5号	運転	その他	A-e																																																																																												
	運転（機器）	対象外	対象外																																																																																												
	開港資料	—																																																																																													
第6組 第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																												
	開港資料	—																																																																																													
第7組 第7号	建設SAの特徴	最大事故への対応を本家の目的として計画するもの	A																																																																																												
	開港資料	—																																																																																													
	第8組 第8号	充電の禁止	（充電しない設備）	—																																																																																											
	開港資料	—																																																																																													
第9組 第9号	運転	—																																																																																													
	運転（機器）	防止装置（代替対策設備あり）一室内	A-a																																																																																												
	開港資料	対象外（サポート系統なし）	対象外																																																																																												
第10組 第10号	運転	2B-2 申請届提出、2B-3 配置図																																																																																													
	開港資料																																																																																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第1章 基本構造</th> <th>2500MW主系発電用</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1章</td> <td>第1項 基本構造</td> <td>蓄電・揚水・圧力 ・発電の手段・計測器</td> <td>その他の中屋内</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に拘泥せんとする)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地盤構造</td> <td>(周辺機器等から地盤影響により機器を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電気的障害</td> <td>(電気部により機器が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>3a-1 配管用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3項 機器・装置 (操作性、荷重・蓄電構成・開通入力)</td> <td>計測制御装置</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>3a-2 調節及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4章 機器・装置</td> <td>切替式</td> <td>本来の用途として使用一切皆不要</td> <td>B b</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>3a-4 索綱用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5項 機器・装置</td> <td>系統装置</td> <td>該装置と同様の系統構成</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>その他 (用物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6章 機器・装置</td> <td>蓄電方式の分類</td> <td>最大事故時の対応を本業の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7章 機器・装置</td> <td>共用の機器</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第8章 機器・装置</td> <td>内燃機関</td> <td>発電機、自然電車、人為車 車、船、大気</td> <td>対象外 (共通型因の考慮対象設備なし)</td> </tr> <tr> <td>半導体素子</td> <td>半導体 (セミコンダクタ)</td> <td>対象外 (セミコンダクタなし)</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>3a-2 事務監視用、3a-3 配管用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1章 基本構造		2500MW主系発電用	類型化区分	第1章	第1項 基本構造	蓄電・揚水・圧力 ・発電の手段・計測器	その他の中屋内	荷重	(荷重に拘泥せんとする)	—	海水	海水を過水しない	対象外	地盤構造	(周辺機器等から地盤影響により機器を失うおそれがない)	—	電気的障害	(電気部により機器が損なわれない)	—	開通資料	3a-1 配管用		操作性	操作不要	対象外	開通資料	—		第3項 機器・装置 (操作性、荷重・蓄電構成・開通入力)	計測制御装置	A	開通資料	3a-2 調節及び検査		第4章 機器・装置	切替式	本来の用途として使用一切皆不要	B b	開通資料	3a-4 索綱用		第5項 機器・装置	系統装置	該装置と同様の系統構成	A d	開通資料	その他 (用物)	対象外	対象外	開通資料	—		設置場所	操作不要	対象外	開通資料	—		第6章 機器・装置	蓄電方式の分類	最大事故時の対応を本業の目的として設置するもの	A	開通資料	—		第7章 機器・装置	共用の機器	(共用しない設備)	—	開通資料	—		第8章 機器・装置	内燃機関	発電機、自然電車、人為車 車、船、大気	対象外 (共通型因の考慮対象設備なし)	半導体素子	半導体 (セミコンダクタ)	対象外 (セミコンダクタなし)	開通資料	3a-2 事務監視用、3a-3 配管用			
第1章 基本構造		2500MW主系発電用	類型化区分																																																																																			
第1章	第1項 基本構造	蓄電・揚水・圧力 ・発電の手段・計測器	その他の中屋内																																																																																			
	荷重	(荷重に拘泥せんとする)	—																																																																																			
	海水	海水を過水しない	対象外																																																																																			
	地盤構造	(周辺機器等から地盤影響により機器を失うおそれがない)	—																																																																																			
	電気的障害	(電気部により機器が損なわれない)	—																																																																																			
	開通資料	3a-1 配管用																																																																																				
	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	開通資料	—																																																																																				
	第3項 機器・装置 (操作性、荷重・蓄電構成・開通入力)	計測制御装置	A																																																																																			
	開通資料	3a-2 調節及び検査																																																																																				
第4章 機器・装置	切替式	本来の用途として使用一切皆不要	B b																																																																																			
	開通資料	3a-4 索綱用																																																																																				
	第5項 機器・装置	系統装置	該装置と同様の系統構成	A d																																																																																		
	開通資料	その他 (用物)	対象外	対象外																																																																																		
	開通資料	—																																																																																				
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																			
	開通資料	—																																																																																				
	第6章 機器・装置	蓄電方式の分類	最大事故時の対応を本業の目的として設置するもの	A																																																																																		
	開通資料	—																																																																																				
	第7章 機器・装置	共用の機器	(共用しない設備)	—																																																																																		
開通資料	—																																																																																					
第8章 機器・装置	内燃機関	発電機、自然電車、人為車 車、船、大気	対象外 (共通型因の考慮対象設備なし)																																																																																			
	半導体素子	半導体 (セミコンダクタ)	対象外 (セミコンダクタなし)																																																																																			
	開通資料	3a-2 事務監視用、3a-3 配管用																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">記述番号：計装設備</th> <th>記述番号：計装設備</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 第1号</td> <td>蓄電・周波数・圧力／操作のための装置</td> <td>その他内蔵装置</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(前項に機器を充填する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を遮れしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>包装</td> <td>(同上機器外から想定衝撃により機器を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>包装傷害からの影響</td> <td>(同上機器外から想定衝撃により機器を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源の障害</td> <td>(電源喪失により機器が動作しない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>III-1 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2号</td> <td>測定・検査 (監査、系装置成・外部人力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>III-1 試験及び検査</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3項 第3号</td> <td>回転式</td> <td>本体の用途として使用～切替不要</td> <td>B/E</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>III-1 開港図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4項 第4号</td> <td>正確度計 (その他の(推測性))</td> <td>測定と回路の正確度</td> <td>A/d</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>回転式</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第5項 第5号</td> <td>回路構成</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6項 第6号</td> <td>運営SAの内容</td> <td>計計基本対象施設の系統及び機器の質量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7項 第7号</td> <td>実施の検証</td> <td>(実用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8項 第8号</td> <td>環境条件、自然現象、人為要因、漏水、大火</td> <td>対象外（共通要因の考慮対象設備なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>サポート系設備</td> <td>対象外（サポート系なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>III-2 基本配置図、III-1 配置図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	記述番号：計装設備		記述番号：計装設備	類型化区分	第1項 第1号	蓄電・周波数・圧力／操作のための装置	その他内蔵装置	C	荷重	(前項に機器を充填する)	—	雨水	雨水を遮れしない	対象外	包装	(同上機器外から想定衝撃により機器を失うおそれがない)	—	包装傷害からの影響	(同上機器外から想定衝撃により機器を失うおそれがない)	—	電源の障害	(電源喪失により機器が動作しない)	—	開港資料	III-1 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	開港資料	—	—	第2項 第2号	測定・検査 (監査、系装置成・外部人力)	計測制御設備	A	開港資料	III-1 試験及び検査	—	—	第3項 第3号	回転式	本体の用途として使用～切替不要	B/E	開港資料	III-1 開港図	—	—	第4項 第4号	正確度計 (その他の(推測性))	測定と回路の正確度	A/d	開港資料	回転式	対象外	対象外	第5項 第5号	回路構成	操作不要	対象外	開港資料	—	—	—	第6項 第6号	運営SAの内容	計計基本対象施設の系統及び機器の質量等が十分	B	開港資料	—	—	—	第7項 第7号	実施の検証	(実用しない設備)	—	開港資料	—	—	—	第8項 第8号	環境条件、自然現象、人為要因、漏水、大火	対象外（共通要因の考慮対象設備なし）	対象外	開港資料	サポート系設備	対象外（サポート系なし）	対象外	開港資料	III-2 基本配置図、III-1 配置図	—	—	
記述番号：計装設備		記述番号：計装設備	類型化区分																																																																																											
第1項 第1号	蓄電・周波数・圧力／操作のための装置	その他内蔵装置	C																																																																																											
	荷重	(前項に機器を充填する)	—																																																																																											
	雨水	雨水を遮れしない	対象外																																																																																											
	包装	(同上機器外から想定衝撃により機器を失うおそれがない)	—																																																																																											
	包装傷害からの影響	(同上機器外から想定衝撃により機器を失うおそれがない)	—																																																																																											
	電源の障害	(電源喪失により機器が動作しない)	—																																																																																											
	開港資料	III-1 配置図	—																																																																																											
	操作性	操作不要	対象外																																																																																											
	開港資料	—	—																																																																																											
	第2項 第2号	測定・検査 (監査、系装置成・外部人力)	計測制御設備	A																																																																																										
開港資料	III-1 試験及び検査	—	—																																																																																											
第3項 第3号	回転式	本体の用途として使用～切替不要	B/E																																																																																											
開港資料	III-1 開港図	—	—																																																																																											
第4項 第4号	正確度計 (その他の(推測性))	測定と回路の正確度	A/d																																																																																											
開港資料	回転式	対象外	対象外																																																																																											
第5項 第5号	回路構成	操作不要	対象外																																																																																											
開港資料	—	—	—																																																																																											
第6項 第6号	運営SAの内容	計計基本対象施設の系統及び機器の質量等が十分	B																																																																																											
開港資料	—	—	—																																																																																											
第7項 第7号	実施の検証	(実用しない設備)	—																																																																																											
開港資料	—	—	—																																																																																											
第8項 第8号	環境条件、自然現象、人為要因、漏水、大火	対象外（共通要因の考慮対象設備なし）	対象外																																																																																											
開港資料	サポート系設備	対象外（サポート系なし）	対象外																																																																																											
開港資料	III-2 基本配置図、III-1 配置図	—	—																																																																																											